

平成24年吉崎市議会定例会 9月会議 会議録目次

審議期間日程	1
上程案件及び処理結果	2
一般質問通告者及び質問事項一覧	5
第1日（9月11日 火曜日）	
議事日程表（第1号）	7
出席議員及び説明のために出席した者	9
開 議	10
会議録署名議員の指名	10
審議期間の決定	10
諸般の報告	11
行政報告	12
議案説明	
報告第10号 平成23年度財団法人吉岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の 報告について	20
報告第11号 平成23年度吉岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況 の報告について	22
報告第12号 平成23年度株式会社吉岐カントリー倶楽部に係る経営状況の 報告について	23
報告第13号 平成23年度財団法人吉岐市開発公社事業会計収支決算の報告 について	25
報告第14号 平成23年度吉岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報 告について	26
議案第67号 平成23年度吉岐市病院事業会計（かたばる病院事業会計）未 処分利益剰余金の処分について	26
議案第68号 平成23年度吉岐市水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ いて	27
議案第69号 吉岐市防災会議条例の一部改正について	28
議案第70号 吉岐市災害対策本部条例の一部改正について	28
議案第71号 吉岐市税条例の一部改正について	29
議案第72号 吉岐市国民宿舎条例の一部改正について	30

議案第 7 3 号	吉崎市火災予防条例の一部改正について	3 1
議案第 7 4 号	公の施設の指定管理者の指定について	3 1
議案第 7 5 号	武生水 C 辺地（変更）、渡良 B 辺地（変更）、初山 B 辺地、東 可須辺地（変更）、立石辺地（変更）及び石田辺地（変更）に 係る総合整備計画の策定について	3 2
議案第 7 6 号	平成 2 4 年度吉崎市一般会計補正予算（第 4 号）	3 3
議案第 7 7 号	平成 2 4 年度吉崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	4 0
議案第 7 8 号	平成 2 4 年度吉崎市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	4 0
議案第 7 9 号	平成 2 4 年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	4 1
議案第 8 0 号	平成 2 4 年度吉崎市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	4 2
議案第 8 1 号	平成 2 4 年度吉崎市農業機械銀行特別会計補正予算（第 1 号）	4 2
認定第 1 号	平成 2 3 年度吉崎市一般会計歳入歳出決算認定について	4 3
認定第 2 号	平成 2 3 年度吉崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定 について	4 4
認定第 3 号	平成 2 3 年度吉崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認 定について	4 5
認定第 4 号	平成 2 3 年度吉崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	4 5
認定第 5 号	平成 2 3 年度吉崎市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	4 6
認定第 6 号	平成 2 3 年度吉崎市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい て	4 7
認定第 7 号	平成 2 3 年度吉崎市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決 算認定について	4 8
認定第 8 号	平成 2 3 年度吉崎市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	4 9
認定第 9 号	平成 2 3 年度吉崎市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定につ	

いて	5 0
認定第 1 0 号 平成 2 3 年度吉崎市病院事業会計決算認定について	5 1
認定第 1 1 号 平成 2 3 年度吉崎市水道事業会計決算認定について	5 4
監査報告	5 5
議案説明	
陳情第 3 号 「吉崎市芦辺町瀬戸浦の市道、恵美須～大久保線の幅員拡張工事」 に関する陳情	5 6
第 2 日 (9 月 1 8 日 火曜日)	
議事日程表 (第 2 号)	5 9
出席議員及び説明のために出席した者	6 0
議案に対する質疑、報告済	
報告第 1 0 号 平成 2 3 年度財団法人吉岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の 報告について	6 3
報告第 1 1 号 平成 2 3 年度吉岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況 の報告について	6 3
報告第 1 2 号 平成 2 3 年度株式会社吉岐カントリー倶楽部に係る経営状況の 報告について	6 3
報告第 1 3 号 平成 2 3 年度財団法人吉岐市開発公社事業会計収支決算の報告 について	6 3
報告第 1 4 号 平成 2 3 年度吉崎市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報 告について	6 3
議案の審議 (質疑、委員会付託省略、討論、採決)	
議案第 6 7 号 平成 2 3 年度吉崎市病院事業会計 (かたばる病院事業会計) 未 処分利益剰余金の処分について	6 4
議案第 6 8 号 平成 2 3 年度吉崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ いて	6 4
議案に対する質疑	
議案第 6 9 号 吉崎市防災会議条例の一部改正について	6 5
議案第 7 0 号 吉崎市災害対策本部条例の一部改正について	6 7
議案第 7 1 号 吉崎市税条例の一部改正について	6 7
議案第 7 2 号 吉崎市国民宿舎条例の一部改正について	6 7

議案第 7 3 号	吉崎市火災予防条例の一部改正について	6 7
議案第 7 4 号	公の施設の指定管理者の指定について	6 8
議案第 7 5 号	武生水 C 辺地（変更）、渡良 B 辺地（変更）、初山 B 辺地、東 可須辺地（変更）、立石辺地（変更）及び石田辺地（変更）に 係る総合整備計画の策定について	6 9
議案第 7 6 号	平成 2 4 年度吉崎市一般会計補正予算（第 4 号）	6 9
議案第 7 7 号	平成 2 4 年度吉崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	6 9
議案第 7 8 号	平成 2 4 年度吉崎市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	7 0
議案第 7 9 号	平成 2 4 年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	7 1
議案第 8 0 号	平成 2 4 年度吉崎市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	7 1
議案第 8 1 号	平成 2 4 年度吉崎市農業機械銀行特別会計補正予算（第 1 号）	7 1
認定第 1 号	平成 2 3 年度吉崎市一般会計歳入歳出決算認定について	7 2
認定第 2 号	平成 2 3 年度吉崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定 について	7 2
認定第 3 号	平成 2 3 年度吉崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認 定について	7 2
認定第 4 号	平成 2 3 年度吉崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	7 2
認定第 5 号	平成 2 3 年度吉崎市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	7 2
認定第 6 号	平成 2 3 年度吉崎市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい て	7 2
認定第 7 号	平成 2 3 年度吉崎市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決 算認定について	7 2
認定第 8 号	平成 2 3 年度吉崎市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	7 3
認定第 9 号	平成 2 3 年度吉崎市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定につ	

いて	7 3
認定第 1 0 号 平成 2 3 年度老岐市病院事業会計決算認定について	7 3
認定第 1 1 号 平成 2 3 年度老岐市水道事業会計決算認定について	7 5
委員会付託（議案）	7 5
予算特別委員会の設置	7 6
決算特別委員会の設置	7 6
委員会付託（陳情）	
陳情第 3 号 「老岐市芦辺町瀬戸浦の市道、恵美須～大久保線の幅員拡張工事」 に関する陳情	7 7
市長提出追加議案（説明、質疑、委員会付託）	
議案第 8 2 号 八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の締結について	7 7
 第 3 日（9 月 1 9 日 水曜日）	
議事日程表（第 3 号）	7 9
出席議員及び説明のために出席した者	7 9
一般質問	8 0
1 4 番 榊原 伸 議員	8 1
8 番 今西 菊乃 議員	9 1
1 0 番 田原 輝男 議員	1 0 4
3 番 音嶋 正吾 議員	1 1 4
6 番 深見 義輝 議員	1 2 5
 第 4 日（9 月 2 0 日 木曜日）	
議事日程表（第 4 号）	1 3 9
出席議員及び説明のために出席した者	1 3 9
一般質問	1 4 0
1 3 番 鵜瀬 和博 議員	1 4 0
7 番 町田 正一 議員	1 5 3
2 番 呼子 好 議員	1 6 7
1 番 久保田恒憲 議員	1 7 3
1 7 番 瀬戸口和幸 議員	1 8 6

第5日(9月28日 金曜日)

議事日程表(第5号)	201
出席議員及び説明のために出席した者	202
会議録署名議員の指名	204
委員長報告、委員長に対する質疑	204
議案に対する討論、採決	
議案第69号 吉崎市防災会議条例の一部改正について	207
議案第70号 吉崎市災害対策本部条例の一部改正について	208
議案第71号 吉崎市税条例の一部改正について	208
議案第72号 吉崎市国民宿舎条例の一部改正について	208
議案第73号 吉崎市火災予防条例の一部改正について	209
議案第74号 公の施設の指定管理者の指定について	209
議案第75号 武生水C辺地(変更)、渡良B辺地(変更)、初山B辺地、東可須辺地(変更)、立石辺地(変更)及び石田辺地(変更)に係る総合整備計画の策定について	209
議案第76号 平成24年度吉崎市一般会計補正予算(第4号)	210
議案第77号 平成24年度吉崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	210
議案第78号 平成24年度吉崎市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	211
議案第79号 平成24年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	211
議案第80号 平成24年度吉崎市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	211
議案第81号 平成24年度吉崎市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)	212
議案第82号 八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の締結について	212
認定第1号 平成23年度吉崎市一般会計歳入歳出決算認定について	212
認定第2号 平成23年度吉崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	213
認定第5号 平成23年度吉崎市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	213

認定第 6 号	平成 2 3 年度沓岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 1 3
認定第 7 号	平成 2 3 年度沓岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 1 4
認定第 8 号	平成 2 3 年度沓岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 1 4
認定第 9 号	平成 2 3 年度沓岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	2 1 4
認定第 1 0 号	平成 2 3 年度沓岐市病院事業会計決算認定について	2 1 5
認定第 1 1 号	平成 2 3 年度沓岐市水道事業会計決算認定について	2 1 5
陳情第 3 号	「沓岐市芦辺町瀬戸浦の市道、恵美須～大久保線の幅員拡張工事」に関する陳情.....	2 1 5
議員提出議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）		
発議第 4 号	地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について	2 1 6
発議第 5 号	合併後の新市町への財政支援策の充実強化を求める意見書の提出について	2 1 7
議員派遣の件	2 1 9
市長の挨拶	2 1 9
散 会	2 2 0
資料		
議員派遣の件	2 2 3

平成24年壱岐市議会定例会 9月会議を、次のとおり開催します。

平成24年 9月 4日

壱岐市議会議長 市山 繁

- 1 期 日 平成24年 9月11日（火）
- 2 場 所 壱岐市議会議場（壱岐西部開発総合センター 2F）

平成24年壱岐市議会定例会 9月会議 審議期間日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	9月11日	火	本会議	再開 審議期間の決定 行政報告 議案説明 会議録署名議員の指名 諸般の報告 議案の上程
2	9月12日	水	休 会	（議案調査）
3	9月13日	木		質疑・一般質問通告書提出期限（正午まで） 議会運営委員会（午後1時30分～）
4	9月14日	金		（議案調査）
5	9月15日	土		（閉庁日）
6	9月16日	日		
7	9月17日	月		
8	9月18日	火		本会議
9	9月19日	水	一般質問（5人）	
10	9月20日	木	一般質問（5人）	
11	9月21日	金	委員会	常任委員会
12	9月22日	土	休 会	（閉庁日）
13	9月23日	日		
14	9月24日	月	委員会	予算特別委員会
15	9月25日	火	休 会	
16	9月26日	水	委員会	決算特別委員会
17	9月27日	木	休 会	（議事整理日）
18	9月28日	金	本会議	議案審議（委員長報告、討論、採決） 散会

平成24年吉崎市議会定例会 9月会議 上程案件及び議決結果一覧(1/2)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
報告第10号	平成23年度財団法人吉岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について	-	報告済 (9/18)
報告第11号	平成23年度吉岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について	-	報告済 (9/18)
報告第12号	平成23年度株式会社吉岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について	-	報告済 (9/18)
報告第13号	平成23年度財団法人吉岐市開発公社事業会計収支決算の報告について	-	報告済 (9/18)
報告第14号	平成23年度吉岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	-	報告済 (9/18)
議案第67号	平成23年度吉岐市病院事業会計(かたばる病院事業会計)未処分利益剰余金の処分について	省 略	原案のとおり可決 (9/18)
議案第68号	平成23年度吉岐市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	省 略	原案のとおり可決 (9/18)
議案第69号	吉岐市防災会議条例の一部改正について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/28)
議案第70号	吉岐市災害対策本部条例の一部改正について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/28)
議案第71号	吉岐市税条例の一部改正について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/28)
議案第72号	吉岐市国民宿舎条例の一部改正について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/28)
議案第73号	吉岐市火災予防条例の一部改正について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/28)
議案第74号	公の施設の指定管理者の指定について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/28)
議案第75号	武生水C辺地(変更)、渡良B辺地(変更)、初山B辺地、東可須辺地(変更)、立石辺地(変更)及び石田辺地(変更)に係る総合整備計画の策定について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/28)
議案第76号	平成24年度吉岐市一般会計補正予算(第4号)	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/28)
議案第77号	平成24年度吉岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/28)
議案第78号	平成24年度吉岐市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/28)
議案第79号	平成24年度吉岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/28)
議案第80号	平成24年度吉岐市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/28)
議案第81号	平成24年度吉岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/28)

平成24年吉岐市議会定例会 9月会議 上程案件及び議決結果一覧(2/2)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
議案第82号	八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の締結について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9 / 28)
認定第 1 号	平成 2 3 年度吉岐市一般会計歳入歳出決算認定について	決算特別委員会 認 定	認 定 (9 / 28)
認定第 2 号	平成 2 3 年度吉岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員会 認 定	認 定 (9 / 28)
認定第 3 号	平成 2 3 年度吉岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員会	継続審査
認定第 4 号	平成 2 3 年度吉岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員会	継続審査
認定第 5 号	平成 2 3 年度吉岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員会 認 定	認 定 (9 / 28)
認定第 6 号	平成 2 3 年度吉岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員会 認 定	認 定 (9 / 28)
認定第 7 号	平成 2 3 年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員会 認 定	認 定 (9 / 28)
認定第 8 号	平成 2 3 年度吉岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教常任委員会 認 定	認 定 (9 / 28)
認定第 9 号	平成 2 3 年度吉岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員会 認 定	認 定 (9 / 28)
認定第10号	平成 2 3 年度吉岐市病院事業会計決算認定について	厚生常任委員会 認 定	認 定 (9 / 28)
認定第11号	平成 2 3 年度吉岐市水道事業会計決算認定について	産業建設常任委員会 認 定	認 定 (9 / 28)
陳情第 3 号	「吉岐市芦辺町瀬戸浦の市道、恵美須～大久保線の幅員拡張工事」に関する陳情	産業建設常任委員会 採 択	採 択 (9 / 28)
発議第 4 号	地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について	省 略	原案のとおり可決 (9 / 28)
発議第 5 号	合併後の新市町への財政支援策の充実強化を求める意見書の提出について	省 略	原案のとおり可決 (9 / 28)

平成24年第壱岐市議会定例会 9月会議 上程及び議決件数

市長提出	上程	可決	否決	撤回	継続
条例制定、一部 改正、廃止	5	5			
-----	-----	-----	-----	-----	-----
予算	6	6			
-----	-----	-----	-----	-----	-----
その他	5	5			
-----	-----	-----	-----	-----	-----
報告	5	5			
-----	-----	-----	-----	-----	-----
決算認定 (内前回継続)	1 1	9			2
計	3 2	3 0			2

議員発議	上程	可決	否決	継続
発議 (条例制定) (一部改正)				
-----	-----	-----	-----	-----
発議 (意見書)	2	2		
-----	-----	-----	-----	-----
決議・その他				
計	2	2		
-----	-----	-----	-----	-----
請願・陳情等 (内前回継続)	1	1		
計	1	1		

平成24年吉岐市議会定例会 9月会議 一般質問一覧表

月日	順序	議員氏名	質問事項	質問の相手	ページ
9月19日 (水)	1	榊原 伸	指定管理者制度について ----- 消防署と消防団について	市長	~
	2	今西 菊乃	図書関連 ----- 子育て支援	教育長 市長	~
	3	田原 輝男	島内の道路整備について ----- 農業振興策について ----- レインボー運行について(唐津~長崎間)	市長	~
	4	音嶋 正吾	近隣諸国による領土問題への対処についての見解 ----- ふるさと納税の推進についての見解 ----- 地域の特性を活かした地方分権型教育委員会組織のあり方についての見解	市長、教育長 市長 教育長	~
	5	深見 義輝	学校教育のあり方について ----- 安心して学べる教育環境 ----- 安心安全な農水産物の発信	教育長 市長	~
9月20日 (木)	6	鵜瀬 和博	新離島振興法について	市長	~
	7	町田 正一	「いじめ」問題に対する吉岐市の対応について (文科省報告でも1年間に7万件の「いじめ」の報告が3年間つづいている。) 生活保護受給者の特養ホーム(ユニット型)入所について ----- 精神・知的・身体の障がい者の入所、援護施設の設置を求める	教育長 市長	~
	8	呼子 好	離島振興法の改正と農・水産業の振興計画を ----- 海岸の高潮対策 ----- 海岸の岸壁への階段の設置 ----- 廃校中学校の備品等の処理について	市長 教育長	~

	9	久保田恒憲	市民の健康維持に努め医療費抑制を図るべき 現状と課題を尋ねる	市 長	~
			小学生スポーツの現状と大会出場補助金制度 について	教育長	
			交流人口増加策として観光サポーター制度を 提案、実行しているが、今までの成果を尋ね る	市 長	
10	瀬戸口和幸	野犬駆除対策について	市 長	~	
		地域防災計画のあり方			

平成24年 壱岐市議会定例会 9月議会 会議録(第1日)

議事日程(第1号)

平成24年9月11日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	11番 豊坂 敏文 12番 中村 出征雄	
日程第2	審議期間の決定	18日間 決定	
日程第3	諸般の報告	議長 報告	
日程第4	行政報告	市長 説明	
日程第5	報告第10号	平成23年度財団法人壱岐栽培漁業振興公 社に係る経営状況の報告について	農林水産部長 説明
日程第6	報告第11号	平成23年度壱岐空港ターミナルビル株式 会社に係る経営状況の報告について	総務部長 説明
日程第7	報告第12号	平成23年度株式会社壱岐カントリー倶楽 部に係る経営状況の報告について	企画振興部長 説明
日程第8	報告第13号	平成23年度財団法人壱岐市開発公社事業 会計収支決算の報告について	企画振興部長 説明
日程第9	報告第14号	平成23年度壱岐市財政健全化判断比率及 び資金不足比率の報告について	財政課長 説明
日程第10	議案第67号	平成23年度壱岐市病院事業会計(かたば る病院事業会計)未処分利益剰余金の処分 について	病院部長 説明
日程第11	議案第68号	平成23年度壱岐市水道事業会計未処分利 益剰余金の処分について	建設部長 説明
日程第12	議案第69号	壱岐市防災会議条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第13	議案第70号	壱岐市災害対策本部条例の一部改正につい て	総務部長 説明
日程第14	議案第71号	壱岐市税条例の一部改正について	市民部長 説明
日程第15	議案第72号	壱岐市国民宿舎条例の一部改正について	企画振興部長 説明
日程第16	議案第73号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	消防長 説明
日程第17	議案第74号	公の施設の指定管理者の指定について	総務部長 説明

日程第18	議案第75号	武生水C辺地(変更)、渡良B辺地(変更)、初山B辺地、東可須辺地(変更)、立石辺地(変更)及び石田辺地(変更)に係る総合整備計画の策定について	企画振興部長	説明
日程第19	議案第76号	平成24年度壱岐市一般会計補正予算(第4号)	財政課長	説明
日程第20	議案第77号	平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	保健環境部長	説明
日程第21	議案第78号	平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	保健環境部長	説明
日程第22	議案第79号	平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	建設部長	説明
日程第23	議案第80号	平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	建設部長	説明
日程第24	議案第81号	平成24年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)	農林水産部長	説明
日程第25	認定第1号	平成23年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	財政課長	説明
日程第26	認定第2号	平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長	説明
日程第27	認定第3号	平成23年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長	説明
日程第28	認定第4号	平成23年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長	説明
日程第29	認定第5号	平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	建設部長	説明
日程第30	認定第6号	平成23年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	建設部長	説明
日程第31	認定第7号	平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	市民部長	説明
日程第32	認定第8号	平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務部長	説明
日程第33	認定第9号	平成23年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	農林水産部長	説明
日程第34	認定第10号	平成23年度壱岐市病院事業会計決算認定について	病院部長	説明
日程第35	認定第11号	平成23年度壱岐市水道事業会計決算認定について	建設部長	説明
日程第36	陳情第3号	「壱岐市芦辺町瀬戸浦の市道、恵美須～大久保線の幅員拡張工事」に関する陳情		

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員（20名）

1番	久保田恒憲君	2番	呼子 好君
3番	音嶋 正吾君	4番	町田 光浩君
5番	小金丸益明君	6番	深見 義輝君
7番	町田 正一君	8番	今西 菊乃君
9番	市山 和幸君	10番	田原 輝男君
11番	豊坂 敏文君	12番	中村出征雄君
13番	鵜瀬 和博君	14番	榊原 伸君
15番	久間 進君	16番	大久保洪昭君
17番	瀬戸口和幸君	18番	牧永 護君
19番	中田 恭一君	20番	市山 繁君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	榊崎 文雄君	事務局次長	米村 和久君
事務局係長	吉井 弘二君	事務局書記	村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	山下 三郎君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	堀江 敬治君
市民部長	川原 裕喜君	保健環境部長	斉藤 和秀君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	後藤 満雄君
教育次長	堤 賢治君	消防本部消防長	小川 聖治君
病院部長	左野 健治君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	西原 辰也君	会計管理者	土谷 勝君
代表監査委員	吉田 泰夫君		

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に報告いたします。長崎新聞社壱岐支局ほか2名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承を願います。

今期定例会におきましても、夏の省エネ対策の一環としてクールビズを実施いたします。議場での服装につきましては、上着、ネクタイの着用は各位の判断に任せることとしておりますのでよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

ただいまから、平成24年壱岐市議会定例会9月会議を開きます。

これから議事日程表第1号により、本日の会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（市山 繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

9月会議の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、11番、豊坂敏文議員、12番、中村出征雄議員を指名いたします。

日程第2．審議期間の決定

議長（市山 繁君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題といたします。

9月会議の審議期間につきましては、去る9月4日に議会運営委員会が開催され、協議をされておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。鵜瀬議会運営委員長。

〔議会運営委員長（鵜瀬 和博君） 登壇〕

議会運営委員長（鵜瀬 和博君） 議会運営委員会の報告をいたします。

平成24年壱岐市議会定例会9月会議の議事運営について、協議のため、去る9月4日、議会運営委員会を開催しましたので、その結果について報告いたします。

審議期間の日程案につきましては、各議員のお手元に配付をしておりますが、本日から9月28日までの18日間と申し合わせをいたしました。

本定例会9月会議に提案されます案件は、報告5件、条例の一部改正5件、平成24年補正予算6件、平成23年度決算認定11件、その他4件の合計31件となっております。

陳情1件を受理しております。また、意見書採択の依頼が2件あっておりますので、最終日に議員発議で提出の予定ではありますが、文書についてはお手元に配付のとおりであります。

本日は審議期間の決定、議長の報告、市長の行政報告の後、本日送付された議案の上程、説明を行います。

9月12日から9月17日までを休会としておりますが、一般質問並びに質疑についての通告をされる方は、9月13日木曜日の正午までに通告書の提出をお願いします。

9月18日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、報告案件及び議案第67号、議案第68号を除き、所管の委員会へ審査付託を行います。質疑をされる場合はできる限り事前通告をされるようお願いします。

なお、上程議案のうち、議案第67号平成23年度壱岐市病院事業会計、(かたばる病院事業会計)未処分利益剰余金の処分について、議案第68号平成23年度壱岐市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての2件については、委員会付託を省略し、全員審査をお願いします。

また、平成24年度壱岐市一般会計補正予算(第4号)及び平成23年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、議長を除く議員全員で構成する特別委員会を設置して審査すべきということを確認しましたのでよろしくお願いします。

9月19日、20日の2日間で一般質問を行います。質問の順序は、受付順のくじにより番号の若い順とし、質問時間については答弁を含め50分の制限とします。また、質問回数については制限をしないこととします。同一趣旨の質問につきましては、質問者間でぜひ調整をお願いします。また、通告書についても、市長の適切な答弁を求める意味からも、質問の趣旨を明快に記載されるようあえてお願いします。

9月21日、各常任委員会、9月24日、予算特別委員会、9月26日、決算特別委員会の開催日としております。

9月28日、本会議を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議、採決を行い、全日程を終了したいと思います。

以上が、平成24年壱岐市議会定例会9月会議の審議期間の日程案であります。円滑な運営に御協力を賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長(鵜瀬 和博君) 降壇〕

議長(市山 繁君) お諮りいたします。9月会議の審議期間は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月28日までの18日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(市山 繁君) 異議なしと認め、したがって、9月会議の審議期間は、本日から9月28日までの18日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

議長(市山 繁君) 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます、平成24年壱岐市議会定例会9月会議に提出され、受理した議案

等は31件、陳情1件であります。

次に、監査委員より例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付いたしておりますので、御高覧をお願いいたします。

次に、系統議長会であります。

去る8月23日、対馬市において開催された「長崎県市議会議長会臨時総会」に出席いたしました。平成24年度事務報告に続き、各市から提出の22議案及び長崎県下13市共同で、九州市議会議長会へ提出の2議案「西九州地域の交通網の整備促進について」と「都市財政の充実強化について」審議がなされ、それぞれ可決・決定がされたところであります。

なお、本市からは、「地域医療における医師確保対策について」の1件を提出したところであります。

次に、8月31日、本市で開催された「長崎県離島振興市町村議会議長会第2回臨時総会」に出席いたしました。会務報告及び平成23年度歳入歳出決算について、原案どおり承認され、その後、須藤一支国博物館長による「日本のふる里・壱岐」と題する講演が行われました。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては事務局に保管をいたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いいたします。

本9月会議において議案等の説明のため、白川市長を初め、教育委員会教育長、代表監査委員に説明員として出席を要請しておりますので、御了承を願います。

以上で、私からの報告を終わります。

日程第4．行政報告

議長（市山 繁君） 次に、日程第4、行政報告を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 皆さん、おはようございます。本日ここに、平成24年壱岐市議会9月会議にあたり、前会議以降から今日までの市政の重要事項等、また今回、補正予算に計上した主な内容等について御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、このたび病気治療のため長期のお休みをいただき、議員皆様、市民皆様には大変、御心配と御迷惑をおかけいたしました。このように元気に公務に復帰いたしました。ここに改めておわびを申し上げますとともに、御理解いただきましたことに対し、心から感謝を申し上げます。今回の手術によりまして、私は健康に対する不安が全くなり、今後、本市における山積する課題、特に病院企業団加入に向けた取り組みに、さらに全力で当たっていく所存であります。

私は今回、現代高度医療技術のすばらしさ、医療のありがたさを痛感いたしますとともに、壱岐市の医療の充実を急がなければならないという思いをさらに強くしたところでございます。今

後とも、議員皆様、市民皆様の御理解、御協力を切にお願いを申し上げます。

さて、8月5日大村市で開催された「第31回長崎県消防ポンプ操法大会」で壱岐市消防団芦辺地区第1分団がポンプ車の部で、また、石田地区第2分団第3小隊が小型ポンプの部でともに見事優勝し、ポンプ車の部では、実に県大会9連覇の偉業を達成されました。ここに、改めて選手並びに団員皆様の初め、御家族、関係者皆様に対し、深甚なる敬意とお祝いを申し上げる次第であります。

小型ポンプの部で優勝された石田地区第2分団第3小隊は、来る10月7日に東京都で開催される「第23回全国消防操法大会」に出場いたします。同分団におかれましては、全国制覇を目指し、連日厳しい訓練を積み重ねており、全国大会での御活躍を心からお祈り申し上げます。

次に、8月18日から20日にかけて、西海市で開催された第41回長崎県少年軟式野球選手権大会において、本市八幡少年野球クラブが見事優勝し、来る11月23日に佐賀県で開催される第10回九州学童軟式野球大会への出場を決められました。今後の活躍を大いに期待するものであります。

また、8月27日から30日にかけて、東京都八丈町で開催された第5回全国離島交流中学生野球大会では、全国の離島から参加した21チームが熱戦を展開し、本市選抜チームは、2回戦で大会準優勝の沖縄県久米島チームと対戦し、1対2で惜敗いたしました。選手皆様の御健闘を心からたたえるものであります。

なお、本大会において、次期、平成25年第6回大会の開催地が壱岐市に決定をいたしました。改正離島振興法が新たに公布される記念すべき初年度の大会であり、その大会を壱岐市で開催できますことを大変意義深く感じております。全国の離島から多くのチームに御参加いただけるよう、おもてなしの心を持って、万全の準備を行ってまいります。

それでは、前定例会以降、今日までの市政の重要事項等について御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず、交流人口の拡大についてでございますが、本市における観光客数を推計する上で、最も参考となる九州郵船とオリエンタルエアブリッジの本年4月から7月までの乗降客数累計は25万3,930人、対前年比104.6%と、昨年と比べ増加しております。この要因といたしましては、昨年から続いておりました東日本大震災による出控え、観光の自粛ムードの解消と、本年4月からの航路運賃の低廉化、情報発信の成果等によるものと考えております。

一支国博物館の入館者数につきましては、8月25日に30万人に達し、本年度は年間目標入館者数10万人に対し、4月から8月までの5カ月間の入館者数が5万人を超えており、順調に推移しているところでございます。

また、壱岐市福岡事務所につきましては、本年8月に来所者数が1万人を超え、事務所前の観

光パンフレットや映像の放映を含め、彦岐市の宣伝効果が非常に大きいものがあると認識しております。加えて、福岡都市圏のマスコミを活用した情報発信、誘客活動の強化として、ラジオ放送局の長崎フェスタへの参加、テレビ局旅番組の招致や関係・関連番組出演などに取り組んでまいりました。今後も、あらゆる機会を利用し、一支国博物館を核とした彦岐の貴重な観光資源である「食」「歴史・文化」「自然景観」をテーマにしたPRを積極的に行ってまいります。

また、長崎県が進める島への誘客、島での消費促進を図るための「しま共通地域通貨事業」の基本的な制度設計作成に参画してまいりました。今後、9月下旬に通貨の発行主体を決定した後、現段階では、この発行主体としては県自身になる見込みでございますけれども、平成25年4月発売に向け、本格的に事業実施を進めてまいります。

さらに、観光基盤づくりの整備と充実、誘致戦略の強化として、観光客にわかりやすい案内標識の整備や公衆トイレの整備を行うための調査業務事業を緊急雇用創出基金事業を活用し、行うこととしております。また、今後、増加傾向にある外国人観光客の誘致展開を図るため、外国人対応の施設整備を図る宿泊施設に対し、支援を行ってまいります。

また、彦岐市観光協会を初めとする観光振興組織の再構築について、まずは情報発信窓口の一本化を図るため、専門知識やマンパワーを集結させるべく、イベント振興会事務局を含め、事務所を市役所本庁舎別館へ移転中であり、本年9月末にはワンフロア化が実現する予定であります。今後も、自立した組織運営を目的とした観光まちづくり組織の構築に向け、協議、支援を行ってまいります。

このように、本年3月に策定した彦岐市観光振興計画の実現に向けた実行計画の展開を図っていくため、今回所要な予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

次に、国民宿舎彦岐島荘につきましては、昨年7月末より業務を一時休業しておりましたが、改修工事が本年9月末に完成予定であり、開館準備作業を行った後の11月1日よりリニューアルオープンをいたします。利用申し込みにつきましては、9月1日から既に受け付けておりますが、改修工事により、耐震化はもとよりエレベーター設置や入浴場の増設など、諸設備の整備を行っております。これら、設備維持やリニューアル化に伴い、利用料の改定を行うため、今回、条例の一部改正を提案しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

次に、各種イベント等について申し上げます。この夏も、郷ノ浦祇園山笠、海の日イベント夏夢祭、辰ノ島フェスティバル、彦岐大大神楽公演、彦岐の島夜空の祭典、ツインズビーチフェスティバルなど、民間パワーで開催され、それぞれ多くの観客でにぎわいを見せたところであります。今後も、こうしたイベントについて関係団体等と協力し、地域活性化につなげてまいります。

また、今年の夏はテレビ番組の彦岐市での収録が相次いで行われました。7月28日から

29日にかけて、本市で開催された「もてもてナインティナイン・お見合い大作戦」は、8月21日、28日の2週にわたり全国放送され、吉岐のすばらしい自然や食の紹介など、あらゆる面で非常に収穫の多いものであったと考えております。

また、今回の番組を契機に婚活事業を積極的に推進するため、その一環として、年代ごとに内容を変えた男女の交流イベント、「イキイキお結び大作戦！」を年複数回実施することといたしました。この婚活の機運の高まりを逃すことなく取り組んでまいりますので、独身男女皆様の積極的な御参加をお願いいたしますとともに、市民皆様の御協力をお願い申し上げます。

このほか、九州朝日放送「笑顔まんてん タビ好き」のロケが吉岐市で行われ、歌手の前川清さんが吉岐の魅力を満喫される様子が8月19日、26日の2週にわたり放送されました。さらに、TVQ九州放送「きらり九州めぐり逢い」のロケで俳優の野村将希さんが来島され、9月22日に放送予定となっております。

こうしたテレビによる宣伝、PR効果は非常に大きいものがあります。今後も、各種番組の収録、またドラマや映画などにおいて、吉岐市を取り上げていただけるよう働きかけを積極的に展開してまいります。

次に、市民・福祉について申し上げます。

まず、介護保険施設等の整備についてでございますが、本年3月に策定した高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画に基づき、グループホーム1ユニット、9人と、特別養護老人ホーム60床を公募にて整備することといたしております。

グループホームにつきましては、本年7月末で公募期間が終了し、1事業者から応募がございました。9月中に介護施設等事業者選定委員会を開催し、事業者を決定することといたしております。

特別養護老人ホームにつきましては、中学校跡地利活用検討委員会での協議を踏まえ、箱崎中学校グラウンド跡地の一部を建設予定場所として、本年10月から2カ月間の公募後、12月に事業者を選定する計画で進めております。両施設の整備について、今回所要な予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

次に、産業の振興について申し上げます。

まず、農業の振興についてでございますが、今年は平年より5日おくれで梅雨明けとなりましたが、本年産の葉たばこは目標とする10アール当たりの収量250キログラムに対し、昨年より34キログラム多い235キログラムの収量見込みとなっており、10月1日から開設される葉たばこ収納の成績に期待をしております。

水稻につきましては、これまでの早期水稻米のコシヒカリにかわり、本年度から「つや姫」が87ヘクタール作付され、8月31日に初出荷セレモニーが行われました。「つや姫」の作付に

よりまして、今後、壱岐市水稻全体の品質、収量の向上を図り、高値で取引されることを期待しております。

普通期水稻につきましては、台風15号の強風により穂ずれ等に伴う品質低下が発生し、7.5%の減収になる見込みと伺っております。

さて、来る10月25日から28日にかけて、佐世保市ハウステンボスをメイン会場に開催される「第10回全国和牛能力共進会長崎県大会」が近づいてまいりました。本市から種牛の部5頭、肉牛の部1頭が長崎県代表牛に選考されております。出品者の方々には大変な御苦勞をおかけいたしますが、壱岐牛の名声を高めるための重要な大会であり、市といたしましても関係機関と連携を図り、全力で支援してまいりますので、今後とも御尽力賜りますようお願い申し上げます。

また、8月子牛市においては、価格が42万4,000円と前回市より1%下回り、牛肉輸入規制緩和の影響も不明でございまして、今後の価格動向を心配しております。

こうした中、「平茂晴」の後継牛として期待される「安茂晴」「糸晴茂」の産子が初めて競りに登場し、まずまずの価格で取引されております。高齢化・後継者不足等により、繁殖牛の飼養頭数が減少しておりますので、産地維持のためにも、今後も繁殖基盤の強化に努めてまいります。

平成23年度より本格実施となりました農業者戸別所得補償制度については、交付対象が水田活用で2,102件、1,985ヘクタール、畑作で84件、18ヘクタールとなっております。

県内離島地域の農林水産業を初めとした地場産業の競争力低下の要因となっている輸送コストについて、離島の経済的負担の解消、軽減を図るため、海上輸送運賃の2分の1の補助を行うべく、今回所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

有害鳥獣対策のうち、イノシシについては、石田町池田東触に設置していた監視カメラで、初めて個体が確認され、現在捕獲おり・センサーカメラを設置し、早期捕獲にあっております。初期撲滅のため、今回所要予算を計上いたしておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

また、市内全戸にチラシを配布し、市民皆様に情報の提供をお願いしておりますので、情報等ありましたら速やかに本市農林課、壱岐市農協生産振興課へ御連絡いただきますようお願いいたします。

次に、水産業の振興でございますけれども、本年4月から8月までの本市における漁獲高及び漁獲量は、前年と比較しますと、漁獲高が16.4%減の約11億5,400万円、漁獲量が19.3%減の1,235トンとなっており、漁家及び漁協経営に大変厳しい状況が続いております。

このような状況を踏まえ、本市といたしましても水産業の振興を図るため、水産物の輸送コス

トの離島であるがゆえの経済的負担の解消・軽減を図るため、海上輸送運賃の補助等を今回所要の予算を計上いたしておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

また、全国初の認定漁業者制度並びに漁業後継者対策制度がスタートし、1年が経過いたしました。現在109名の漁業者を認定し、漁業後継者も現在6名が研修されており、今後も積極的に活用いただくことを期待しております。

商工業の振興につきましては、市内の商業を取り巻く状況は、少子高齢化に伴う人口の減少や通信販売の増加など、ニーズの変化によりまして島内購買力が低下しており、一段と厳しい状況となっております。このことから、商工業者はもとより、中小企業者の事業の活性化と負担の軽減及び経営の安定を図るため、振興資金融資制度とあわせ、融資を受ける際の信用保証料に対する助成を行うため、今回所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

次に、教育について申し上げますが、「長崎がんばらんば国体2014」について、平成26年第69回国民体育大会「長崎がんばらんば国体」については、ソフトボール競技と自転車競技2競技の本市開催に向けた諸準備を鋭意進めております。まず、施設整備や事務事業等、大会運営を円滑に総合的に推進するため、市役所内の推進会議を立ち上げ、職員一丸となって取り組んでいるところであります。

また、本大会は、全国から多くの選手・大会関係者そして観覧者が訪れ、壱岐市を全国にアピールする絶好の機会でもあります。このため、市民皆様の国体開催の機運を高めるとともに、来島される皆様が気持ちよく壱岐市を楽しんでいただくため、現在たくさんの国体推奨花、サルビア、ペゴニア、メランポジウムでございますけれども、競技会場や沿道に配置する「花いっぱい運動」を展開しております。各種団体等において、プランターで育てていただいた花をリハーサル大会の平成25年度、大会本番の平成26年度に各競技会場等に設置することといたしており、既に、苗やプランター等の配布を完了し、多くの団体等に御協力をいただいております。

今後も、大会の成功に向け、取り組んでまいりますので、市民皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、病院事業について申し上げます。

病院改革につきましては、長崎県病院企業団加入について、県医療政策課、病院企業団の御指導を受けながら、県から示された諸課題の解決に向けて鋭意進めているところでございます。

7月9日には、米倉企業長ほか3名の企業団職員が来島され、市民病院の現状と壱岐市の医療状況を御確認いただきました。

壱岐医師会とは、7月17日に企業団加入について、先生方へ説明会を開催し御意見をいただいたところであります。

特に、彦岐医療圏の救急医療を継続するため、医療体制を今後どのように構築すべきか、市民病院に求める初期救急の処置と対応のシステムづくり、医師派遣体制について、市民病院、民間病院においても、従来からつながりの深い福岡の大学病院と今後も引き続き良好な関係を維持しながら、医療体制の構築が必要など、貴重な御意見を賜りました。今後も市民病院と彦岐医師会と連携強化を図るため引き続き協議を行い、9月中には再度、意見交換会を開催し、企業団加入について御理解をいただくようにしております。

関係大学からの派遣医師の継続につきましては、8月20日から22日にかけて、福岡大学病院3医局、久留米大学病院4医局、長崎医療センター院長・副院長、9月5日には、九州大学病院院長、5医局の教授、医局長とそれぞれ山下副市長が面談し、彦岐市が病院企業団へ加入する方向で進めていることを改めて説明し、今後も医師派遣の継続をお願いいたしました。関係医局長からは、大学も医師不足は深刻化しており厳しい状況にあるが、できるかぎり継続して派遣する旨の返事をいただいたところでございます。

なお、正式な加入協議につきましては、知事・企業長に対して要望書の提出をもって公式な加入協議が始まることとなります。要望書の提出については、既に、市議会から要望書をいただいておりますので、彦岐医師会の同意を得た後に、市、議会、医師会の総意の上で早期に提出したいと思っております。

今後も、諸課題の整理に全力を傾注し、彦岐市の医療を守るため、強い決意を持って病院企業団加入に取り組んでまいりますので、議員各位、市民皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

次に、防災、消防・救急、防犯について申し上げます。

9月9日に発生した集中豪雨は、勝本地区の雨量が多く、1時間雨量最大で約90ミリ、これは10時30分から11時30分間の1時間でございます。降り始めからの総雨量は247ミリを記録し、現段階で建物被害2件、道路法面の崩壊5件、林地災害1件、道路冠水3件、農地災害10カ所等、被害が発生いたしております。幸いにも人的被害はございませんでしたが、今後さらに、道路や農地等の被害が確認されるものと考えております。今後も、災害対策には万全を期してまいります。

去る8月15日、長野県諏訪市において、諏訪市とそれぞれ姉妹都市の関係にある静岡県伊東市、神奈川県秦野市そして彦岐市の4市で、「災害時における相互応援に関する協定書」の締結を行いました。本協定は、災害対策基本法に規定する災害が発生した場合における応急対策、復旧対策等について、相互の応援態勢を定めたもので、本協定の締結によりまして、豪雨等災害発生時には、市民皆様への安全確保等がさらに図られるものであり、非常に意義深く感じております。また、これを契機に、諏訪市姉妹都市のきずながさらに深まり、それぞれの交流がさらに活

発になると期待をしておるところでございます。

次に、来る11月17日に長崎県原子力防災訓練が実施されます。これまでは、玄海原子力発電所から10キロ圏内、いわゆるEPZ圏内にある松浦市で実施されておりましたが、本年度からUPZ、30キロ圏内が避難対象区域となることから、壱岐市も本訓練に参加することとしております。訓練項目は、情報収集伝達訓練、災害対策本部の設置、運営訓練、緊急時モニタリング訓練、緊急被曝医療訓練、住民避難・誘導並びに広報訓練、航空機による人員搬送及び情報収集訓練が実施される予定となっております。なお、訓練内容の詳細は、現在長崎県において計画中でありまして、今後詳細が固まり次第、市民皆様、関係機関等への御協力をお願いすることといたしております。

本年7月11日から14日にかけて、九州北部地方で発生した「平成24年7月九州北部豪雨」で甚大な被害が発生した福岡県、熊本県、大分県の被災地に対する災害義援金の受付を、本年8月1日から31日までの1カ月間行いました。義援金の額は22万9,980円で、被災3県の日本赤十字社へ送金いたしております。市民皆様の御協力に感謝申し上げます。

また、今夏も全国的に猛暑となり、壱岐市内では8月末までに13名の熱中症の患者を搬送しております。朝夕だいぶ涼しくなりましたが、まだ、残暑厳しい状況が予想されますので、市民皆様には、水分補給等体調管理に御留意されますようお願いいたします。

次に、防犯についてでございますが、さきの市議会定例会6月会議において、「壱岐市暴力団排除条例」の議決をいただき、6月20日に公布を行いました。その後、本市の各種契約において、壱岐警察署と緊密な連携を図るため、7月26日に「壱岐市の契約等における暴力団等の排除措置に関する協定」の締結を行ったところであります。今後も、行政活動への暴力団の介入を防止し、暴力団のいない安全・安心な壱岐市の実現に向けて努力してまいります。

次に、議案関係について御説明をいたします。

まず、補正予算についてでございますが、本議会に提出しております補正予算の概要は、一般会計補正総額3億1,474万7,000円、各特別会計の補正総額1億991万7,000円となり、本定例会に提出いたしました一般会計、各特別会計の補正額の合計は4億2,466万4,000円となります。なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は207億4,775万6,000円、特別会計につきましては101億4,473万9,000円となります。

本日提出いたしました案件の概要は、平成23年度各出資法人の経営状況等に係る報告4件と平成23年度財政健全化判断比率等の報告1件、各企業会計における未処分利益剰余金の処分に係る案件2件、条例の一部改正に係る案件5件、指定管理者の指定案件1件、辺地総合計画策定1件、予算案件6件、平成23年度各会計決算認定11件であります。

案件の詳細については、担当部長、課長等から説明をさせていただきますので御了承お願いい

たします。何とぞ、十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、前定例会以降、市政の重要事項等につきまして申し上げましたが、今後も、さまざまな行政課題や緊急に対応しなければならない問題等に対し、果敢に取り組んでまいる所存でありますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御支援を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。行政報告とさせていただきます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これで、行政報告を終わります。

日程第5．報告第10号～日程第35．認定第11号

議長（市山 繁君） 次に、日程第5、報告第10号平成23年度財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告についてから日程第35、認定第11号平成23年度壱岐市水道事業会計決算認定についてまで31件を議題といたします。

ただいま上程いたしました議案について提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本日、提出いたしましてあります案件につきましては、担当部長等に説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 後藤農林水産部長。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 登壇〕

農林水産部長（後藤 満雄君） それでは、報告第10号平成23年度財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について御説明を申し上げます。

平成23年度財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開きを願います。

2ページにつきましては、役員名簿並びに評議員の名簿を掲載をいたしております。

3ページをお願いいたします。この財団法人壱岐栽培漁業振興公社につきましては、平成11年から15年度までの5カ年間にわたりまして、壱岐地域の沿岸において沿岸性魚種の種苗の放流によりまして安定的な漁業収入を確保するというような目的のため、長崎県が5年間で5億円、それから旧町の4町と漁協で5億円、合計10億円の基金を積み上げまして、その果実、当時の予定といたしましては4%の果実でもって年間4,000万円の果実が出てきますので、これでもちまして種苗の放流の財源とするという目的でございましたが、平成14年に途中で経

済状況の異変がありまして、長崎県の出資団体のあり方検討委員会によりまして基金の中断がなされ、現在長崎県が4億円、それから旧の4町と5漁協で4億円、合計の8億円の基金が存在するものでございます。それで、不足しますあと2億円につきましては、長崎県の基金支援事業という別の事業をお願いをいたしまして、現在事業の推進に当たっておるところでございます。

それで、現在8億円の資金を持っておるわけですが、これの果実といたしまして、現在金利が下がっておりまして0.3%、240万円で中段に今書いておりますが240万円、それから先ほど申し上げました基金支援事業によりまして2億円の0.3%、60万円、合計300万円をもって栽培漁業推進協議会のほうに支援をいたし、種苗の放流に充てておるところでございます。

次に、6ページ、7ページをお開きを願います。

6ページにつきましては、貸借対照表でございます。これで資金の部でございますが、上の流動資産の部で37万4,551円、固定資産の部が基本財産が1億円と運用財産が7億円、合計の8億37万4,551円でございます。右に7ページにつきましては、貸借対照表のその内訳を記載をいたしております。

次に、8ページ、9ページをお開きを願います。

8ページにつきましては、正味財産の増減計算書でございます。一番下段をご覧いただければと思いますが、当年度の残高で8億37万4,551円、前年度末では8億41万2,684円、本年度3万8,133円の減となっております。

9ページをお開きを願います。正味財産増減計算書のその内訳表でございます。先ほど申し上げました一般正味財産の経常収支の内訳でございますが、先ほどの基本財産の利息としまして30万821円でございます。これは本来30万円でございますが、本年は2月が29日ありましたために、1日分の利息が821円、30万円予定よりも821円増加をいたしておるところでございます。

それから、特定資産の受取利息といたしまして、210万5,750円でございます。本来は7億円に対する0.3%で210万円でございますが、先ほど申し上げましたように、これにつきましても2月が1日多うございますので5,750円予定よりも増加をいたしておるところでございます。

それから、先ほど申し上げました基金の支援の補助金でございますが、上の30万円が、長崎県より2億円のうちの1億円分に対する0.3%の30万円でございます。

それから、下の のところでございますが、地元負担金の30万円につきましては、壱岐市と5つの漁協によりまして30万円、それから利息としまして126円、経常収支の合計といたしまして300万6,697円でございます。

それから、一方経常費用といたしましては、種苗の放流に対しまして先ほど申し上げましたよ

うに300万円、それから旅費交通費としまして4万3,430円、それから雑費、これは当期の費用でございますが1,400円、費用の合計といたしまして304万4,830円でございます。それで、当期の経常増減額といたしましてはマイナスの3万8,133円でございます。

それから、期首の残高といたしましては41万2,684円ありましたので、先ほどの3万8,133円引きますと37万4,551円となりまして、正味財産の部といたしましては、先ほどの8億円とその37万4,551円の合計で8億37万4,551円となっております。

次、10ページ、11ページをお開き願います。

10ページにつきましては、附属明細書といたしまして基本財産の部と特定財産の部の1億円、7億円の部を掲載いたしております。

それから、11ページにつきましては、その預け入れ先をそれぞれ掲載をいたしておりますので御一読を願います。

以上で報告第10号につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

総務部長（眞鍋 陽晃君） 皆さん、おはようございます。

それでは、報告第11号平成23年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について御説明いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告いたします。本日の提出でございます。

壱岐空港ターミナルビル株式会社の経営状況の報告につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第3号に規定する一般社団法人及び一般財団法人株式会社へ予算の執行の適正化等を図る観点から、公金をもって資本金等の4分の1以上2分の1未満を出資している法人等についても市長の調査等の対象となるようになったところでございます。

さきの定例審議会2月会議において壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例制定を3月16日に可決をいただき、同日公布施行されたところであり、今回が初めての御報告でございます。

報告書の2ページ目をお開きください。2ページ目は庶務報告でございます。

次に、3ページ目でございますが、(3)の株式でございますが資本金1,000万円、2万株で、そのうち460万円、9,200株が市の出資でございます。出資比率は46%となっております。

4 ページ目をお開きください。4 ページ目は貸借対照表で、資産の部は、流動資産合計 3 6 2 万 4, 2 9 4 円、固定資産合計 1, 1 0 1 万 5 8 9 円で資産合計 1, 4 6 3 万 4, 8 8 3 円、負債の部は負債合計 5 6 万 2, 9 1 0 円で、その内訳につきましては、8 ページの主要勘定残高明細書の(4)未払金及び(5)預り金でございます。資産の部は、株主資本合計 1, 4 0 7 万 1, 9 7 3 円で、負債・純資産合計は 1, 4 6 3 万 4, 8 8 3 円でございます。

5 ページをお開きください。5 ページは損益計算書ですが、売上総利益は 1 3 8 万円、販売費及び一般管理費 1 7 9 万 4, 2 3 6 円で、営業利益はマイナス 4 1 万 4, 2 3 6 円となっております。その内容につきましては、1 0 ページの営業損益内訳書に記載をしておりますのでご覧いただきたいと思ます。

営業外収益は、長崎県空港活性化推進協議会補助金 9 万 2, 9 0 0 円と預金利息 4 6 5 円の合計 9 万 3, 3 6 5 円で、当期純利益はマイナス 3 2 万 8 7 1 円となっております。

次に 6 ページ目をお開きください。6 ページ目は、株主資本等変動計算書でございます。純資産合計の前期末残高 1, 4 3 9 万 3, 0 0 0 円、当期純利益マイナス 3 2 万 1, 0 0 0 円で、当期変動額合計もマイナスの 3 2 万 1, 0 0 0 円であります。当期末残高 1, 4 0 7 万 2, 0 0 0 円となっております。

7 ページは個別注記表、8 ページは主要勘定残高明細書、9 ページは固定資産明細表、1 0 ページは営業損益内訳書、1 1 ページは監査報告書でございます。

以上で、報告第 1 1 号平成 2 3 年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について終わらせていただきます。ありがとうございました。よろしく申し上げます。

〔総務部長(眞鍋 陽晃君) 降壇〕

議長(市山 繁君) 堀江企画振興部長。

〔企画振興部長(堀江 敬治君) 登壇〕

企画振興部長(堀江 敬治君) 報告第 1 2 号平成 2 3 年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況につきまして、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により別紙のとおり報告いたします。本日の提出でございます。

平成 2 3 年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況につきましては、平成 2 4 年 6 月 2 9 日の第 2 9 回定時株主総会で報告を受けたところであります。

内容につきましては、第 2 9 期営業報告書を添付いたしております。

1 ページをお開き願います。営業部門でございますが、厳しい経済情勢の中、地元企業の協賛大会や各愛好会との情報の共有、島外料金の撤廃、九州郵船とのパック契約など来場しやすい環境づくりに努められております。

2 ページをお開き願います。まず、利用者数でございますが、8, 7 9 1 人で前年と比較しま

すと689人、8.5%の増となっております。

6ページをお開き願います。利用売り上げでございますが4,605万219円で、前年と比較しますと342万6,396円、8%の増となっております。レストラン売り上げにつきましては、415万9,665円で96万4,672円の減、用品売り上げにつきましては、40万2,017円で6,958円の増となっております。

7ページをお開き願います。管理部門でございますが、3番、4番ホールの排水路陥没の復旧工事及び全コースのバンカー補修工事が実施されております。

8ページをお開き願います。株式数、資本金及び株主総数に変動はございません。会員の状況及び従業員構成につきましては、ご覧のとおりでございます。

続きまして9ページをお開き願います。貸借対照表でございますが、資産の部で、流動資産が1,549万8,352円、固定資産が4,995万8,947円、以上、資産の部の合計が6,545万7,299円でございます。

10ページをお開き願います。負債の部でございますが、流動負債が311万9,964円、固定負債566万1,379円、以上、負債の部の合計が878万1,343円。純資産の部でございますが、株主資本といたしまして5,667万5,956円、純資産の部の合計は同額でございます。負債及び純資産の部の合計は6,545万7,299円でございます。

続きまして11ページをお開き願います。損益計算書でございます。売上高が4,878万920円、売上原価といたしまして349万4,721円、売上総利益といたしまして4,528万6,199円でございます。

販売費及び一般管理費でございますが、6,206万9,325円となっております。この詳細につきましては12ページに掲載されております。

営業損失金といたしまして1,678万3,126円となっております。また、営業外収益が690万2,052円、営業外費用が4万9,585円となっております。平成23年度の経常損失金が993万659円となっております。

以上のように大きな赤字決算とはなっておりますが、これは9ページにありますように、民事再生に係る費用1,020万円を前年度に預け金として流動資産に計上いたしておりましたものを今年度において、12ページにあります販売費及び一般管理費の雑費として会計処理をしたためでございます。実質的には経営上問題はないところであります。

13ページに監査報告書、また14ページ以降に参考資料といたしまして主要勘定残高明細表、売上高内訳明細書、固定資産明細書を添付いたしておりますので御一読いただきたいと思います。

これからもより一層の健全経営を進めるよう努力を促してまいりたいと思っております。以上

で報告を終わります。

続きまして、報告第13号平成23年度財団法人壱岐市開発公社事業会計収支決算の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告いたします。本日の提出でございます。

財団法人壱岐市開発公社は、壱岐市より国民宿舎壱岐島荘の指定管理並びにサンドーム屋外競技場及び周辺管理業務を委託しております。

4ページをお開き願います。国民宿舎壱岐島荘の利用状況でございますが、昨年は、東日本大震災の影響や高速道路割引料金の廃止等によりまして、4月から5月の入り込み者数が減少いたしております。このような中、壱岐島荘の4月から7月までの4カ月の営業状況は、改修工事前という影響もありまして宿泊者数は減少いたしております。実数は2,320人で、前年対比及び計画目標対比ともに86.8%でございます。休憩者数におきましては3,153人で、前年対比88.5%、計画目標対比80.4%ということでありました。

次に、5ページをお開き願います。収支決算書でございます。

収入の部で、営業収入が2,650万6,775円、営業外収入が324万884円、管理委託料が1,621万7,329円で、収入合計が4,596万4,988円でございます。

支出の部でございますが、公社総務費14万9,092円、公社事業営業費4,380万6,313円、営業外費200万9,583円で、支出合計が4,596万4,988円となっております。

収益費用明細書につきましては6ページ、7ページに掲載をいたしております。収益明細書の中で指定管理料1,441万7,329円につきましては、23年度改修工事に伴いまして8月から3月までの休業補償費として、壱岐市から費用弁償をいたしております。

次に、8ページに損益計算書、9ページに貸借対照表を掲載いたしております。

収支状況としましては営業利益1,729万9,000円の赤字、経常利益80万7,000円の赤字、当期純損失金が7万1,000円となっております。

当期末処分剰余金につきましては10ページに掲載しておりますが、大変申しわけございませんが、2行目の剰余金の最後の文字が印刷ミスで薄くなっております。大変おわびを申し上げまして、恐れ入りますが、金という文字を記入していただければ幸いに思います。前年度繰越剰余金11万533円を加えた当期末処分剰余金3万9,533円を次期繰越剰余金にいたしております。

以上で報告を終わります。

〔企画振興部長（堀江 敬治君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 西原財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

財政課長（西原 辰也君） 報告第14号平成23年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成23年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付して報告をいたします。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。法第3条第1項による健全化判断比率の状況でございます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率については赤字決算をいたしておりませんので、指数の比率は発生いたしておりません。

次に、実質公債比率9.6%、将来負担比率が45.3%で、いずれの比率も中段の早期健全化基準及び財政再生基準の制限基準比率を下回っております。

なお、指標となる標準財政規模の額を中段左に記載をいたしております。

なお、実質公債比率が前年度の比率を下回った要因といたしまして、前年度に地方債の繰り上げ償還を行ったことに伴う当該年度の元利償還金の減によるものでございます。

次に、法第22条第1項の規定による資金不足比率の状況でございます。

下の欄に記載の公営企業等会計の簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、三島航路事業特別会計、水道事業会計、病院事業会計の5事業会計におきまして、資金不足が生じた公営企業と会計がありませんので、比率としては生じておりません。

なお、健全化判断比率等の概要について、資料4の1ページ、2ページに添付をいたしておりますので御参照願います。

以上で、平成23年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明を終わります。

〔財政課長（西原 辰也君） 降壇〕

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

午前11時00分休憩

.....
午前11時10分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。左野病院部長。

〔病院部長（左野 健治君） 登壇〕

病院部長（左野 健治君） 議案第67号平成23年度壱岐市病院事業会計（かたばる病院事業会計）未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

平成23年度吉岐市病院事業会計（かたばる病院事業会計）未処分利益剰余金1億2,787万3,840円のうち120万円を利益積立金に積立て、残余を繰り越すことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めます。本日の提出でございます。

これは、地域自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第1次一括法による地方公営企業法の一部改正により、地方公営企業の経営の自由度を高める等の観点から、公営企業における資本制度等が見直され、平成24年4月1日から利益剰余金についての法定積立金の積み立て義務が廃止され、利益の処分は地方公営企業が経営判断に基づいて条例の定めるところにより、または議会の議決を経て対応することに改正されたことによるものでございます。現在、本市では条例制定をいたしておりませんので、議会の議決を受けるものでございます。

議案関係資料のほうをご覧くださいと思います。議案第67号議案説明をお聞き願いたいと思います。

平成23年度の未処分利益剰余金の処分について、前年度繰越利益剰余金1億469万5,102円に当年度の2,317万8,738円を合わせた当年度未処分利益剰余金の1億2,787万3,840円のうち、120万円を利益積立金に積み立て、残余を利益剰余金として繰り越すものでございます。

次のページをお開きください。23年度のかたばる病院事業剰余金計算書でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。平成23年度かたばる病院事業剰余金処分計算書でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいいたします。

〔病院部長（左野 健治君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

建設部長（原田憲一郎君） 議案第68号について御説明いたします。

平成23年度吉岐市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、平成23年度吉岐市水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金2,787万8,225円を減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

お手元の資料をご覧ください。平成23年度の未処分利益剰余金の処分につきまして、前年度繰越利益剰余金111万7,463円に当年度純利益2,676万762円を合わせました、当年度未処分利益剰余金2,787万8,225円を全額減債積立金に積み立てるものです。2ページから3ページには、剰余金計算書を記載しております。4ページには、剰余金処分計算書を記載

して、議会の議決によります処分額として表示しております。背景につきましては、先ほど病院部長が申しましたので割愛させていただきます。

以上で、議案第68号についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願います。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

総務部長（眞鍋 陽晃君） それでは、議案第69号壱岐市防災会議条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市防災会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、災害対策基本法の一部改正に伴い、市防災会議の所掌事務及び委員構成を見直すために、所要の改正を行うものであります。

次のページをお開きください。壱岐市防災会議条例の一部を次のように改正します。議案関係資料1の新旧対照表1ページをお開きください。左が現行で、右が改正案でございます。第2条でございますが、防災会議の所掌事務をうたっております。現行の第3号中「前2号」を「前各号」に改め、改正案で4号となります。

現行の第2号「市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること」を、改正案では第2号「市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること」に改め、改正案第3号「前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること」を加えます。

次に、第3条でございますが、会長及び委員についてうたっております。第5項において委員の構成数を規定しておりますが、機構改革の計画を踏まえまして、現行の第5項第7号に規定しております、市長がその部内の職員のうちから指名する者「5人以内」を、改正案第7号では「7人以内」に改め、部長級職のうちから7名選任できるようにいたしております。第9号といたしまして、「自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから市長が任命する者2名以内」を加えております。

2ページ目をお開きください。第3条第6項で、任期を必要とする委員について規定をしておりますが、現行第6項中「第7号」を改正案第6号6項で「第4号及び第9号」に改めます。以上で、議案第69号壱岐市防災会議条例の一部改正について説明を終わります。

続きまして、議案第70号壱岐市災害対策本部条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市災害対策本部条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、吉岐市災害対策本部条例の根拠法令であります災害対策基本法の一部改正に伴い、引用条項の変更をいたしており、所要の改正を行うものであります。

次のページをお開きください。吉岐市災害対策本部条例の一部を次のように改正します。新旧対照表は、資料の1の3ページでございます。第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改めます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 川原市民部長。

〔市民部長（川原 裕喜君） 登壇〕

市民部長（川原 裕喜君） 議案第71号吉岐市税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

吉岐市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

条例改正の提案理由でございますが、地方税法等の一部改正及び東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の制定に伴い、個人市民税の税率の特例措置等の規定を整備する必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。地方税等の改正に伴う吉岐市税条例の改正部分でございますが、吉岐市税条例の一部を次のように改正するものでございます。吉岐市税条例第95条のたばこの税率は「4,618円」を「5,262円」に改め、1,000本につき644円引き上げることとなっております。

次に、附則第9条を次のように改めました。附則第9条につきましては、従来退職所得に係る所得割の額からその10分の1に相当する金額を控除する措置が講じられてきましたが、今年の金利情勢等を踏まえ、平成25年から当該措置が廃止されることに伴い、削除となります。

次に、附則第16条の2、たばこ税率の特例の第1項中「2,190円」を「2,495円」に改め、1,000本につき305円引き上げることになりました。これは旧3級品たばこに係る分です。したがって、たばこ税率の改正は、都道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲するもので、県たばこ税率が市たばこ税と同額引き下げられております。したがって、たばこに係る税金の額に変更はありません。

次は、個人の市民税の税率の特例等として、附則に第1条を加え25条とし、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源確保に係る地方税の臨

時特例に関する法律の施行に伴い、平成26年から平成35年までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とするものでございます。

条例の施行日ですが、公布の日でございます。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものでございます。(1)附則第9条の改正規定は、平成25年1月1日からでございます。(2)95条の改正規定、附則第16条の2第1項の改正規定につきましては、平成25年4月1日からでございます。

附則第2条は、市民税に関する経過措置、第3条は、市たばこ税に関する経過措置となっております。

市民への通知ですが、壱岐市のホームページに掲載の予定でございます。なお、議案関係資料の資料1の4から5ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照していただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

〔市民部長(川原 裕喜君) 降壇〕

議長(市山 繁君) 堀江企画振興部長。

〔企画振興部長(堀江 敬治君) 登壇〕

企画振興部長(堀江 敬治君) 議案第72号壱岐市国民宿舎条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市国民宿舎条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提案でございます。

提案理由でございますが、壱岐市国民宿舎壱岐島荘の改修に伴い、利用料金の改定を行う必要があるため、所要の改正を行うものであります。

次のページをお開き願います。壱岐市国民宿舎条例の一部を次のように改正するものであります。第4条関係の別表を次のように改めます。

資料1の新旧対照表6ページをお開き願います。左が現行で右が改正案となっております。まず、宿泊料金でございますが、大人「3,400円」を「4,400円」に。また、今回は休前日等料金を設けておまして、5,400円といたしております。したがって、平日は1,000円、休前日等は2,000円アップということになります。小学生児童につきましては、「2,900円」を「3,400円」として、500円アップといたしております。なお、合計欄の金額には、消費税と入湯税は含まれておりません。

次に、7ページの休憩料金については、大人で立ち寄り湯一般休憩「300円」を「400円」に。昼の大広間は「450円」を「550円」に。個室は「950円」を「1,000円」にいたしております。小学生児童についても同じ上げ幅となっております。ロビーでの一般休憩時間

は、午前9時から午後8時までと延長いたしております。冷暖房の加算料金につきましては、廃止をいたしております。広間の専用料については、会議利用の場合のみでございます。貸与料については従来どおりでございますが、マージャン一式を200円アップいたしまして1,000円といたしております。

附則としまして、この条例は平成24年11月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

〔企画振興部長（堀江 敬治君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 小川消防長。

〔消防長（小川 聖治君） 登壇〕

消防長（小川 聖治君） 議案第73号吉岐市火災予防条例の一部改正について御説明申し上げます。

吉岐市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由といたしましては、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布され、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物に追加されたこと及び電気自動車用の急速充電設備について、対象火気設備等の対象として追加するとともに、急速充電設備の特性等を踏まえて、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する条例の制定基準が新たに定められたことに伴い、吉岐市火災予防条例の一部を改正し、経過措置として附則第5条から第8条を設け、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。吉岐市火災予防条例の一部を次のように改正する。条文が多いので、改正条例の新旧対照表は議案関係資料8ページから13ページに記載しております。

主な改正点は、急速充電設備について第11条の2を加え、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物に追加されたことについて、附則第4条の次に4条を加える改正で、本年12月1日から施行するものでございます。炭酸ナトリウム過酸化水素付加物については、一般的には過酸化炭酸ソーダ、酸素系漂白剤と呼ばれており、主成物は漂白剤、除菌剤、消臭剤の製品の原料となるものでございます。

以上、簡単でございますが御説明をいたします。御審議のほどよろしく願います。

〔消防長（小川 聖治君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第74号公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

1、公の施設の名称は、吉岐市芦辺浦住民集会所。位置でございますが、吉岐市芦辺町芦辺浦85番地3。2、指定管理者となる団体、住所でございますが、吉岐市芦辺町芦辺浦85番地3、名称は、芦辺浦商業組合組合長篠崎勉氏でございます。3、指定期間でございますが、平成24年10月1日から平成27年3月31日までの2年6カ月といたしております。

提案理由でございますが、吉岐市芦辺浦住民集会所の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものでございます。指定管理料は年間当たり100万円を予定をしているところでございますけれども、今年度は期間が6カ月間ということになりますので、その半額の50万円といたしております。予算につきましては、さきの定例市議会6月会議で補正計上させていただいたところでございます。

なお、地方自治法第244条の2第6項の規定は、公の施設の設置管理及び廃止に関する規定となっております。

以上で、議案第74号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 堀江企画振興部長。

〔企画振興部長（堀江 敬治君） 登壇〕

企画振興部長（堀江 敬治君） 議案第75号武生水C辺地（変更）、渡良B辺地（変更）、初山B辺地、東可須辺地（変更）、立石辺地（変更）及び石田辺地（変更）に係る総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

武生水C辺地（変更）、渡良B辺地（変更）、初山B辺地、東可須辺地（変更）、立石辺地（変更）及び石田辺地（変更）に係る総合整備計画を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、郷ノ浦地区第1分団2部小型動力ポンプ購入事業、郷ノ浦地区第2分団2部活動拠点施設整備事業、市道小場1号線道路改良事業勝本地区第1分団小型動力ポンプ購入事業、市道八口線改良事業及び市道白水線道路排水整備事業に辺地対策事業債を活用するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項及び第5項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。この計画は、辺地債の対象になるためには、市議会の議決を経て、辺地に係る総合整備計画を総務大臣に提出することとなっておりますので、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお開き願います。右の上に辺地名を記載いたしております。まず、武生水C辺地でございます。郷ノ浦地区第1分団2部小型動力ポンプ購入事業を計画に追加し、総合整備計画を

変更いたしております。郷ノ浦地区第1分団2部の小型ポンプは、老朽化により性能低下及び塩害等による腐食が著しいため更新を行うものであり、計画事業費は149万6,000円であります。

2ページ、渡良B辺地では、郷ノ浦地区第2分団2部活動拠点施設整備事業を追加し、総合整備計画を変更いたしております。郷ノ浦地区第2分団2部の消防格納庫は、老朽化が著しい上、狭隘のためポンプ車を格納する際に支障を来しておりますので、建てかえを行うものであります。計画事業費は1,685万円であります。

次に3ページをお願いします。初山B辺地でございます。市道小場1号線は幅員が狭い上、曲線が多く見通しが悪いいため、今回整備するものであります。計画事業費は6,000万円であります。

4ページをお開き願います。東可須辺地でございます。勝本地区第1分団小型動力ポンプにつきましては、15年を経過し、性能低下及び塩害等による腐食も著しいため更新を行うものであります。計画事業費は、149万6,000円であります。

5ページをお開き願います。立石辺地でございます。市道八口線改良事業につきましては、取りつけ道路改修が必要となったため事業費増となっております。計画事業費は1億900万円あります。

6ページをお開き願います。石田辺地でございます。市道白水線は、既設排水路の断面不足により、梅雨時期の豪雨等で排水不良を起こしている上、排水路及び舗装面の老朽化に伴いまして通行にも支障を来しているため、整備を行うものであります。計画事業費は3,000万円あります。位置等につきましては、別添資料2に掲載をいたしておりますので御参考ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔企画振興部長（堀江 敬治君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 西原財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

財政課長（西原 辰也君） 議案第76号平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

平成24年度壱岐市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,474万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ207億4,775万6,000円とします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により定めております。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」によるものでございます。

債務負担行為の補正。第3条、債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」によるものでございます。本日の提出でございます。

2、3ページをお開き願います。「第1表歳入歳出予算補正」、歳入及び歳出の補正の款項の区分の補正額等については、「第1表歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。歳入歳出予算補正の内容については、事項別明細書で後ほど御説明いたします。

4、5ページをお開き願います。「第2表地方債補正」、1、変更、辺地対策事業債、補正前限度額2億7,810万円を補正後限度額2億7,940万円に、市道角野田線道路改良事業で130万円を増額しております。次に、過疎対策事業債、過疎地域自立促進事業、補正前限度額2億4,860万円を補正後限度額2億6,760万円に、農水産物の離島輸送コスト支援事業へ充当するため1,900万円を増額しております。次に、農林水産業債、補正前限度額6,860万円を補正後限度額8,030万円に、ふるさと農道緊急整備事業、亀松地区工事費増額で1,170万円を増額しております。次に、合併特例事業債、補正前限度額5億9,590万円を補正後限度額5億9,960万円に、芦辺中学校校舎耐震改修工事設計業務で370万円を増額しております。

6ページをお開き願います。「第3表債務負担行為補正」、1、追加、壱岐市芦辺浦住民集会所の指定管理に伴う25年度以降の債務負担行為限度額200万円を追加しております。

それでは、事項別明細書により主な内容分について御説明いたします。

10、11ページをお開き願います。まず、歳入について御説明いたします。

10款地方交付税1項の地方交付税は、今回不足する財源について普通交付税2億1,329万1,000円を増額補正しております。なお、本年度の普通交付税は、対前年度比0.7%減の100億540万円に決定いたしております。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金は、障害者自立支援法及び児童福祉法の改正による障害者療養介護医療費の増加に伴い、2分の1の自立支援給付費負担金520万円を増額しております。2節児童福祉費負担金は、認可保育園である壱岐保育園の定員増に伴う国庫負担金として2分の1の634万1,000円を増額、また障害児施設措置費（給付費等）として、2分の1の250万円を追加しております。

2項国庫補助金4目土木費国庫補助金1節道路事業費補助金、社会資本整備総合交付金は、市道八幡芦辺線改良事業の国の内示額減額によるもので4,620万円を減額しております。3節河川費補助金、準用河川改修事業費補助金は、町谷川改修事業費の国の内示額増額による3分の1、104万5,000円を増額しております。7目総務費国庫補助金1節総務費補助金、過疎地域等自立活性化推進交付金1,000万円の追加は、平成25年4月発行予定の「しま共通地

域通貨」の準備経費として、複数の離島過疎市町が連携して取り組むために吉岐市が窓口となり受け入れるものであります。

次、3項国庫委託金2目民生費委託金2節児童福祉費委託金の子ども手当事務取扱交付金は、税制改正による地方財政の増収分に対応することとなり、一般財源化されたため、今回102万3,000円全額を減額しております。

次に12、13ページをお開き願います。15款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金1節地域の元気づくり支援交付金は、地域コミュニティの活性化を図る組織を支援するため150万円を追加しております。

2目民生費県補助金2節老人福祉費補助金、地域介護・福祉空間整備等交付金3,000万円及び施設開設準備経費補助金の511万2,000円の補正は、第5期介護保険事業計画に基づく認知症高齢者グループホーム施設整備及び開設準備経費としてそれぞれ追加しております。3節児童福祉費補助金の子育て支援対策臨時特例交付金は、地域子育て支援拠点環境改善事業として、「かざはや広場」施設改修事業費の4分の3、401万1,000円を追加しております。

4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金の担い手育成基盤整備関連流動化促進事業補助金は、農業高度化支援事業として苅田院地区及び原田地区に対し1,107万円。また、耕作放棄地解消緊急整備事業補助金として、八幡地区耕作放棄地の面積増に伴い521万7,000円を追加しております。2節林業費補助金、ふるさとの森林づくり事業費補助金は、県の森林環境税事業により「森のつどい」へ充当するため78万円を補正しております。

5目商工費県補助金1節商工費県補助金、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金は、観光案内標識等調査事業に対し393万円の追加をしております。2節観光費補助金、外国人観光客受入施設グレードアップ推進事業補助金として、事業費の3分の1、817万1,000円を追加しております。

9目消防費県補助金1節消防費補助金、地域の元気づくり防災力向上支援事業費補助金は、自主防災組織の新規結成・加入促進を図るために必要な資機材の整備に53万6,000円、消防団員加入促進事業費補助金は、研修や訓練用の資機材整備に100万円を追加しております。

15款県支出金3項県委託金3目農林水産業費県委託金1節農業費委託金、農地・水・農村環境保全向上活動支援事業委託金は、環境保全型農業直接支払交付金として117万5,000円を補正しております。

20款諸収入4項雑入につきましては、日本離島センターよりアイランダー2012出展助成金として10万円、全国消防操法大会出場助成金として、県・消防協会・県下市町消防団より300万円、また過年度分補助金返還金として、「21世紀漁業担い手確保推進事業」の漁船取得リース事業において事業の中止の届け出があり、残存年数分の補助金返還金75万円を追加し

ております。

2 1 款市債につきましては、4、5 ページの「第 2 表地方債補正の変更」で説明をいたしましたとおりでございます。

次に、1 4、1 5 ページをお開き願います。歳出について御説明いたします。

まず、補正全般について、人件費の補正については人事異動及び会計間の異動に伴う職員給与等の増減によるものを今回補正いたしております。2 款総務費 1 項総務管理費 5 目財産管理費 1 1 節需用費の修繕料は、郷ノ浦庁舎及び別館の消防設備修繕ほか貸付施設の修繕料について 5 4 6 万円を補正しております。1 8 節備品購入費は、自動車教習所等公共施設 3 カ所に A E D 購入設置費 7 5 万円を追加しております。

6 目企画費の旅費から使用料及び賃借料まで、アイランダー 2 0 1 2 事業出展経費として 6 5 万 1, 0 0 0 円を補正いたしております。これは、東京池袋のサンシャインシティにおいて本年 1 1 月 2 4 日から 2 5 日の 2 日間開催されるもので、離島地域の活性化を図る目的で全国の離島が一体となり、都市居住者等へ島を P R し、交流人口の増加、U J I ターンの促進を図るものであります。

次に 1 6、1 7 ページをお開き願います。1 9 節負担金補助及び交付金のしま共通地域通貨発行業務負担金 1, 0 0 0 万円は、平成 2 5 年 4 月発行予定のしま共通地域通貨の準備経費として、過疎地域等自立活性化推進交付金を活用し、複数の離島過疎市町が連携して取り組むために、壱岐市が窓口となり 9 月下旬に設立予定である県離島振興協議会内部組織のしま共通地域通貨発行委員会へ全額支出するものであります。なお、しま共通地域通貨発行委員会の設立後、その他の事務局準備経費について関係市町と負担割合等の協議を行い、追加をする予定であります。次に、ふれあい交流事業補助金は、今回のテレビ番組を契機に、人口減少歯どめの起爆剤として独身男女の出会いの機会を創出するため、市内の独身男女及び市外の独身女性に登録をしていただき、年代ごとに交流イベント等の婚活事業を積極的に推進するため 4 0 0 万円を増額しております。

次に、1 8、1 9 ページをお開き願います。3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費 2 0 節療養介護医療費は、障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、児童施設に継続入所している 1 8 歳以上の者について、県負担から市負担となったことによる医療費の増加分 1, 0 4 0 万円と、障害児施設措置費の 3 6 0 万円を増額しております。

次に、2 0、2 1 ページをお開き願います。3 款民生費 1 項社会福祉費 5 目介護保険事業費 1 3 節委託料は、高齢者福祉計画第 5 期介護保険事業計画に基づく特別養護老人ホーム施設整備について、市の指定する市有地に公募をするため、土地の不動産鑑定委託料 3 0 万円と用地測量費 8 1 万 6, 0 0 0 円を追加しております。1 9 節負担金補助及び交付金、地域介護・福祉空間整備等交付金事業及び施設開設準備経費特別対策事業については、高齢者福祉計画第 5 期介護保

険事業計画に基づく認知症高齢者グループホーム1ユニット定員9名の施設整備補助金として3,000万円、開設準備経費として511万2,000円を追加しております。

次に、22、23ページをお開き願います。3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費13節委託料の57万3,000円と15節工事請負費の477万6,000円の補正は、地域子育て支援拠点施設「かざはや広場」の利用者の増加に伴い、県の子育て支援対策臨時特例交付金4分の3の補助金を活用いたしまして、かざはや施設内のちびっこサロンと隣接をいたしますボランティアルームの間仕切り撤去等、施設の改修を図るものであります。4目保育所費13節委託料は、認可保育園である壱岐保育園の定員増による保育園児入所委託料1,763万円を増額補正いたしております。

次に、24、25ページをお開き願います。4款衛生費1項保健衛生費2目予防費11節需用費、医薬材料費は、予防接種法の改正により本年9月から従来の生ポリオワクチンから不活化ポリオワクチンに変更されるため、新たなワクチン購入費457万8,000円を追加しております。また、13節委託料、予防接種（任意接種分）は、高齢者の肺炎による医療費の割合が高いため、新たに70歳以上の高齢者に肺炎球菌予防ワクチン接種費用の助成として、1人1回3,000円の900人分について270万円を追加しております。

次に、26、27ページをお開き願います。5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費13節委託料、鹿捕獲は、勝本町若宮島の鹿が増殖をしているため、昨年に引き続き捕獲駆除委託料106万5,000円と、イノシシ捕獲は、今回イノシシの生息が確認されたことで農作物の被害が拡大する前にハンターによる駆除及び海上警戒対策費として470万円を増額しております。19節負担金補助及び交付金、農地流動化奨励補助金については、新規設定者の増に伴い676万円を増額しております。また、今回、新規事業で、農産物の輸送コストの低減を図り、産地間競争力を高め、農業者の生産意欲向上を図るため、島外への出荷農産物の海上輸送運賃の2分の1について、離島輸送コスト支援事業補助金1,610万4,000円を追加しております。財源は過疎債ソフト分を充当しております。

次に、28、29ページをお開き願います。5款農林水産業費1項農業費4目畜産業費19節負担金補助及び交付金、地域肉用牛振興対策事業として、新たに肥育農家の畜産防疫対策用、牛舎消毒ジェット煙霧機購入補助金等50万円を補正しております。5目農地費で、耕作放棄地解消緊急整備事業として八幡地区の整備面積増による測量設計業務委託及び工事請負費、合わせまして1,009万円を補正しております。次に、ふるさと農道緊急整備事業で、亀松地区の県道との取りつけ道路の幅員の計画変更、また、ふるさと農道緊急整備事業の最終年度により、工事費及び水道管布設がえ補償費の増額分1,310万円を補正しております。次に、19節負担金補助及び交付金、圃場整備事業交付金は、原田地区高度化支援事業交付金として集積率に応じた

交付金 1,090 万円を追加しております。

次に、30 から 31 ページをお開き願います。3 項水産業費 2 目水産業振興費 1 9 節負担金補助及び交付金は、今回新規事業で農業振興費と同様に島外への出荷水産物の海上輸送運賃の 2 分の 1 の助成につきまして、離島輸送コスト支援事業補助金 940 万円を追加しております。3 目漁港管理費 1 5 節工事請負費は、湯ノ本漁港浮棧橋修繕工事について、当初 3 基を 3 年計画で実施予定でありましたが、実施設計の段階で既存の浮棧橋が危険な状態であることが判明いたしたため、今回 2 基のみを単年度施工し最終完成とするため、375 万 1,000 円を増額しております。

次に 32、33 ページをお開き願います。6 款商工費 1 項商工費 2 目商工振興費 1 9 節負担金補助及び交付金、振興資金保証料補助金は、新規事業で低利の融資を行うことで、中小企業の事業の活性化を図るため、中小企業振興資金融資において長崎県信用保証協会の信用保証料について補助金 230 万円を追加しております。4 目観光費、共済費から備品購入費まで、観光客にわかりやすい道路案内、観光案内、施設案内等のすべての標識の調査及び公衆トイレ管理台帳の整備を行うため、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用いたしまして、総額 393 万円を追加しております。1 9 節負担金補助及び交付金、外国人観光客受入施設グレードアップ推進事業補助金は、外国人観光客の誘致を図るため、宿泊施設の館内外国語表示、外国語放送受信設備、インターネット環境、トイレ整備の施設改修に対し、24 年度限りで事業費の 3 分の 2 の補助金 1,634 万 2,000 円を追加しております。

次に 34、35 ページをお開き願います。7 款土木費 2 項道路橋梁費 3 目道路橋梁新設改良費 1 3 節委託料には、起債事業の市道角野田線の測量設計業務 124 万 5,000 円の増額と、補助事業の内示額減額で市道八幡芦辺線及び住吉湯ノ本線の測量設計業務合わせて 90 万円の減額をしております。1 5 節工事請負費についても、市道八幡芦辺線、住吉湯ノ本線の工事費を合わせて今回 6,390 万円を減額しております。3 項河川費 1 項河川総務費 1 5 節工事請負費は、準用河川町谷川の国の内示額は追加により 313 万 5,000 円を増額しております。4 項港湾費 1 目港湾管理費 1 3 節委託料、竣功認可業務は、勝本港海岸保全背後埋立竣工認可設計業務 115 万円を追加しております。1 8 節備品購入費は、郷ノ浦港及び印通寺港ターミナルビルに A E D の設置費 50 万円を追加しております。

次に 36、37 ページをお開き願います。5 項都市計画費 2 目公園費 1 5 節工事請負費、公園改修工事は、今宮公園トイレ改修、弁天崎公園藤棚改修等で 660 万円を追加しております。7 項住宅費 1 目住宅管理費 1 5 節工事請負費は、赤滝団地及び小崎団地の電気設備改修工事として 215 万円を追加しております。また、2 2 節補償補填及び賠償金、補償費 10 万円は、本年度解体予定の大久保団地の居住者への移転補償費 1 戸分を補正しております。

次に38、39ページをお開き願います。8款消防費1項消防費2目非常備消防費8節報償費から19節負担金補助及び交付金まで、全国消防操法大会出場経費総額591万2,000円と、県単補助事業で消防団員加入促進事業として11節需用費の消防団員用の強力ライト、手袋等の購入に係る経費48万1,000円を追加補正しております。5目災害対策費11節需用費から19節負担金及び交付金までの総額53万6,000円の補正は、県単補助事業で、「地域の元気づくり防災力向上支援事業」として自主防災組織の新規結成加入促進を図るため、所要の経費を補正しております。

次に40、41ページをお開き願います。9款教育費2項小学校費1目学校管理費13節委託料、県立養護学校吉岐分教室看護師派遣委託料は、本年度より県費負担となったため245万円全額を減額しております。3項中学校費1目学校管理費13節耐震工事設計委託料は、平成25年度に工事着工と変更となりました芦辺中学校校舎耐震改修工事設計業務391万4,000円を追加しております。

次に42、43ページをお開き願います。5項社会教育費5目図書館費15節建物等解体工事費は、郷ノ浦幼稚園前に設置しております郷ノ浦図書館書籍保管用プレハブ倉庫が老朽化により危険であるため、今回解体費用として40万円追加しております。7項学校給食費1目学校給食費12節役務費から27節公課費までの補正については、給食センターの公用車について当初車検費用を計上しておりましたが、老朽化また給食食材運搬用の軽貨物車に変更するため、今回リース車両借入料で組み替え補正をいたしております。

次に、給与費明細書については、44ページから46ページに記載のとおりでございます。

次の47ページに、地方債の見込みに関する調書をそれぞれに記載をしております。地方債の24年度末現在高見込額は、294億8,568万7,000円となります。なお、資料3の「平成24年度9月補正予算案概要」で詳細な概要並びに基金の状況見込額について記載をいたしておりますので、主な内容のみの説明とさせていただきます。

以上で、平成24年度吉岐市一般会計補正予算(第4号)について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長(西原 辰也君) 降壇〕

議長(市山 繁君) ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

議長(市山 繁君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。斉藤保健環境部長。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 登壇〕

保健環境部長（斉藤 和秀君） 議案第77号平成24年度吉崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成24年度吉崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,632万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億6,781万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算の補正」による。本日提出でございます。

2ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正額については、記載のとおりでございます。

8ページ、9ページをお開き願います。2、歳入、5款県支出金としまして、重症化対策事業に伴う財政調整交付金39万3,000円を計上いたしております。6款療養給付費交付金、平成23年度退職者医療費交付金、精算に伴う追加交付分として、1,494万1,000円を計上いたしております。11款繰越金前年度繰越金5,099万円を計上いたしております。

10ページ、11ページをお願いいたします。3、歳出、3款後期高齢者支援金等、後期高齢者支援金としまして、28万5,000円を計上いたしております。8款保健事業費1項特定健康診査等事業、特定健診受診後の生活改善などの保健指導を充実させ、重症化を防ぐ経費としまして、39万3,000円を計上いたしております。11款諸支出金、療養給付費等負担金、出産育児一時金の精算による返納金としまして、国庫支出金精算返納金6,564万6,000円を計上いたしております。

以上で、議案第77号の説明を終わらせていただきます。御審議をよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第78号平成24年度吉崎市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、平成24年度吉崎市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,428万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億9,659万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。本日提出でございます。2ページ、3ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出補正額につきましては、記載のとおりでございます。

8 ページ、9 ページをお開きください。2、歳入、5 款県支出金、高齢者等見守り体制構築事業費補助金 9 9 万 6, 0 0 0 円を計上いたしております。7 款繰入金 1 項一般会計繰入金、会計間の人事異動による人件費といたしまして、5 7 8 万 1, 0 0 0 円を減額補正をいたしております。8 款繰越金、介護給付費返還金の充当財源としまして、前年度繰越金 2, 9 0 6 万 9, 0 0 0 円を計上いたしております。

続きまして、1 0 ページ、1 1 ページをお開き願います。3、歳出、3 款地域支援事業費 1 目介護予防高齢者対策費、会計間の人事異動に伴う人件費といたしまして、5 8 0 万 5, 0 0 0 円を減額いたしております。2 項 1 目包括的支援事業・任意事業としまして、県の高齢者等見守り体制構築事業補助金を活用し、独居高齢者の孤独死防止等のための見守り体制の整備を目的として、3 節職員手当から 2 7 節の公課費まで 1 1 0 万 9, 0 0 0 円を計上いたしております。6 款諸支出金につきましては、過年度精算による介護給付費返還金を計上いたしております。

次に、1 2 ページ、1 3 ページをお開き願います。給与明細書でございますが、5 7 8 万 1, 0 0 0 円の減となっております。先ほど御説明いたしました会計間の人事異動に伴うものであります。

以上で、議案 7 8 号の説明を終わらせていただきます。御審議をよろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田 憲一郎君） 登壇〕

建設部長（原田憲一郎君） 議案第 7 9 号について御説明いたします。

平成 2 4 年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算（2 号）について、平成 2 4 年度吉崎市の簡易水道事業特別会計補正予算（2 号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 2 3 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 9, 9 2 9 万 8, 0 0 0 円とします。2 項については記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2 から 3 ページについては、歳入歳出予算補正を記載いたしております。

5 から 7 ページには、歳入歳出補正予算事項別明細書を記載しております。

8 から 9 ページをお開き願います。2、歳入でございますが、4 款繰入金の一般会計繰入金で 2 3 6 万 7, 0 0 0 円の減額と 6 款の諸収入で 3 6 0 万円の増額補正をしております。

次に、1 0 から 1 1 ページをお開きください。3、歳出でございます。1 款の総務費で、職員の会計間の異動によります職員給与費などにつきまして 5 8 6 万 7, 0 0 0 円の減額補正をいたしております。2 目の施設管理費では、県道改良工事及び農道工事に伴います水道管布設替補償工事を増額補正しております。県道改良工事分については、補償工事の対象外になりますので、

この工事の増額補正分と職員給与費などの減額補正を差し引きました236万7,000円を歳入の一般会計繰入金で減額補正をいたしております。

以上で、議案第79号について説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第80号について御説明いたします。

平成24年度吉崎市下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてですが、平成24年度吉崎市下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億261万6,000円とします。2項につきましては、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

8から9ページをお開き願います。2、歳入でございますが、5款繰入金の一般会計繰入金で、63万1,000円の増額補正をいたしております。

次に、10から11ページをお開きください。3、歳出でございます。1款の下水道事業費と2款の漁業集落排水整備事業費の人件費で、職員の会計間異動によります職員手当などの63万1,000円の増額補正をいたしております。この分については、歳入の一般会計繰入金として、増額補正をいたしております。

以上で、議案第80号についての説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

〔建設部長(原田 憲一郎君) 降壇〕

議長(市山 繁君) 後藤農林水産部長。

〔農林水産部長(後藤 満雄君) 登壇〕

農林水産部長(後藤 満雄君) 議案第81号平成24年度吉崎市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)について説明をいたします。

平成24年度吉崎市の農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,744万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,004万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。本日の提出でございます。

5ページをお開き願います。5ページにつきましては、事項別明細書の総括用の歳入の記載をいたしております。

次の6ページには、歳出の分を掲載をいたしております。

8ページ、9ページをお開きを願います。事項別明細書の歳入の部分につきまして、御説明をいたします。3款繰入金2項の基金繰入金に162万8,000円を予定をいたしております。それから、4款繰越金1目繰越金に1,581万7,000円を前年度繰越金から予定をいたして

おります。

続きまして、10ページ、11ページをお開きを願います。3、歳出でございますが、1款総務費1項総務管理費の1目一般管理費に11節それから14節それから18節の備品購入費に、総額1,112万5,000円の補正を予定いたしております。今回、備品購入費の162万8,000円につきましては、水田ハロー1機分の更新の予定でございます。それから、2款基金積立金1目の減価償却基金積立金に632万円を予定をいたしております。

以上で、議案第81号につきまして説明を終わらせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 西原財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

財政課長（西原 辰也君） 説明申し上げます。

平成23年度吉崎市一般会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

平成23年度各会計決算書の一般会計1ページをお開き願います。平成23年度吉崎市一般会計歳入歳出決算書、歳入合計264億621万7,124円、歳出合計258億8,859万2,217円、歳入歳出差引残額5億2,029万4,907円、決算内容につきましては、2ページ以降のとおりでございます。

なお、26、27ページをお開き願います。18款繰入金2項基金繰入金1目基金繰入金1節財政調整基金繰入金については、当初財源不足に対する基金取崩し2億600万円を予定しておりましたが、年度末の収支決算調整で、各種医療扶助費等において、多額の不用額が生じたため、財政調整基金取崩しを取りやめております。

また、歳出においては、平成22年度の国の補正予算できめ細かな交付金と住民生活に光をそそぐ交付金の財政措置がなされ、本市においてもそれぞれの交付金を受け、そのほとんどを23年度に繰越して交付金事業に取り組んできたところです。

そのほか、特に平成19年度から取り組んできた合併特例事業の廃棄物処理施設や21年度から実施の学校給食施設などの大型事業が最終完成年度となったため、事業費が大幅な増額となったものの、22年度の地域情報通信基盤整備事業44億円の事業の実施により、23年度普通建設事業費の対前年度比は、19.4%の減となっております。

また、後年度の公債費の軽減を図るため、繰上償還6億3,960万円、そして後年度地方債の償還財源として減債基金への積立6億3,182万円も実施をしております。市民が安全で安心して暮らせる経費、市の振興施策などの行政費用として、それぞれ支出をしてきたところでご

ざいます。

106ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。単位を千円にいたしております。歳入歳出差引額5億2,029万5,000円で、繰越明許費による翌年度へ繰り越すべき財源額、4,991万9,000円でございますので、これを差し引いた実質収支額は4億7,037万6,000円となっております。

次に、財産に関する調書でございます。各会計決算書のつづり、最後の財産に関する調書をお開き願います。財産に関する調書は、平成24年3月30日付で決算を行っています。

財産に関する調書1ページから公有財産、そして5ページから8ページに物品、9ページに債権、基金について、それぞれ23年度中の増減を記載いたしております。

9ページをお開き願います。4、基金の中段、一般会計分の決算年度末現在高は、74億2,940万9,000円であります。定額運用基金の運用状況は、最後のページ10ページに記載をいたしております。土地開発基金について、7,000万円を減額し、減額分については、一般会計に繰り入れをいたしております。

平成23年度の決算内容及び主要な施策の成果等につきましては、別紙資料4に記載のとおりでございます。

以上で、平成23年度一般会計歳入歳出決算認定について、説明を終わります。御審議の上、認定を賜りますようよろしくお願いいたします。

〔財政課長（西原 辰也君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 斉藤保健環境部長。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 登壇〕

保健環境部長（斉藤 和秀君） 認定第2号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付する。本日提出でございます。

1ページをお願いいたします。国民健康保険事業勘定、歳入合計45億9,417万9,083円、歳出合計45億470万3,509円、歳入歳出差引残額8,947万5,574円、直営診療施設勘定歳入合計1億3,456万177円、歳出合計1億3,007万6,333円、歳入歳出差引残額448万3,844円となっております。

10ページ、11ページをお開きください。歳入歳出決算事項別明細書でございます。歳入について、1款1項における国民健康保険税の決算の状況は記載のとおりであり、国保税の収納率は現年度分については、医療給付分、後期高齢者支援分、介護納付分を合わせて94.78%となっております。昨年度は、94.4%であり、比較すると0.38%のプラスとなっております。

滞納繰越分については、現年度9.49%、前年度が9.86%であり、0.37%のマイナスとなっております。滞納の累積額は、3億4,482万8,850円です。なお、不納欠損処分として、86件、891万8,794円の処分を行っております。

歳出についてでございますが、22ページ、23ページをお開き願います。2款1項の1目から4目までの医療給付費、療養費、2項の高額療養費の支出済みの額の合計は、29億8,989万5,114円であります。昨年度より457万2,891円の減額となっております。

24ページ、25ページをお開き願います。4項の出産育児諸費につきましては、54件でございます。葬祭諸費につきましては、77件の給付件数となっております。

32ページをお開き願います。実質収支に関する調書は、記載のとおりでございます。

34ページから39ページは、直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算事項別明細書でございます。平成19年度から、公設民営で運営しております勝本、湯本診療所に係る経費でございます。

以上で、認定2号につきまして、説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第3号平成23年度吉岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

平成23年度吉岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付する。本日提出でございます。

1ページをお開きください。歳入合計2億8,729万5,083円、歳出合計2億8,603万8,033円、歳入歳出差引額125万7,050円となっております。

6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書でございます。歳入について、1款1項における後期高齢者医療保険料の決算の状況は記載のとおりであり、保険料の徴収率は現年度分については、特別徴収、普通徴収を合わせて99.21%となっております。前年度は99.11%であり、比較すると0.1%のプラスとなっております。滞納繰越分については、24.82%の収納率となっております。滞納の累積額は、322万6,000円であります。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出でございますが、2款広域連合納付金2億7,572万2,591円の内訳につきましては、保険料分1億4,955万3,700円、保険基金安定分1億1,427万2,758円、共通経費負担分1,189万6,133円となっております。

以上で、認定第3号についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第4号平成23年度吉岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

平成23年度吉岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法233条第3項の規定

により、監査委員の意見を付して議会の認定に付する本日提出でございます。

1ページをお願いいたします。介護保険事業勘定でございますが、歳入合計28億8,661万9,819円、歳出合計28億5,363万7,584円、歳入歳出差引残額3,298万2,235円でございます。

続きまして、介護サービス事業勘定でございますが、歳入合計2,765万8,665円、歳出合計2,765万8,665円の同額でございます。

10ページ、11ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書でございます。歳入について、1款1項における介護保険料の決算の状況は記載のとおりであり、保険料の徴収率は現年度分については、特別徴収、普通徴収を合わせて98.93%になっております。前年度は99.1%であり、比較すると0.17%のマイナスになっております。滞納繰越分については、2.97%の収納率になっております。滞納の累積額は2,371万420円であります。

18ページ、19ページをお願いいたします。歳出でございますが、2款介護給付費の支出済み額は27億2,830万6,272円であり、昨年度より1,238万円の増額になっております。

24ページをお願いいたします。この介護サービス事業勘定の決算は、地域包括支援センターの設置による居宅支援サービス計画書の作成に係るものが主でございます。

26ページ、27ページをお願いいたします。歳出は、1款2款ともそれに伴う嘱託、派遣職員の人件費等となっております。

以上で、認定4号の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

〔保健環境部長（齊藤 和秀君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田 憲一郎君） 登壇〕

建設部長（原田憲一郎君） 認定第5号について御説明いたします。平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。歳入歳出決算書でございます。歳入合計8億9,848万4,735円、歳出合計8億9,648万2,395円、歳入歳出差引額としまして200万2,340円であります。

次に、2から3ページをお開きください。歳入の部でございますが、予算現額が9億676万4,000円に対し、収入済額が8億9,848万4,735円となっております。

次に、4から5ページをお開き願います。歳出を記載しております。予算現額9億676万

4,000円に対し、支出済額8億9,648万2,395円となっております。

続きまして、6から7ページをお開き願います。事項別明細書でございます。ここで、2款の使用料及び手数料についてでございますが、簡易水道使用料としまして、調定額が4億4,440万2,604円に対し、収入済額は、4億1,006万9,260円でございます。その内訳としまして、現年度調定額が4億939万5,200円、収入済額が4億587万2,690円、滞納繰越調定額は3,500万7,404円に対し、収入済額が419万6,570円となっております。収納率で申しますと、現年度分が99.14%、昨年度と同率でございます。また、滞納分につきましては、11.99%になりまして、昨年度より0.82%上昇しております。

次に、10から11ページをお開き願います。事項別明細書の歳出の部でございます。1款から4款までを次のページにかけて記載しております。

以上で、認定第5号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第6号について御説明いたします。

平成23年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算について、平成23年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。歳入歳出決算でございます。歳入合計3億3,703万9,410円、歳出合計3億3,696万3,010円、歳入歳出差引残額は7万6,400円となっております。

2から3ページをお開き願います。歳入を記載しております。予算現額が3億9,059万円に対し、収入済額が3億3,703万9,410円となっております。

次に、4から5ページをお開き願います。歳出を記載しております。予算現額が3億9,059万円に対し、支出済額が3億3,696万3,010円となっております。

次に、6から7ページをお開き願います。決算の事項別明細書の歳入でございます。2款の使用料及び手数料で、下水道使用料といたしまして調定額が4,384万6,030円、収入済額が4,178万9,850円です。その内訳としまして、現年分調定額が、4,171万4,980円、収入済額が4,158万3,350円、滞納繰越調定額が213万1,050円に対し、収入済額が、20万6,500円となっております。収納率で申しますと、現年度分が99.68%となり、昨年度より0.31%上昇しております。また、滞納分につきましては9.69%で、昨年度より5.32%上昇しております。

以上で、認定第6号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

〔建設部長（原田 憲一郎君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 川原市民部長。

〔市民部長（川原 裕喜君） 登壇〕

市民部長（川原 裕喜君） 認定第7号平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。歳入の合計でございますが、5億1,858万6,655円でございます。歳出の合計は、4億6,055万6,656円でございます。差引残額ですが、5,802万9,999円で、24年度への繰越金でございます。

次に、6ページをお開き願います。歳入の主なものですが、1款介護サービス収入の1目介護サービス費の3億6,159万7,811円ですが、これは入所者約100名の介護サービス、短期介護サービス、デイサービスセンターの介護サービスに係る長崎県国民健康保険団体連合会からの収入でございます。次に、2目利用者負担金収入の6,234万8,817円ですが、各サービスの利用者負担金でございます。その施設利用者負担金の未収額といたしまして、合計14万2,890円となっておりますが、現在、既に全額収入済みとなっておりますところでございます。

次に、10ページをお開き願います。歳出の主なものでございますけれども、1款介護サービス事業費の1項施設介護サービス事業費で、774万9,428円の不用額が生じておりますが、1目事務費の7節賃金の124万6,580円の不用額につきましては、各種臨時雇い賃金の中で介護員及び栄養士の雇用の調整による執行残でございます。11節需用費31万1,937円の不用額につきましては、介護員の被服の購入、印刷費、コピー代等の経費節減に取り組んだ成果による執行残でございます。また、2目介護費の11節需用費で369万6,169円の不用額が生じておりますが、これは光熱水費、修繕料、食材購入費等の予算執行の見直し、経費節約に取り組んだ成果による執行残でございます。次に、15節工事請負費の29万4,000円の不用額でございますが、消防施設等改修工事、パッケージ型消火設備設置の入札によります執行残でございます。

次に、12ページをお開き願います。3款施設整備費の予算額計の2,064万8,000円につきましては、平成22年度の繰越明許となっております。特養ホーム建設が延期となったことから、12節役務費の建築確認申請手数料268万4,000円につきましては不用となりました。また、13節委託料の建物の設計業務委託料につきましては、22年度契約を行い繰越手続をとり23年度完成となりまして、1,196万4,000円の完成払いをしております。委託料に変更がなかったために600万円の不用額が生じております。

次に、最終の16ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。歳入総額が5億1,858万7,000円、歳出総額が4億6,055万7,000円、歳入歳出差引額が

5,803万円、実質収支額といたしまして5,803万円となっております。

以上で、認定7号について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

〔市民部長（川原 裕喜君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

総務部長（眞鍋 陽晃君） 認定第8号平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

決算書の1ページをお開きください。歳入合計でございますが、1億1,986万5,018円、歳出合計は、歳入と同額でございます。歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。

2ページ、3ページをお開きください。歳入でございますが、予算現額は1億2,360万7,000円、収入済額は1億1,986万5,018円でございます。

4ページ、5ページ目をお開きください。歳出でございますが、予算現額は1億2,360万7,000円、支出済額は1億1,986万5,018円でございます。

次に、6ページ、7ページをお願いします。歳入歳出決算の事項別明細書でございます。1款の使用料及び手数料でございますが、収入済額2,881万9,192円となっております。

平成23年度の乗船者数などがございますが、乗客が6万8,345人、また車両が1,524台で、平成22年度に対しまして、乗客で2,260人の減、車両で390台の減でございます。減少の主な理由でございますが、地域情報通信基盤整備事業であります光ケーブルの敷設、個別FM告知機の設置工事等の事業が終わったことによるものと思われま。2款の国庫支出金でございますが、予算現額の4,200万円に対し、支出済額が5,576万4,469円となっております。

3款県支出金でございますが、予算現額1,400万円に対し、1,016万4,150円となっております。国庫補助金の離島航路補助金が増額実績となっております。補助金は、前年度の10月1日から当該年度の9月30日までの1年間の補助対象欠損額に対し、国が定めた標準単価に基づいて算出された標準欠損額について国が助成するとともに、残額について、県、市が2分の1の助成をいたします。市の補助金は一般会計繰入金ということになりますが、この中には、人件費などの補助対象外が含まれておりますので、2分の1以上の負担になります。平成23年度の繰入金は、予算現額4,174万7,000円に対し、収入済額が2,505万7,957円となっております。国と県の補助金の関係は、国の補助金が大きければ大きいほ

ど、県と市の負担は少額となります。

歳出につきましては、8ページから11ページに記載をいたしております。1款運航費1項運航管理費1目一般管理費15節の工事請負費464万8,350円でございますが渡良浦港フェリーターミナルの建設工事でございます。

12ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入歳出いずれも1億1,986万5,000円となっております、歳入歳出差引額はゼロ円になります。

以上で、認定第8号の平成23年度吉崎市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして説明を終わらせていただきます。御審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 後藤農林水産部長。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 登壇〕

農林水産部長（後藤 満雄君） 認定第9号平成23年度吉崎市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

平成23年度吉崎市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付する。本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。歳入歳出決算書でございます。歳入合計1億3,031万2,996円でございます。歳出合計1億1,449万4,549円、差し引き1,581万8,447円でございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。決算書の事項別明細書の歳入の部分でございます。まず、1款の使用料及び手数料でございますが、その中で1目の使用料でございます。機械の使用料で、調定額7,318万1,575円に対しまして、収入済額としまして7,273万2,445円でございます。収入未済額で44万9,130円でございます。これは現年度が8件で24万3,390円でございます。過年度が3件で20万5,735円、合計11件のものがございます。しかしながら、現在ではこれが、ともに1件に達しておりまして、現年度が1件の5万1,040円でございます。それから過年度分が1件ございまして、9万9,985円、合計現在の残高といたしまして、15万1,025円でございます。鋭意徴収に努力をいたしてまいる所存でございます。

それから、2款の財産収入の2項財産売払収入1目の物品売払収入でございますが、115万5,000円となっております。これはブルドーザーを売却いたしましたものがございます。購入年月日が平成10年7月28日に購入いたしました大型ブルドーザーでございますが、昨年4月27日に売却をいたしております。

それから、3款の繰入金でございますが、1目の一般会計繰入金でございますが、932万7,000円で一般会計から繰り入れをいたしております。それから、2項の基金繰入金で1目の減価償却基金繰入金でございますが、これを事務所の建設のために392万5,880円繰り入れをいたしております。

それから、4款の繰越金でございますが、810万7,911円を繰り越しをいたしております。

それから、5款の諸収入でございますが、雑収入といたしまして32万5,723円、これは労働保険の個人負担分とそれからコイン洗浄機の利用料でございます。それから、3項1目の受託事業収入でございますが、これが3,473万9,037円。収入合計が1億3,031万2,996円でございます。

続きまして、8ページ、9ページをお開きを願います。歳出でございます。1款の総務費で1目一般管理費でございますが、特にこの中で、先ほど申し上げました15節の工事請負費に事務所の増築をいたしました。これは35平米ほど、増築を昨年いたしております。それから、18節の備品購入費につきましては、36万7,880円でございますが、アルミブリッジの購入あるいは複合機、これは電話・コピー・ファックスが一体となった備品の購入、さらにはデジカメの1台購入、それから刈払い機を3台購入、これらの分でございます。それから、2款の基金積立金に積立金としまして10万7,000円、支出合計といたしまして1億1,449万4,549円でございます。

続きまして、10ページをお開きを願います。実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差し引きをいたしまして、実質収支といたしまして1,581万8,000円でございます。以上、認定第9号について御説明を申し上げます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 左野病院部長。

〔病院部長（左野 健治君） 登壇〕

病院部長（左野 健治君） 認定10号について御説明申し上げます。

平成23年度壱岐市病院事業会計決算認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成23年度壱岐市病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付すものでございます。本日の提出でございます。

2ページをお開きください。23年度壱岐市民病院事業会計決算報告書でございます。収益的収入及び支出でございます。収入といたしまして、第1款の病院事業収益といたしまして決算額が22億5,768万2,325円でございます。予算に比べまして4,765万9,675円の減となっております。要因としましては、精神科の指定医確保がされず、23年7月16日以降、

病棟を休床いたしたことによるものでございます。また、支出の第1款病院事業費用といたしまして、決算額25億201万5,151円でございます。不用額といたしまして7,326万2,849円となっております。収入の22億5,768万2,325円から、支出の25億201万5,151円を引いた2億4,433万2,826円の赤字決算でございます。

続いて、4ページをお開き願います。資本的収入及び支出でございます。収入といたしまして、第1款資本的収入の決算額1億921万9,000円でございます。主に出資金で、一般会計の繰入金でございます。支出といたしましては、第1款資本的支出の決算額1億8,021万354円でございます。建設改良費といたしまして、病院の医療機器購入の2,969万745円と、企業債の償還金が1億5,051万9,609円となっております。資本的収入が資本的支出に不足する額7,099万1,354円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税141万3,845円、過年度分損益勘定留保資金6,957万7,509円で補填をいたしております。

次のページをお開き願います。固定資産明細書でございます。有形固定資産といたしまして、土地、建物、構築物、器械備品、車輛等でございます。合計年度末残高といたしまして50億979万7,750円でございます。器械備品の当年度の増加分2,607万6,900円は医事会計室の導入でございます。オーダーリングシステムのクライアント更新分によるものでございます。当年度の減少高は除去分2,006万5,304円でございます。また、無形固定資産の20万1,900円につきましては、賃貸マンションの敷金の1戸でございます。医師公舎として利用しておる分でございます。

次ページをお開き願います。企業債明細書でございます。未償還の合計の残高が33億4,960万1,540円となっております。

次のページをお開き願います。10ページから収益費用明細書でございます。それぞれの節に収益費を書いてありますので、お目を通していただきたいと思っております。

続いて、19ページをお開き願います。平成23年度の壱岐市民病院事業会計損益計算書でございます。最後から3行目でございますが、市民病院につきましては、当年度の純損失は2億4,433万2,826円となっており、前年度に比べまして4,443万5,000円の純損失の増加となり、大変厳しい状況が続いております。これにより前年度の繰越欠損金20億569万3,575円でございますので、当該年度の未処理欠損金は22億5,002万6,401円でございます。

続いて、次のページをお開きいただきたいと思います。20、21ページは23年度の貸借対照表でございます。20ページが資産の部、固定資産と流動資産となっております。21ページが負債の部、資本の部となっております。それぞれ35億3,474万5,798円となっております。

ます。

続きまして、22、23ページをお開き願いたいと思います。市民病院事業剰余金計算書でございます。

24ページをお開き願いたいと思います。市民病院事業欠損金処理決算書でございます。

次に、26ページをお開き願いたいと思います。事業報告書でございます。4月、診療体制はドクターが12名体制でございましたけど、精神科の医師の引き揚げ等により11名となり、非常勤医師を補充しながらの厳しい診療体制でございました。

続きまして、30ページから41ページまででございます。業務内容について掲載いたしております。それぞれ各年度、各科目ごとに数値を掲載いたしております。あともって目を通していただければと思っております。

続きましては、44ページをお開き願います。かたばる病院の決算報告書でございます。収益的収入及び支出でございます。収入といたしまして、第2款病院事業収益といたしまして決算額3億9,090万7,010円でございます。予算額に比べまして1,648万9,010円の増となっております。診療単価の増による収益増でございます。支出といたしまして、第2款の病院事業費用で決算では3億6,772万8,272円となっております。不用額といたしまして2,722万9,728円となっております。収入の3億9,090万7,010円から支出の3億6,772万8,272円を引いた2,317万8,738円の黒字決算でございます。

続いて、48ページをお開き願います。かたばる病院の固定資産の明細でございます。合わせまして14億3,084万1,885円となっております。

続いて、50ページから収益費用、それぞれの明細書でございます。

59ページをお開き願いたいと思います。かたばる病院の事業会計損益計算書でございます。最後の3行目でございます。一般会計の繰り入れ等を含みまして、当年度の純利益といたしまして2,317万8,738円となっております。これにより前年度の繰越利益剰余金1億469万5,102円でございますので、当年度の未処理利益剰余金は1億2,787万3,840円でございます。

続いて、60ページをお開き願います。貸借対照表でございます。

62ページをお開き願いたいと思います。病院事業剰余金の計算書でございます。

64ページをお開き願いたいと思います。市民病院事業剰余金処分計算書でございます。120万円の利益積立金を積み立てるものでございます。

66ページをお開き願います。病院事業報告書でございます。23年度の診療体制につきましても1名でございました。常勤医師1名でございました。非常勤医師を補充しながらの運営でございましたけど、黒字の決算となっております。

68ページから、業務の内容として年度ごとに数値を掲載しておりますので、あともってお目を通していただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔病院部長（左野 健治君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

建設部長（原田憲一郎君） 認定第11号について御説明いたします。

平成23年度壱岐市水道事業会計決算認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、平成23年度壱岐市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

決算報告書の2から3ページをお開き願います。収益的収入及び支出についてですが、第1款の水道事業収益としまして予算額が1億6,073万6,000円、決算額が1億6,127万3,715円となっております。前年度決算額より216万4,330円の減でございます。これは給水人口の減少に伴うものでございます。

次に、支出についてでございますが、第1款の水道事業費用の予算額が1億4,499万6,000円となっております。決算額が1億2,876万5,324円となっております。前年度決算額より212万9,828円の減でございます。

4から5ページをお開き願います。資本的収入及び支出でございますが、第1款の資本的収入としまして、予算額が505万3,000円に対しまして、決算額が505万2,680円となっております。これは工事負担金が主な収入でございます。

次に、支出でございます。第1款の資本的支出といたしまして、予算額が2億365万6,950円で、決算額が1億4,238万4,419円、翌年度繰越額が4,903万4,300円、不用額が1,223万8,231円となっております。この繰越額は、6月議会で御報告いたしました鹿ノ辻配水池建設に伴います土木建築工事、機械設備工事、電気計装工事の合計3件分でございます。また、不用額につきましては、同じく鹿ノ辻配水池工事の執行残でございます。

続きまして、6ページをお開き願います。損益計算書でございます。営業収益が1億5,182万224円、営業費用が1億1,894万5,738円、営業利益が3,287万4,486円、営業外収益が165万3,073円、営業外費用が761万2,579円、経常利益としまして2,691万4,980円となっております。

当年度純利益は2,676万762円となりまして、前年度繰越利益剰余金111万7,463円を合わせました当年度未処分利益剰余金は2,787万8,225円でございます。

8から9ページは剰余金計算書を、そして10ページには剰余金処分計算書を記載しております。この未処分利益剰余金を全額減債積立金へ積み立てることにつきまして、議案第68号で上程したものでございます。

12から13ページには、貸借対照表を記載しております。

14ページからは、事業報告書などを記載しております。

17ページからは、水道事業収益費用明細を記載しております。水道料金は1億4,880万6,546円でありまして、収納率では現年度分が97.2%、前年度より0.29%上昇しております。また滞納分につきましては11.12%で、前年度より0.62%減少しております。

20ページには資本的収支明細書を、22ページには企業債明細書を記載しております。

以上で、認定第11号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これで、市長提出議案に対する説明が終わりましたので、監査委員より財政健全化判断比率及び資金不足比率審査と決算審査の報告を求めます。吉田代表監査委員。

〔代表監査委員（吉田 泰夫君） 登壇〕

代表監査委員（吉田 泰夫君） 監査委員の吉田でございます。

平成23年度吉崎市一般会計及び特別会計、公営企業会計決算並びに財政健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、市長から提出されました調書、書類に基づき、関係職員の立ち会いを得て説明を求め、審査をいたしました。その結果を御報告申し上げます。

最初に、23年度吉崎市財政健全化判断比率及び資金不足比率について御報告申し上げます。

お手元に各関係の意見書を提出しておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、各比率とも基準を下回る数値であり、かつ資金不足もなく財政状態は良好であると認められます。

次に、23年度吉崎市各会計の歳入歳出決算及び基金運用状況について御報告申し上げます。

提出の歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに基金運用状況調書の決算書類につきましては、各関係帳簿及び証票書類と一致しており、法令等に準拠して調整をされており、適正に表示されていると認められます。

意見としましては、53ページの第6の審査意見のほうをお目通しをいただきたいと思います。

の財政状況につきましては、財務比率の中で経常収支比率が若干高目の傾向となっておりますので留意する必要があると認められます。の未収金につきましては、市税ほか未収総額で7億8,011万3,000円となっております。確実な財源とするためにも、早期の回収に御努力をお願いしたいと思います。

予算の適正化執行でございますけども、55ページになっております。歳出予算の執行につき

まして、流用等行われておりますが、そこに書いておりますように、当初より未計上のものと、さらには特に流用額以上の執行残が残っていた内容が見受けられましたので、予算の作成執行に当たりましては、十分審査を行っていただきたいと思っております。

2のリース契約と書いておりますけれども、賃貸借契約、これはパソコン等の器具類の契約の内容でございますが、この内容につきましては、保守契約あるいはリース、レンタルというふうにな前は呼んでおるようでございますが、その区分等の金額とも明確に表示されておらず、また契約の方法等も、今後十分条件を含め検討されて締結することが必要と考えられるので、留意願いたいと思っております。

次に、平成23年度の壱岐市公営企業会計の決算について御報告申し上げます。

病院事業会計、水道事業会計の決算報告書及び損益計算書等の財務諸表、決算附属書類については、法令及び会計の原則に従って適正に作成されており、その内容は証票書類等も一致し、適正に表示されていると認められます。

公営企業会計の4ページの審査意見の欄をお目通しを願いたいと思っております。

病院事業の経営改善、立て直しを図るための県病院事業団への加入、かたばる病院との統合等取り組まれておりますが、これらが即経営の改善安定とはつながらないと思慮されますので、業務の見直し、コストの削減等の対策をあわせ実行され、経営の健全化に取り組んでいただきたいと思っております。

かたばる病院におきましては、統合に伴う手順等、市民病院と十分協議され、スムーズな移行に支障が来さないような配慮を願いたいと思っております。

以上、未収金につきまして、個人負担分につきまして長期化したものが見受けられますので、財源の確保の面からも早期に回収をお願いしたいと思います。

次に、水道事業会計でございますが、水道事業は昭和45年3月から始められておりますが、約47年の経過となるようでございます。漏水等の有収率の低下が非常に目立ってきておりますので、今後施設の更新あるいは維持管理等につきまして、十分配慮いただいて、効率かつ安全・安心な運営に努めることが重要と思慮されます。

なお、未収金につきましても、財源確保の面からも早期回収に努める必要があります。

以上で、平成23年度壱岐市における決算審査事項についての結果を報告を終わらせていただきます。

〔代表監査委員（吉田 泰夫君） 降壇〕

日程第36・陳情第3号

議長（市山 繁君） 次に、日程第36、陳情第3号「壱岐市芦辺町瀬戸浦の市道、恵美須～

大久保線の幅員拡張工事」に関する陳情についてを議題といたします。

ただいま上程いたしました陳情第3号については、お手元に写しを配付いたしておりますので、説明にかえていただきたいと思います。

・

議長（市山 繁君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、9月18日火曜日午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。お疲れさんでした。

午後2時11分散会

平成24年 壱岐市議会定例会 9月議会 議録(第2日)

議事日程(第2号)

平成24年9月18日 午前10時00分開議

日程第1	報告第10号	平成23年度財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について	質疑なし、報告済み
日程第2	報告第11号	平成23年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について	質疑なし、報告済み
日程第3	報告第12号	平成23年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について	質疑なし、報告済み
日程第4	報告第13号	平成23年度財団法人壱岐市開発公社事業会計収支決算の報告について	質疑なし、報告済み
日程第5	報告第14号	平成23年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	質疑なし、報告済み
日程第6	議案第67号	平成23年度壱岐市病院事業会計(かたばる病院事業会計)未処分利益剰余金の処分について	質疑なし、委員会付託省略 本会議・可決
日程第7	議案第68号	平成23年度壱岐市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	質疑なし、委員会付託省略 本会議・可決
日程第8	議案第69号	壱岐市防災会議条例の一部改正について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第9	議案第70号	壱岐市災害対策本部条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第10	議案第71号	壱岐市税条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第11	議案第72号	壱岐市国民宿舎条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第12	議案第73号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第13	議案第74号	公の施設の指定管理者の指定について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第14	議案第75号	武生水C辺地(変更)、渡良B辺地(変更)、初山B辺地、東可須辺地(変更)、立石辺地(変更)及び石田辺地(変更)に係る総合整備計画の策定について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第15	議案第76号	平成24年度壱岐市一般会計補正予算(第4号)	予算特別委員会付託
日程第16	議案第77号	平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第17	議案第78号	平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	質疑、 厚生常任委員会付託

日程第18	議案第79号	平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第19	議案第80号	平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第20	議案第81号	平成24年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第21	認定第1号	平成23年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	決算特別委員会付託
日程第22	認定第2号	平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第23	認定第3号	平成23年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第24	認定第4号	平成23年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第25	認定第5号	平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第26	認定第6号	平成23年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第27	認定第7号	平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第28	認定第8号	平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第29	認定第9号	平成23年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第30	認定第10号	平成23年度壱岐市病院事業会計決算認定について	質疑、 厚生常任委員会付託
日程第31	認定第11号	平成23年度壱岐市水道事業会計決算認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第32	陳情第3号	「壱岐市芦辺町瀬戸浦の市道、恵美須～大久保線の幅員拡張工事」に関する陳情	産業建設常任委員会付託
日程第33	議案第82号	八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の締結について	産業建設常任委員会付託

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

出席議員(19名)

1番	久保田恒憲君	2番	呼子好君
3番	音嶋正吾君	4番	町田光浩君
5番	小金丸益明君	7番	町田正一君
8番	今西菊乃君	9番	市山和幸君

10番 田原 輝男君	11番 豊坂 敏文君
12番 中村出征雄君	13番 鵜瀬 和博君
14番 榊原 伸君	15番 久間 進君
16番 大久保洪昭君	17番 瀬戸口和幸君
18番 牧永 護君	19番 中田 恭一君
20番 市山 繁君	

欠席議員（1名）

6番 深見 義輝君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 榊崎 文雄君	事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君	事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	山下 三郎君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	堀江 敬治君
市民部長	川原 裕喜君	保健環境部長	斉藤 和秀君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	後藤 満雄君
教育次長	堤 賢治君	消防本部消防長	小川 聖治君
病院部長	左野 健治君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	西原 辰也君	会計管理者	土谷 勝君

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、御報告をいたします。

吉岐新聞から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり許可をいたしておりますので、御了承願います。

深見義輝議員から、欠席の届け出がっております。

ただいまの出席議員は19名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表第2号により本日の会議を開きます。御報告いたします。

本日までに白川市長より追加議案1件を受理し、お手元に配付をいたしております。

ここで、白川市長より発言の申し出がっておりますのでこれを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 皆様、おはようございます。

このたびの台風16号に関する本市の対応状況等について御報告を申し上げます。

このたびの台風16号は、中心気圧が900ヘクトパスカルに達し、猛烈な勢力を保ちながら、北上しておりましたので、大変憂慮いたしておりました。

このため、市といたしましては、暴風警報発令前に警戒態勢を整えまして、警報発令と同時に警戒配備体制をとったところでございます。最大で117名の職員が夜を徹して警戒に当たったところでございます。

また、消防団につきましても、総勢202名の団員の皆様に警備や土のう積み等行っていただき、さらに壱岐市地域防災協力部会におきましては、土のうの準備等を行っていただいたところでございまして、このように関係機関と連携を図りながら、災害等に備えてまいりました。

また、市民の皆様にも防災情報の放送をはじめ、壱岐市ケーブルテレビによる自主避難場所のお知らせ、高潮への注意喚起等行ったところであります。

こうした周知の一つの効果といたしまして、自主避難をされた方が、市内、自主避難施設7施設を指定しておったわけでございますけど、このうちの5施設に最大で、50世帯、76名の方が自主避難をされたところでございます。

今回、壱岐市ケーブルテレビを活用し、防災情報等市民の皆様への周知を図ることができましたことは、危機管理体制の新しい力であったと認識しております。

今後も、災害対策に壱岐市ケーブルテレビを活用してまいりますので、市民の皆様にはぜひ防災に御利用いただきますとともに、御意見等賜れば幸いです。

なお、今回の台風16号による被害につきましては、現在集計中ではありますが、現時点では、大きな被害等の発生は確認しておりません。中でも大変心配しておりました光ケーブルの断線につきましては、自宅引き込み線が木の枝の接触等により4カ所いわゆる4戸でございますけれども、切断されたと報告を受けておりますけれども、これらにつきましては、すぐに仮の接続がなされていると聞いております。

今後も防災対策については、万全を期してまいりますので、市民の皆様におかれましては、今後も日ごろの災害への備え等お願いを申し上げます。

本日は追加議案として、契約案件1件の議案を提出させていただくことといたしております。御

審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第1．報告第10号～日程第5．報告第14号

議長（市山 繁君） 日程第1、報告第10号平成23年度財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告についてから、日程第5、報告第14号平成23年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてまで5件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、報告第10号平成23年度財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第10号に対する質疑を終わります。

次に、報告第11号平成23年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第11号に対する質疑を終わります。

次に、報告第12号平成23年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第12号に対する質疑を終わります。

次に、報告第13号平成23年度財団法人壱岐市開発公社事業会計収支決算の報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第13号に対する質疑を終わります。

次に、報告第14号平成23年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第14号に対する質疑を終わります。

以上で、5件の報告を終わります。

日程第6．議案第67号～日程第7．議案第68号

議長（市山 繁君） 次に日程第6、議案第67号平成23年度壱岐市病院事業会計（かたばる病院事業会計）未処分利益剰余金の処分について及び日程第7、議案第68号平成23年度壱

岐市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての2件を議題といたします。これから質疑を行います。

初めに、議案第67号平成23年度壱岐市病院事業会計（かたばる病院事業会計）未処分利益剰余金の処分について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第67号の質疑を終わります。

次に、議案第68号平成23年度壱岐市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第68号の質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第67号平成23年度壱岐市病院事業会計（かたばる病院事業会計）未処分利益剰余金の処分について及び議案第68号平成23年度壱岐市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 御異議なしと認めます。よって、議案第67号平成23年度壱岐市病院事業会計（かたばる病院事業会計）未処分利益剰余金の処分について及び議案第68号平成23年度壱岐市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を行います。議案第67号平成23年度壱岐市病院事業会計（かたばる病院事業会計）未処分利益剰余金の処分について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから、議案第67号について採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第67号平成23年度壱岐市病院事業会計（かたばる病院事業会計）未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号平成23年度壱岐市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから、議案第68号について採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第68号平成23年度吉崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり可決されました。

日程第8．議案第69号～日程第14．議案第75号

議長（市山 繁君） 次に日程第8、議案第69号吉崎市防災会議条例の一部改正についてから、日程第14、議案第75号武生水C辺地（変更）、渡良B辺地（変更）、初山B辺地、東可須辺地（変更）、立石辺地（変更）及び石田辺地（変更）、に係る総合整備計画の策定についてまで7件を議題し、これから質疑を行います。

初めに、議案第69号吉崎市防災会議条例の一部改正について質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。13番、鵜瀬和博議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 議案第69号は、今回、災害対策基本法の一部改正に伴う改正になっております。現行条例の第2条の2で、市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集することを削除するようになっております。その削除をして今回第2条の2に、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議することと、前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べる事が追加をされております。

今回この第2条（2）の2項について、情報収集の部分を削除するという事は、今回この防災会議とこの後の条例であります。災害対策本部との役割の区別をするために削除するものかという点が1点と、もう一つは、今回防災会議条例の第3条の第2項で会長は市長をもって充てるというふうになっております。その中で、先ほども言いましたとおり、今回の条例改正には、市長の諮問について審議をしたり、意見を述べる事ができるようになっておりますが、防災会議の会長は市長でありながら、市長がまたその会議に諮問されるという部分について問題はないのかお尋ねをいたします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 鵜瀬議員の御質問にお答えしますが、本日の質疑につきましては、担当部長、担当課長にさせますので、よろしくお願ひいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

総務部長（眞鍋 陽晃君） ただいまの議案第69号壱岐市防災会議条例の一部改正についての御質問でございますが、改正前の災害対策基本法では、防災会議の所掌事務として地域防災計画の作成及びその実務の推進等のほか、災害が発生した場合に、防災に関する情報を収集すること及び非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成しかつその推進することが所掌事務としてされているところでございます。

これに対しまして、災害発生時、特に災害応急対策の段階では防災会議で災害に関する情報の収集を行うことよりも災害対策本部において、一元的に情報収集等を行うことが効果的だということから、このたびの災害対策基本法の改正で防災会議と対策本部の所掌事務について見直し、その役割が明確化されたものであります。

よって、鶴瀬議員のおっしゃるとおり、災害に関する情報収集については、災害対策本部が行うこととするため、防災会議条例から削除いたしておるところでございます。

一方、防災会議条例には防災に関する重要事項の審議について、所掌事務として規定されておりましたが、防災会議を防災に関する諮問的機関として機能を強化する観点から災害対策基本法第14条の第2項では、都道府県防災会議の所掌事務に都道府県知事の諮問に応じ、都道府県防災会議において防災に関する重要事項の審議が追加されております。

ちなみに、長崎県防災会議の会長は、長崎県知事でありまして、これらの改正趣旨を踏まえ、壱岐市の防災会議条例も同様に改正を行ったところであります。

よって、後段の質疑の防災会議の会長は、市長でありながら市長の諮問について審議したり、意見を述べることに問題はないのかということではありますが、都道府県防災会議も同様の取り扱いでありまして、県からも災害対策基本法の改正の趣旨にのっとり、その点は問題ないという見解をいただいているというところでございます。

根拠法例といたしまして、市町村防災会議は地方自治法第138条第4項第3項に規定する市町村の附属機関となっておりますが、単なる調査を行う諮問機関ではなく、防災会議の作成及びその実施推進等の実施機関としての性格も有している。執行機関の長が、当該附属機関の長または委員となることは、いずれの中で差支えないとされているところでございます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 以上で、通告による質疑を終わります。質疑がありませんので、これで議案第69号の質疑を終わります。

次に、議案第70号壱岐市災害対策本部条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第70号の質疑を終わります。

次に、議案第71号壱岐市税条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第71号の質疑を終わります。

次に、議案第72号壱岐市国民宿舎条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第72号の質疑を終わります。

次に、議案第73号壱岐市火災予防条例の一部改正について質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。13番、鵜瀬和博議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 今回、議案第73号は、壱岐市火災予防条例の一部改正ということですが、主に、電気自動車用の急速充電設備の追加というふうになっております。現在、この急速充電設備については、経過措置もあるようですが、市内に充電設備はどのくらい設置されているのか、また、この条例が平成24年12月1日に施行するわけですが、そうした場合には、それ以降については、この急速充電設備について届け出が必要なのか、またこれを設置されるメーカーは、当然、十分その取扱いについては把握をされてるだろうと思いますが、その点について十分な指導というか、できているのかどうかお尋ねをいたします。

議長（市山 繁君） 小川消防長。

消防長（小川 聖治君） 13番、鵜瀬議員の質問にお答えをいたします。

現在、市内には電気自動車の急速充電設備は設置されておりません。市内には、電気自動車が約10台あるとお聞きしております。皆様、自宅と会社もありますが、自宅等で普通充電をされております。届け出については、急速充電設備の容量50キロワットを超える設備が届け出対象に該当し、届け出の必要があります。

今のところ、メーカーにお聞きしますと、50キロを超える設備はないというようなこともちょっとお聞きはいたしておりますが、50キロを超える場合には届け出を出していただくようにいたしております。

メーカーなどの取扱店への周知は、今のところ、大きな大変申し訳ございませんが、電気自動車の販売店等の一部は行っておりますが、全自動車会社等にはまだ周知はいたしておりませんので、これから行う予定にいたしております。

以上です。

議長（市山 繁君） 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第73号の質疑を終わります。

次に、議案第74号公の施設の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。
榊原議員。

議員（14番 榊原 伸君） 通告はしておりませんが、4点ほどお尋ねいたします。

この施設は、今までどのように管理されていたのか。管理委託されていたのかが1点です。2点目ですが、今回指定管理者の指定について、どのような経緯によって決定されたのか。3点目、本市にこの指定管理者選定委員会が設定されていると思いますが、その構成はどのようになっているのか。4点目、この指定は公募なのか、非公募なのか、非公募であると思いますが、非公募になった理由をこの4点についてお尋ねいたします。

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

総務部長（眞鍋 陽晃君） 公の施設の指定管理者の指定について榊原議員さんの御質問にお答えいたします。

これまで、この芦辺浦住民集会所につきましては、商工会に委託をしてきたところでございます。現在、商工会につきましては、既に郷ノ浦のほうに集約になっておるところでございますけれども、以前は各町にそれぞれ事務所がございまして、その中で人員も配置されておりました関係から商工会のほうに管理を委託してきたところでございます。

その後、平成24年度から集約になりまして、週3回10時から4時までしか商工会のほうに駐在されないということになりましたものですから、今回指定管理という形で6月の議会の中でも条例のほうについて、すみません、2月定例会において、お願いをしたところでございます。

選定委員会でございますが、部長等会で委員会を構成をいたしまして、それぞれの施設の指定管理について協議をしているところでございます。

それから、非公募の理由といたしましては、本施設は芦辺浦に位置しておりまして、地域の利便性の向上を目的として、地域住民の集会所また商工会の諸活動に使用するというところで建設をされておるところでございます。

施設を管理する上では、管理者をまず芦辺浦の組織の中から選定をしたいということでやっておるわけでございますけど、施設利用の場合に鍵あけ等についても近隣の芦辺浦地区がいいということで、また、本施設の経営状況、赤字状況等も加味いたしまして、大幅な黒字はなかなか見込めないということで、一般公募には属さないんじゃないかということもございまして、やっぱり芦辺浦の中でしたらどうかということを検討いたしましたところでございます。

そして芦辺浦の浦会も考えられたわけでございますけれども、浦会は役員が1年1年交代され
るということで、非公募といたしましては3年契約を基準としてやってるわけでございますけれ
ども、それで受け入れは困難だということもございまして、商業組合とお話をいたしまして、今
回非公募としてやらしていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 榊原議員。

議員（14番 榊原 伸君） 3番目の指定管理公募者選定委員会は、部長2人と今お話しさ
れたですかね。部長二人。

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

総務部長（眞鍋 陽晃君） 部長会で。

議員（14番 榊原 伸君） 分かりました。終わります。

議長（市山 繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第74号の質疑を終わります。

次に、議案第75号武生水C辺地（変更）、渡良B辺地（変更）、初山B辺地、東可須辺地
（変更）、立石辺地（変更）及び石田辺地（変更）、に係る総合整備計画の策定について質疑を
行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第75号の質疑を終わります。

日程第15．議案第76号

議長（市山 繁君） 次に日程第15、議案第76号平成24年度壱岐市一般会計補正予算
（第4号）についてを議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにし
ておりますので質疑については委員会をお願いをいたします。

日程第16．議案第77号～日程第20．議案第81号

議長（市山 繁君） 次に日程第16、議案第77号平成24年度壱岐市国民健康保険事業特
別会計補正予算（第1号）から、日程第20、議案第81号平成24年度壱岐市農業機械銀行特
別会計補正予算（第1号）までの5件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、議案第77号平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につ
いて質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 77 号の質疑を終わります。

次に、議案第 78 号平成 24 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。1 番、久保田恒憲議員。

議員（1 番 久保田恒憲君） ページ数でいいますと、10 ページ。地域支援事業の中で、3 款 2 項包括的支援事業 1 3 節見守り調査訪問の、この訪問はどのような形で具体的になさるのか。委託ってなっておりますので、委託方法、委託先なども尋ねたいと思っております。

現在、高齢化社会を迎えて、高齢者の独居老人の孤独死等が社会問題となっております。その中でこのような事業の重要性は非常にわかりますのでもう少し具体的に説明をしていただきたいと思えます。

議長（市山 繁君） 斉藤保健環境部長。

保健環境部長（斉藤 和秀君） 久保田議員の御質問にお答えいたします。議員が今言われましたように、近年、マスコミ等で独居高齢者の孤独死が社会問題となっております。壱岐市におきましても、高齢化が進み、高齢化率は 32% 程度となっており、独居高齢者、高齢者夫婦のみの世帯は年々増加をしております。

高齢者は、疾病の重症化や体力の低下により行動範囲や社会活動範囲が狭まり、人や地域とのかわり合いが少なくなる傾向にあります。

特に、独居高齢者にあっては、生活を維持する意欲、能力の低下や孤独死の可能性も高くなります。このような状況の中で、県の高齢者見守り体制構築事業補助金を利用し、独居高齢者への訪問または電話による生活状況や健康状態の把握及び定期的に安否確認を実施するため、過小ではありますが安心サポーターを要請し、高齢者が地域等つながりを保ちつつ、安心して自立した生活を送れるよう支援するような計画を立てております。

見守り調査、訪問につきましては、本年度に実施しました包括支援センターのチェックリストの未回答者及びチェックリストで閉じこもり、うつ、物忘れ等の該当者の独居高齢者約 300 人をモデル的に、保健師、看護師、運動指導者に委託をし、独居高齢者の生活状況や健康状態の把握、定期的な見守り訪問への希望意向の聞き取り調査を行うようにいたしております。

以上でございます。

委託先は、ただいま言いました保健師、看護師、運動指導者に個人委託ということで考えております。

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1 番 久保田恒憲君） 今の答弁の中にありました安心サポーターの要請にも、この費用

を充てられるということではないですかね。

議長（市山 繁君） 斉藤保健環境部長。

保健環境部長（斉藤 和秀君） はい、サポーターにつきましては、若い高齢者と言いますか、地域の中の高齢者、元気な高齢者の方をお願いしたいと思っております。それにつきましても、この中で24年度は、試行的にサポーターの要請をいたしまして、養成講座等を設けまして、その中でいろいろな勉強をしていただきまして、対応等の勉強をしていただきまして、今年度には試行的にサポーターの方に、ちょっと訪問もしていただきたいと、来年度は、24年度の試行結果を踏まえまして、本格実施につなげていきたいというふうに考えております。

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 大体理解できましたが、金額がはっきり言って大した金額ではないわけですね。その中で、先ほど言われました訪問をいろいろ看護師さんとかにさせていただくと、それから安心サポーターのほうも、それなりの要請をしながら、既に派遣をするってなことが言われたんですけど、そのところは、一つしっかりとした勉強会などをして、それこそ人の、極端に言えば命にかかわることなので、経費はありますけど、ぜひ十分な検証と対応をしていただきたいと思っております。

終わります。

議長（市山 繁君） 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第78号の質疑を終わります。

次に、議案第79号平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第79号の質疑を終わります。

次に、議案第80号平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第80号の質疑を終わります。

次に、議案第81号平成24年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第81号の質疑を終わります。

日程第21．認定第1号

議長（市山 繁君） 次に日程第21、認定第1号平成23年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので質疑においては委員会をお願いいたします。

日程第22．認定第2号～日程第31．認定第11号

議長（市山 繁君） 次に日程第22、認定第2号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、日程第31、認定第11号平成23年度壱岐市水道事業会計決算認定についてまでの10件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、認定第2号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで認定第2号の質疑を終わります。

次に、認定第3号平成23年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで認定第3号の質疑を終わります。

次に、認定第4号平成23年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで認定第4号の質疑を終わります。

次に、認定第5号平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで認定第5号の質疑を終わります。

次に、認定第6号平成23年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで認定第6号の質疑を終わります。

次に、認定第7号平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで認定第7号の質疑を終わります。

次に、認定第8号平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで認定第8号の質疑を終わります。

次に、認定第9号平成23年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで認定第9号の質疑を終わります。

次に、認定第10号平成23年度病院事業会計決算認定についての質疑を行います。
お諮りいたします。

質問の通告が12番、中村出征雄議員よりあっておりますが、皆さん方、既に御存じのように、病気により口頭を持っての質疑が不可能であることから、本人からの代読の申し出により、議会事務局長に代読をさせたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。それでは議会事務局長に代読をいたさせます。榊崎事務局長。

事務局長（榊崎 文雄君） ただいま御承認いただきましたので、12番、中村出征雄議員の質疑の代読をいたしたいと思えます。

平成23年度壱岐市病院事業会計決算認定について、私は長期入院のため市議会を長期欠席し、病院改革の方向性等について詳しく承知しておりません。

市長をはじめ、市議会及び関係者の病院改革の努力に感謝するところであり、一日も早く企業団加入を願うものであります。

そうした観点から、次の3点についてお尋ねします。

まず1点目、平成25年4月からかたばる病院を壱岐市民病院に統合するということでもあります。私も同感ではありますが、かたばる病院は国より移譲された病院であり、国の承認が必要であります。その見通しはどうか、現在の状況についてまずお尋ねをいたします。

2点目、かたばる病院の療養型病床を市民病院4階精神科病棟に移すということですが、病床数は48床だけなのかお尋ねをいたします。

3点目、精神科の再開は現状では常勤医2名の確保は困難、平成27年までに方針を決定することですが、もし医師確保ができた場合は、残りの精神科病床22床の範囲内で再開すると

いうことで理解してよいのかお尋ねをいたします。

以上です。

議長（市山 繁君） 左野病院部長。

病院部長（左野 健治君） 中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

中村議員におかれましては、長らくの入院で療養中のところ、このたび退院されましたこと心からお祝い申し上げます。

議員におかれましては、市民病院の長崎県病院企業団加入について、当初から積極的なお考えをお持ちであったかと存じております。

これまで、病院企業団加入に向けた取り組みについて、簡単に説明させていただきます。昨年の12月議会定例会におきまして、市長行政報告で市民病院の経営形態について、地方独立行政法人化を断念し、長崎県病院企業団に加入したい方針を表明。

本年2月2日に市長が中村県知事と面会し、病院企業団へ加入のお願いをいたしたところでございます。

知事からは、企業団設立の趣旨から加入の門戸は開けているが加入に当たっての諸条件等整理され、構成団体と十分に協議して進めるよう指導を受けたところでございます。

現在、県病院企業団加入について、壱岐市議会、地元医師会の御理解を得て総意をもって正式な要望書の提出をしたいと考えております。なお、市議会からは7月13日に県病院企業団への加入についての早急に取り組むを行うよう要望書をいただいております。

1点目の、かたばる病院の統合の見通しについてでございますが、かたばる病院の統合につきましては、長崎県病院企業団加入にむけた壱岐市の取り組みの一つとして県にも報告している内容でございます。現在、統合に向けた準備作業を進めているところでございます。

病院統合に係る法的な手続きについてでございますが、現在かたばる病院の療養病床の48床を市民病院に機能統合するため、休床中の市民病院の4階の精神病棟に移転する用途変更につきましては、7月9日付で県知事より開設許可事項の一部変更の許可をいただいているところでございます。

また、かたばる病院の施設については、平成16年3月1日に国より壱岐市に移譲を受けており、議員御指摘のとおり譲渡物件を10年間指定用途に供さなければならないという譲渡契約書に基づき、当初の事業計画を変更しようとする場合は、用途指定の解除が必要となります。

協議の内容といたしましては、当初の事業計画については、現有地で10年間、病院を運営することとしておりましたが、契約を1年残した段階で壱岐市民病院とかたばる病院の統合をせざるを得ない状況とあわせて事業計画における「精神障害者地域活動支援センターひまわり」と及び「地域移行型ホームひまわりの家」については、引き続き施設を利用いたしますので、用途指

定の一部解除という形の申請を行うこととしております。現在独立行政法人、国立病院機構との計画変更の事前協議を行っておるといところでございます。いずれにいたしましても、時期につきましては、25年4月1日からの統合を考えております。

次に、2点目の市民病院の4階病床の南側50床部分を48床の療養病床として、改修することで進めております。療養病床の利用率は、現在98%を維持しておりますので、許可病床の48床をそのまま持っていきたいというように思っております。

3点目の精神病床の再開につきましては、平成27年度までには方針を決定する方向にいたしております。議員御指摘のとおり、常勤医師2名しかも精神指定医の資格を有する常勤医師を確保することが、現状では大変困難であります。指定医2名の確保ができれば精神病床を再開したいと考えております。確保ができた場合、御質問でございます。22床の精神病床を再開することが基本となりますが、許可病床としては、50床を確保いたしておりますので、増床は可能でございます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで認定第10号の質疑を終わります。

次に、認定第11号平成23年度壱岐市水道事業会計決算認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで認定第11号の質疑を終わります。

以上で議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。議案第69号壱岐市防災会議条例の一部改正についてから、議案第75号武生水C辺地（変更）、渡良B辺地（変更）、初山B辺地、東可須辺地（変更）、立石辺地（変更）及び石田辺地（変更）、に係る総合整備計画の策定についてまで、議案第77号平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）から、議案第81号平成24年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）まで、認定第2号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定第11号平成23年度壱岐市水道事業会計決算認定についてまで、22件をお手元に配付の議案付託表とおりそれぞれの所管に委員会付託をします。

お諮りいたします。議案第76号平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）については、議長を除く19人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託をして審査をすることにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号については、議長を除く19人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託をして審査をすること決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く19名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く19名を予算特別委員に選任すること決定いたしました。

お諮りいたします。認定第1号平成23年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定については、議長を除く19人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託をして審査をすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号については、議長を除く19人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託をして審査をすることに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く19名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く19名を決算特別委員に選任すること決定いたしました。

ここで、正副委員長を選任の必要がございますので、しばらく休憩をいたします。

そのままお待ちください。

午前10時47分休憩

.....
午前10時48分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会及び決算特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので、御報告をいたします。予算特別委員会委員長に15番、久間進議員、副委員長に5番、小金丸益明議員、決算特別委員会委員長に、3番、音嶋正吾議員、副委員長に1番、久保田恒憲議員に決定いたしましたの

で御報告をいたします。

日程第32．陳情第3号

議長（市山 繁君） 次に日程第32、陳情第3号「壱岐市芦辺町瀬戸浦の市道、恵美須～大久保線の幅員拡張工事」に関する陳情についてを議題とします。

ただいま上程いたしました陳情第3号については、お手元に配付の陳情文書の表のとおり産業建設常任委員会へ付託します。

日程第33．議案第82号

議長（市山 繁君） 次に日程第33、議案第82号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本議案につきましては、担当部長より説明をさせますので、よろしくお願いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 後藤農林水産部長。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 登壇〕

農林水産部長（後藤 満雄君） 議案第82号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の締結につきまして説明をいたします。

議案第82号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

記といたしまして、1．契約の目的でございますが、八幡浦地区特定漁港整備工事、契約の方法でございますが、指名競争入札でございます。契約金額でございますが、2億6,511万1,350円であります。契約の相手方、壱岐市郷ノ浦町柳田触142番地、平尾建設株式会社代表取締役平尾健次、提案理由でございますが、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

少し補足説明をいたします。次のページをお開きを願います。

工事の場所でございますが、芦辺町諸吉本村触地先でございます。工事内容でございますが、防波堤、今年は40メートルを建設いたす予定でございます。

基礎工が35メートル、堤体工が40メートルでございますが、基礎工につきましては捨石を

投入をいたして35メートルをつくる予定でございます。堤体工につきましては、ケーソンを2函製作をいたす予定でございます。

工期につきましては、契約の日から平成25年3月25日の予定でございます。

入札の状況並びに予定価格につきましては、記載のとおりでございます。

次のページをお開きを願います。皆様御承知のように、これまで300メートルの計画で防波堤を建設をいたしてきておりましたが、赤色でお示しをいたしておりますところが、今回平成24年度で工事をいたす予定でございます。一応、完成にはなりません、300メートルのうち280メートルまで着手いたす予定といたしております。

以上、議案第82号の説明をいたしました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これから議案第82号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の締結について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので質疑を終わります。

ただいま議題となっております案第82号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の締結については、産業建設常任委員会へ付託をします。

議長（市山 繁君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日9月19日水曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時53分散会

平成24年 梶 岐 市 議 会 定 例 会 9 月 会 議 会 議 録 (第 3 日)

議事日程 (第 3 号)

平成24年 9 月 19 日 午前10時0分開議

日程第 1 一般質問

- 1 4 番 榊原 伸 議員
- 8 番 今西 菊乃 議員
- 1 0 番 田原 輝男 議員
- 3 番 音嶋 正吾 議員
- 6 番 深見 義輝 議員

本日の会議に付した事件
(議事日程第 3 号に同じ)

出席議員 (20 名)

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 久保田恒憲君 | 2 番 呼子 好君 |
| 3 番 音嶋 正吾君 | 4 番 町田 光浩君 |
| 5 番 小金丸益明君 | 6 番 深見 義輝君 |
| 7 番 町田 正一君 | 8 番 今西 菊乃君 |
| 9 番 市山 和幸君 | 10番 田原 輝男君 |
| 11番 豊坂 敏文君 | 12番 中村出征雄君 |
| 13番 鵜瀬 和博君 | 14番 榊原 伸君 |
| 15番 久間 進君 | 16番 大久保洪昭君 |
| 17番 瀬戸口和幸君 | 18番 牧永 護君 |
| 19番 中田 恭一君 | 20番 市山 繁君 |

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 榊崎 文雄君 事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	山下 三郎君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	堀江 敬治君
市民部長	川原 裕喜君	保健環境部長	斉藤 和秀君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	後藤 満雄君
教育次長	堤 賢治君	消防本部消防長	小川 聖治君
病院部長	左野 健治君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	西原 辰也君	会計管理者	土谷 勝君

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に御報告をいたします。吉岐新聞社ほか2名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表第3号により、本日の会議を開きます。

ここで眞鍋総務部長より、議案第74号公の施設の指定管理者の指定についての榊原議員の質疑に対する答弁の訂正の申し出がっておりますので、これを許します。眞鍋総務部長。

総務部長（眞鍋 陽晃君） おはようございます。（「マイク」と呼ぶ者あり）済みません、失礼いたしました。昨日の議案質疑の中で、議案第74号の指定管理者制度について榊原議員のほうから御質問がありました吉岐市の公の施設の指定管理者選定委員会の構成員についてでございますが、「部長会で構成している」と申し上げたところでございますが、選定委員会の委員は、委員長に中原副市長、そして副委員長に私総務部長でございます。そして委員に企画振興部長、市民部長、保健環境部長、建設部長、農林水産部長、教育次長となっております。おわびして訂正を申し上げます。

日程第1 一般質問

議長（市山 繁君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め50分以内となっております

ので、よろしくお願いいいたします。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いいたします。

それでは、質問順位に従い、14番、榊原伸議員の登壇をお願いいたします。

〔榊原 伸議員 一般質問席 登壇〕

議員（14番 榊原 伸君）おはようございます。早速ですが通告に従い、榊原が市長に対して大きく2点質問いたします。

まず、1点目として指定管理者制度についてお尋ねいたします。

平成20年度の財団法人地方自治総合研究所の資料によりますと、指定管理者制度は多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として2003年、平成15年に地方自治法改正により創設された制度であります。

指定管理者制度が創設される経緯としては、住民ニーズが多様化したことや民間セクターが成熟したことを受け、柔軟な制度へ改めるべきであるとの考え方が出てきた。こうした中、複数の自治体から公の施設の管理運営の民間開放などの規制緩和を求める構造改革特区の申請がなされたことや経済界からの提言を受けて創設されたとあります。

また、指定管理者制度の導入が進んだ背景の1つに、管理委託制度を導入していた施設は2006年、平成18年ですが、9月1日までに、自治体の直営もしくは指定管理者制度のいずれかに移行しなければならないとする期限が設定されていたことがあげられます。

しかし、必ずしも指定管理者制度を導入しなければならないわけではなかったが、管理委託制度からの移行に際し、施設ごとに指定管理者制度の導入の妥当性、有効性が十分に検討されることのないまま、その導入が進められたケースも少なくないと指摘しております。

また、指定1期目には制度運用の問題点も数多く露呈してきており、各自治体もいまだ手探り状態にある。ゆえに、指定2期目に向けた提案が必要である。

また、市町村合併が行われた自治体では、市町村合併が優先され、その傾向は顕著であった。もっとも、管理委託制度からの移行が3年間という限られた期間の中で進められたため、数多くの施設を抱える自治体にとっては、公の施設の管理・運営のあり方を検討する余裕すらなかったというのが実情であろうとも指摘しています。

しかし、我が吉崎市は、この制度を導入して7年が過ぎようとしております。今までのようなことでよいのか、少し疑問が残ります。そこでお尋ねしますが、吉崎市の場合、多くの指定施設で指定管理者制度を導入しているが、妥当性、有効性は検討されて導入されたのか。

次に、吉崎市においても平成18年よりこの制度を導入していますが、そして2期目、3期目と継続されている施設もあります。継続するとき、1期ごとの検証はされているのか。検証がさ

れていると思いますけども、その中で1つか2つの施設で結構でございますので、その検証結果をお知らせ願いたいと思います。

次に、指定管理者制度の導入に当たって、公募、非公募ができるようになっていますが、壱岐市の場合、青嶋公園を除きほとんどの施設が非公募となっているが、そのわけをお聞かせ願いたいと思います。

今後指定管理者制度を導入するに当たって、どのような施設が考えられるか。また公募を導入するとしたらどのような施設が考えられるか。

以上、4点についてお尋ねいたします。答弁により再質問をさせていただきます。

議長（市山 繁君） 榊原議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） おはようございます。14番議員、榊原伸議員の1番目の御質問にお答えいたします。

指定管理者制度についてでございますが、まず第1番目として、多くの施設で指定管理者制度を導入しているが、導入の目的は何かということでございます。指定管理者制度とは、公の施設の管理代行を法人、その他の団体に行わせようとするものでございます。平成15年9月の地方自治法一部改正によりまして、公の施設の管理方法が管理委託制度から指定管理者制度に移行できるようになったところでございます。

壱岐市におきましても平成18年度からこの制度を取り入れ、現在20の公の施設で指定管理者制度を導入しているところでございます。導入目的については、まさに議員おっしゃったように、多様化する住民のニーズに対応するため、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上とともに経費の削減を図る目的で導入しているところでございます。

2番目の指定管理者制度を取り入れている多くの施設で、2期目あるいは3期目に入っておりますが、1期目、2期目が終わった時点での検証なり検討はされたのかということでございます。20施設のうち1期目が8施設、2期目が2施設、3期目、これは当初平成18年からの施設ということになりますが10施設でございます。それぞれ指定期間が終わり継続する場合におきましては指定管理者選定委員会を開き、今までの活動実績、事業計画、決算及び収支計画等を審査いたしまして、今後の施設管理者としてふさわしいかどうかの検証を行っております。また、担当所管課におきましても毎年度指定管理者から市へ事業実績及び収支決算の事業報告書を提出させ、事業内容及び運営状況を確認いたしておるところであります。

その内容でございますけれども、出会いの村で申しますと、指定管理料、経費削減という面からちょっと御説明いたしますけれども、平成23年度に2,850万円の委託をいたしておりましたけれども、指定管理料を払っておりましたけれども、25年度には2,650万円というこ

とで、200万円の減をいたしておるところでございます。

また、風民の郷におきましては、21年の決算で、市からの歳出が1,238万2,000円でございますけれども、これは収入を市の収入として入れて、そして支出をしていた関係でこういふふうになっておりますけれども、指定管理者制度を導入したことによりまして、指定管理者が収入を入れるということもでございます。それで平成23年度には650万円の指定管理料でございましたけど、平成25年度には610万円ということで、これは40万円の減額でございます。失礼しました。650万円の指定管理料が平成23年度でございます。平成25年度につきましては610万円でございますから、2年間で40万円の減額ということになるわけでございます。

その内容といたしまして、どういうふうにして削減したかということでございますけれども、出会の村におきましては、退職慰労金の廃止、昇給制度の見直しというようなことでございます。また、風民の郷におきましては、指定管理者職員のパート化、役員の非常勤化等をして経費の削減をしているところでございます。

3番目の青嶋公園を除きほとんどの施設が非公募となっているが、そのわけはということでございます。公募による指定管理者施設は、現在青嶋公園、そして壱岐市ケーブルテレビ施設の2施設が公募でございまして、後の18施設は非公募でございます。その非公募にした理由でございますけれども、例えば例を申し上げますと、一支国博物館については乃村工藝社、自動車教習所におきましては株式会社共立自動車学校、壱岐市職業訓練校につきましては壱岐高等職業訓練協会あるいは各社会福祉協議会の事業所が入っておる建物につきましては各社会福祉協議会ということで、その施設と関連が非常に深い。その施設を利用している。そういったところに非公募によって指定管理者としておるところでございまして、必ずしも公募によることがメリットがあるかということ、そうでもないというようなところを非公募にしておるところで御理解いただきたいと思っております。

4点目の今後指定管理者制度を導入する施設はどのようなものが考えられるかということでございます。指定管理できる施設というのは、公の施設として設置条例があるものということになります。公の施設としての設置条例があるものについては、すべてできるということでございますけれども、それではどういうものがあるかと言いますと、やはりいろんなテニスコートでありますとか、陸上競技場でありますとか、公園、図書館、博物館、資料館、し尿処理施設、ごみ処理焼却施設等々の設置条例があるわけでございますけれども、今のところ、これは近々指定管理を考えてもいいなと思っておりますのは、私の管轄ではなくて教育委員会の管轄でございますけれども、一支国王都復元公園の復元公園あるいは原の辻ガイダンス、こういったものがそういう対象になりはしないかなと今のところ思っているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 榊原議員。

議員（14番 榊原 伸君） 再質問させていただきますが、今市長のほうより答弁いただきましたように、吉岐市の場合のほとんどが今まで管理委託されたところが、このような施設の導入をしていると思いますが、このように多くの施設において指定管理者制度を取り入れたときと今までとどのように違うのか、目的がさっき言いましたように幾つかありますけども、その目的のどの辺に当たるのだろうかという疑問を少し持っております。

しかし、例えば、この経費節減が目的とした場合に、この経費節減を打ち出したばかりに、その施設を受け持たないという、だれも持ち手がないという心配もございますので、私の考えとしても非常に難しいところがありますが。このままで指定管理、メリットがあればいいんですけども、もしメリットがなかったら、ほかの方法ということも私は考えはつきませんけども、何かほかの自治体でそういう考えがあって進まれているところがあれば、研究をしていただきたいと思っております。

それと、また一方で、吉岐出合いの村や吉岐市猿岩物産館、今度新しくなりました吉岐市国民宿舎吉岐島荘、それから今休館となっているサンドーム等などは、私は公募したほうが指定管理者制度の目的に沿うような気がいたします。

指定管理者制度導入に当たっては、先ほど眞鍋部長より説明がありましたように、吉岐市も指定管理者選定委員会が構成してありますが、それはそれでよいとして、吉岐市の場合このような施設の指定管理期間はほとんどの施設で1期3年のようでありまして、現場との関係が深いのは私は課長もしくは係長のようにも見受けられます。

今市長の答弁でありましたように、施設からの報告は一応ペーパーだけの報告、言葉でもありまじょうけども、実際現場での見た声ではないような気がします。そういうことで施設の運用、管理が果たして部長で把握できているのか。そのようなことで1期過ぎた時点での検証が十分できているのか疑問を持っております。ここはやっぱり継続的にその部門に携われる人でなければならぬのではなかろうかという考えを持っております。

というのは、3年1期、次に例えば、職員でも一緒ですけど、部長でも2年で交代される、3年でその場所を異動される、そうしたときに継続的なその把握ができないと思っておりますので、こういう考えを持っております。

次に、指定管理者制度を導入するに当たって、指定管理料金として何を根拠にしているのか、次の3カ所についてわかる範囲でようございます。1つ、吉岐出合いの村、これは農林課です。2、マリンパル吉岐、これは観光商工課です。3、吉岐市芦辺町クオリティーセンターつばさ、これは市民福祉課です。

次に、施設の修繕費用の取り扱いについてですが、いろんな施設があって、まとめて言うのは難しいと思いますが、基本的なこと結構でございますが、指定管理者と壱岐市とどのような負担割合になっているのかお尋ねいたします。

以上、答弁をお願いいたします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 指定管理者制度について、必ずしもメリットばかりじゃないんじゃないかということでございます。確かに私もそうであると思っております。ただ総合的に考えましてメリットが多ければ、やはりそれを導入すべきだろうと思っておるところでございます、その中で何が一番メインなのかと。

私はやはり指定管理をいたしますと、指定管理者がいわゆる住民ニーズに対応する。利益を生まなければいけませんから努力をする。そういった中で、私はやはり経費節減というのが行政側から見ますと、やっぱり一番メインではなからうか。やはり目に見えるのは経費節減なんだと思っております。

中身につきましては先ほど申しますように、指定管理者が努力をしてその施設を皆さんに利用させていただく、よくしていただく、収入を得ていただくということに、その努力に期待をするところでございます。

それから、出合いの村、クオリティーセンターつばさ、マリンパルの指定管理料の基準は何かということでございます。出合いの村につきましては平成21年度の決算の報告を参考にさせていただいております。他の2施設につきましても同じことでございます。

実はマリンパルにつきましては、ここ2年間、100万円の剰余金が出ておりまして、それを利益としてあげたら税金がかかるものですから、市に寄附という形で毎年100万円ずついただいております。ここは非常に今頑張っているというふうには理解をいたしておるところであります。

それから、維持費の負担でございますけれども、大きな修理、いわゆる建物自体の修理については市が負担をするということでございまして、後の軽微なといいますか、その使用に際して起こった修繕料等につきましては、指定管理者の負担ということで、原則としてそういうふうに行っているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議員（14番 榊原 伸君） 将来例えば、出合いの村とか国民宿舎とかサンドーム、これの公募はどうか。

それからもう1点は、指定管理者選定委員会の構成が現状でいいものかどうかです、はい。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） まず、公募をするかどうかというのはやはり、選定委員会の意見の中からももう少し一歩踏み込んだ検証をするように、指示をいたしたいと思っております。

それから選定委員につきましては、やはり今の部長クラスでやっていただきたいと思っておりますけれども、その中で今議員御指摘の各担当者からの意見を十分聴取した上で、その選定委員会に臨みなさいという指示をいたしたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 榊原議員。

議員（14番 榊原 伸君） 指定管理者選定委員会についてですが、今のままだと十分とは思いますが、今市長が言われますように。直接担当される職員の方に詳しくお尋ねになって進めていっていただきたいと思っておりますが、いずれにしても非公募であっても選定委員会を開催し、非公募とした理由なり、選定理由を公表することによって説明責任を果たすことができると思っております。

今後の議案説明には、ぜひ1期終わって2期目ということ、それから1期目で始める方たちにとっては、やっぱり検証結果と選定理由を説明の中につけ加えていただきたいと思っております。

次に、施設の修繕費用の取り扱いについてですが、今言われたように金額の大小によって、協議によって決めるようにした場合、どうしても大きな金額になった場合、すなわち壱岐市で負担するようになると思われませんが、指定管理者は多額の修繕費を要する状態まで放置するのではないかとこの心配も私は持っております。

そこで、効果が長年にわたって生ずるものは、投資として自治体が負担すべきだと思います。そうでないものはコストとして指定すべきものであると考えております。実態は公の施設の老朽化に備えて、長期的な改修計画を策定する必要があるのではないかと。大きな財政負担を伴う施設の建設が難しくなつつある中で、必要な改修及びメンテナンスを計画的に行うことにより公の施設の寿命を延ばすことができ、それがひいては公の施設の設置維持にかかるコスト削減にも寄与することになると思っております。

次に、公共施設見直し方針として、ある自治体で次の10項目が掲げられていたので紹介したいと思います。1、その施設はだれに何を提供するものか。2、市民にとって重要とされている施設であるか。3、時代の変化で役割が薄れていないか。4、大きな財政負担を伴うことを市民が納得するのか。5、民間に類似しているサービスが生まれていないか。6、ほかのソフト事業などでサービス目的が達成できないか。7、全庁的にみて統合できるサービスはないか。8、最適な運営形態か。9、受益者負担は適正か。10、コスト縮減努力の余地はないか。

市長の答弁がありましたら、答弁を聞いてこの質問を終わりたいと思っております。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 再質問についてお答えをいたします。

選定委員会で継続をする、あるいはそれをやめる、そういったことにつきましては当然のごとく、議会において更新時期にはその説明をするべきだと思っておりますし、そのようにさせます。

それから、改修につきまして、自分に負担がかかれば、なかなかしないんじゃないかという御質問でございました。先ほど申しますように、施設そのものあるいは重要な設備等につきましては、市が負担ということで原則いたしておるところでございます。また、メンテナンス等につきましてもおっしゃるように、そのとおりだと思っております。

それから、先ほど研修のいわゆる検討の10項目申されました。その中で私は4町合併をいたしまして、これは4町がそれぞれ単独町時代には必要であったというようなもの、それが例えば4カ所にある。そうしますと先ほど申されました、本当に4カ所必要なのかという、そういった問題もあると思っておりますし、またサンドーム沓岐のように、今おっしゃいます大きな負担になっているんじゃないか。そういったことはないか。その検証の結果、今休館というようなことをしておるわけございまして、そういったものについても今再活用を一生懸命考えているところであります。

また、統合はできないか、本当に今の10項目につきましては、改めてそれぞれ検証させていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 榊原議員。

議員（14番 榊原 伸君） 指定管理者に関する質問はこれで終わります、次の質問に入ります。

次の質問ですが、消防署と消防団についてお尋ねいたします。

質問の前に少し時間をいただきたいと思います。去る8月5日、大村市の長崎県消防学校において、第31回長崎県消防ポンプ操法大会でポンプ操法の部で芦辺地区第1分団が9大会連続10回目の優勝。小型ポンプの部において石田地区第2分団、第3小隊が4大会ぶり3回目の優勝をなし遂げています。本当におめでとうございました。選手はもちろんですが、これにかかわられてこられた多くの関係者の方々にねぎらいを申し上げます。

また、石田地区第2分団第3小隊におかれましては、10月7日東京都で開催されます第23回全国消防操法大会出場に向けて、毎日練習に励んでおられます。全国大会でも優秀な成績、優勝を目指して頑張ってくださいと思います。

それでは、質問に入ります。この問題については、今計画されている沓岐市消防本部庁舎の建

てかえ計画とかかわりが深いと思ひ質問をさせていただきます。

まず1点目、消防署職員の定員についてですが、現在条例定数63名のところ、定員61名。配置人数は本部と本署に34名、郷ノ浦支署14名、勝本出張所8名、空港出張所5名となっています。本来定数というのは何を基準にして定められているのか。壱岐市として現在の定数で足りているのか、いないのか。この職員定数について、市長は今後どのように考えられているか。

2点目として、もし定数を減らす考えであるならば、郷ノ浦支署、勝本出張所をどのようにされるのか。それによって壱岐市消防本部庁舎の設計も変わってくると思います。このように壱岐市消防本部庁舎の建てかえ計画は、今後の郷ノ浦支署、勝本出張所の計画と深くかかわってくると思いますが、壱岐市消防本部庁舎の建てかえ計画は現在どのようになっているのか。

3点目として、消防団について定数が1,103名から1,020名に減りますが、それでも現在990人で定数より30人不足しています。私も消防団員の経験をしてきました。消防団活動は地域の人たちの生命や財産を守ることはもちろんですが、消防団活動において規律正しさや団体行動の大事さ、今年行われました消防操法訓練の厳しさの中にお互いを思いやる気持ちなど、今の若い人たちにとっては貴重な体験ばかりです。多くの若い人たちにぜひ経験していただきたいと思っています。

しかし、地域を見てみると、若い人がだんだん減ってきています。今後を考えても今より増える見込みは難しいのではないかと私は思っておりますが、そこで今芦辺町の箱崎地区から要望が出ている箱崎地区の消防団の設立もあわせ、消防団の編成について考える時期に来ているのではないかと思います。以上の3点についてお尋ねいたします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 榊原議員の2点目の質問、消防署と消防団についてお答えを申し上げます。

現在、壱岐市消防署の建てかえの計画をいたしておるところでございます。その前に条例定数63名ということで、実員61名、市長は定数減を考えているのかという御質問でございます。

消防署の沿革を若干申し上げますと、昭和47年に発足をいたしまして当初は28名の定数でございまして、48年に38名、それからずっとまいりまして、昭和56年に50名という定員がございまして。次に平成7年に62名になっておるところでございますが、平成14年7月1日に運用時間の延長に伴いまして空港が3名から5名体制になったところでありまして、この時点で定員が63名というふうになっておるところでございます。今その人口を例えば申しますと、発足当時の人口は4万2,983名壱岐におられました。今2万9,373人、国勢調査でございますけれども、なっております。ですから今の定数を増やすということにはならないと思ってお

るところでございますが。

県下のあるいは九州の類似団体を見ても、定員につきましても吉岐市については多いほうではございません。ですから、これにつきましては今のところ定数を変えるという気持ちは持っていないところでございます。

ところで、今度の建築いわゆる新築、改築につきまして、郷ノ浦支署、勝本支署のことも統廃合も視野に入れるべきではないかということでございます。この件につきましては当然のことながら、私はそれを議論して建てかえるのは理想であると思っておるところでございます。しかしながら、この議論につきましては相当なやはり時間を要して、救急車部門と火災部門がございませぬ。そういった部門のこと等々も考えまして、両出張所の例えば支署についての統合については、少しやっぱり時間がかかると思っておるところでございます。

そういった中で今回の改築におきましては、はしご車を考えまして、はしご車が入る車庫のスペースだけは確保しようということをやっておるところでございます。どうしてそれまで待てないのかということでございますけれども、それにつきましてはまず今の消防署庁舎の耐震問題がございませぬ。

それから平成28年度にデジタルシステムを導入しなければいけない。それから28年5月までに入れなきゃいけないということですね。それから現在緊急指令台、装置でございませぬけれども、それが既に10年を経過いたしまして更新時期に来ている。そういった中で、新しい建物と同時にそういったものも入れないかん。今入れて、また移し返すというのは非常に無駄遣いになるということもございまして、今議員おっしゃるようにその辺を考えて建物を建てるべきでございます。しかしながら、そういった事情でこの消防署の改築のほうが先んじておるという状況でございますので、御理解賜りたいと思っておるところでございます。

次の消防署と消防団についてでございます。議員おっしゃいますように、消防団につきましては定数は1,103名から1,020人に減ったところでございます。これは以前申し上げましたように、県に対する負担金等々の関係で減らせていただいたところでございませぬけれども。現在990名、これはその時点でございました、9月1日現在では997名が団員でございまして、それでもやはり20数名の不足でございませぬ。今後とも団長を含めまして、消防団幹部と連携いたしまして、団員の加入促進について努力してまいりたいと思っております。

また箱崎地区の、今消防団がないのは箱崎地区だけでございませぬけれども、公民館長連名によりまして吉岐市消防団の分団組織を箱崎地区へ設置してくれという要望が出ております。これにつきましては7月19日に消防団幹部との会合、そして公民館長さんたちを含めた検討委員会を9月12日に行ったところでございませぬ。消防分団の設置の方向で現在進めておりますが、現在のところ新しく分団を増やすというのではなくて、瀬戸地区に3分団あると。その分を箱崎地区

に1つ持っていくというような方向で進めておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 榊原議員。

議員（14番 榊原 伸君） 市長ちょっと勘違いしてあると思いますけども、私は庁舎をつくるなということを申してるわけじゃないんです。人数が減った場合は、勝本なり志原なりを減らすようなかっこうになりはしないかという含みでちょっと申し上げております。これはもう庁舎を早く建てかえていただかねばなりません。それはもう私も賛同はしておりますので、そのところ私は消極的じゃなくて積極的なほうでございますので、よろしく願いいたします。

今回この件に関して救急車の出動回数と消防車の出動回数について、平成22年度と平成23年度について調べてみました。その結果、消防本部での救急車での出動回数は、平成22年で568件、平成23年で490件、消防車の出動回数は平成22年で78件、平成23年で73件、郷ノ浦支署での救急車の出動回数は平成22年で718件、平成23年で738件、消防車の出動回数は平成22年で66件、平成23年で59件、勝本出張所での救急車の出動回数は平成22年で275件、平成23年で308件、消防車の出動回数は平成22年で20件、平成23年で23件、このようにわずか8名しかいない勝本出張所においても、救急車の出動は300近くなっております。郷ノ浦支署においては平均すれば一日に約2回出動している状況でございます。

今市長が消防署の職員は減らさないという答えをいただきましたので、ひとまず安心はしておりますけども、私は基本的に国を守る自衛隊、治安を任されている警察官、地域住民を災害や火事、事故等から命や財産を守る消防署員は現在の人数より減らしてはいけないという考えを持っています。

先ほどから人口割のことも少し例えで話されましたけども、壱岐の人口は減少しております。減少傾向にもあります。しかし、独居の人とか高齢者だけの家族と弱者と呼ばれる人はどんどん増えております。こういう人たちのためにも消防署の職員は増やす分でも減らしてはいけないと思っております。

消防団の定数についてですが、先ほど言われましたように瀬戸地区を少しあたって箱崎のほうへと、それもいい考えと思います。しかし、今997名になっている消防団員数ですが、将来的にこれが果たして、うちの近くを見ても何とか分団はもう持ちこたえられないと、数が減るぞという声もよく聞きます。また、さっき言いましたようにこの消防団の精神からすれば、多くの若い人に経験をしていただいて、1期でも2期でも入っていただいて、私は人生の勉強をしていただく、訓練をしていただきたいと思っておりますけども、しかし人数が減っているのはもう実情でございます。

そこで次期編成がえのことを考えて、各分団の次期編成がえ時の団員数の調査なりをされたほうがいいのではないかという考えを持っております。答弁がありましたらお願いいたします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 後段部分の答弁を申し上げたいと思いますが、確かに若者が減っておりということもございまして、各分団の消防団員数が非常に確保が厳しいということでございます。

実は箱崎地区におきましては、現在瀬戸の分団にかなりの団員が瀬戸の分団の手伝いをしているという状況でございます。当然箱崎地区に一つの分団が来れば、その数は増えると思っておりますし、私は消防団員というのは本当に近年では指揮命令でぱっと動くのはもう消防団だけだと思っております。消防団に加入をして、そういった勉強をするというのは、私は若者にとって本当に必要だと思っております。そういった意味で、ぜひ団員の加入促進に努めてまいりたいと思っております。

また、次期編成がえについてのそういった団員の検証等々につきましては、担当部長に指示してあるいは消防長に指示いたしまして、そういった方向で進ませたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議員（14番 榊原 伸君） 以上で私の質問を終わります。

〔榊原 伸議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、榊原議員の一般質問を終わります。

.....

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を10時55分といたします。

午前10時44分休憩

.....

午前10時55分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、8番、今西菊乃議員の登壇をお願いします。

〔今西 菊乃議員 一般質問席 登壇〕

議員（8番 今西 菊乃君） それでは、通告に従いまして、大きくは2件の質問をいたします。

1件目は教育長もかわられましたので、久々に図書関連の質問をいたします。前向きな御答弁をいただけることを期待いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、郷ノ浦図書館についてです。郷ノ浦図書館の空調設備が故障しているという話を聞きましたので、現地へ行って見ました。厳しい残暑の中、西日の当たる郷ノ浦図書館はさすがに人も

いなく、閑散たるものでございました。何うところによりますと、修繕費がかなりかかるのではないかと。それで早急な対応ができずにいる。今年の夏は、あと少しの残暑をこのまましのぐしかない状況のようでした。

この施設は保健所跡で何度か用途が変わって、平成8年からだと思います、現在図書館として使用されておりますが、施設の年数もたち、老朽化もいたしております。また、図書館としての立地条件も余りよくありません。駐車場がなく不便で、高齢者は駐車したところから歩いてきて、あの勾配のきつい坂道を上らなくてはならない状況です。施設内も2階建てでエレベーターもなく、入り口から段差があり、障害者や高齢者対応とはなっておりません。

以前この件に関し、立地条件が悪いので移転して、新規建設の必要があるのではないかという質問をいたしました。また合併して間もないころでしたので、前教育長は「近い将来には建てかえを考慮しなければならない」というような答弁をいただいたと思っております。

そういたしまして、一支国博物館が完成いたしましたときに、郷土館があきますので、あの郷土館跡を少し拡張して移転をしたらどうかと申しましたら、あそこは拡張しても非常に狭隘で図書館としては使えないという御回答でございました。

今回空調設備の故障を機に、移転をして新規建設をすべき時期に来ているのではないかとと思いますが、教育長の御見解をお尋ねいたします。

2番目が公民館図書についてです。郷ノ浦と石田は図書館となっておりますが、芦辺公民館、勝本公民館にはそれぞれに図書室がございます。最近その利用者がかなり減少をいたしております。減少をしているというのか、利用する人が限られて固定をしているといったほうがよいのかもかもしれません。高齢者の方の利用がほとんどで、調べものをするということはまずほとんどございません。小説や単行本の貸し出しがほとんどということでした。在庫してある本もかなり古くなっておりますが、新刊がなかなか買えない状況ですので、若い人は図書館へ走ってきます。

特に勝本は以前公民館で子育てサークルの読み聞かせなどを行っていましたので若い人の利用者もあつたのですが、現在子育てサークルさんは「かざはや」になっておりますので、若い人の利用は非常に少なくなっております。というよりも、ほとんどないといったほうが正確なのかもしれません。公民館事業時の高齢者のコミュニティーの場所となっているのが現状です。芦辺も子育てサークルが「つばさ」であっておりますので、若い人には図書室は近くにあつても遠い存在となっております。

「かざはや」や「つばさ」にも多少の本は置いてありますが、あそこでは貸し出しができません。福祉施設内での図書室の事業ができれば、図書館との連携もとれて若い人も高齢者も利用し

やすくなるのではないかとと思いますが、今後公民館図書についてどのようにお考えなのかをお伺いいたします。

3番目が学校図書についてです。以前より学校図書、図書室に本が足りない、新刊がわずかしが購入できない、国の予算はかなりついているのですが、学校現場まではなかなか届いてこないという声をよく耳にいたします。

私は石田町ですので、旧石田町は教育費に多額の予算をつぎ込んでおりましたので、学校現場からそのような声を聞くことはございませんでしたが、合併してから年々、これは石田に限らずそのような声を多く聞くようになりました。どこの学校でも児童に貸し出す本が不足している。課題図書や新刊の購入費が足りない。学校図書費を増額してほしいというのが現場の切実な願いでございます。恐らく子供1人当たり2,000円以内の金額にしか当たっていないのではないかと考えられます。

現在、学校によっては図書館から大量に本を借りている学校もございます。これがだんだんとどの学校もそのように図書館から本を借りようになると、石田と郷ノ浦、2つの図書館と学校のシステム関係を充実させる必要が出てくると考えられます。図書館の予算を増額すると、そのシステムの改善の対応が必要になってまいります。

時代の変革とともに社会情勢も非常に変わってまいっております。先日ニュースで、韓国では教科書がなくなり、すべてパソコンを使って授業が行われるというようなニュースが流れておりました。日本でも2020年をめどに進めるというふうになっておりました。しかし、学校は本当に子供たちに「本を読みなさい、本を読みましょう」と言って、一生懸命言っております。子供に本を手にしさせる、触れさせる、子供に本を読ませるということは、子供の感性を高める上でとっても大切なことです。今後の学校図書のあり方をどのように考えてあるのかお尋ねをいたします。

4番目が石田図書館にある視聴覚室、シアタールームについてです。水のない水族館建設時にできたシアタールームが石田の図書館にございます。立派なシアタールームでございます。石田図書館のホームページにも迫力の大スクリーンにプロジェクターを使い、ビデオ・DVD・レーザーディスク等を使用し映し出すことができるというふうで紹介をしております。しかしながら、有効利用がなされていないのではないかと考えられます。

この施設が、あのシアタールームがあのまま閉鎖をされて活かされないのは非常にもったいないという親御さんの声もでございます。夏休み中には多くの子供たちが図書館にまいっております。本を読むことも大事ですが、子供たちは映像を見るのが大好きです。迫力のある大スクリーンは家庭のテレビとは違って、感動や感激もひとしおです。幸いにもDVD等は図書館に置いてありますので、夏休みとか冬休みとか、せめて長期休暇中に活用ができないものかをお尋ねいたします。

す。

以上、図書関連について、まずは教育長に4点お尋ねをいたします。よろしくお願いいたします。

議長（市山 繁君） 今西議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 8番議員、今西議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の郷ノ浦図書館についてでございます。御指摘のように今回8月7日に1回目の故障を起こしました。すぐに業者に依頼をして修理の見積もり、修理に当たり、11日に再稼働ができ、12日と順調に運転をしたわけですが、14日の定期休館日を挟んだお盆の休みを経た16日に再び稼働しましたところ別の部分からガス漏れが発生して、すぐに業者を呼び点検してもらったところ、これはメーカーに来てもらって大々的な修理が必要だという判断の中で、部分的な修理ができないという御意見でございました。

それを受けまして委員会としても判断をいたしまして、相当の期間もかかるし、費用も見込まれる中で、今年の夏厳しい残暑ではあるけれども市内各所から扇風機のあるだけを集めまして、窓の開閉と扇風機によって、申しわけないけれども利用者には何とか乗り越えていただきたいということできたところでございます。

この機械が1995年製の機械でございまして、部品や触媒等も残りの稼働期間に対しては大変厳しいでございます。が、平成18年に暖房機器につきましては修理をしているものですから、この暖房の機能についてはこれから約10年ぐらいはもつという業者の判断を得ております。そのことを踏まえまして、どうするかを十分に検討いたしました。先ほど申し上げますように今夏は何とか涼しくなってくれという希望の中で過ごしてきたところでございます。

実は、あの建物に同居しております商工会のほうも、その後セントラル型で同じ運命のもとにあるものですから、まだ修理ができず、見積もりと次善策がとれない中で扇風機等で対応されているとお聞きをしております。

よって、この修理ができない中、すぐに議員さんのいろいろな示唆も受けまして、廃校中学校に残された空調設備があるということから、既に小学校や中学校に持っていかれた分の残りでしたけれども、取り付け式のを調べましたところ、なかなか稼働がうまくいきませんでした。

最終的に費用は多分かかるだろうという見込みの中で、旧箱崎中学校の職員室と校長室に、天井はめ込みではなくて、つり下げ型になっている空調機3台をここに移設をすることで、今夏、そしてまた来夏の郷ノ浦図書館の利用に対して応えようということで、現在見積もりをして、昨日見積もりの結果が出たところでございます。この後所定の手続を踏みながら、この対応でいいかどうかを私どもとして判断して、また議員さん方の御判断もいただけたらと思っております。

議員御指摘のように、この建物は昭和54年に建設をされて、途中図書館部分に幾らかの増築はしましたが、平成8年から郷ノ浦図書館として利用させていただき、幾らかの増築のとももあり現在にいたっております。増築後8年という年数も考えて、今新しい土地に新しい建物の郷ノ浦図書館を建設をするということは大変厳しいものだと捉えております。しかし、議員御指摘のように冷房機器の故障の中で、空調設備を初め駐車場の合わせて10台、どこにあるかわかりにくいところ、坂道の部分、バリアフリーに対応の部分あるいはこれまでトイレの使用につきましても、かなりの不評をいただいております。そういった人口減が進む中での郷ノ浦図書館のあり方をよりよい方向として検討する価値は十分あると捉えております。

そのような方向で、現在も図書館の広さあるいはこれから移設をする場合に現在市が保有する有効な施設で対応できるかどうか、その辺の具体的なところの検証に入っているところでございます。

2点目の公民館図書の利用が減少しているということについては、議員御指摘のとおりでございます。会館時間が10時から18時ぐらいまでになっておる中で利用が伸びず、勝本の地区公民館におきましては年間で2,430冊の貸し出し、芦辺地区公民館におきましては610冊と大変郷ノ浦・石田の2万3,000、3万冊に比べれば、はるかに少ない実績になっております。

そういう中でも新刊の購入を目指しながら、郷ノ浦図書館の蔵書を移動して対応する等の工夫も取り入れておりますが、いかんせん古い蔵書が場所を占めておまして、この古い蔵書を片づけて、例えば那賀中学校等に移設をさせてもらいながら、新しい蔵書等を取り入れて御来館いただく方たちに何とか利用を高めていきたいと。新刊を置きましても、古い書物の中で新刊が目立たないという利用者の声も届いております。

今後も石田図書館、郷ノ浦図書館あるいは移動図書館との連携をさせていただきながら、貸し出し数の増に向けて図書室の運営に当たっていかねばと考えております。

3点目の学校図書費が少なくということについての御指摘でございます。現在小学校がざっと1校当たりが12万円の図書費でございます。これは児童数にもよりますので幅がございます。もう少し端的に申し上げますと、1人当たり800円の人数分プラス均等の5万円という形でしますと、市全体では244万円が小学校の図書費でございます。それを各小学校で有効に使っていただいております。

中学校におきましては、1人当たり1,000円掛け人数分、それに均等割が8万円ということでの当初予算で図書費の購入に充てておりますが、私のほうとしても25年度の予算要求に向けましては、児童のあるいは生徒の活字離れを防ぐためにも、また各学校では朝10分間の読書の時間を確保して、それぞれ図書室から本を利用する子供たちの育成に努めている中で、この状況を推進するためにもぜひ予算要求に力を入れていきたいと考えております。

学校と図書館の連携についてですが、学校側に定期的にまとめて図書を貸し出すという活動しております。学校の要望に応じて図書の貸し出しを行っておりますし、小学校では現在9校からそういう要望があがっており、少ないところで50冊、多いところは300冊の要望があって、社会教育課の職員で届けております。

貸し出し期間は2週間から1カ月程度、また幼稚園におきましても読み聞かせのボランティアを派遣して、今5つの園でその実施をしておりますし、今後もボランティア方々の御協力をいただきながら本に親しむ子供たちの育成に努めていきたいと思っております。いかんせん、図書費の予算の増額が求められるところがございます。

4番目の石田図書館のシアタールームの活用についてでございます。御指摘のように現在使用しておりません。その理由は視聴覚機器が古くなりまして使用できない、故障の状態にあるからでございます。機器を整備すれば視聴覚ルームとして活用できるものと考えます。広さにして91平米でございます。照明をする必要がありますし、窓の取り付け等を考えたりして、もし石田図書館の学習室として不足するようであれば、そういった転用も考えられるかとは思いますが、議員お話のような本来の視聴覚機器ルームとしての活用ができれば要望に応えるところはありますが、かなりの修理等はそこには伴うような気がいたします。検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 今西議員。

議員（8番 今西 菊乃君） 今御答弁をいただきまして、まず図書館に、郷ノ浦図書館については、箱崎中学校の空調つり下げ式のを持ってきて、たちまちの対応をするということで、今年と来年ぐらいはその機械次第ということですね。建てかえるにしてもすぐにはできませんので、それはいいかと思うんですが、私は図書館の建てかえ、そして公民館図書、学校図書と、このように3つに分けて質問するようにはいたしておりますが、それをあわせて、やっぱり図書関連を一元すべきだという考えのもとに今回の質問をいたしました。

郷ノ浦図書館は本当に障害者、高齢者には非常に行きにくいところです。そして今学校図書が不足しているということで、学校から社会教育委員会の中で持っていかれているわけですか、学校に。ああ、そうなんですか。でも多いところで200冊から300冊ですね、それをあそこにやっぱり、なかなかあの駐車場も、下の入り口のところの駐車場も商工会と一緒にあっておりまして、あそこまで車を持ってこることができたり、できなかつたりなのですね。雨の日もあるということで、その移動に、本の移動に大変苦慮してあるように伺っております。

それで、一元化をして私はね、どっかにそんなに大きな立派な図書館でなくていいと思うんで

すね。森山町とか今度五島市にできたステンドグラスをつけた立派な図書館とか、ああいう図書館ではなくていいと思うんです。マッチ箱を据えたような図書館でいいじゃないですか。書棚とデスクと、それだけであればいいことですから、そんなにお金がかかるものではないと思うんですね。

一番よく皆様から言われるのは、前の公立病院跡地、あそこだと学校、小学校、中学校、高校と生徒も利用する、児童や生徒が利用しやすいんじゃないかと。高齢者もあそこまで車で行けば、行ってバリアフリーにすれば、利用する人がもっと増えるんじゃないかと。そういうような市民の皆さんの御意見を伺うわけです。

そして、公民館図書も確かに古い中にちょっとだけしかないんですよ、新刊が、わからないんです。新刊はすぐ出るんですよ。だから私が行ったときも、もう本当に新刊はないんですよ。そういう状況の中で郷ノ浦の図書館と連携をして、郷ノ浦の図書館の本を公民館のほうへ持ってきてるとい、今やり方をやっておりますね。でも、たくさん本があそこに、公民館に行くわけではありませんし、郷ノ浦図書館でも新刊は早く出るわけなんですよ。だから、新刊の回しに苦慮するところだと思っております。

学校図書も今先生方に聞いてみますと、石田の図書館はネット予約ができるんですが、郷ノ浦の図書館はネット予約ができないんですよ。それとシステムがつながってないから、今どれだけの在庫があるのか、どういう本があるのかという、それがまずわからないということですね。だからそういうシステムを学校とか公民館あたりにつなげてネットで予約ができるようになれば、先生方の本の回し、注文ですね、そういうものももっとスムーズにできるんじゃないか。そしてどこの学校もそういうやり方になれば、本当に学校図書費がそれほどなくても図書館の本で、図書館の図書費を少し増やせば対応できるんじゃないかと思えますね。

今郷ノ浦図書館で5万冊ですね。児童図書が、学校児童図書が3万ぐらいだったと思うんですね。ちょっと数字がはっきりしませんが、昨日、検索してたら確かそういう数字が出てたと思うんですね。でもかなり古いものもありますので、全部の学校が利用するとなれば、まだまだ増刷しなければならぬとは思います。

そのように図書行政、図書関連は、やっぱり一貫してこれからは考えていく必要があるんじゃないかと思えます。本当にパソコンで授業をする、日本も恐らくそういうふうになるんじゃないかと思えます。そんな中で子供たちに本を読ませる、手に取らせる、触れさせるとい、そういう感性を育てていかななくてはならない中で、図書というのは非常に大事な役割をしております。だからそういう一貫した図書行政、図書の運営というものを検討していくべきだと思っております。今回の質問をいたしたわけでございます。

それと石田のシアタールームですね、機械が故障して使えない。その修理にどれぐらいの修理

代がかかるかの検討はなされてる、見積もりは出されているわけですか。それまでまだなされていないわけですね。はい。できましたら、もったいない、非常にもったいない施設だと思います。石田はあそこで全部で3万冊入りますが、まだ1万7,000ぐらいですかね、今入っているのが。もうちょっとの増刊はできますし、郷ノ浦と石田の図書館ではジャンルが違って、求めてこられる品物が違いますので。石田は石田で、あそこまで全部本を置くというようなことは考えなくても、あそこをシアターとして使ったほうが、私は子供たちのためにはいいのではないかと考えております。

それで、図書の一貫性についてですね。どういうふうなお考えがあるかをお聞きいたします。

もう一つ今聞いた中では、学校側がもう図書館に何冊、こういった本を何冊というふうに依頼をして取り寄せているという学校もあるんですね。でも、それをすると非常に今の図書館の職員さんでは不足してくるのではないかと考えております。そういう方向に対して、教育長はどのようにお考えかをお伺いいたします。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 今西議員のお尋ねにお答えをいたします。

郷ノ浦図書館に限って申しますと、一日平均の利用者が77人と、年間休みを除けばその倍をすればいいことになりましたが、そのような人口減の中における利用者の数も、今後の大きな検討の課題と考えております。

御指摘のように県下にとどろかすような図書館を新しくつくるのが、壱岐市における図書館の充実した活動だとは思っておりません。人口に、あるいは利用者のニーズにそこそこあう形の広さと適切な蔵書を持った図書館経営ができればと考えます。そういう中では管理等ができる上では動線が一貫しているとか、あるいはこういった空調設備等の故障等も簡単には来ないとか、そういういろいろなことを考えながら、やはり今後の新しい郷ノ浦図書館のよりよい像というのについては、本当に力を入れて検討させていただきたいと考えております。

現在図書館が、1階部分と2階部分を合わせて385平米ございます。それを上回る必要もないだろうとも考えますし、そういった細かなところまで検討は入っているということをお伝えして、御理解をいただけたらと考えております。

あわせて、各公民館に置かれております図書室につきましての利用と学校の図書館、そしてまた先ほど申し上げます郷ノ浦図書館等への利用につきましても、それぞれまた9校の学校から増えるような形で学校のほうの指導もしていきたいと思っております。今のところ臨時でお雇いする形の図書館の職員に負担はかけられませんので、社会教育課の職員のほうがそういうときには出まして、ちゃんとお届けをするという仕事にはついております。

郷ノ浦町の場合は、パソコンに蔵書は入力しておりますけれども、先ほどおっしゃるようなネットによる貸し出し業務等までは至っておりません。それも今後検討させていただきますが、現在は職員の手作業によりまして貸し出し業務をする中で、何とか利用者のニーズに応える方向に取り組んでいるところでございます。

蛇足にはなりますが、郷ノ浦図書館の場合も、パソコンの前には児童の座る姿が一日の中でも結構長いという状況は、一つの特徴としては捉えております。

以上でございます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 今西議員。

議員（8番 今西 菊乃君） 前向きに教育委員会、教育長も取り組んでいきたいということだと思います。交付税が今後どんどん削減をされてまいります。その中で学校図書費や公民館図書費の増額というものは期待はできないというふうに思っております。

また、教育長おっしゃったように、壱岐市の人口も減少し、高齢化率も上がっていきます。その中で図書館の利用が今よりも大幅に増えるということは余り考えられないと思っておりますので、大きな図書館の必要はないと思います。そして古くなってる本は倉庫式にして、収納を出せるようにすれば、そんなに広い図書館の面積は要らないと思います。

そしてシステムを、これは郷ノ浦と石田も今つながってないんですね、パソコンのメーカーが違うということですね。せめて2つの図書館と学校、これはシステムをつなげて、そして学校が検索をして注文をして、図書館の本が学校に回る体制づくりというものを、これはぜひとっていただきたいと思っております。そうすることが皆さんの経費削減にもたちまちはかかるようですけど、経費削減にもなるのではないかと思います。どうか前向きに検討していただきたいと思っておりますが、この件に関しまして教育長だけではなかなかできないこともあると思っておりますので、市長の御見解をお伺いしたいと思っております。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今、今西議員がおっしゃいました、やはり各所に新刊あるいはいろんな蔵書を増やす、非常に厳しい面があると思っております。そういったものを解消するためのいわゆるパソコンなりでの連携、蔵書の調査、調べ方等々については、当然活用を図るべきだと思っております。今議員おっしゃいますように、例えば郷ノ浦と石田の図書館について、メーカーが違うからできないというような答えをしたようでございますけれども、私はこれは今リース期間が5年とかその辺でございますから、その機械のリースの終了時点で、やはり私は統一すべきだと思っておりますし、できるものはやっぱりしていかないかんと思っておりますのでございます。

ただリース契約はどういうふうになっているかという詳細は知りませんので、その辺は調査をしたいと思えますけれども、私は今議員がおっしゃるような方向に進むべきだと思っております。ただ教育長の管轄でございますので、その権限を侵さない程度に申し上げたいと思えます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 今西議員。

議員（8番 今西 菊乃君） 前向きに答弁をいただきましたが、上手に、はい、逃げやすい道でございます。しかし本当にこれはですね、今教科書も要らない、なくなる、すべてパソコンになっていく、そういう時代の流れの中で、本当にそれでいいのだろうかという危惧をするところがあります。どこで子供に本に触れさせるかという、やっぱりそれは学校図書が一番なんですよ。そこから始まるわけです。幼稚園の読み聞かせとか、子育てサークルの中での読み聞かせとか、そういう中から始まっていくものですから、そののそこにはぜひ前向きに取り組んでいただきますようお願いをいたしまして、2番目の質問にまいります。

次は、子育て支援についてでございます。すべての子供の良質な生育環境を保障し、子供子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、子ども・子育て新システム関連法案が閣議決定されました。認定こども園を改良し総合こども園となり、運営補助を一本化し、安定的に給付し、施設を増やす計画です。

また、保育所は認可保育所の許可を容易にするとともに、認可外保育所や家庭的保育所、事業所内保育所、小規模保育所を拡充し、多くの保育施設が補助を受けやすいようにというふうになっております。国はこのような方針を打ち出してまいりました。

これまでも私は保育園、幼稚園の施設が30年以上たっているところがほとんどで老朽化もしているし、園児数があまりにもアンバランスである、正規職員の配置に問題があるなど、何度か保育所、幼稚園を早急に改善すべきと言ってまいりましたが、国の方針が確定してからということとございました。国の方針も出ておりますので、今後どのように取り組まれていくのかお尋ねをいたします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今西議員の子育て支援についての御質問でございます。

認定こども園の改良を柱とした国の子育て支援策関連は成立したと。保育所、幼稚園の市の取り組みはどうかという御質問でございます。

議員御指摘のように8月10日に、子ども・子育て関連3法案が成立いたしました。これは税と社会保障の一体改革の中で成立したということとございますが、その中で壱岐市といたしましても昨年からは幼保連携に着手して、これまでパブリックコメントの実施、現場の実態と問題点の

把握のため、保育所部会を2回、保育所長会、幼稚園部会3回を実施していたところでございます。

ただ、私は、今回のこの子ども・子育て関連3法案に大変失望いたしております。先ほどおっしゃいましたように、私は国の方針が確定するまで待ちたいということによってまいりました。

ここに3月24日の新聞と6月25日の新聞がございます。3月25日の新聞には、見出しの中で「幼稚園と保育所一体化」という、大きくうたわれております。「2本立てにひずみがある」と、「総合こども園が核だ」というふうに政府は答弁してきたわけでございます。総合こども園です。それが、6月25日の新聞では、「総合こども園取り下げ」だと。

ですから従来の認定こども園の拡大で対応したいということございまして、なおかつ保育所の統合についても期限を決めない。移行についても期限を決めていらっしゃいません。また幼稚園については任意だという判断でございます。したがって私は、きっと国が幼保一体化と言っとるわけですから、その何らかの方針を示すところと思ってたわけですが。しかし残念ながら、それは全くそのことについて、国の指導力というのは全くないということになってしまいました。そういった意味で非常に私は、それにつきましては失望したところであります。

今度の、評価できるといたせば、先ほど税と社会保障の一体改革の中で成立したわけございまして、この恒久財源の確保、消費税を回すということございまして、恒久財源の確保については評価できると思いますし、議員先ほどおっしゃいました市立保育所あるいは事業所内保育所、いわゆる施設型、地域型の事業についても、満額でございませぬけれども、市の負担もございませぬけれども、補助ができること。

そしてもう一つは、市の裁量が拡大したと。市の裁量が拡大しておりますから、市が、例えば市立や企業の事業所のあるいは小規模の保育所に対して、補助を出すか出さないか市長が裁量で決めていいということになるわけでございます。しかしながら、それは裏を返しますと、責任が重大であるということにほかならないわけでございます。

また、このデメリットといたしましては、例えば保育ママとか小規模保育が容認されたわけですから、ビルやマンションの一室で保育が足るんじゃないかといったようなことも危惧をされておるわけでございます。しかし、そういうものについては当然のことながら市長の裁量でございますから、いろいろそういうのを防がなきゃいかんと思っておるところでございます。

そういうふうに私は、国の方針は決まりましたものの、幼保一体化に向けての指導力というのはないと思っておるわけございまして、いよいよ市長の裁量が下されるわけでございますから、壱岐市独自の子育てのシステムを構築しなければならないと思っておるところでございます。

そういった中で私は、今度の決まりました国の方針を受けまして、壱岐市の未来を担う子供たちが、だれでも、どこでも、いつでも必要になりまして、高水準の幼児教育と保育を受けること

ができますように、地域の実態に即した制度を確立しなきゃいけないと。そのためには教育委員会など、関係機関とも十分協議した上で検討委員の人選を行いまして、現在検討委員会による本格的な論議をいただくよう準備を進めておるところでございます。

また、そういう方針が本当に変わったわけでございますので、議員の皆様方の御意見も聞きながら、壱岐市の子育て支援について考えていきたいと思っておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 今西議員。

議員（8番 今西 菊乃君） 市長がおっしゃられたように、私も見て、あれ、これは大体どうしなさいって言いよることかなと思ったんですよね、総合こども園型。幼稚園は幼稚園、保育士は保育士、また小規模とか事業所。これも補助やってやります。そうなるそうですね、これは壱岐市ではどのように取り組んでいかれるのかなと思いまして、今回質問したわけです。どれでもいいわけですからね。極端に言えば、あなたのいいようにしなさいよということなんですよね。だから非常に難しいなと思ったので。

市はどの方向性で、幼保一体化で、認定こども園式で、通園バスを使って幾つかの大きな認定こども園のようなをつくれるのか。それとも今の幼稚園とか保育所ですね、これを整備して、もっと充実させたものになさるのか。どっちの方向をとられるのかなと思いまして質問をいたしましたわけですね。非常に難しいところになっていると思います。

今から検討委員会を立ち上げて検討するというところでございますので、本当に現場、親はやっぱり近くがいいわけですね。認定こども園式にすると3歳以上はいいわけですね、バスに乗れますから。しかし一番肝心なのは0歳から2歳までなんです。この子たちは認定こども園では無理なんです。そこのところを認可保育所とか認可外保育所、そういうところへの手当をペイにして対応なさるのか、対応するのかですね。今のをもう少し整備して対応するのか。まだそのところまではお考えではございませんか。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） まさに今議員おっしゃったように、むしろ一本化というよりも、ばらばらになる可能性が非常に強い今回の法律でございます。しかしながら先ほど申しますように、市長の裁量が多うございますので、私はやはり一本化に向けてできるような、そういった政策をとらなきゃいけないと思っております。

おっしゃいますように、やはり0歳から3歳児未満、これは当然のごとく0歳児であれば3対1の保育所がいります。3歳児未満でありますと6対1の保育所がいります。そういった年齢構成的な問題、それから地域的な問題等ございます。その辺をやはり受益者だけを検討委員にしま

すと、施設の統合というのは絶対うんと言ってくれないと思うんですね。しかし、そういう受益者の方々、あるいはいろんな層からの委員さんを選定いたしまして、やはり将来の壱岐を見据えた総合的なものを一つ、諮問について答申をいただきたいなと期待をしているところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 今西議員。

議員（8番 今西 菊乃君） それでは、そのとおりなんですね。財政を考えれば、絶対に統合すべきですね。でも保護者はやっぱり、もっと地域充実型を望みますので、そのところは非常に厳しい、選択するのに厳しいところがあると思いますが。

もし、認定こども園のように一つにするのであれば、市長は「民間でできることは民間で」というふうだね、よくおっしゃいます。壱岐は今まで保育所にしろ、幼稚園にしろ、公立が当然当たり前の世界でした。しかし、ここを出れば、検索しても認定こども園はほとんど私立なんですね。そのところを市長はどのように考えてあるのかを最後に一つお伺いいたします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 非常に厳しい御質問でございまして、今壱岐市は御存じのように幼稚園、これについてはもちろん公立でございまして、保育所、幾つかの民間はございまして、認可保育所もございましてけれども、大きく行政が役割を担っているという中で、募集をいたしましても最初私立なら絶対行かないで、すべて公立に応募者が殺到するという状況でございまして。

そういったこともございまして、私は基本的に今保育士につきましては議員から御指摘受けておりますように、囑託がほとんどでございまして。そういった状況をかんがみまして、例えば0歳児を全部保育するといいたしますと、200名の子供が今壱岐で生まれております。3対1にしますと90名も保育士がいる。そういったことに、もちろん保育にかけるという条件はございましてけれどもやれるのか。そういった点も十分考慮しながら判断していきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 今西議員。

議員（8番 今西 菊乃君） 終わります。ありがとうございました。

〔今西 菊乃議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、今西菊乃議員の一般質問を終わります。

.....
議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時43分休憩

午後 1 時00分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、10番、田原輝男議員の登壇をお願いします。

〔田原 輝男議員 一般質問席 登壇〕

議員（10番 田原 輝男君） それでは、通告に従いまして、田原が一般質問を行います。

大きくは3点、1点目につきましては、項目が3項目ほどあります。それでは、順に従いまして一般質問をいたします。

まず1点目、島内の道路整備についてでございますけども、現在までに数多くの要望が上がっておるかと思っております。その要望に対しての対応策、また今後の取り組みについてお尋ねをいたします。それらは、ここに書いてありますとおり救急車が入りにくい道路も含むと書いております。

2点目、3点目につきましては、これらは多額の予算を要します。そのためにまず計画的なものをお伺いをいたします。

3点目は、あってはならない自然災害、地震、津波、原発、そして今報道もなされております最初は原発ゼロという国の方針的なものが、それを撤回をなされまして、新たな原発はつくらないという方向にまた転換をされているようでございます。

そういうものを踏まえまして、質問を行います。その中に3点目にここに書いてある、通告書に書いてありますとおり、自然災害時の避難道路の計画について。これは市長の政策として取り組んでいかれたらどうかという、私なりの計画として案を示すわけでございます。

この3点につきまして、まず市長の御見解をお伺いしたいと思っております。その見解次第では再質問をいたします。

議長（市山 繁君） 田原議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 10番、田原輝男議員の御質問にお答えいたします。

大きい1点目でございます。島内の道路整備についてという御質問でございまして、そのうちの1つ、まず第1点目の現在までに要望が数多く上がっているが、今後の対策、取り組みについてということでございます。このことにつきましては、さきの6月会議で申し上げましたけれども、市道の改良工事については合併以前からの継続事業を優先して進めておるとというのが現状でございまして、それらの工事でさえ完了できないという現状でございます。こうした中、新規の路線にはなかなか取り組めないというのが現実でございます。

現在まで数多くの改良要望が上がっておりますけれども、特におっしゃるように緊急に救急車両が入りづらいというような道路について、そういった区間、危険な箇所について取り組んできたところでございます。

実は平成21年度から23年度にかけて、国の臨時交付金がございます、それを利用いたしまして35路線の局部改良を実施してまいりました。きめ細かな交付金があったものですから、それを利用したということでございます。今後もそういったところを優先的に財政状況を踏まえながら、局部的な改良を進めていきたいという考えを持っているところでございます。

ただ、そういう場所につきましても、非常に相続登記というのが非常にネックでございまして、相続登記ができて現有の所有者になって承諾をいただかないと改良はできないということでございます。そういった点につきましては、またその箇所、箇所について、御協力を賜りたいと思っております。

次に、観光地としての観光道路整備計画についてどのような計画を持っているのかというお尋ねでございます。吉岐の観光道路、主要道路は御存じのように吉岐循環線の国道あるいは県道というものが大きな道路でございますけれども、現在その県におきまして、主要地方道郷ノ浦沼津線、それから一般県道湯本勝本線の整備を行っておるところでございます。市道につきましては風光明媚な八幡地区から清石浜海水浴場に通じる観光道路の市道八幡芦辺線の整備を進めておるところでございます。

このように幹線道路の整備は進んでおりますけれども、例えば石田から錦浜を通過して空港に至る道路であるとか、あるいは左京鼻付近の道路であるとか、観光地に近い道路に狭隘なところがございます。しかしながら観光地でございますから、いたずらに開発ということではなくて、やはり自然にマッチした道路整備をしなければいけないと思っております。多額の予算も伴いますので、そういったところについてはですね。

例えば沼津の御津の辻ですか、ああいったいわゆる眺望のいいところに、ああいう大々的ではございませんけれども駐車ができて、海が眺められるような場所をつくったり、あるいは皆さんもお聞きになつるかと思っておりますけれども、観光に来られる方が主要道路と市道が大きさが余り変わらなくて、どれが主要道路なのかわからないというようなクレームもございます。案内板、観光案内板が足りないという指摘もございます。そういった中で、やはり例えば石田の錦浜に至る道路などは、やはりそこに海が見える道路とか、そういった具体的な表示をすとか、看板をやっぱり多く立てるべきではなかろうかという気がいたしております。

次に、3番目の観光地としての観光道路整備計画についてどういう見解を持っているかということでございますけど、ただいま申し上げましたように、多額の予算も必要でございますし、やはり車の離合箇所等についてはやはり早急に整理をしなければいけないと思っております。あ、

今の2番目でございました。

3番目でございます。自然災害時の避難道路の計画についてということでございますが、自然災害の中ではやはり今問題になっております津波というのが新しく頭に入れなきゃいけない災害であるかと思えます。安全の高い場所に行きやすくするというのが、まず大事でございますけれども。

皆さん、ちょっと趣旨が異なりますけど、この会場に入られるときに、ここの海拔表示をご覧になったでしょうか。玄関ドアに表示をされております。ここは海拔43メートルという表示がされておるところでございます、今90カ所程度の海拔表示が終わっているところでございます。これから170カ所程度予定しておりますけれども、その海拔表示をしていきたいと思えますし。それに対する道路については、やはり行きづらい、避難しづらい道路等についてはやっぱり重点的にしないといけないと思っております。

それから、自然災害ではございませんけれども、原発のことを考えなければいけません。そういった中で、御存じのように壱岐の3分の1程度が30キロ圏内、UPZ圏内になりますし、その中に壱岐の人口の2分の1の方がいらっしゃる。その中で一応北部勝本に避難をしなければいけませんということになりますので、30キロ圏外に避難ということになります。そうなりますとやはり勝本に至る道路が重要になってまいります。そういった道路の整備。

それからもう一つ、道路とは少し変わりますけれども、島民が避難するとなれば勝本の港湾が重要になってまいります。そういったことを今度の知事要望で出すようにいたしているところでございます。

いずれにしても災害の避難における道路の重要性というのは、大事でありますので、そういったものについては財政のことだけを申し上げるのではなくて、極力対応していきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 田原議員。

議員（10番 田原 輝男君） 一応答弁はお伺いをいたしました。

1点目でございますけども、この要望の取り扱い、どういう対応策を組んであるかお伺いをいたしました。けど、なかなか市長今言われましたとおり、これは地権者との同意、そしてそれがまた最後の手段、登記の問題、いろいろと困難な場所が要望の中にもあるかと思っております。

けど、私が一番言いたいのは、市民の方の生命・財産を守るための救急の道路、こうした道路には財政的なものもありましようけども、それはそれなりにやっぱり前向きに取り組んでいただきたい。

それで、私もいろいろと話を伺いまして、現地も何回も見させていただきました。そうした中

でなかなか厳しいなというところも数多くあります。それで今現在市に対しての要望件数が60件。消防署のほうにきている要望書、消防署が把握されているだけでもかなりの件数があるかと思っております。その消防署につきましては救急車、消防車などが回りにくい、回らないという要望のようでございますけども。こうした60件の中の要望、これは本当に財政厳しい中で、一気にやりなさい、やってください、それは私もなかなか言いにくい点がございます。

けども、これ皆60件の中でそれなりに把握をされまして、優先順位をつけられて、それなりに取り組んでいただきたい。特に先ほどから申し上げますように、救急車両の入りにくい、そうした道路はやっぱり局部改良でも、先ほど市長がおっしゃいました局部改良でもいいですから、どうか対応策を早急に講じていただきたい。そう思うわけでございます。

そして、2点目の観光地としての道路の整備計画につきましては、これは当初言いましたように、多額の予算を要します。そうして、なぜこのことに触れたかと私が言いますと、本市にとっては1次産業これは大事です。けども、観光産業は吉崎市にとっては大事な産業であります。原の辻の博物館もできました、そういう博物館を起爆剤として観光アピールされるの、これは結構なことです。

けども、本当に吉岐の観光と言いますのは、私が思うには自然、そして景観、四季を通しての観光アピールをしないと、いつかは本市にとって観光がプラスどころかマイナスになるかと思われれます。

そして、なぜ私がこのことにつけて計画と踏んだのは、担当部課は、要するに課によっては担当が変わられます。そして、あのときこうであったらと話を持っていっても、「いえ、聞いておりません」と。なれば、どこにも確たるあれがありません。それで基本計画を組まれて、ちゃんとした課に証拠といいますかね、それが残っておけば新たな異動で来られても、例えば部課長かわられても、ああ、こういう基本計画があったと。なら、これを取り組もうと。そういう思いで基本計画を組まれたらという質問をいたしました。

そして、これはすばらしい景観的な場所があります。これは大型観光バスのみが通行じゃなくして、観光でみえられた方が、レンタカーなどで回られる場合にもすばらしい景観的なものが数多くあります。例えば、郷ノ浦からずっと坪を通過して、まんじゅう島からずっと抜けて、初山の一般県道、初瀬線ですね、これを抜けられて。それから初瀬から初瀬を上っていきますと当田ダムがあります。あの路線、それからずっと久喜を通過して印通寺線に抜ける路線、これは全面的な改良工事は不可能です。けども管理はできると思います。

いまやもう、公民館等でいろいろと管理をされております。公民館によってはギブアップ体制な公民館もあります。もう公民館でやれないからもう市に投げだそうかという本当に公民館もあります。そうしたやっぱり公民館では厳しいところがあります。これで先ほども言いましたとお

りレンタカーでも通ってすばらしい景観的なものを、本来の壱岐の自然と景観的なものを見せるのも、壱岐市の観光の重要な課題と思っております。

ただおいしいものを食べて、原の辻行って、泊まってじゃなくして本当の姿をお見せする。これは一年間を通して、四季を通して、それなりのいい場所があります。勝本にもあります、天ヶ原の上のところ。そうしたいろんな道路網の整備等の計画が必要だと思って、この質問をいたしました。

そして3点目、これは自然災害です。これは先ほど市長から答弁が返ってまいりましたけども、一番私が言いたいのは、あってはならない自然災害、地震、津波、その次の原発問題です。この原発問題につきましては、どうしても壱岐市内においては南、郷ノ浦から印通寺、このラインが一番のあってはならない、万が一のことが起きた場合の一番危ない地域でございます。

そうしたこの避難道路的なもの、道路網の整備、これにつきましても特に初山悪うございます。もう市長も行かれて、おわかりと思いますけども、壱岐で一番道路整備がおくれているのは初山だと私は思っております。それを早急にしてくださいとは私も申し上げません。けども、万が一のことを想定されて、市長の政策道路として避難道路の計画を持たれてはという意味合いで、この計画について質問いたしました。

市長から、この3件につきまして、再度何か答弁がありましたらお願いをいたします。
議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 3点ほど御質問がございました。

まず、担当の事務引き継ぎについてでございますけれども、これについてはやはり人がかわったからその仕事はわからんというような体制は全く職場として失格でございます、その辺は引き継ぎが怠らないように常日ごろ、指導しておるところでございます。

大きな事業につきましては、議員御存じの壱岐市建設計画に基づく振興計画の中で見直しをしていくということでございますから、その辺は心配ないわけでございますけれども、さっきおっしゃいますように局部改修とか、そういったことの約束事などの事務引き継ぎについては特に意を用いなければならないと思っております。

それから、2番目の景観を重視して、壱岐の本来持つておるのは自然景観だと、観光の魅力だということでございまして、それはもうもちろん同感でございますし、そういった場所について壱岐に住んでいる人もなかなかわからないという面がございますから、やっぱり案内標識等でぜひ対応していきたいと思っておりますし。市道壱岐市の道路の管理について今自治会、公民館を中心に管理されております。

おっしゃるように広域的に、その地区内の道路であればいいんですけど、おっしゃるような広

域的な道路について、なかなかやはり自治会だけでは対応できない、また高枝伐採等もある。そういったものにつきましては、1つ御相談を受けながら対応していきたいと思っておるところでございます。

3番目の避難道路、特に初山地区、私が申し上げるまでもなく、初山地区、石田地区からは玄海原発が手にとるように見えます。そういった中で避難道路、これはやはり県道が大きな、殺到するわけですからね、避難者が。県道の整備というものが大事になってくると思っております。そういう点でも県知事に対して、初山線は、初山渡良線ですかね、強く要求をいたしておるわけでございますけれども、今後も引き続き県に要望していきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 田原議員。

議員（10番 田原 輝男君） ありがとうございます。それでは、市長おっしゃられたとおり、1級県道的なものにつきましては県と協議をされまして、計画を持って進めていただきたいと、そう思っております。

それでは、2番目のあれですけども、これもこの9月会議におきまして、瀬戸のほうから陳情等も上がってきております。その中でそういう意味合いを込めまして、計画性を持ってという意味でお伺いをいたしました。それでは、1点目はこれで終わります。

2点目につきまして、今から質問いたします。2点目の農業振興策についてでございますが、これは御承知のとおり今年24年度で、今まで農道整備に当ててきておりましたふるさと農道整備事業が終了すると話を伺っております。

それで新たに変わるメニューがあるのか。ないとすれば、その対応策はどのように考えられているのか。その点について質問をいたしました。本市にとりましては主な基幹産業であります。市長にすばらしい回答を待っておりますので、御答弁のほどをよろしく願いをいたします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 農業振興でございますけれども、今年度でふるさと農道整備事業が終了するという、それに変わるメニューがあるのかということでございますけれども、本市の農道整備事業につきましては、これまで国県の補助制度を中心に起債事業等で行ってきたところでございます。この政府の事業仕分けによりまして、「コンクリートから人へ」というようなことございまして、土地改良事業の予算が交付金事業に変わりまして、農道整備の予算が削られております。

単独でなかなか農道というのはできないということは御理解いただけるかと思っておりますけれども、総務省のふるさと農道整備事業につきましては、本年度で終了いたしますが、それに変わるメニ

ユーについては現在のところないというのが現状でございます。しかし、地域からの道路改良についての要望は出ております。市といたしましては、補助事業の採択要件にあう道路につきましては要望してまいりたいと思っております。

これが、今まではふるさと農道整備事業につきましては、農道1本で、その1本の農道について受益面積はどうかと。あるいは受益者は何人かというようなことで進めてまいりましたけれども、現在の農道等の補助事業の採択要件といたしましては30ヘクタール以上のいわゆる受益があって、その地域自主交付金事業というのがございます。これの例といたしまして現在刈田院の土地改良の事業、ここがこの地域自主交付金事業に該当するわけございまして、30ヘクタール以上の受益面積ということでございます。

そういった中で、それに関連した道路という、そういったものについては採択基準があると、補助メニューがあるということでございまして、単品の道路だけというのはなかなか厳しいということが現状でございます。

採択要件に満たない道路の単独改良工事は困難でございまして、そういったところにつきましては、先ほど申し上げましたような車の離合箇所等の対応をすることによりまして、農産物あるいは生産資材の搬入ができますように。そして農業経営のコストの縮減、生産性の向上を図れますように、そういった施策をとっていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 田原議員。

議員（10番 田原 輝男君） ないのが現状だと思っております。それで、今農林課に要望が上がってきているのが、郷ノ浦5本、勝本8本、芦辺、石田、3本ずつでございます。計19本の道路が要望が上がってきていると、そう伺っております。けど先ほども言いますように、本市にとりましては1次産業主な基幹産業であります。搬入搬出道路の確保と、そうでなければなかなか後継者も不足している中で、なかなか厳しい状況にならないかなと、そう思っております。そのためにもいろんな施策を考えられまして、これに対応していただきたい。そして、農業振興の発展にしていきたい。そう思うわけでございます。

本当に総体で農道につきまして102本、6万8,097キロメートル、そういう状態で農道関係があると、そういうふうに伺っております。その中でやっぱり今の農道を管理維持していく中でも、なかなか問題がありますけども、どうしてもこの道路網がなければ新たな、例えば施設園芸等いろいろと行うにしても、道路が何せ一番でございます。また新たな取り組みを考えられて、どうしても本市にとって大事な、大事な1次産業でございますから、是が非でもそういう方向で進んでいただきたい。そう思っております。このことにつきまして市長、どういう方向で進めてという何かありましたら、お伺いをしたいと思っております。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 議員御指摘のように、農業、漁業、壱岐にとって本当に大事な産業でございまして、これの発展なくしては壱岐の経済というのは非常にもう回らなくなるわけございまして、議員御指摘のように、その方策、ただいま申し上げますように、具体的な方策というのはございませんけれども、鋭意努力してまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 田原議員。

議員（10番 田原 輝男君） 是が非でも前向きに取り組んでいただきたい、そうお願いをいたします。

次に、3点目に行きます。3点目、レインボーの運行、唐津～長崎間、これが急遽廃止になりまして、市民の方からどうしても不便でたまらない、どうかならんものかという問い合わせ、もう直接電話もかかってきますし、みえられる方もいらっしゃいます。

そうした中で、なかなか唐津から、もともと呼子に着いておりましたフェリーが唐津に着くようになりまして、唐津からバスセンターまで行くにも交通アクセスがない。タクシーか歩いて行かざるを得ない。そしてドクターヘリで大村に救急搬送されましても、なかなかオリエントルで行っても、またそれからバスもありますけども不便でたまらない。先ほど言いますようにどうかならないかと、問い合わせが数多くあります。

それで、今回このレインボー運行、またできたら復活という思いで質問をいたしました。

市長の、これには恐らくこれも予算的なものも伴いますと思えますけども、今までは大型バスが運行されておりました。私が考えるには、大型じゃなくして、せめて20人乗りぐらいのバスでも運行ができないかなと、そう思っております。後は財政的な県のほうとのいろんなパーセント的な予算等もあるかと思っておりますけども、市長のお考えをお伺いをいたします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 田原議員のレインボー運行について、レインボー壱岐号が廃止になって不便で困っているということ。復活ができないかという声があるということで、市長の考えはということでございます。

御承知のとおり、このレインボー壱岐号につきましては、当初長崎県と昭和自動車共同運行していたところでございます。

それが昭和自動車が単独で運行するようになっておりまして、今年の1月に景気低迷等による輸送人員の減少を理由に、4月から路線を廃止すると。もう本当に寝耳に水でございましたけれ

ども、そういうふうに通告がございました。それはしかし困るということで交渉いたしましたけれども、いやこれは会社の方針ですということで一蹴されてしまったところでございます。そこで3月に長崎県に対しまして、レインボー壱岐号の運行再開と、虹の原特別支援学校等の帰省の支援について要望したところでございます。

やはり県といたしましては、昭和自動車にかけ合われたわけでございますけれども、じゃ、赤字部分を補填してくれということだったわけでございます。この赤字部分と申しますのは、現在と申しますか、その時点で7人、1便当たり3往復でございますから6便でございます、1便当たり7名しか乗車がなかったと。じゃ、何人でいいのかと言いますと、それを赤字を1,200万円という赤字幅でございましたけれども、後3名、いわゆる1便に10名乗らなければ採算が合わないんだということでございました。

そこで、いわゆる乗車人数を増やす方策があるのかということで、私どもも考えたわけでございますけれども、御存じのように虹の原特別支援学校が高等部が来年4月から壱岐で開設をされます。そういった中で、むしろ増えるというよりも減る要素が多うございます。そしてまた、虹の原特別支援学校につきましては、今まで海路だけがこの通学費のあるいは家族の支援でございましたけれども、県、文科省との交渉の結果、空路においても本年6月から支援が認められて、現在飛行機を利用する方もこの虹の原特別支援学校に行かれる方については、国が見てくれているという状況でございます。

そこで、やはり先ほど申しますように1,200万円のこれがなかなか改善して減るような状況にはないわけでございまして、現在のところ。そういったこともございまして、やはり壱岐市につきましては、県だけにそれをお願いしても、それは無理でございまして、壱岐市も相応の負担が求められておるところでございますが、後年度にやはり負担を強いられるというようなことでは、なかなか厳しいと。

先ほど言われますように、確かに長崎医療センターに行かれる、お見舞いに行かれる方々等の負担というものも十分考えるわけでございますけれども、現時点ではなかなかこの再開にめどが立たないというのが現状でございます。御理解をいただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 田原議員。

議員（10番 田原 輝男君） そういうふうに回答が来るかと思っておりました。けど、要望は要望といたしまして、県のほうに要望して再度お願いができないかなと。後要望されて、負担的なものにつきまして、またどういうふうになっていくか私もはっきりわかりませんが、

実は9月1日に、ここの西部開発総合センターで、連立会派タウンミーティングイン壱岐という大会がございました。その中に御出席だったと思っております。その中で市民の方から質問が生まれ

た。これは何人かの議員さん方も一緒だったと思います。

その質問の内容が、まずオリエンタルの半額の問題、そしてレインボーの復活の問題、この2点を取り上げられまして、質問されました。そのとき私も本来ならば手を挙げてという形をとりにかかったんですけども、何せちょっと勇気がございませんで座っておりましたけども。

その中で、レインボー復活についての質問の中で、この連立会派イン壹岐の出席の県議さんが来島された中で7名、議長、そして各委員長、7名来島されました。そしてそのレインボー復活についての質疑の折に回答が返ってきましたのは、「要請があれば対応いたします」という回答だったと、そういうふうに認識をしております。

それで市長にお願いですけども、県のほうじゃなくして県議会のほうに要望なり、陳情なり出したらいかがでしょうかという意味で、この質問をいたしました。どうでしょうか、市長。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 先ほど舌足らずでございましたけれども、今非常に難しい状況にあると申し上げましたけれども、あきらめているわけではございませんで、総合交通局にはずっと復活について要求をしております。当然これは私は壹岐にとっては、路線バスだということを申し上げておるわけです。路線バスなんですよと壹岐にとっては。ですから、高速道路は路線バスを走りませんよというような言い方をされましたけれども、たまたま高速道路を通っておるけど路線バスなんだということで、県の責任においてお願いをしておるところでございます。

ところで、今おっしゃったように、連立会派の方がおみえになった、その会合でそういう御意見があったかもしれませんが、私は行政としては、議会に執行権は、やっぱり私は県だと思っておりますから、執行権のあるところに要望していくということできたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 田原議員。

議員（10番 田原 輝男君） はい、わかりました。最後のレインボーの件については、今市長がおっしゃいましたように、まずあきらめないで挑戦の上に挑戦を重ねていただきたいと思っております。

全体的に質問いたしましたけれども、何せ1項目の点につきましては、本当に基本計画を設計されまして対応していただきたい。そう思うわけでございます。

2点目につきましても一緒でございます。本当に大事な、大事な1次産業、そして観光産業、いろいろとございます。本当に前向きに取り組んでいただきたい、そうお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（市山 繁君） 以上をもって、田原輝男議員の一般質問を終わります。

.....
議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時50分といたします。

午後1時40分休憩

.....
午後1時50分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番、音嶋正吾議員の登壇をお願いします。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

議員（3番 音嶋 正吾君） 今回は、6月定例議会に自己の管理不行き届きにより入院という事態を招き、市民の皆さん方に大変御迷惑をおかけいたしました。これからは、今まで市民の皆さんに御迷惑をかけた分も取り返す思いで、真摯に議会活動に取り組んでまいります。

それで、今回の一般質問は、市長が再選されて初めてであり、そして久保田新教育長が就任されて初めての議会であります。どうかよろしく、簡単明瞭に答弁をお願いいたします。

まず、最初に、近隣諸国による領土問題の対処についてお尋ねをいたします。

戦後67年の歳月がたちます。300万人の国内国民が苛烈極める戦火の中死亡し、今日の平和な日本が築かれております。そうした中、メディアにおきましては、日本の主権を揺るがす大きな問題が生じております。

市長として、壱岐市の主権、いわゆる主権者であります、主権を守るべき役割とはどのようにお考えであるのか。これは、あわせて教育長にもお尋ねをいたします。

この主権をめぐるのは、どうしても第二次世界大戦を避けて通るわけにはいきません。現在の竹島問題も、1952年の1月に、いわゆるサンフランシスコ条約が公布されたのは1952年4月28日であります。その前に李承晩が自分勝手に今の李承晩ラインを引いて、竹島を韓国の領土のように国内的には主張しておるわけでありまして。そして、尖閣にしてもしかりであります。やはり、国民が嘗々と守ってきたこの主権の重さちゅうのは、我々、今の時代を生きる人間として真摯に真剣に受けとめるべきであろうと思います。

日本が真珠湾攻撃に至った経緯、これも一方的ではないと思います。今現在のように、A B C D包囲網というのがあります。アメリカ、グレートブリテン、イギリス、チャイナ、中国、オランダによるいわゆる経済封鎖のために、日本は加工貿易をしておりました関係上、ゴム入らない、スズ入らない、綿花入らない、石油入らない。こうした経済状況の中で、国民のいわゆる生命、財産、領土を守る、これが、基本的原則を守るために、私はいや応なしに戦争に突入したのである

というふうに考えております。

これは、今現在でも立証されます。アメリカ財務省高官のホワイトが書いたハル・ノートに明確に書いてあります。それを読めば、当時の日本が受け入れがたい問題ではなかつたらうかと思えます。

そうしたことで、私は、領有権、領土問題というのは、非常に、国の財産を守る立場にあります。市長は、壱岐市長並びに全国離島振興協議会の会長という重責を担っておられます。現在、国境離島におきましては、いわゆる領土権問題そして北海道などにおきましては山林の買収問題、いろいろと外国資本が日本の国土を買収に来ております。皆さん、御存じのごとく、対馬の海上自衛隊の近くに、平成19年、韓国資本がリゾートホテルを建設しております。

やはり、主権を守り、領土を守るためには、今の現行法の国内の法律では不十分であります。そうした経緯におきましても、やはり離島振興協議会の中で、市長がイニシアチブをとられながら、こうした問題を国に直談判すべきであると考えます。市長の見解を賜りたいと思えます。

私は、現在、いいですか、日本の大使館、英国大使館、いわゆるアメリカ大使館は、賃貸なのです、賃貸契約。なのに、中国大使館は売買をしておるわけ。なぜ、こういう同盟的などに売買をして、非友好的ではないと言ったら語弊がございますが、そうしたところに賃貸をするのかと。私は、非常に、領土権問題に対して危惧をいたしております。中央がしないなら、地方から、やはり壱岐のこの島を一かけらでも外国資本に買収されないように、それは条例でもってできるわけでありまして。上級法に勝る条例はつくことはできませんが、必ずそういう動きをしていただきたい、そのように思っております。

この3点に関し、1番は、いわゆる国家主権と第二次大戦の、申し上げます、侵略であったか自衛であったかのどちらかでお答えください。

3点目に関しましては、いわゆるこの島の領土を守るために条例の必要性と国への働きかけが必要ではないか。この点に関して、市長の答弁かつ久保田教育長の御見解を賜ります。

議長（市山 繁君） 音嶋議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 3番議員、音嶋議員の質問にお答えをいたします。

お申し出の主権というのは、他国の干渉によって侵されることのない国家の意思力、統治権だと受けとめております。日本国憲法に基づいて国民が選んだ政府の判断が、意思力になり統治権になるかと思えます。国民が選んだ政府が、国家間で諸問題を解決することと考えます。

後半の再検証につきましてですが、これまで歴史的経緯等総合的な視点から検証を全国的にしてきておられます。その一つの結果が、私らが使用する歴史教科書の記述と受けとめております。学校教育は、文部科学省令の学習指導要領に基づいて作成をされた教科書、そしてその指導事項

等に従って対応するので、再検証の必要あるいは侵略云々について、私のほうでは論じる立場にないことを御理解をいただけたらと思います。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 3番、音嶋正吾議員の御質問にお答えをいたします。

近隣諸国による領土問題の対処についての見解ということでございます。

短くということでございますが、主権国家としての原理原則とはいかにかにあるべきとお考えかということでございます。

これにつきましては、現在の領土問題に係る中国、韓国と日本の関係が大変悪化しておりますことについては、非常に残念なことだと考えております。しかしながら、やはり国家間のこうした大きな課題については、国の責任のもとで解決に向けて全力で取り組んでいただくことを望んでおりますし、心から願っております。壱岐市長として、このことについて見解を申し述べるということは、控えさせていただきたいと思っております。

ただ、その次に、第二次世界大戦の戦前、戦中、戦後の歴史感を再検証する機会が必要だと考えるのがいかかということでございます。その中で、侵略であったのか防衛であったのかということでございますけれども。

実は、このお話をするとき、先ほどの書物、そういうふう書いてあるかもしれませんが、私は、実は、7月に駐モンゴル大使とお会いをいたしました。その、壱岐においでになった理由は、いわゆる元寇、文永・弘安の役を映画化するんだと、モンゴルで。そのことで俳優とお見えになって、私は懇談をしたわけでございますけれども、そのときにおっしゃったことが、私は驚きました。10年前の元寇720周年で壱岐にお見えになったとき、このモンゴル大使は、もう日本に4度お見えになっとなって、長く日本におられますから。しかし、その大使でさえも、その元寇を知らなかったとおっしゃるんです。文永・弘安の役を知らなかったと。そのことからわかりますように、侵略したほうは教えんわけです。されたほうは教えるわけです。

ですから、昨日のいわゆる9月18日は中国にとって非常に重要な日だったと。それはなぜかといいますと、満州鉄道を日本が爆破して、それを中国人がやったということを言いがかりをつけて、満州事変が始まったわけでございます。ですから、それを中国では教えとるわけです。日本人が知っておりますか、そういうことを。知らんわけです。教えんわけです。

ですから、私は、その戦中、戦後の検証、それについては、やはり双方向から見たことを、知識を、事実を知らなくて、検証は私はないと思うわけです。ですから、私は、日本人の考え方そして中国の方、韓国の方の考え方、それは過去の教育そしてその事実。

例えば、南京大虐殺言われます。日本はしていないと言っております。しかし、中国は、あれほどの虐殺をしとって何を言うかという、こういう議論から始まるわけでございまして、なかなか難しいというものが実感でございます。

それから、離振会長として、国へ主権を主張すべきだと。これにつきましては、離島振興法で、例えば国境離島、これについては国境離島という文言が外されたわけでございますけれども、重要離島というようなことで、やっと国境の大事さというものを国もわかってきたようでございますけれども。

私は、先ほど、冒頭申し上げましたように、離振会長ではございますけれども、そういった防衛、国の利益といったものについて、請願・陳情する立場にないということで認識をしておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 教育長には、教育のトップとしての立場上、これ以上コメントを差し控えるということでございます。それはそれで結構でございます。

しかし、事実というのは、何が事実かということは、まだ戦後60年の時が流れますが、あいまいであるわけです。お互いそうしたことに関心を持って、もっと見識を高めていただきたい。一方的に日本が侵略戦争をしたということを、今から私たち世代の、そして次に生きるであろう若者が自虐心にさいなまれて、我々の先輩たちが血でそして汗で勝ち取ったこの主権というものをおろそかにしてはならないと、私はそう思います。これが正しい、間違いという論争はこの場ではできないんです。

しかし、現実には、どういうふうなことでそうなったのか。例えば、私と白川市長がけんかをするとします。白川市長が先に殴った、私が殴る。何かの原因があるからそうした衝突になっておるわけですから、そこら辺の根源というのを、もっともっと掘り下げて、お互い勉強していくべきではないかと思えます。

いわゆる、今の温家宝さん、いわゆる江沢民さんは、わりと穏健派ですが、その前の李鵬首相は、オーストラリアのキーティング首相、1995年に会談した席上で、キーティング首相が、「中国は今後日本をいい手本にしていければいいですね」という答えに対して、何と言ったかといいますと、「20年もすれば潰れて消えるだろう」と即座に断じておるわけです。私は、これは、その世代が、今、中国で反日運動に奔走しているそういう世代ではなからうかと思うんです。

私はナショナリズムは結構なんです。今の世の中はインターナショナリズムでいくべきである。大いに話し合いの中で、言われるとおりです。しかし、日本の主権を踏みにじるようなことは、

お互いしてはいけない。日本国民としても、相手の国民性を尊重するというのは当然ではなからうかと思えます。

ですから、壱岐の、例えば、今言いましたように、過疎化にどんどんなっています。外国資本が、海岸線とか、例えば国防上の大切なところを買収に来るおそれがある。ですから、今、法律というのは、不遑及の原則、事後法の原則といって、今つくっておらないとそれより前に罰せることはできないわけです。そうした原則があるから、私は、もっと早く、条例を草案する準備をしたらどうかと申し上げておるわけですから。

この件に関してだけ、市長の。市長は、離島振興協議会長としての使命感として明確に答えていただきたい。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 少し、先ほどの答弁で誤解をしております、国の主権を、いわゆる壱岐市長としてそれを主張すべきだということに勘違いしております、先ほどのお答えをいたしました。

条例化について訴えるということでございますならば、それについてお答えをいたします。

現在、外国人土地法というのがございますが、これは大正15年に制定されておまして、これは敗戦によりまして、一応効力がないということでございますけれども。現在は、この外国人土地法が現行法として形としてあるわけでございます。

ところが、それについては、もう有名無実ということございまして、こういう現状におきまして、じゃ、今の実態からして、壱岐市も外国資本で土地が買われたら大変だということについては、同じ心配をいたしております。

そこで、さきの6月の県議会で、企画振興部長が県議会で答えておられるものを御紹介をいたしたいと思っておりますのでございます。

「外国人による不動産の取得につきましては、現行法においては外国人にも日本人と同様の自由な取引が認められておりますので、法律の範囲を超えて条例による規制を行うということは難しいと考えておまして。県といたしましては、国の論議の動向を注視してまいりたいと思っております」ということを、企画振興部長が6月定例会で述べておまして、私はそのことに同調したいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） だから、国のほうに、離島振興協議会長として離島振興協議会の場で持ち出して、国のほうに直談判していただけないだろうかということを申し上げておるわけ

です。

そして、ちなみに、日本のことで申し上げます。今、中国が大使館、領事館が6カ所あります。東京の元麻布に3,303坪、これは中国の所有。大阪364坪、これも中国所有。在福岡、これは地行にあります。中国大使館所有1,515坪。札幌にもあります、1,515坪、これも所有です。そして、我が長崎県にもございます。橋口町に、1,515坪、所有です。問題は、新潟と名古屋にあるわけです、領事館が。これを、今、賃貸になっておるわけです。しかし、中国政府としては売りなさいというわけです。日本大使館が、北京に、今度、改装をしたわけです。そしたら、その構造が吹き抜けになっておると。構造が申請とは違うということで却下したわけです。その取引材料として、ここを中国に売却をなささいという、こうしたわけです。そしたら、日本政府は口上を出したわけ。そしたら、その2日後には許可が下りたということもあります。

島根県には、こういうふうにして、我が領土を守ろうとして記念切手を総務省に発行申請したが発行の許可が出なかったから、こうしたはがき、これ4枚か5枚あります。本で読みましたんで、私も、これで1,000円なんです。やはり、こうして主権を守ろうという方もいらっしゃるということを皆さん方にお伝えをして、次の項目に進みたいと思います。

市長もひといきつかれたようですね。

ふるさと納税の推進についてお尋ねをいたします。

2008年4月にこの制度が創設になり、我が壱岐市ではどのように取り組んで、現在までの成果についてお尋ねをいたします。

そして、何より、財政基盤が脆弱な本市におきましては、やはり歳入が非常に不足をしております。御存じのように、平成25年から加速的に交付税が減額をされます。そうした場合に、やはり市の歳入を補うために、福祉政策そして少子化問題、そうした折には、必ずやこのふるさと納税が非常にいい意味でウエイトを占めると思います。今後の取り組みについて、今現在の結果、簡潔に。そして、今後の取り組みについて見解を賜ります。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 音嶋議員のふるさと納税の推進についての見解ということでございます。

まず、平成20年度に制度創設以来、広報媒体として壱岐市ふるさと納税専用ホームページの開設、パンフレットの制作、配布を行いまして、PRに努めているところでございます。パンフレットにつきましては、各壱岐人会への配布、壱岐市福岡事務所への設置、還暦式での配布等々を行っております。また、御寄附いただいた方々には、お礼状とともに市の特産物をお送りし、物品のPRと未長く壱岐ファンになっていただきますようお願いをしているところであります。

まず、20年度でございますけれども、寄附の件数を申し上げます。20年度で20件、平成

21年度は46件、22年度88件、23年度126件、合計の280件の方々からふるさと納税をいただいております。今、申し上げましたように年次的に増えておるといことは、非常に、金額の多少にかかわらず、件数が増えているということについて、私は評価をしたいと思っております。

24年度につきましては、今、途中でございますけれども、若干、昨年よりも悪いという状況でございますので、今から力を入れてまいりたいと思っております。

いずれにしましても、各壱岐人会等々、そしてまた今まで寄附をしてくださったの方々について、続けてふるさと納税をしていただけるような、そういった取り組みをしていきたいと思っておりますのでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 壱岐市のホームページを見ておりましたら、今、市長の言われた実績は載っておりました。

ちなみに、このふるさと納税というのは、自治体の取り組みに比例しております。創設当時のナンバーワンは断トツ大阪府です。今、やはり東日本大震災の影響がありまして、皆さん方は、岩手県、福島県、茨城、こうしたところが群を抜いております。九州では、どこがいいかと言いますと、鹿児島県の6,000万円ほどです。そして、佐賀県が3,900万円。そして、熊本県が3,380万円。長崎県は、残念ながら480万円です。そして、これは22年度です。23年度の統計を県に教えてもらえないだろうかということだったら、ホームページ以外の資料は出せませんということでありました。ちなみに申し上げておきます。

私は、今日、こういうふうに、白川市長が、壱岐にゆかりのある皆さんの御支援をお願いしますと。そうなんです。やはり、こうした、いろいろメディアの媒体において、どんどんこのことを訴えるべきであろうと思うんです。そして、このふるさと納税に皆さんが、この分野に使ってくださいというのは、壱岐も8項目ぐらいに分けてちゃんとしてあります。その成果というのを、皆さんに、いわゆるオープンに情報を公開すべきであると思います。

議員も、我々もついてきます。例えば、東京雪州会、関西壱岐の会、福岡壱岐の会、いろんな壱岐人会があると思うんです。そこに行って、やはり、皆さんに、壱岐市に少しでも応援いただけませんかと。それは、税制上控除できるわけですから。控除できますね、政策企画部長。（「はい」と呼ぶ者あり）そういうことありますので、お年寄りが、ひとり暮らしで独居老人でいらっしゃいます。それに、子供たちは向こうで大活躍をしておる。お年寄りはこちらでかわいそうです。そうした福祉目的の、もっと財源をお願いできないかと言えば、心ある、郷土愛に燃える人は、すぐ壱岐市役所に電話がかかると思います。

いかんせん、もっとアピールをしていただきたいなど。今、頑張っておられるのは、わかります。今年の5月現在、2,116万円も寄附をいただいているわけですから、本当にありがたい。ちょっと尻つぼみになりつつあるなという感じがします。初年度が1,170万円、昨年度が227万円、もうちょっと頑張っていたらいいだろうかという思いがあります。これは、あくまでも皆さんの要求する自治をするための財源となるわけですから。

そうしたことを、もっと普及する方策を見出してほしい。そして、やはり市内の会合、老人会、いろんな会合で、ふるさと納税の仕組みについて、やはり啓蒙していただきたい。そして、ケーブルテレビで、集団検診の受診のように、やはり画面に出て、こういうふうに使います、よろしくお願ひしますと言えば、おじいちゃん、おばあちゃんでも、息子たちに、「おい、ちょっとでも応援せんか」というふうになると思うわけです。そうした、いわゆるいろんな知恵、アイデアを出して、ひとつ、壱岐市の歳入が増えるようお願いをしたい。

簡単に結構ですので、市長の見解を承ります。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今、音嶋議員が言われましたように、壱岐にゆかりのある方について、ぜひ、ふるさと納税をしていただきたいと思っております。特に、これ、なかなか市からは言えないのですが、お年寄りを壱岐に置いて、都会に子供が全部出ていってしまう方々については、社会で自分の親を見ていただいておりますから、そういう認識を持っていただくと非常にやりやすいなと思っております。

先ほど申し上げました、2年以上継続していただいている方を申し上げます。2年継続をいただいている方が36人、3年が11人、4年が7人。7人の方については、当初から4年間続けてふるさと納税をしていただいております。心からお礼を申し上げたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） ぜひとも、未広がりにもこの制度が普及しますように、くれぐれもお願ひをいたしまして、次の質問に移ります。

私は、初めて教育長と一般質問をいたしますが、なかなか丁寧に答えられるので、私も若干障害を持っておりますが、聞きやすいので、ひとつその調子で答弁をお願いをいたしたいと思ひます。ちょっと、教育長には釈迦に説法のような質問になるかと思ひますが、お許しを願ひたいと思ひます。

地域の特性を活かした教育委員会組織のあり方ということでもあります。

全国的にいじめ問題等、学校と教育委員会の組織のあり方が非常にクローズアップされており

ます。本市の教育委員会の組織形態そして教育委員さんの費用弁済、運営状況、教育方針の計画策定の実施の仕方について、簡潔にお答えを願います。

2番目に、本市の教育委員さんは5名いらっしゃいます。高潔にして博識の高い、素晴らしい優秀な人材を市長が推薦をされ、市議会も満場一致で同意した経緯があります。そうした方々であります。

国の地方分権型社会を推進する上で、教育の果たすべき役割は非常に重大であり、かつ重んじられなければならないというふうに考えております。果たして、現在の教育委員会組織が司令塔として機能しているのか懸念をしております。これだけの高潔にして博識の高い皆さんがいらっしゃいますので、教育委員会会議で決定した方針に従って、教育長が教育委員会事務局に伝達をするというプロセスで行われているのか、その作業が円滑に機能しておるのかということをお尋ねをいたします。

そして、通告はしておりませんが、初めてお会いしますので、新久保田教育長の吉崎市教育委員会を預かる上での基本姿勢というのを、非常に申しわけございませんが、お尋ねをいたします。

以上、よろしく願いをいたします。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 3番議員、音嶋議員の3つ目の質問についてのお答えをさせていただきます。

まず、吉崎市の教育委員は、御指摘のように5名で構成をされております。吉崎市の広い範囲にわたる地域の実情を知る上で、これまで原則としている5名の委員が選ばれ、議員皆様方の御承認を得て、吉崎市の教育行政にあたっております。

御指摘のように、地方分権型教育を進める中では、その大きな目玉として、教育委員の数については地方自治体の考えによってその数を決めることができる、あるいは教育委員の中に保護者を1人は選任をするようにという形で決まりました。そのことについても、後者の保護者の方についても入っていただいております。

現在の5名の形態としましては、教員の経験者が4名、うち校長経験者が3名、小学校1名、中学校2名、一般教諭1名、そして保護者の経験者で地域のいろんな役割を持っていらっしゃる方が1名と。この5名で適切な人材配置によって構成をされておると思いますので、まずはその地方分権化の中の教育委員の数については、特段すぐにどうこうしなければならないとは、私自身は考えておりません。ひとまず、当面する吉崎市の小学校統廃合の課題、スクールバス等いろんな課題を考えていって決定をしていく中では、これらのお力を借りたいと思います。

費用弁償につきましては、吉崎市の場合、定例の教育委員会、臨時の教育委員会、そして学校

訪問指導、22校全てに教育委員の足を運んでいただいております。また、各種発表会、各地域のいろいろな行事等に出かける費用日数が、年間で60日を超える数になっております。そういう意味では、妥当な額だろうと受けとめておるところでございます。諸般のいろいろな委員構成の中の費用手当等の均衡もあるだろうと思いますし、当面はこの数字で妥当ではないかと受けとめます。

運営状況につきましては、先ほど申し上げますような形で、定例の教育委員会等いろいろな形をとりながらも、先ほども申し上げました22校の学校訪問指導をする中で、教育委員だけが校長室に残りまして、自由な時間が20分から30分ございます。その時間等も、必ず、そのときの協議題を私のほうで用意をしながら協議をして、有効に使わせていただいております。

また、今は課題を抱えておりますので、定例以外に毎月10日の5時から教育長室で約2時間、5人の教育委員による研修会を持っていることもお伝えをしておきたいと思っております。

2番目の教育委員の組織強化についてのお尋ねでございます。

そのことについては、議員のお考えと同感でございます。先ほど申し上げましたように、まず吉崎市においては、定例の教育委員会の活性化を考えております。今年度になりまして、定例の教育委員会が1時間で終わることはございません。2時間を超える形が普通でございます。各課、各室の課長、室長等に教育委員のほうから鋭い質問等がなされ、議事があるときは議事に、議事がないときは協議に、質問、意見等を戦わせながら、十分な形での時間を費やしなが、委員自身が意欲的に自分の識見をさらに高めようとする姿を見てとっております。

そういう中で、事務局を預かる私の役目でございます。その教育委員の意欲に、そしてまた地域住民の期待に応えるべく、適切な資料等を各課、各室の職員と連携をとりながら用意をし、必ずペーパーにしなが、一事一事の詰めをしなが、一つずつ積み重ねていって、吉岐市の教育に反映できるよう努めているところでございます。

なかなか、まだまだ時間がたっておりませんので、十分な形に、お見受けできるところにはないかと思っておりますが、それぞれ5人の委員が誠心誠意その任務に当たっていることをお伝えをしておきたいと思っております。

学校訪問も、毎年、全部の小中学校に訪問する、あるいは臨時に教育委員5人が集まって研修をする。そういう一つの組織のあり方は、ほかにも余り例を見ないだろうと思っておりますし、このことを着実に積み重ねていくことが、吉岐市教育委員会、5人の教育委員の活動とそして教育方針等の策定の組織強化に必ずつながると、私は信じているところでございます。どうぞ、もう少し見守っていただけたらと思っております。

最後に、議員お尋ねの、私の吉崎市における教育長としての見解でございます。

学校教育のみならず社会教育、生涯教育、文化財教育も含めまして、全般にわたるジャンルを総括をさせていただきながら、それぞれ年代年代に応じた形で各課、各室の課長等以下職員と力を合わせて、職員が市民のお役に立てる形の教育委員会活動ができるよう、事務局のトップとしてその仕事に専心したいと考えているところでございます。いろいろお気づきがありましたら、またお聞かせいただきながら、検討を加え、誠心誠意努力をいたしていくつもりでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 御丁寧に答弁ありがとうございました。

私は、改めて確認ですが、教育委員さんの費用弁償が安いと思うんです。私は、過去にされた人にお聞きをしたんです。教育委員さんは、いろいろ、今のマスコミでたたかかれてるけど、月に何回ぐらい会合をして、そしてどういうことをされてるんですかと。そりゃ大変です。学校の行事がある、いろんな執務がある。今言われましたように60回ぐらいあるんでしょう。私、報酬を聞いてびっくりしました。逆に、ボランティアがいいんじゃないだろうかと。責任を負う、委員会としての最高決定機関であるわけですから、私はしかるべき責任を負うし、しかるべき有形の報酬というのはあってしかりと思うわけです。

これだけ高潔にして立派な方を選任しておいて、私は本当に尊敬をしております。今、5名選任して、壱岐の教育のために辣腕を振るっていただく。粉骨砕身の努力をした、敬意を表します。私は、誹謗でお聞きをしてるんじゃないんです。現実はどう何ですよと。最終的に責任だけ転嫁されては困るではありませんか。そのことを強く求めております。

私は、もう一度申し上げます。久保田新教育長さんは、住職さんでもいらっしゃいます。前、校長先生でもあり、教育事務所長もされた方であります。よく、釈迦の教えの中に六波羅蜜という教えがございます。まず、布施、相手にいろいろと施しなさい。自戒、法律、規則を正しく守りなさいと。侵してはできないと。忍辱、「忍耐の忍」に「屈辱の辱」です。耐えてください、耐えなさいと。ここまでが私は、義務教育、小学校の過程で非常に必要と思うわけです。今、自主性を尊重した教育が叫ばれておりますけど、私たちは、正直、先生とおやじとおまわりさんは怖かったです。それぐらいに威厳がありました。今は、先生たちは、なかなか教育も難しい、ちょっと叱咤すれば父兄からいろいろ抗議を受ける。そういうことがあってはできないと、私は、壱岐だからこそそうした子供を育てていただきたいと思うんです。壱岐は、これだけの環境の中で、すばらしい環境があるんですから。教育立島にしてほしいんです。そして、精進、時にはここを沈めてじっくり考えなさい。これは、私に値するようなことであります。そして、最後には智慧に至ると。これを簡潔に実行できるよう、やはり私も60近くになりましたんで、生まれ

たときより他界するときは、少しでも人間を磨いていきたいなと思っております。皆さんはどうでしょうか。今からが、皆さんあれでしょう。こういう心がけを、やはり小さいころから植えつける必要があると思うんです。諤々偏中社会じゃなくて、やはり心です。ハートでこの壱岐の島を守っていただきたい。そして、みずから、自分を、壱岐を尊重し、壱岐は自分たちが守るんだと、自存自衛の精神をたつとぶことこそが、私は必要ではないかと考えております。

病気が上がりで、なかなか思うように一般質問をできませんでしたが、この次の機会にはまた登壇をしたいと思いますので、皆さん方よろしく願います。御迷惑をおかけしましたが、また頑張ります。

以上で終わります。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、音嶋正吾議員の一般質問を終わります。

.....

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を14時50分といたします。

午後2時38分休憩

.....

午後2時50分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、6番、深見義輝議員の登壇をお願いします。

〔深見 義輝議員 一般質問席 登壇〕

議員（6番 深見 義輝君） 先ほどの音嶋議員の論戦に、私もあっけにとられておりました。もう、病から復帰したんだなという気持ちを持っております。

それでは、通告書に従い、久保田教育長に対し大きく2点、白川市長に対して1点について一般質問をしたいと思いますので、率直なお考えをお聞かせください。

まず、1点目ですが、学校教育のあり方について伺います。

久保田教育長は、先ほども話にありましたように、長年にわたり教育現場に携わってこられた経緯もあり、壱岐市の教育のあり方については、だれよりも深い思いであると考えます。教育長に就任され約3カ月が過ぎたかと思いますが、現時点で、教育現場における現状と問題点、また今後の教育のあり方についてどのように考えておられるか、伺います。特に、学校教育の理念、学校教育環境、合併後の検証、小学校のあり方について、よろしく伺います。

議長（市山 繁君） 深見義輝議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 6 番議員、深見義輝議員の御質問にお答えをいたします。

教育現場における現状は、御承知のように情報過多と言われる最近の環境の中で、児童生徒にも目まぐるしくその影響を及ぼしております。本市におきましては、児童生徒の大きな問題行動の報告は受けておりませんが、学校現場では、それぞれの発達段階に応じて幾らかの問題も発生しております。後ほど、不登校やいじめ等については、もう少し、第 2 点で詳しくお尋ねになると思いますので、そちらのほうに移すとして。

校長を中心に、先生方が力を合わせて解決に努める態勢ができていることだけは、私としては、壱岐市内の小中学校の大変誇りに思うところでございます。生活指導と学習指導、それぞれ部活指導にもまた熱心に取り組んでいただく姿勢が、それぞれの学校で確立され、日々着実に実践をしていただいております。この夏休みも悪いニュースが皆さんの耳に届かなかったことは、平凡に聞こえるかもしれませんが、きめ細やかな日常の取り組みがあったからこそ、その平凡さが保たれるわけでございます。手抜きをすれば、子供たちはすぐに悪いほうに走るという傾向が、今の子供を取り巻く環境だと捉えております。

学校教育の理念ということで一つお話をいたしますが、学校は、児童生徒が社会に出てから力強く生きていくための基礎・基本になる力を身につける場だと捉えます。そういった力を身につけさせるために、授業を初め、児童会、生徒会、クラブ活動等多くの体験を積み重ねることが重視されます。体験することは、子供が主体性を持って体験することと体験させられることには少し違いがございます。いろいろな意欲を持ちながら、自分で目標を持ち、調べ、友達と力を合わせながらある結果にたどり着く、そういうような体験活動を繰り返していく教育活動を、壱岐市内では小中学校で 1 年から中学 3 年までの 9 年間継続して積み重ねができるよう取り組んでもらえるよう、先生方のほう、学校を中心に指導をしているところでございます。

特に、失敗をしたり気づいたことが違ったりすることも貴重な体験だということで、先生方の広い心で学校教育にあたっていただけるよう指導をしているところでございます。子供のときに体験をさせたいこと、してほしいこと、そこをしっかりとわきまえて学校教育を進めることだと考えます。

最近、きついことや苦しいことはさせない、そういう育て方のほうにどうも走りがちの部分も感じます。たくましい子供に育てていくために、かわいい子には旅をさせろという格言のように、学校、家庭、地域での共通理解を持ちながら進めていくことを、教育の理念に私は据えているところでございます。

また、学校現場で子供に直接指導をするのはやはり先生方であり、教頭、校長等でございます。教育委員会としては、その校長、教頭を通して、また壱岐市では学校訪問指導という特徴ある指導機会を持っておりますので、先生方を教科等指導員や指導主事が直接的に指導して、先生方

個々の授業力、指導力を高める取り組みに力を入れているところでございます。

学校環境につきましてのお尋ねもございましたが、子供たちがよりよい体験を積んでいくための学校環境の中で大きな要素は、やはり同年代の子供の存在だと思えます。よりよい触れ合いのため、子供の数がやはりある程度確保されていることが望めます。

お尋ねの小学校のあり方についてと、このことは通じることもあろうかと思えますが、今、教育委員のほうで論議をいたしていますことは、適正規模の小学校、子供の数がどの程度でいいのだろうか。

吉崎市では、中学校が適正規模の形で統廃合を実現し1年半を迎えております。小学校は、6歳の1年生から12歳の6年生で構成をされる集団でございます。同年齢だけではなく、縦割り班としての活動で育っていく面も持っています。地域とのつながり、一つの学年の児童数、複式学級へ移行の不安、幅広い角度で子供たちにとってよりよい環境を整備することが、教育委員会としての大きな仕事でございます。

今、吉崎市内の小学校で、望ましい小学校の規模のあり方について論議をしている途中経過として御報告申し上げますが、普通学級で複式学級を含まずに6学級以上の学校になってくれることが望ましい小学校の規模ではないかと、今論議を深めているところでございます。これは、専科の教諭を配置することができるという複式学級を有する学校との大きな違いに視点を当てているところでございます。

保護者、地域の中で意見を出し合っていて、考えをまとめていただければ、仮に、複式学級を有している学校が隣の学校と一緒にしてもよいという御意見等まとまれば、私ども委員会としては力強くお手伝いをさせていただこうと思えますし、また一方では、複式学級のよさを認めておられるところは、このままでいいよという地域・保護者のお考えのまとまりもあろうかと思えます。それにはそれで十分、幅広く対応させていただく所存でございます。

中学校の合併後の検証につきまして、幾らかお話をさせていただきますが。

多くの方々の御理解と御協力により実現をできた中学校の統廃合でございます。スタートして最初の卒業生を3月に送り出しました。議員皆様方の御出席のもとに、厳粛な式典として脳裏に焼きついておられることと思えます。2年目のスタートを切って半年、新しい学級づくりのまとまりがあらわされる体育祭が、雨天で、昨日それぞれ4校で実施されました。きびきびとした若さあふれる姿に、保護者の方もきっと安心をしていただいたことだと思っております。

合併する前にはいろいろな不安を保護者も生徒も地域の方も持っておられましたが、生徒たちの順応性は、大人が思う以上にすばらしく、溶け込みの早さをあらわしておりました。生徒数の増加により友人関係が広がり、部活動への希望も満たされるようになり、進級時にはクラスがえも体験をしています。

このようにいろいろな形で多くの生徒と交わる中で、生徒は自分を肯定してくれる、認めてくれるという体験を重ねて、対人関係能力を鍛えていってくれてるものと捉えております。

一方、これまでも学力調査で、県の標準ポイントを下回る教科や一部領域がございました。生徒数の増によって生じるよい意味での競争意識のあらわれで、全体の力の底上げを図ることも中学校教育の大きな課題だと捉えております。

公立高校への全員入学という刺激の少ない外的環境の中で、やはり学力は生きていく上で必要だという認識の中で、先生方とともに、中学生の力を高めるためにも精一杯取り組みたいと考えております。

今後も、市民の皆様の御意見をいただきながら、4中学校の充実・発展を目指して、市教委としても全力を傾注しますので、御支援をいただけたらと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 深見議員。

議員（6番 深見 義輝君） 合併後の検証そして小学校のあり方については、今後の吉岐市の教育方向を左右するような状況にあると思っておりますので、中学校の合併の検証をもっとよく検討をされて、今の現状の問題を把握されて、さらに、ほんとに合併してよかったというような形になるような形を、今後とも踏まえていただければと思っておりますので。このことについては、次回でもまた質問したいと思っております。

また、小学校のあり方については、児童一人一人が同じ立場で、同じ教育ができるような体制づくりをしていただきたいというのが、私の本当の気持ちです。特に、地元の小学校が、やっぱり複式になるということは非常に寂しいものですから。加配も含めて、専科の先生を置くなどして、同等な形で教育を受けられるような形をとっていただきたいと思いますと思っております。

学校教育環境については後でまた質問をしますから、学校教育の理念ということで、再度質問したいと考えております。

私も、今回、学校教育について少し勉強しようということで、インターネットを通じて検索をしておりました。

国または文部省において、現代の教育のあり方について危機感を感じたのか、またこれは随時改定されてるのかわかりませんが、教育振興基本計画が策定されておりました。いつの時点で策定されたかわかりませんが、その振興基本計画の中で、ここに持っておりますけれども、我が国の教育をめぐる現状と課題というその中で2項目ほど。

子供の学ぶ意欲や学力、体力の低下、問題行動、家庭、地域、教育力の低下などの課題が発生。もう一つは、少子高齢化、環境問題、グローバル化など国内外の状況の急速な変化。これを踏

まえて、教育の果たすべき使命を踏まえ、改正教育基本法において新たに明記された教育の目標や理念の実現に向け、改めて教育立国を宣言し、教育を重視し、その振興に向け社会全体で取り組むことが必要と記載されております。

先ほど、教育長が言われますように、壱岐だけではなく、全国的な問題がこの中に全部含まれていると感じております。

また、その中で、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿、そしてまた細かく、今後5年間、総合的かつ計画的に取り組むべき施策として細かく明記されています。

これに基づいてだろうと思えますけども、長崎県の教育委員会においても、平成20年に教育振興基本計画が策定され、平成21年から5年間、どのように取り組んでいくかを具体的なアクションプランとして策定されています。

このことは私が言うまでもなく、教育長は御存じだと思いますが、基本計画では、今後の5年間での重点的な取り組みとして、長崎のあすを開く人、学校、地域づくりとして7つの事項を定め、取り組んでこられたと思います。

その中の7つの項目を紹介いたしますと、人づくりに関しては、子供たちの個性を活かし能力を伸ばす教育の推進、豊かな心と志を持ってたくましく生きる力の育成。学校づくりは、子供の学びを支援する教育環境の整備、学校や先生の教育活動を応援する学校サポートの充実。地域づくりにおいては、子供を育む家庭、地域、教育の力の向上、県民の学習活動を支援する生涯学習環境の整備、潤いと活力にあふれる文化、スポーツの振興。

以上、7項目挙げましたが、今の壱岐市の現状として、どのような形に、この目標達成に向けていられるか。その状況をお聞かせください。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 議員御指摘のように、国が平成20年の7月に、そして県が21年の3月に教育振興基本計画というものの策定をして、広く、市長、教育委員会にもそのことについて準じて取り組むようにということを示しております。

本市におきましても、この国・県の教育振興基本計画との整合性に配慮しながら、壱岐市教育方針というのを毎年見直ししながら、照らし合わせてきております。

ここに、壱岐市の教育という平成24年度版がございますが、毎年こういう冊子を発行しておりますが。その中に、県の教育方針それから教育目標というのがまずございまして、それに基づきまして壱岐市の教育方針と努力目標がございます。その努力目標に当たるところが、今、国や県が策定をしている項目の文言の表現こそ少し違い、内容的にはほとんどそれを踏襲しているところでございます。

この教育目標に、努力目標に準じて、各課、各室が具体的な1年間の施策を立てているところでございまして、今、吉岐市は、残念ながらまだその教育振興基本計画、例えば5カ年計画というものの策定までには至っておりませんが、早晚策定をしたいと、そのことについても考えております。

検証としては、この教育のそれぞれの計画に基づきまして、先ほど申し上げます定例の教育委員会等で各課、各室から報告を受けながらその検証を進め、6月議会にも報告いたしましたように、それぞれの項目等について教育委員のほうで検証をして、その評価についても妥当かどうかの問い合わせをしているところでございます。

今のところ、私のほうは、吉岐市はこの教育方針に沿って教育が進められ、教育努力目標に準じた形で、着々とその成果を進めているというぐあいには捉えております。まだ、御指摘のように十分なところはございませんが、確実に、委員会事務局も学校現場も誠心誠意の努力は結構いたしております。

一般的な話になりますが、吉岐市の中学校の教職員もほとんどが部活動のお世話をして、1学期等、6時半ぐらいまではまず部活動のお世話をして、職員室を出るのがほとんど7時でございます。そういう中で、子供との触れ合いをしながら、次の日の授業の準備をして、また何とか子供に学力をつけよう、また子供は部活動に先生が来てくれることを心待ちにするものですから、精一杯力を振り絞っていくという形の努力もしていますので、体を壊さないようにということも、校長、教頭にも話しながら、総合的な人間形成に向かって、今の7つのことあるいは吉岐市の努力目標の6点については進めていこうと考えております。

御指摘の事を受けまして、吉岐市教育振興基本計画の5カ年計画を少しずつ着手したいと考えております。

ありがとうございます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 深見議員。

議員（6番 深見 義輝君） 私も、正直、今回これを調べなかったら、私もこの振興基本計画を實際知る余地もございませんでした。正直な話、勉強不足な面が多々あったと思っております。

ただ、これをずっと読んでおりますと、本当に、今、現代社会で起きている学校環境の問題が全部明記されておるわけです。もう既に、やはり、平成20年では、国も今の状況ではいけない、脱却せないけないということで方針も決めて、県のほうに送り、そして各市町村で、やはりそれに向けた取り組みをしなければならなかったのではないかと。今思えば、非常に、私も、少し、教育委員会として寂しい思いをしております。

この中で、やはり2点ほど気になったことは、国の振興基本計画の中に、5カ年計画の中に、

やはり基本的な考えとしては、教育に関する政策を横断的に捉え直し、その総合的な推進を図り、各施策を通じて、PDCA、例えば計画、実施、検証、見直しを常に行なったサイクルを重視し、より効率的な、効果的な教育の実現を目指すということで、実質この中にうたわれておるわけです。

ですから、今、教育長のお話の中にあつたとおり、これに準じた形で、教育委員会としては、学校を通してある一定の指導はされているとはわかりますけども、やはり指導した後のさらなる計画を立てられて、どこをどう変えればいいのかということ、やはり論議していくべきではなからうかと思つて、今回このような質問をしてみました。

その中に、県のほうですけども、計画を着実に推進するために目標とする指標、主なものということで、現状、これは恐らく21年度だつたと思ひますけども。それから、目標値として5年間の目標値。その中、後もつて言ひますように、スクールカウンセラーの配置それから学校支援会議、いろんな中に入つてゐるわけ。恐らく検討はされてゐると思ひますけども、やはり、この計画に基づいて少しでも学校教育がよりよい教育になることを私は少し感じたもんですから、今回質問をいたしました。

これは、恐らく、また県のほうで取りまとめられて、また市町村のほうに返つてきて、市町村のほうで検討されると思ひますが。今、県のほうでは、どのような形で市町村に改善の命令が来てるのか。その辺を少しお聞きしたいと思ひます。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） ただいまの質問の中で、スクールカウンセラーは、現在、壱岐市では勝本中学校に配置をしております。学校支援会議は、それぞれの小中学校で既に設置をされて、機能をしておるところでございます。

そういったものも含めまして、この振興基本計画というのは、見直す中で、また改めでの設置、充実した活動等も含めておりますので、県としても各市町で取り組みを行つております。まだ、県下市町の半数はこの5カ年計画の策定までには至つてないというぐあいに私は捉えておりますので、壱岐市もおくれないように捉えていきたいと思ひます。

先ほどお話にいただきました、横断的に捉え直し云々という形の、そういう全国で指摘をされる面が、私たち壱岐市の児童生徒の中に当てはまる分をしっかりと捉えていって、どのように、足元を見た形での壱岐の中での具体的教育、施策につなげればいいのかということが、これから壱岐市の中でのつくる振興基本計画のもとになるだらうと思ひます。

ありがとうございます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 深見議員。

議員（6番 深見 義輝君） 早急に、もう5カ年計画、25年度までですからあと残り2年しかございません。早急に、やはり計画を策定して、よりよい教育環境づくりをしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、次に2点目ですが、それに基づきまして、今の壱岐市における現状の問題点を含めて質問したいと思っております。

安心して学べる教育環境についてですが。

今の全国的な学校問題の中で、次に質問する3点が重要視されていると思います。この問題については、3月の定例会議で前教育長にも質問いたしましたが、前教育長も任期をもって退任されたということで、再度質問したいと思っております。

1つ目ですが、不登校です。確か、5月に県下の学校でアンケート調査があったと聞いておりますが、壱岐市における不登校の現状と今後の課題、また取り組みについてお伺いたします。

2つ目は、いじめについてです。これも、全国的にアンケート調査が実施されたと伺っていますが、壱岐市におけるいじめに対する現状と、教育長としてどのようにその結果を認識されているか、また今後の対策についてお伺いたします。

3つ目は、これも全国的に子供たちが犠牲になる事件が多発してる中、さまざまな状況による危機管理に対する児童生徒の登下校における安全対策について、どのように考えてられるか。

以上、3点お伺いたします。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 深見議員の御指摘のとおり、児童が安心して学ぶことができる学校の環境づくり、そういう学校教育を推進していく上で重要な3点についてのお尋ねでございました。

まず、不登校の現状についてお答えをいたします。

昨年度の調査では、30日以上欠席者が、中学校は17人でした。これは、その前よりも6人増加をしている状況です。それでは、今年度1学期の終わりの時点での調査では、一応6人という数におさまっております。

家庭とのつながりが、あるいは配置されているスクールカウンセラーのカウンセリングを含めた教育相談体制の充実を図りながら、その児童生徒や保護者に対する支援を継続してまいります。カウンセラーが配置されていない中学校には、教育相談員というのの配置をしております。そういった教師だけの力ではなく、子供が少し気を許しながら、いろんなことの話ができたり相談できたりする力を借りて取り組んでいるところでございます。

なお、小学校におきましては、今年度の不登校児童は、今のところゼロでございます。

議員御承知のように、この不登校に陥るときの原因というのはいろいろその子によって違いがございます。多くは、その原因が一つということはないというのが、私の経験でございます。いろいろな形で、学校の場所におれない、行きたくない、そういう複合された要素が子供たちの中にあるようでございます。ですから、なかなか、最初にその本当のところを話してくれるようにならないのが、つらいところでございます。

その気持ちを聞き出したら、じゃあ、不登校が解消できるかということ、決してそうでもない要素も含んでおります。よって、保健室にまず来る、あるいは別室であいた先生から教科の指導を受けながらだんだん慣れるとか、そういったいろいろな策をとりながら、学校のほうにまず足を向ける、そしてほかの子供たちが休み時間には触れ合う中で、集団の中に溶け込む居場所として幾らか感じてもらえる。先ほど申し上げました、自分を肯定してもらえるような機会を、少しずつ、学校や地域や家庭の中につくることでこの不登校の解消にはつながっていくものと思ひ、その基本姿勢でもって各職員、関係の皆様方と力を合わせているところでございます。

次に、いじめの現状についてでございます。

本市におきましても、文部科学省の報道と同様に、冷やかしゃからかい、嫌なことを言われたり嫌なことをされたりする事案がほとんどでございます。保護者や子供の声をもとにして、早期の対応に努めて、学校、保護者、子供の三者で、よりよい解決に向けて取り組みをしているところでございます。

今のところ7件の報告を受けておりますが、そのうち5件についてはよりよい解消が済みしておりますが、残り1件については、小1、中1、今まだその解消に向かって努力をしているところでございます。

そういう中で、大変難しいところは、集団によって少し無視をされるとか、そういうようないじめの対応のときに、なかなか解消の時間がかかるという状況が一つの評価として言えるかと思ひます。

現在、学校では対策マニュアル等もそれぞれ各学校で作成をして、いじめの事例研修等によっていじめ対策を推進しております。市教委としても、これらを確実に機能させていくために、壱岐市では毎月の定例校長研修会、定例の教頭研修会、そして各種教師が集まってきます研修会でも、このいじめ問題、先ほどから申し上げます学校訪問指導等においても、そのいじめの根絶に向けての指導を徹底して続けていっているところでございます。

3つ目の登下校における安全対策についてでございますが。

今年度は、1学期から夏季休業日にかけて、各学校において通学路点検を行いました。必要箇所については、学校、市教委、道路管理者、警察署で合同点検を行い、これをもとに、学校においては安全指導の見直しと保護者や学校支援会議の委員を含めた組織で、指導の改善、徹底

を図っているところでございます。

具体的には、カーブミラーを設置したがいい、ガードレールを設置したがいいという具体的なものも提案として受けとめています。

また、道路や標識等の改善が必要な箇所においては、道路管理者や警察署等により、優先順位をつけまして改善を図っているところです。おかげさまで、今年の夏休み中は児童生徒の事故の報告はない形で終わったことは、それぞれ各地域、各学校等が、一定認識をしながら取り組んでくれた成果ではないかと思っているところでございます。

以上でございます。ありがとうございます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 深見議員。

議員（6番 深見 義輝君） 不登校にしろいじめにしろ、ある程度教育委員会のほうでは、その度合いは多少は差はあるようですけれども、把握してあるということで、それは、ある程度、私も安心しました。上のほうまで声が行ってないのだろうかと思って心配しておりました。

先ほども教育長が言われますように、不登校については原因となる要素が幅広いということですね。発生の原因がわかりにくい。対応の度合いによっては長期化するおそれがあるということで、正直、私もそういうお子さんの保護者とお会いすることもありまして、やはりその悩みを持つ、本人はもとより保護者、家族、家庭自体が本当に悲痛な気持ちでおられます。

スクールカウンセラーも配置されているとはお聞きしましたが、先ほどの県の振興計画の中に、人づくりの中で、子供の心を向き合う教育体制の整備ということの中に盛り込まれております。この中には、もう既にスクールカウンセラーの計画的配置、派遣も書かれておりますし、壱岐市でも当然やられておると思いますけども。各学校における、もしも専門のカウンセラーがいなければ、カウンセラーリングリーダーの育成、補助的な形になるとかなとは私認識するんですけど、そういった育成もやっぱり必要あるんじゃないかと思えます。

また、その中に、もう一つは、24時間電話相談窓口の設置、教育相談体制や生徒指導の充実を図りますと、もう明記されているわけです。ですから、それに向けて、少しでも発生すれば改善して、そして設置していただきたいと思っております。

次のいじめですけども、これも非常に難しい問題であると思えますし、全国的においてもいじめを苦にして自殺が起きたというニュースを聞きますと、ほんとはかり知れない気持ちでいっぱいです。それは私だけでなく、全員がそういう気持ちだと思います。

これも先ほどの問題と一緒に、やはり、まずは発生してから解決するのではなく、少しでも発生させない努力をしていただきたいと思います。明日も、同僚議員がいじめについては質問されることになっておりますので、これについてはこのくらいで終わりたいと思っております。

また、登下校の安全対策については、ある程度マニュアルを作成して、学校、保護者、地域との連携性を持っていただくと、先ほど答弁でもありましたけども。やはり、作成されたのはいいんですけども、実際にそれが活用できてない。活用されなければ、活用せんとが一番いいんですけども、実際起きたときに、本当にそれが活用できるのか。やっぱり、その辺も、もう少し検討されるべきではなかろうかと思っております。特に、やっぱり、年度がわりのときに先生の移動等があります。問題が起こらねば一番いいんですけども、やはりそういう時期が一番問題も起こる可能性もありますから、早急にそういった対処をしていただければと思っておりますので、教育長のそれに対するお答えがありましたら、よろしくお願いたします。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 先ほどのカウンセリングのスクールカウンセラーにかかわりまして、相談機関についても、県の教育センターには不登校相談を受ける親子ホットラインというのが開設されています。また、母親・父親広場というのが定期的で開催されたりして、臨床心理士等がグループカウンセリング等が行われていますので、大村市に壱岐市の学校教育課の指導主事等も研修に行きまして、それを受けて、また市内の各先生方にその力を広めて、教師の中にもカウンセリング力を高めるという上で取り組まさせていただきますところでございます。また、これからも努めていきたいと思っております。

御指摘いただきましたいじめにつきましても、発生をさせない、発生しても早期に相談ができるという形の点。登下校につきましても、調査をして終わっただけでは事故につながる余地を残しているという御指摘を受けながら、年度がわりのときには、特に校長、教頭を中心にその辺を徹底するように指導していきたいと思っております。

ありがとうございます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 深見議員。

議員（6番 深見 義輝君） やっぱり、安心して学べる教育環境は、子供、保護者、地域に信頼される学校を構築することが、やっぱり一番です。教育委員会も学校も信頼に向けて、今後とも最善の努力をされるようお願いいたします。

それでは、次に、市長に対して質問いたします。

これは、以前にも一般質問で提案させていただきました、壱岐市における農水産物、通告書には書いていませんでしたが、壱岐市のさまざまな物産品も含め、ブランド化によりさらなる価値観をつけるため、壱岐市としての推奨品、いわばロゴマークみたいな感じですけども、の制定はできないか、お伺いいたします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 6番、深見議員の御質問にお答えします。

安心安全な農水産物の発信ということでございますけれども。

深見議員からは、昨年6月定例会一般質問におきまして、壱岐ブランド化を目指し統一ロゴ、パッケージ等を調査・研究する旨の回答をいたしておりました。この内容につきましては、現時点で、それぞれの担当部署において調査・研究にとどまっている状況でございます。

こういった中で、8月31日に開催されました壱岐産ながさきつや姫初出荷式におきまして、壱岐市農協が農産物と農産加工品の知名度向上を目的としたロゴマークが発表されました。このことは、非常に先進的な取り組みでございまして、壱岐産、壱岐銘柄ということを島外に発信するすばらしい取り組みであると考えておるところでございます。

現在までは、各団体、商品ごとにブランド化を図ることを目的に、ロゴマーク、パッケージ等を作成されたところもございまして、壱岐市といたしましては、壱岐で生産、漁獲されたもの、製造・加工されたものが島の安心安全を届けていることを消費者が一目で判別できるような統一ロゴ、いわゆるオール壱岐ロゴマークや認証制度等を第1次産業だけでなく製造加工業においても幅広く活用できるような制度を検討していかなければならないと考えております。

今後は、各担当部署が横断的に連携を行うとともに、この内容を、各関係機関、団体等と意見交換を行い、進めていくことが必要であると考えております。

具体的には、商工会、農協、漁協等関係機関の方々を含めたプロジェクトチームを立ち上げまして、中原副市長をチームリーダーとして取り組むよう指示をいたしたところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 深見議員。

議員（6番 深見 義輝君） ありがとうございます。少し、前向きな形で進んでいると、非常に私も安心いたしました。

市長も、先般、畜産振興のために福島のほうへ、確か、行かれたと聞いておりますし、いろんな立場で壱岐市の物産品のPRもされております。ただ、それだけでは、やはり消費者の口に入るときに本当に伝わるのかと不安を持ってるんです。やっぱ、いろんな商品の中のパッケージのほうに、そこに壱岐市、例えば行政が安心して皆さんにお届けしますよちゅう一つのラベルがあれば、それはもう本当にいいことだと思います。

しかし、やはり、それをつくるためには、ある程度の一定の基準を設けてやって、その中でやらないと、何もかもいいというわけにはいきませんので。ぜひとも、そういった方向で今後とも進められていければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

もう進んでいるようですので、これ以上の質問はしません。これで、私の質問を終わります。

〔深見 義輝議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、深見義輝議員の一般質問を終わります。

・ ・

議長（市山 繁君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日9月20日木曜日、午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時36分散会

平成24年 梶 岐 市 議 会 定 例 会 9 月 会 議 会 議 録 (第 4 日)

議事日程 (第 4 号)

平成24年 9 月 20 日 午前 10 時 00 分開議

日程第 1 一般質問

- 1 3 番 鵜瀬 和博 議員
- 7 番 町田 正一 議員
- 2 番 呼子 好 議員
- 1 番 久保田恒憲 議員
- 1 7 番 瀬戸口和幸 議員

本日の会議に付した事件
(議事日程第 4 号に同じ)

出席議員 (20 名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 久保田恒憲君 | 2 番 呼子 好君 |
| 3 番 音嶋 正吾君 | 4 番 町田 光浩君 |
| 5 番 小金丸益明君 | 6 番 深見 義輝君 |
| 7 番 町田 正一君 | 8 番 今西 菊乃君 |
| 9 番 市山 和幸君 | 10 番 田原 輝男君 |
| 11 番 豊坂 敏文君 | 12 番 中村出征雄君 |
| 13 番 鵜瀬 和博君 | 14 番 榊原 伸君 |
| 15 番 久間 進君 | 16 番 大久保洪昭君 |
| 17 番 瀬戸口和幸君 | 18 番 牧永 護君 |
| 19 番 中田 恭一君 | 20 番 市山 繁君 |

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 榊崎 文雄君 事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	山下 三郎君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	堀江 敬治君
市民部長	川原 裕喜君	保健環境部長	斉藤 和秀君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	後藤 満雄君
教育次長	堤 賢治君	消防本部消防長	小川 聖治君
病院部長	左野 健治君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	西原 辰也君	会計管理者	土谷 勝君

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に御報告をいたします。長崎新聞社壱岐支局ほか、1名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表第4号により本日の会議を開きます。

・

日程第1 一般質問

議長（市山 繁君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め50分以内となっておりますので、よろしく願いをいたします。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いいたします。

それでは、質問順位に従い、13番、鵜瀬和博議員の登壇をお願いいたします。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 登壇〕

議員（13番 鵜瀬 和博君） おはようございます。それでは、通告に従いまして壱岐市長に対し、13番、鵜瀬和博が質問をさせていただきます。

大きく今回は、新離島振興法につきまして関連して質問させていただきたいと思っております。

来年の2013年3月末に期限が切れる離島振興法を、今回10年間さらに延長し、離島と本土の格差是正や地理的、自然的特性を活かした地域振興を目指し、改正案では定住の促進などを

目的に明記し、基本理念及び国の責務を新設されました。

新たな振興策としてガソリン流通コスト軽減をはじめ、妊婦の通院や出産支援、高校生の修学支援などソフト対策の充実を図る離島活性化交付金が創設されました。従来のハード整備重視から、ソフト施策へ国のメニューではなく各離島の実情に合わせた事業がより可能になったと思います。

一人でも多くの方がいかに住み続けられる島にするか、地元が知恵を絞ることが大切と考えております。新設の交付金制度とはいえ、国の厳しい財政状況を考えれば、費用対効果の高い創意工夫を尽くした提案でなければいけないと考えます。

長崎県が、独自に求めた離島振興基金の創設は見送られました。しかし、離島特区制度の整備を明記し、これまで離島振興を所管していた総務、農林水産、国土交通各大臣に加え、今回文部科学、厚生労働、経済産業、環境各大臣も追加されました。離島航路、航空路の整備支援などについて附帯決議を加えております。

今回の離島振興法の改正は、いわば離島定住促進法と捉えてもいいのではないかと私は考えております。そこで、市長にお聞きします。

市長は、今定例会9月会議において行政報告をされたとおり、もてもてナインティナインのお見合い大作戦の誘致や、年代ごとに内容を変えた男女交流イベント、イキイキお結び大作戦など、男女交流イベントに補正予算400万円の追加など、現在婚活事業を積極的に推進され、とても市長の意気込みを強く感じております。

このようなさまざまな婚活の出会いにより、意気投合すれば次は結婚となります。これまでUIターンをはじめとする結婚などの定住促進策を策定すべきと、何度となく一般質問において指摘をしてきております。それは市長も御承知のことと思います。そのたびに、市長は通勤通学交通費助成制度のほか、具体案がないと言われ、私も旧芦辺町をはじめ他の自治体の事例として、例えば新築を建てる場合や中古の住宅を買って改修し、5年から10年の期間を設定した上で、住宅建設の助成金やケーブルテレビの設置加入費、視聴料の免除、水道加入費の免除、固定資産税の減免などを参考として提案をしてきております。

今回、新離島振興法では離島の定住促進を図ることを目的規定に定められており、国の実施体制も先ほど言いましたように強化をされております。来年4月、法施行までにUIターンをはじめ定住促進策を策定すべきと考えますが、今回の改正法成立の感想とこれからの定住促進策について、市長の考えをお伺いします。

2点目は、今回の改正の最大の特徴は、離島の抱える雇用、介護、自然環境、エネルギーをはじめ、医療、福祉、交通、情報通信、教育、文化、観光、防災など、あらゆる分野にわたり、離島住民の定住にかかわるソフト事業支援を国を挙げて取り組まれるようになったことだと思いま

す。

本市の振興を図るため、離島活性化交付金制度や離島特区制度の活用など、あらゆる知恵を結集し、ぎ岐らしい創意工夫をした全国離島振興協議会会長としても、ぜひ全国の離島のモデルとなるような計画を早急に策定すべきと考えております。ぎ岐市総合計画を推進する上、または今後の島の振興を考えると、これまでの制度で足かせとなっている制約等があったかと思えます。こういった交付金制度や離島特区の制度を活用すれば解決ができるのも多々多いかと思えます。そのために、市長のリーダーシップのもと、こういった制度を活用すべきと考えておりますが、市長の考えをお聞かせください。

3番目に、市長は日ごろより離島航路航空路は離島住民の生活にとって欠かせない生命線であり、いわゆる海の国道として重要な役割を担っているとされており、今回、そういった声を受けて、改正法でも航空路維持についても大変重視をされております。

ぎ岐市地域情報化計画のアンケートでも、各世代で航空路などの欠航や運航状況などの提供サービス希望者が最も多く、海の国道として捉えるならば公的機関も既存の防災メールやぎ岐ビジョン等のデータ放送などの活用により、情報を伝えるべきと考えております。そうすれば、九州郵船、ORCとも協力しながら、船、飛行機の利用者の利便性を高められると思えます。そういった仕組みづくりが必要と考えておりますが、市長の考えをお聞かせいただきたいと思えます。議長（市山 繁君） 鶴瀬議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） おはようございます。13番、鶴瀬和博議員の新離島振興法に関する御質問にお答えをいたします。

まず、感想ということでございますけれども、今回御存じのように現行離島振興法は21カ条ございます。それに、14カ条の追加があったということでございまして、改正離島振興法でございますけれども、まさに鶴瀬議員おっしゃるような、新離島振興法と呼んでもいいんじゃないかという、そのような感想を持っておるところでございます。

ただし、この中で6本の大きな柱がございまして、中でもやはり離島の国家的役割、重要性、これを目的条項として充実したこと、それから国の責務において離島振興するんだという、国の責任の明確化、そしてオールジャパンでいくんだと、離島振興オールジャパンでいくんだということで主務大臣が3から7に増えたというようなこと、こういったものが特色として挙げられると思っております。

一方で、その形はできたもののそれに魂を入れる、これはとにも直さず予算の獲得でございます。この予算の獲得をやるということで、私も全離振会長として責任を非常に痛感をしておるところでございます。ちなみに鳴り物入りで導入をされております離島活性化交付金、これについ

てはわずか8億円の概算要求でございます。私は、それで活性化できるのかということを強く申し上げておるわけです。ですから、またその離島特区についても、その概要等々についてまだ全然示されておりません。

そういった中で、私はこの改正離島振興法、すばらしい改正離島振興法でございますけれども、これを実施していくための今から、その実行力、それをやるためには国の前向きな、言葉だけではない、実質的な支援、これを望んでいきたいと思っているところであります。

そこで、1項目めの質問でございます。UIターンをはじめ定住促進策を策定すべきだということございまして、まさにそのとおりでございます。先ほど申しますように、予算の、限られた予算を有効に使う、私は今から地方の知恵比べ、いわゆる離島振興の知恵比べが始まると思っておるわけございまして、今から職員、頭を寄せてこの計画、全ての計画について対応したいと思っておりますが、ぜひ議員の皆様をお願いしたいのは、議員の皆様方からも具体的な提案をいただきたいと思うところでございます。どうぞ、遠慮なくおっしゃっていただきたいと思っております。

まず、そして1項目めでございますけれども、確かに私は今まで島外通勤しか今のところ定住促進策はないんだということを申し上げてまいりました。しかし、今回のもてもてナインティナインのお見合い大作戦におきまして、足元にそういったものがあつたんだということを改めて気づかされたわけでございます。それは、心では思っておりましたけど今まで結婚相談員の方々が、そういった感じで推進をしておったわけです。今、結婚相談員はいらっしゃいませんけど。

ところで、今回のテレビ番組によりまして、市民皆様の機運が高まったと、これが何よりの援護射撃でございます。私は、この機運の高まりをますます高めるために力を入れて、お結び班を中心に、このお結び大作戦を展開するという強い決意でございます。そういったことで、ひとつ皆様方の御協力を賜りたいと思っております。

いろいろ先ほどから申しますように、UIターンの配慮ももちろんでございます。提案も今まで受けてまいりました。しかしながら、UIターンにつきましては一時的な助成とか、減免とか、そういったものではなかなか定住はしていただけない。Iターン、Uターンの方々は必ず仕事がありますかということがついてきます。そういった中で、そういったものも含めて、今島内に住む人でさえ仕事がないというときに、そういったこともあるものですから、なかなか実行ができません。しかしながら、知恵を合わせて、そういったものについても、ぜひ挑戦していきたく思っておるところでございます。

2番目の改正の最大の特徴は、雇用、介護、自然環境等々のあらゆる分野にわたってソフト事業、ハード事業からソフト事業に変わってやるんだということでございます。まさにそのとおりございまして、先ほど申しましたようにオールジャパン、7の主務大臣でやるんだということ

でございます、あらゆることがこの離島の、今度の改正離島振興法のメニューに上がると思っています。

そういった意味でも、私は先ほど申しますように知恵比べでございますので、いろんなアイデア、そして当然のごとくプロジェクトチーム等々によって、このいろんなメニューに対応する事業というものを手を挙げていきたいと思っておるところでございます。いずれにしましても、創意工夫、知恵を結集するそれはもうまさに議員おっしゃるとおりでございます。

3番目に、離島航空路、これについていわゆるORCや九州郵船と提携をして、その利用の利便性を高めてほしい、そういう仕組みがほしいということでございます。まさにそのとおりでございます。私は海の国道、もちろんそしてJR並み運賃の実現、これは改正離島振興法でも物流、人流の格差をなくすんだということをうたわれております。私は、JR並みだということをずっと強調しておるわけでございますけれども、そういったことの航路運賃もそうでございますけれども、利便性という面におきましては、まさにそのとおりだと思っておりますけれども、実は18日に対策協議会を、航対協を行いました。

その中で、今の意見につきまして九州郵船あるいは委員の皆さん方と協議をしたわけでございますけれども、やはり利便性の向上というのは、まず船の欠航状況を知りたいということがまず第一でございました。そのことが、例えばこの船が欠航ならばじゃあ飛行機で行こうとか、そういったあれになるんだというようなことでございました。そういう中で、実は九州郵船に私はケーブルテレビで朝1便はやっておりますけれども、その後の便はお問い合わせくださいということにしておるわけでございます。

そういったことで、私は市を介してそういう情報を流すんじゃなくて、九州郵船そのものが、その情報を流してくれということを申し上げました。実は、国土交通省が行っております公共交通事業者の運航情報を提供するサービスに九州乗物インフォコムというのがございまして、ここに九州郵船を今載せております。載せておりますけれども、お問い合わせくださいということで電話番号だけ書いておるわけです。そうではなくて、これを各便の欠航についてそこに情報を載せてくれんかということをお願いをいたしました。

しかしながら初めて、もちろん九州郵船も聞いたこともございましょうが、難色を示したところでございます。そういったことにつきまして、時間もございませんでしたから、そのことをとり切って近いうちに航対協で協議をするということを約束をしたところでございます。

私は、この情報というのはいろんなところを介するよりも、当該会社が情報を提供すべきだと思っておるところでございます、これについては強く要求していきたいと思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、私は全離振会長といたしまして、この改正離島振興法の実効性ある

いは予算獲得、そしてその離島のこの改正離島振興法が目的とすることに、実際に効果があるような、そういったことで取り組んでまいりたいと思っております。全国離島振興協議会長でもそうでございますけど、その前に壱岐市長でございますので、壱岐の発展について一生懸命考えてまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 今回3つ、小さく3つの質問をさせていただきました。市長の今回の新離島振興法につきましては、並々ならぬ決意のもとに成立を、協議会長として成立をされております。

そして、それを受けて今回の婚活については、市長が言われたとおりかなり機運が高まってきているので、ぜひその定住促進については今後考えたいということですが、市長が22年度においても、先ほど市長が言われましたとおり、定住促進を図るためには安定した就業先と住まいが条件となり、その面の根本的な解決を図っていかなければ、奨励金制度だけでは定住につながらないと。就業支援の施策としてIターン、Uターン者のみならず、まずは島内の未就労者対策と合わせて総合的な就業対策を定住促進策として検討をする。

また、住まいと住居対策については、空き家、空き地の貸し出し希望者の調査を実施し、空き家、空き地情報バンクへの登録を呼びかけ、定住希望者への情報を提供していきたいと。定住促進策だけではなくて、就業対策とあわせてこれを実施したい、対象者の拡大について充実していきたいと、22年に言われております。

市長が先ほど言われました議員の提案をお願いしたいということで、さまざま提案をしております。今日の御答弁ではぜひ定住促進を考えていきたいということですが、毎回そういった御答弁をいただいております。そのたびに、市長はやってくれるだろうと期待をしておりますけれども、一向に進まない。それで、ぜひ芦辺町あたりの例を知っておりますので、その研究からしていただきたいという部分と、定住促進でその就業先ですね、今市長が全国初の漁業者認定制度を設立をされ、そして農業についても新規農業者のいろんな支援策があります。

ただ、それはそれぞれ窓口が別になっております。今、婚活についてはお結び班でされておりますけども、そういった部分の一貫性をしたときに、そういった人たちの問合せ先としてどうか窓口を一本化できるような対策がとれないものかと考えております。そのお結び班にするのか、その辺は先ほど施策内容、特区等についてはプロジェクトチームをつくってその中で検討していくということでしたので、それはもうぜひしていただきたいと思うんですが、今後その定住促進策をする上で、窓口はここにしますと、ここでこういうふうに検討をしますということをご明言していただきたいんですね。

そして、もう離島振興法が来年の4月からもう施行ですから、先ほど市長が言われましたとおり、法の整備、国の対応についてはまだ不十分なところがありますし、今後国も今政権がどうなるかわからないような状況で、少しはおくれるかもしれませんが、施行の期限が決まっていますので、それに向けてぜひ市長も気合を入れて、婚活同様にその先の定住促進と就業対策については取り組んでいただきたいということをお願いをしておきます。

そこで、これまでの定住促進策については、例えば一時的なものでUターンの方については、結婚お祝い金とか、家族が転入した場合に20万円とか、15万円なら15万円で、お金を支給するようなタイプ。全国的に見てもそういうのが多いのが実情です。私は、定住促進の補助については、現在、大型店舗の進出やインターネット通販の普及・拡大により、島内の小売業者は大変厳しい状況というのは、市長も御存じかと思います。

そこで、定住促進の補助をする場合は現金ではなくて、壱岐市商品券などを渡すようにすれば、島内にお金が落ちますので、お金が回る仕組みの一つとして御提案をさせていただきたいと思います。

そして、例えばその例として平成23年の4月から壱岐ケーブルテレビの新規設置については、現在加入負担金として3万円を支払うように今、条例制定をされております。この住宅を、新築や中古の住宅へ購入して引っ越したり、改修をしたりする場合というのは、同じように23年の4月以降は3万円を払うようになっています。

そこで、住宅を新築したり、中古の住宅を買ったり改修をしたりして名義を変更するというとは、いわば定住の意識がある私は考えております。その加入金と同額の商品券を、例えば定住奨励金のお祝いとして助成すれば、実質ケーブルテレビの設置加入負担金は負担金なしとなります。一旦は本人さんから加入負担金を支払われますので、条例の改正もないと考えております。本来なら告知放送機も設置されておりますので、防災無線に変わりますして市民の安全・安心を守る告知機として市が無償で設置すべきだと思いますけども、ケーブルテレビの機能もありますし、工事費加入負担金として負担をいただいております。

平成23年度実績で新築が105件新築をされております。つまり言いかえたときに105世帯がもう既に定住をされていると考えていいと、定住されると、されているんですかね。予算からすれば3万の105件で315万円ほど、年間それくらい、ケーブルテレビに関していえば、そういったのも一つの定住促進のひとつ検討する課題ではなかろうか、値する内容じゃなかろうかと考えております。こういった提案について、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

もう一つ、先ほど離島特区の話がありました。今まで特区につきましては、構造改革特区で、これかなり制約等もありましてお金も出ないような状況でした。それで、そのときも私は提案を

させていただきましたけども、今回の離振法の改正によって、この離島特区制度については財政を伴うような内容にするようにということで、金融財政上の措置などを盛り込むようにされております。また、その復興特別区域制度等を参考としてということで、厳しい離島の自然的、社会的条件のもとにある定住の促進と活性化を図ることを目的と制定されているようですので、そこで私が一つとして、昨日も教育関係の質問が出ておりましたけども、これまで多くの保護者から、例えば学校教育の中の複式による勉強面の不安等を聞いてきております。

それで、現在現状として学校編成の国の基準として、同学年の児童で編成する学級は40人となっておりますが、この学級編成や先生の加配の弾力的運用が認められておまして、全県一律に国の標準40人を下回る学級編成基準を設定することが可能となっております。

長崎県においては、小学校1年生が30人、6年生が35人、中学1年生が35人、その他の学年は40人となっております。しかし、学級編成についてはこういった弾力的に40人より削減をされておりますけども、複式学級編成の場合については策定をされておらず、2学年あわせ16人、ただし1年生を含む場合は8人となっております、これはもう変更なく国の基準のままとなっております。

このような編成基準は全県的な基準であって、私たち離島にとって実情には応じていないと考えております。教育基本法の第4条の教育機会の均等の中で、全ての国民は等しくその能力に応じた教育を受ける機会を与えなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位、または門地によって教育上差別されないと明記をされております。子供の教育機会均等のために複式を解消し、1学年1担任にするために離島特区制度の活用をすれば、離島ならではの学級編成の基準が設定できると考えます。

昨日の同僚議員の質問の中で、現時点での教育委員会の小学校の適正学級数は6学級以上、つまり1学年1学級ということになります。また、そうすれば現状より先生も増え、島内人口、税収も増加を期待できます。今回、離島振興法改正延長の附帯決議の中にも、学校は離島定住促進の条件として極めて重要な施設であることに鑑み、こうした教育施設の維持及び存続について、国は可能な限り支援することとしております。学校を維持するためには、まずは子供が必要となります。この件については特に特区制度、教育関係の特区を御提案させていただいておりますので、市長の許可をいただければ教育長にこの特区の内容について御意見をお伺いしたいと思います。

3つ目の、先ほど欠航の情報については、市長も航対協の中で九州郵船に強く要請をしていくということで、これはもう大変心強いことではあります。本来なら、私も航対協の中でもそうですし、ツイッター等の費用のかからない状況で対応できれば、別にそういったシステムの設置も要らないよということで、九州郵船にもお願いをしてきておりますが、実際九州郵船さんの現状

からすれば普通、現状です、今の現状です。九州郵船の欠航情報はその九州郵船の担当者からファクスを市の総務課担当者に送って、防災無線にて屋外拡声機、または各家庭の告知機の放送をされておりす。

それで、朝一番の便については壱岐ビジョンのほうにもファクスは届いているようです。それを見て、壱岐ビジョンのほうで朝6時からの放送については1便においては欠航ですよということとされておりすけども、その九州郵船の体制として、この前の特別委員会の中でもありましたとおり委託をされているようですね。それぞれの窓口について。現場担当者が、それを欠航かどうかというのは1時間前にしかわからないということで、本当ならそういった方々がツイッターなりで情報発信をしていただければいいんですが、何せ担当の方が、会社の事情によりますと年配の方でそういった携帯とかタブレット等、パソコンも使えるような状況じゃないと、そのためにアナログのファクスで各関係機関に送られているようです。

それで、市長が言われましたとおり、本来なら九州郵船さんが独自にそういうのを開発してお客様のサービスの一環としてするのが本当と思います。それはするべきだと思います。ただし、今の九州郵船さんの現状をみれば、そういったソフト等のやりとりに費用もかかるようですし、そういった対応をできる方がいないようです。今後も市長については強くそれを要請していくということで、最終的には多分九州郵船がされるかと思いますが、その間については何ら変わらないような状況なんですね。今回御提案しているのは、今ある防災・火災メールの中で、それを発信ができないかということですね。

というのが、やっぱり船の欠航というのは、市長が言われましたとおり島にとっては生命線でありますし、そういった意味からも防災情報としての意味合いはかなり高いんじゃないかと考えます。今の状況からすれば九州郵船さんからファクスが消防署のほうに行って、消防署のほうで警報等の防災メールについて、たしか消防署のほうで対応されているかと思うんですけども、それと合わせて打って、24時間体制の消防署の職員で対応していただければ、それがすぐ実行できるような状況下にあります。それするしないは、市長のこれからの判断が問われるときだと思いますけども、その点についてまた市長にお聞きしたいと思います。

以上、3点ほど再度お願いします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 鶴瀬議員の追加質問にお答えをいたします。

まず、定住促進の件でございます。旧芦辺町で5年間定住しておったら5万円を出すとか、あるいは議員がおっしゃるように転入をしてくれば、ケーブルテレビの加入料あるいはその引き込み料を補助するよとか、そういったもろもろのことについては、私は根本的な定住促進じゃない

と思うんですね。定住促進というのは、確かにいろんなメニューをいろんなものを準備せないかん、しかし今言われたのは私は定住結果論の補助だと思っておるんです。

私は、それではなくてももう一步踏み込んで、情報を発信して「いや、それなら壱岐に行こうか」という、その動機づけをする提案をぜひいただきたいと思っておるわけです。ですから、私は先ほど言いますようにその転入をしたよと、補助があるからあと1年はおるぞと、5年おるぞと、そうはならんと思っておるわけです。ですから、私はこの鵜瀬議員のおっしゃる定住促進策、これももちろん検討いたします。しかしながら、もう一步踏み込んで、「よし、こういう施策があるなら壱岐に行こうか」とそういった動機づけのできる私は案がほしいと思っておるところでございまして、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

決して、私は後ろ向きに言っておるわけではございませんで、長くいてくださる、転入してくださった、そういった方には今議員おっしゃるようなそういったこともやっぱり考えは必要だと思っております。しかし、何回も申しますけども、それよりもう一步踏み込んだ、踏み込んだというよりも踏み出した、そういった策を何かないかなということを一生涯懸命考えておるところでございまして。

2番目の御質問の特区のことでございます。これについても、今まだ要綱も何もできておらんわけですが、ぜひこの離島特区についても何かないかと思っております。実は、先ごろ離島特区について壱岐は何があるかということ、今まではおっしゃるように規制緩和だけでした。しかし、今回からはそれに補助金がつくということになっております。ですから、私は壱岐は麦焼酎でいわゆる産地、今からトレーサビリティの関係もございまして、将来的には壱岐焼酎というなら壱岐で取れた麦じゃないとできないよというようなことも考えられるということから、しかし壱岐で麦をつくって、今焼酎メーカーが補助を出さんと麦をつくってくれんというような状況でございます。そういった中で、麦の拡大、麦作の拡大をするために特区してくれませんかをお願いをしたところ、それはだめなんだと、麦をつくるのに規制が緩和があるかということで切られたわけです。

ですから、規制緩和と補助金というのは私はセットだと、恐らくなるんじゃないかと思っております。特区ということは、やっぱり規制緩和がないと特区というのはじゃあどうぞ、示してくださいよということになるわけですからですね。ですから、その辺も勉強させていただいて、これにつきましても何かないかということで、ぜひ研究を重ねていきたいと思っております。

それから、欠航情報でございます。これは、防災・火災メールにつきましても、ちょっと消防長の見解を聞きたいと思っております。まず、そして朝の6時のニュースで今朝も一番最初に平常運航ですよということを言っております。ところで、これは今度の台風16号につきましても、テロップを流した。あれが非常に好評でございました。しかし、御存じのように6時からのス

タートというのは、もう5時半前に来ておるわけですね、職員は。しかし、それはアナウンサーだけでございまして、実はそのテロップ流す技術職員というのは、例えば8時半とか9時から出勤をするわけございまして、そのことだけのために朝5時から出勤しろということはなかなか厳しい面があるかと。これはまだ壱岐ビジョンに聞いたわけではございませんけれども、そうではなからうかという気がするわけございまして、なかなか放送以外に朝の1便は厳しいのかなという気がいたしております。

以上申し上げます。あと、防災・火災メールについての見解は、制約があるかもしれませんが、あえて消防長に回答させたいと（「教育特区は」と呼ぶ者あり）済みません、教育特区でございます。これにつきましては、先ごろ深見議員の御質問に教育長がお答えした部分もあるかと思っておりますけれども、私は今度の長崎県知事の要望書の中で一番にこれをあげております。

と申しますのは、東京都は第1学年と第6学年には絶対複式にしないということでございます。そして、また複式の数についても県知事の裁量できるということのようでございますので、知事要望として要求をするというふうにいたしておりますので、そのことも含めて教育長に答弁をさせます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 鵜瀬議員の質問にお答えをいたしたいと思っております。

先ほど、長崎県の学級編成の弾力的取り扱いの中で、一つだけ小学校2年生も現在35人ということで、長崎県の場合は弾力化を図っておりますことをつけ加えておきたいと思っております。

御指摘の複式学級につきましては、2学年で16人、この16人を今市長が申しあげましたように離島特区扱いで仮に14人と2人引き下げた場合でも、壱岐の場合には柳田小学校、初山小学校、筒城小学校の該当がございまして。さらに、その16人が12人に引き下げられれば、それに加えて5つの対象複式学級が入ってまいります。

結果として、16から12にもし引き下げた特区扱いが成立をすれば、現在複式学級を有する小学校のうち、柳田小、初山小、志原小、箱崎小の4校が複式学級を有しない1学校6学級以上の望ましい学校規模に相当することになりますので、これは知事に市長が、私どもは県教育委員会に全力を挙げてこのことについて、これから大きな課題として取り組んでいきたいと考えております。

あわせて、先刻も申しあげました複式支援学級の非常勤講師の壱岐における配置につきましても、学校教育課を中心にして県教委の中でその取り扱い方のいろいろな技法もございまして、その中でまた広めて手厚く各学校の配置に届くよう全力を挙げていきたいと考えておるところで

ございます。

以上でございます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 小川消防長。

〔消防長（小川 聖治君） 登壇〕

消防長（小川 聖治君） 欠航情報につきまして、防災メールでいかがということでございますが、私ども防災メールは主に気象情報を配信しておりますので、九郵の欠航情報の配信とは若干違うのではないかと、今のところ私どもは思っております。

今までの経過も、今日ちょっと初めて内容をお聞きしたわけでございますので、いろいろと検討する余地はあろうかと思いますが、消防署のほうも欠航となるとやはり災害とダブるんじゃないかという感じがして、ちょうど出動等があればなかなかそちらのほうの手薄にもなるんじゃないかという内部検討もいたしております。

さらに、防災メールでもわずかではあります、受信をされる方に少し金額の負担がかかっているんじゃないかという感じもいたしております。ですから、新たに交通情報メール等で、私どももその九郵さんのほうにお願いできないかなと、今の話では思っておるところでございますが、もう少し内部でも検討して急を要するような感じもいたしますが、ここでは明日からやりますというようなことはちょっとなかなか言えないんじゃないかと思っております。若干、言いますように警報等とダブりますと、災害とダブりますとどうしても配信がなくなるのはもう事実だと思っております。その点が若干危惧をしているところでございます。

以上です。よろしいでしょうか。

〔消防長（小川 聖治君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） まず、1点目の定住促進策については、一人でも多く壱岐に住みたいという動機づけを受けるような内容を検討したいということですが、市長が言われる動機づけというのはどこまでの動機づけなのかを、現時点での考えをお聞きしたいと思います。

そして、特区についてはもうぜひプロジェクトチームをつくられて、その中で今市長が言われた麦焼酎特区になるのか、名称はわかりませんが、つくってその中でぜひ研究をして、一番乗りをしていただきたいと思っております。

もう一つは、その定住促進の窓口の一本化ですね。市長が、いずれ動機づけの内容で定住促進をされたとしても、今の就業とあわせるとするならば第1次産業の分については就業対策ありますので、その窓口の一本化について今後どのようにされるのかという点と、その特区のプロジェクトチームを現時点でどういう体制でつくって、いつまでに立ち上げて、その中で検討したいとい

う、現時点での市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

教育特区の分については、ぜひ特区にという部分は、特区といえば逆に通りやすいのかなということで提案をさせていただきました。今回、市長が知事に、そして教育長が教育庁に要望をされるということですので、ぜひそれは強く今後とも要望していただいて、子供たちのために教育環境の改善に向けて頑張っていただきたいと思いますと考えております。

防災メールについては、消防長が言われたのも確かにあると思います。何でそういうのを言ったかというのは、現在そういった情報も流してもらえれば、防災メール、火災メールの登録者も増えるんじゃないかと、そういった意味の利便性、そして常日ごろからそういった災害時の情報、今回市長がフェイスブックの中でも台風情報や避難地の情報をアップをされております。そういった部分を、ツイッターの場合は140文字という限られた部分でありますけども、そういった中でそういうのを出していただければ、よりそういう防災メール、そして火災メールの登録をする人も増えるし、その意味も増えてくると思うんですね。

だから、その気象情報の警報とか注意報だけでなく、それに関連して例えば避難情報も含めた中で流していただくと。そして、先ほども言ったとおり島にとっての船便は生命線ですから、その部分については今後、早急にはできないと思いますけども、費用的にはかかりません。ただ、消防長が言われますとおり消防職員の担当者の業務が若干ですけど増えるかと思えます。何行か打つか、後は最初から打っておってそれをコピーしてそれにすれば、時間はかからないと思います。今の消防署職員は、かなり若くもなっていますし、そういった携帯電話とかパソコンについてもたけていると思いますので、その辺は十分今後検討していただいて、今後の防災計画の一端として緊急情報としてそういった部分を流していただきたいと思いますと思っております。

参考として、県のツイッターの壱岐市も今回、島交流事業で多くの修学旅行が来たときに、災害時の安否確認手段について問い合わせが県のほうにも結構あったようで、市のほうにもツイッター、観光商工課が今設置をしております。そういった大型の修学旅行が来る場合は、災害情報とか船の情報とか、何時につきましたよというような情報を発信するように今、現在されているようです。そういうのもありますので、そういった部分の活用も、ぜひ一元化していただければなと思います。それはぜひ、今後研究していただきたいと思います。

以上、2件についてまた市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 鵜瀬議員の御質問でございます。まず窓口、定住促進の窓口ということでございますけれども、本当は一本がいに越したことはないわけでございますけれども、内容的なものを考えますとどうしても分かれるのかなと思っております。

UIターンにつきましては、企画振興部でやりたいと思っておりますし、第1次産業につきましてはやはり農林水産部ということにいたしたいと思っております。それから、このプロジェクトチームと申しますか、これの協議のする場でございますけれども、周期は私はこの法律がある以上はと思っています。ですから、時期、いつからはいるのかというところ申し上げたいと思いますが、今のところ早急にということでお答えをしておきたいと思っております。

それから、3点目の特区の件でございます。先ほどの複式学級等々でございましたけれども、これについては私も県離振の会長でございますから、長崎県下の離島振興協議会でも取り上げていきたいと思っているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） ぜひ、市長も先ほど言われましたとおり、今回の新離島振興法は知恵比べです。いかに早く知恵を出してそれを具現化していくかが勝負の鍵となっております。今後とも市長のリーダーシップのもとに、今回副市長も二人体制になっておりますので、今後そのプロジェクトチーム及び定住促進策の策定についてはいいものができることを期待して、私は質問を終わりたいと思います。もし、また出なかつたら今後もまた定住促進はどんどん言ってまいりますので、よろしく願います。どうもありがとうございました。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって鵜瀬和博議員の一般質問を終わります。

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

午前10時51分休憩

午前11時00分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、7番、町田正一議員の登壇をお願いします。

〔町田 正一議員 一般質問席 登壇〕

議員（7番 町田 正一君） それでは、一般質問を行います。

最初に教育長に対して、昨日も同僚議員がいじめ問題について質問されていましたが、もう少し私も教育の端くれにかかわった人間として、教育長にぜひ質問していきたいと思っております。

僕は、基本的に教育長、余り執行部の人を褒めるのは基本的にしないんですよ。過去余り褒めたこともないので、ただ実は非常にうれしい、教育長はかくあるべきだと実は思ったことは、教

育長は校長会の席でいじめの問題を学校内で隠すようなことは卑劣なことだと、校長会の席で堂々と言われたということをお聞きしまして、教育長たるものはそうあるべきだと全く賛意を表します。そうあってほしいと思います。

まず、実は最初について3つ質問していますが、答弁はこれはもう3つは短めにお願いします。実は、再質問のほうでもっと聞きたいことがあるんですね。

まずいじめの、いじめとはそもそも何なのかということです。教育長、御存じのように昨年も、例えば全国で御存じのように7万件以上、もうこれ3年ずっと続いています。7万件以上のいじめの報告がありますが、教育長御存じのように昨年度、九州だけとってみても熊本では年間6,000件以上の報告があって、低いところは佐賀県の68件ですね。ということは、96年に実はもういじめというのが、生徒の自殺という形で非常に悲惨な形で報道されました。

文部科学省は、いじめについてはもう既に定義を出しているんですね。ということは、じゃあ九州のたったこれだけの県で、片一方は6,000件以上の年間報告があって、片一方は年間68件とかいう数字は、これは何なのかと思ひまして、そもそもいじめとは何だと、文部科学省は既にいじめとはこういうものだというのは出しておるわけなんで、ぜひこれについていじめの定義を短く、もうこれは結構です。教育長の思いは別にして、機械的に。

それから、2番目はじゃあ壱岐市ではどうなのかということは、昨年、昨日深見議員の質問に対して年間7件の報告があったというふうに、たしか7件だったですかね。こたえておられますので、これはもう結構です。2番は。

それから、3番目は、じゃあいじめ問題が実際表面化したときに、対応のマニュアルは当然つくられてあるはずなので、壱岐市としてのマニュアルは、これマニュアルの中身は多分これ、多分膨大な量になると思うので、ここで説明は結構です。これはもう、できたら僕自身としてはもらいたいと思いますので、公表できるのであれば後ほど資料で結構なんで、あればぜひそういうふうな、あるんだというようなことを答弁していただきたいと思います。

最初は、この2点だけです。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 7番議員、町田正一議員の質問にお答えいたします。

1点目の定義でございます。

当該児童生徒が一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとしております。なお、起こった場所は学校の内外を問わないということで、平成18年からこの定義できております。

3点目の対応マニュアルについてでございます。

これが、長崎県教育委員会が私ども全教職員に示しておりますいじめ対応ハンドブックでございます。それが、新しい定義になった後の19年から各小中学校に配布して、このことをもとに各学校では事例研修を行い、あるいはいじめにかかわる事例が生じた場合の対策等をとっているところでございます。ちなみに、壱岐市におきましては、このハンドブックをもとにしまして、それぞれの学校でA4、1枚程度のマニュアルを独自に作成をして、このマニュアルに応じた形での教職員の即時対応に努めているところでございます。中には、問題になりました自殺予告電話とか、そういうものについてのマニュアルを作成している学校もございます。

以上でございます。

議員（7番 町田 正一君） それは学校ごとですか。

教育長（久保田良和君） 学校ごとでございます。

議員（7番 町田 正一君） 壱岐市としてのマニュアル。

教育長（久保田良和君） ではありません。

議員（7番 町田 正一君） それは学校ごとに教職員の判断でつくられていますか。

教育長（久保田良和君） 学校ごとにつくらせております。

議員（7番 町田 正一君） わかりました。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田議員。

議員（7番 町田 正一君） 教育長、いじめの定義というのはまさにそうなんですよね。要するに、第三者が見てこれはいじめであるとか、いじめでないとかを決めるんじゃなくて、被害を受けた生徒が物理的、精神的に連続してそういった精神的な苦痛を味わった段階で、それはいじめとして認定されるんですよ。これがいじめの、文部科学省が出したいじめの定義です。

先ほども言ったように、じゃあなぜ熊本県は年間6,000件以上の認知件数があるって、佐賀県は68件の認知件数なのか、非常に不思議な気がします。それは、ほかの県のことなんで置いておいて、長崎県でも実は年間1,200件以上の認知件数があります。これは、多いか少ないかは別にして、壱岐市でも年間7件というのが正直いって私は多分、その数倍は多分、このいじめの定義に従えば多分あるんだろうと。正直いって思っております。

それで、僕は一番最初に96年ごろに、非常にそのいじめが社会的に当時自殺した、悲惨な形で自殺した生徒がおりまして、もう連日それ新聞に載りました。ブームとってはおかしいですけども、実は96年のときは、そのころは僕はいじめというのは教育問題だと、僕は正直いって96年、最初のときのやつは教育の問題だと最初は思っています。それから、いろんなマニュアルができた、対応ができたして、また今日こういうふうな形で出てくるといのは、今度は僕はもう教育問題というよりも、むしろ社会問題だろうと。

なぜかという、1つは学校現場の教員のあり方ですね。もう一つは、もう警察権力までが学校、小学校、中学校に入ってくるようになりました。3番目はネットです。もうこれだけ匿名性の高いネットが子供たちの間に流行すると、本当に教師が、教育委員会がいじめを把握しておるかどうかさえ、これはもう誰もわかりません。じゃあ、お前把握できるかって私に言われても、これはできないんですよ。だから、いじめはなくそうとかじゃなくて、いじめというのはあると思って対応、多分教育長もそうだと思います。いじめはあるものだと思って対応しなきゃいかんと思うんですよ。

ということで、昨日同僚議員の質問に対して教育長は、壱岐市の教育委員のほかの方たちは献身的に努力されておると、それで学校の先生たちも時間外まで使って努力されておると。そして、その何も無いときは一々取り上げられんけれども、多分何か問題あったときだけ取り上げられる。何もなかったら、それこそああやって当たり前だというくらいにしか、それはおっしゃる意味はよくわかりますけれども、それを言い出したら、ほかの公務員の仕事なんかみんなそうですよ。何か問題、何も問題なかったらあいつは本当に仕事しておるとかってやっぱ言われる。何か問題があったら、お前は今まで何をしよったかと言われるとは、これは当たり前なんで。それは言うたら基本的にいかんことです。

それともう一つですね。大津市の、教育長御存じと思いますが、大津市の今度自殺、一番最初の発端となった大津市の教育委員会の理念の第1はいじめのない学校をつくるというのが、大津市の教育委員会で一番最初に書いてあることですよ。多分、大津市の教育委員長も、今の教育長と同じことを多分考えられたと思います。あそこの校長、担当の校長先生も全く同じようなことを考えておったと思うんですよ。いじめはあったらいかん。

ところが、いざこうやって事件が発生すると、もうそれこそ全国からマスコミになぜたたかれるかというたら、この自己保身に走って、教育委員長以下、校長以下ですね、今度のまた昨日も父兄会の説明、加西市ですかね、その前の宮崎県ありましたが、もうこの教育委員会のトップとか、校長のおどおどして自己保身に走るあの弁解の姿を、映像で全国民が見ると、それはやっぱりこの人たちは何だというふうな形で、やっぱりどうしてもみんな受けてしまうんですね。これが僕は昔の教育、いじめの問題が一番最初に出たときとやっぱり今回は非常に違うというのは、非常にその教育関係者に対する信頼感が非常に喪失しています。特に、今回の事件に関してはそうだと思うんです。

それで、僕、教育長に実は2点だけ聞きたいんですよ。大津市の教育理念の第1はいじめのない学校づくりだったんです。だから、同じようなことを多分どこの教育関係者だったら誰だって考えるし、同じようなことを言うんですが、1つは教育長は非常に教育の現場も非常に長かったと、長いというふうにお聞きしていますが、ずっと教育畑一つでやってきたと思うんですが、

多分、教育に携わってきたら、教育には教えるときにも、子供たちを見るときにも、教師の側にも心の余裕がないと、これはいじめを見つけるのもだめだし、いじめを見つけることもできないし、教えることもできないんです。

その意味では私たちのときは、私たちの子供のころは教師に余裕がありました。ぶん殴ってでも何も問題も言われなかったですしね。それこそ、それでもどこかでぶん殴って例えば一生懸命走れとか、一生懸命投げろとか、ぶん殴って怒って怒りつけても、その教師は心に余裕を持っておったから、どこかのところでこいつはちょっとおかしいなとか、そういうのが多分あったと思うんですよね。

今の学校の先生たちは、僕は教育長、逆に時間とか、いじめがあったらいかん、生徒たちはいうたら悪いけど教師が求める理想的なクラスづくりとか、そういったことを追求するあまり、時間がですね、時間も心の余裕も教師の人たちは非常になくなっているんじゃないかと。1つは、私はもう最近その学校現場を、壱岐市はそうだとは言いませんが、全国的に見ておってそうじゃないかと一つは思っているんですが、これについて本当に教師の人たちは、心に余裕を持てる時間が確保されているのかどうか。それについてちょっと一つ教えてもらいたいと思います。

それから、2番目に、これはもうこの組織というのは必ずそうなるんですが、こういった問題、いじめの問題が学級で発生、起こるとですね、この担任の管理責任が必ず問われます。いじめが起こったとか、不登校の生徒が出たとかいうたら、その担任の先生の評価が下がるんですよ。下がるといったらおかしいですけど、今はその担任の評価等は校長がつけるようになっていますけどね。ぜひ、僕はもういじめはあって当たり前だと、それはもう教師の能力とか何とか関係なく、いじめについてはあって当たり前だと、だからぜひこの職員の評価というのは、学級内でいじめが起こったから職員の評価が下がるとか、そういった認識はもう絶対改めるべきだと、私も思っていますけど、これについて、以上2点について教育長の考え方をお尋ねしたいと思います。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 教師の側に心のゆとりがなくなっているのではないかという、心の余裕でございますですね。御指摘の部分については、相当することもあるかと思います。

壱岐の場合に、先生方の中に心の余裕があるというのは、子供たちとつながっていて信頼関係ができていう状態があると、心に余裕を持っていらっしゃいます。教科指導、学級経営あるいは部活動の指導でも心と心で生徒たちとつながっていると。かつまた、子供たちとの生活ノートの交換、家庭学習ノートの毎日のやりとりの中で、一言ずつ添え書きをしながら、子供との日常の声かけを、実際に声をかけれないときにはそういうノートを通じて対話をしていく、そういう形での時間については随分、あいた時間を、時には昼休みも割いたりしているので、少し

は忙しくされている向きもあるかと思いますが、教師の仕事に喜びを持っているものは、そういう子供たちとのつながりが大変新しい活力として先生方の体の中には起こってくるものだと思います。

無用な形での事務報告とか、そういうものについては極力市教委も県教委も省くようにしております。校長、教頭についてもしかりでございます、ダブったような調査等をかけないということも心がけて、できるだけ事務軽減に図りながら、子供と触れ合う時間をつくるということにはしておりますので、議員御指摘の形の中での現在の状況につきましては、今後もまた校長等との連絡を取りながら、教師それぞれに負担があって、子供と触れ合う余裕がない状況をつくらないように努めていきたいと思っております。

2つ目はおっしゃるとおりに、壱岐の中では学校の中で先生方がそれぞれの指導力を云々とする職場の雰囲気はつくっていないと思っております。それだけ、規模としても適正な規模の中で家族的な部分もありますので、失敗することは教師にもある、指導力は教師になって四、五年のもの、10年あるいは20年も経過したものには、その力の出し方は当然違うわけで、私もそういう時代を過ごしてきたよという温かい気持ちでそれぞれの学級経営、問題行動を起こした場合の対応の仕方をしていくことで、その学校の中の教職員集団の力もまた増してきます。それを指導する力は校長にございます。その校長を指導するのも、私たち教育委員会の指導部でございます。

できるだけ、子供たちと触れ合いながら、そして先生方も自分をさらけ出して、今より一歩でも指導力、授業力を高めた教師になるよう、学校が一丸となって取り組んでいただいていることを常に望んでおりますし、またそういう努力を校長、教頭がしていることを、私どもも確認をしておりますので、今しばらく見つめていただけたらありがたいと思っております。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田議員。

議員（7番 町田 正一君） いや、それは幾らでも見つめておきたいと思っております。今の話を聞いておいたら何も問題が多分、それはもちろん当然問題があって当たり前なんですね。

ただ、私は正直いって教育委員会といったら、正直いって嫌いなんです。なぜかといったら、小学校のときも中学校のときも教育委員会の人たちが来るといったら、前の日に全校生徒は全部学校の掃除ですよ。学校の掃除させられよったんで、僕らはですね。教育委員会の人たちが来るといったらですね。そしたら、きれいな教室だけを、教育委員会の人たちは見て、この学校はきれいですねと言ってから、お茶飲んで帰られるというですね。もう、だからそれを見ておいたら、何でこいつらが来る、こいつらと言ったら申しわけない、子供のときはですよ。何でこの人たちが来るたびに、朝から晩まで全校生徒が廊下がきから、その草むしりから何でせないかと前の日にあわててばたばたと。

そして、その非常にきれいだったと、翌日に校長先生が全校集会で言われて、それでああよかった、よかったというてから、それでしゃんしゃんで帰られるんですよ。多分、私の頭の中には教育委員会というのはそんなものだと、トラウマのようにありますので、ぜひ今後そういうことのないように、昨日言われたら教育委員会の教育委員の人たちは、もうずっとしょっちゅう学校に行かれておるということをおっしゃっていましたので、できたら予告日の前の日ぐらいに行って、そのために子供たちが掃除をせんでいいように、ありのままの姿を見るのが教育委員だと私は思っていますので、そのとってつけたようなことはぜひやめていただきたいと思います。

それで市長、2番目ですけども、教育長、本当に期待しています。教育長の悪口を僕ないかなと思ってあっちこち実は尋ね回ったんですが、教育長の悪口を言ってくれる人がおらんのですよ。多分おられると思いますよ。どこかにおられるんですが、私の耳には全然聞えてこないの、今日はこのくらいで一応やめておきます。

市長、2番目ですが、これも市長もよく多分説明を受けておられると思いますが、2番目の今、国は特養についてはユニット型、いわゆる個室型にのみ補助金を出すようにしております。これは、県によって実は低いところは三百二、三十万円というところもありますし、高いところは1部屋当たり460万円とか80万円、大体平均したら400万円くらいの補助金を出しています。この前市長も言われたように、そういった個室型に対しては補助金を出して、多床型の部分に対しては補助金を出さないんですよ。

ということは、国は国の施策として多床型から個室型のほうに、特別養護老人ホームといえどもそういうような形で移しなさいと。私は、これは本当にいいと思っています。私も申しわけないです。私も多分老人ホーム入ろうと思っていますけども、私も死ぬときは申しわけないですけど、4人部屋とか5人部屋の中では死にたいと思いません。やっぱ死ぬときくらいは、もう一人で静かに死にたいと正直いって思っています。だから、もう僕はこれは個室型に、そういった形で進むのは本当大いに結構だと私は本当思っています。

ところが、質問通告していますように、じゃあこういった個室型、通称ユニットというんですが、ユニット型に入ろうと思ったら居住費がかかります。大体2万5,000円くらい、1カ月ですね。今までは、この部分が生活保護受給には該当する項目がなかったんで、生活保護受給者というのは基本的に個室型、ユニット型には希望しても入れませんでした。

ところが、23年の3月3日、厚労省の社会援護局の保護課から通達があって、23年の4月から生活保護受給者についても、特別養護老人ホームの個室型、ユニット型に入れるようにしなさいというふうに通達が出されています。これを受けて、実は壱岐市も非常にすばやく対応されて、壱岐市も平成16年3月1日に、壱岐市のほうが早いんですが、壱岐市社会福祉法人等による介護保険利用者負担減免措置事業実施要綱というのを定められて、16年3月1日に定められ

ておられます。

そして、それを受けて、さっきの通達を受けて、私も実は非常にわからなくて、何でこう行政が出す文書というのは、全く何回呼んでもわからなくて、文書を何でこんなしてつくるのかなと思うくらいわからないんですが、この生活保護受給者のこのユニット型に、じゃあその厚労省はユニット型を進めて、もうそういう意味じゃ補助金出せませんよ、全部やりなさい、ユニット型でやりなさい。だからもう新設の、申しわけないですが、公的な特養であろうと、社会福祉法人の特養であろうと、今はほとんどユニット型にもうほとんどなっています。全国がどんどん新設の部分です。ところが、一方ではこうやって出しなさいといっているんですが、じゃあどうやったら入れるのかというのがよくわからないんです。ぜひ、一番目にまず吉岐市の生活保護受給の状況をですね。

これ、なぜかという、この生活保護受給というのは基本的に扶養家族がないということは、そのまま独居になり、できたらもうそのまま大体老人ホームになったりとか、入所されたりとか、別にそれが僕は悪いと言っておるわけじゃないんで、私も入ろうと思っていますから、特養に行かれたりすることが施設入所に直結すると思いますので、生活保護受給者の状況と、その中の大体、高齢化の比率はどのくらいなのかとまずこれが基礎データとしてお示し願いたいと思います。

それから、2番目のこの厚労省の通達で、もう要するに生活保護受給者もユニット型に入れるようにしなさいと言っているんですが、これについてはじゃあ本当に市町村のみのこれ、多分何か補助があるんだろうと思っているんですが、その中身の具体策がよくわからないんです。どうやったら入れるのか。そして、現実にそれが可能なかどうか。そして、ついでにですね、生活保護受給者の人たちのこの階層第1段階、市長御存じのとおり第1段階、それから年収、年収80万円未満は第2段階といいますよね。年収80万円未満といったら国民年金の基礎年金受給者はほとんどこれに該当します。

じゃあ、この人たちはユニット型に入ろうと思ったら減免措置があって入れるのかどうか。僕は、計算しても実は入れんのかなかと思っているんですが、この2点について市長の済みません、答弁をお願いします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 7番、町田正一議員の2番目の質問、生活保護受給者の特養ホーム（ユニット型）の入所についての御質問でございます。

まず第1点目の、生活保護受給者の状況につきましては、平成24年8月末現在でございますけれども、世帯数が377世帯、人員558人でございます。このうち、65歳以上の高齢者数は単身世帯が179人、二人以上の世帯で95人ございまして、合計で274名、高齢化比率

は49.1%であります。

次に、2点目の御質問のこのユニット型特養ホームの入所について、厚労省の通達があったということでございまして、23年4月に市といたしましても、介護保険利用者負担額減免措置事業実施要綱を定めたところでございます。生活保護者などが特養などのユニット型を利用する場合、その居住費が要らないということになりますけれども、じゃあそのちょっと上の第2段階80万円未満はどうなるのかという御質問でございます。

これにつきましては、第2段階に該当する方の入所につきましては、介護保険負担限度額減額認定申請というのがございまして、その申請をすることによりまして、一般の方よりも低い金額の負担で済むというふうになっているところでございます。計算の根拠については割愛させていただきたいと思っています。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田議員。

議員（7番 町田 正一君） もう少しちょっと追加質問、市長お願いします。

生活保護受給者については、居宅費は要らないと言われましたが、ということは国なり県なりが基準の部屋代ですね、社福なり市がもらう分については100%国や県なりがあるいは補助して、補助をするということですか。補助してくれるということでしょうか。

それから、ついでに第2段階層は、実は部屋代の基準は1日1,970円になって、第2段階の人については820円なんです。じゃあ820円掛ける30プラス食費の減免も多分あると思うんですが、これ僕どう計算しても月6万円から7万円かかるんですね、最低でも。そしたら、本当にこの80万円未満のいわゆる国民年金をもらっている人が、本当に個室型に何の補助もなく入れる状況にあるのかと、正直いって思っているんですが、市長その2点について、お願いします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） まず第1点目の生活保護者でございますけれども、これはこの要綱によりまして、社会福祉法人等の事業者が生活保護者に対して利用した減免をしなければいけないというふうになっておりまして、それについて市も一定の負担をするということでございます。

したがいまして、入居費の上乗せ分が要らないということでございまして、多床型にいたしましてもユニット型にいたしましても、介護保険で見れる入居費プラスさっきおっしゃいますように生活保護世帯では820円が、介護保険料から出ない部分が820円だということでございまして、ですから生活保護者の方が今まで入れないという状況にありましたのは、その最大31日で2万4,620円ですか、2万4,620円を払えないということで、生活保護者は入れないで

すよという話になっておったわけです。

そこで、今回はその入所判定委員会の中で、そういうのはもう無視で、ですから以前は生活保護の方は申し込みの段階で門前払いだったわけです。今回はそれが受け付けるということでございまして、そういうのを抜きにして入所判定をしていただくということになります。ですから、そういった意味でその820円を生活保護の方は減免をいたしますから、普通の方と一緒にすよということでございます。

それから、第2段階の方につきましては、おっしゃるように入居費の上乗せ分があります。ありますけれども、それはやはり生活保護の場合はいわゆる全てを全部出さないかん。ですから、1割部分についてはどんな方も介護保険の負担を払わないかんわけです。ですから、その入居費のプラスアルファ分については80万円以下の方は負担があるというふうに御理解いただきたいと思っています。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田議員。

議員（7番 町田 正一君） 市長、実は減免1日、生活保護世帯は1日たしか部屋代820円、本来は第2段階層以上の人は1日大体1,970円、個室型はかかるんですよね、部屋代が。ところが、第2段階層から生活保護受給者については、1日部屋代820円になっているとです。そこは市長は市長が言われたとおり、月30とか31掛けて2万4,820円になるんですが、じゃあこの820円の分についてはこれはどこかが負担せないかんかとです。そうですね。どこかが負担せないかんかと。

じゃあ、これは社会福祉法人がこれが負担するのか、あるいはこれについて市が負担するのか、これはもう実は今恐らくできたばかりなんで、お互いに多分、社福と行政との多分せめぎ合いもあると思うんですよ。これはじゃあ、誰かが負担せないかんわけですが、についてもう一度答弁を、じゃあこの減免された1日当たり820円の負担はどこが持つのかと。

それから、2番目については第2段階の方は減免措置があると言われますけれども、第2段階であろうと1日820円の部屋代はかかるわけですね。プラス食費、それから介護保険料から施設経費等入れたら、恐らく月7万円から8万円になると思うんですが、これで例えば壱岐市が条例対応をしたときに、現実にこれでは入れないんじゃないかと私は思っているんですが、いいですか、現実に第2段階層は1日やっぱ820円の負担、食費も、飯も食わないかん。だから、それ以外に多分1万円か、2万円くらいの支的的なその部屋に入っている経費もいるでしょう。

多床型の場合は部屋代がないというだけのことで、じゃあ本当にこの第2段階層の人たちが、要するに国民年金の老齢基礎年金だけの人たちはほとんどこれに該当します。満額80万円未満というたら、多分ほとんどそれは満額国民年金ずっと払い続けた人というのもそういうように少

ないと思うし、減免措置が入ったらこれよりもはるかに少ない国民年金の受給者、そしたら恐らく壱岐島内だけで数千人になると思うんですが、この人たちは本当じゃあ現実に現実問題として扶養者があればいいですけども、足らん分は誰か家族が出しますよとか、そういった形になればいいですけど、誰もいないときはこの人たちが希望した場合は、本当にこのユニット型に入れるような体制になっているのかどうかをもう一度お答えいただきたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） まず最初の820円の問題でございますけれども、これは事業主、社会福祉法人等でございますけれども、事業主がこの減免要綱を実施しますよということをしていただかないといけないということが、まず第1点。そして、それについて社会福祉法人そして市が一定の計算方法に基づいて、負担をするということになります。ですから、社会福祉法人の方も痛みを味あわれることになるということでございます。

それから、その第2段階等について、生活保護でない方、非常に低所得の方については、議員おっしゃるようになかなか入所は厳しいという面があるかと思えます。その辺につきましては、先ほど言われますように、多床型なら入居費が要らんということではございませんで、多床型についても入居費は要るわけでございますが、それは介護保険料の1割で済むということで御理解いただきたいと思っておるわけでございます。

ですから、その辺については非常に市単独で、それをどうのということはなかなか厳しいのかなと思っております。ただ、そういう方については私は入所をされる前に、やはり保護申請なりをされたほうがいいんじゃないかなろうかという、そのような気持ちであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田議員。

議員（7番 町田 正一君） 基本的には市長も、実はこれ非常に答弁しにくいのはこれきたばかりなんですよ、この制度が。要するに、生活保護受給者についてもこういったユニット型、今までは本当市長がさっき言われた門前払いだったんで、そういう制度がなかったからですね。

ところが23年の4月から、実は生活保護受給者についても、もうユニット型の入所ができますよと、国がいうとんだけど、できますよという文書はあるんだけど、できますよというんだったら、国が僕はその当然補助がある分だろうと思っていたら、何も無いんでどうしたら入れるんだと。そしたら、それは全部市が持たないかんのとか、社会福祉法人が持たないかんとかというふうに、実は課長等に聞いたら、実はもうそれは大部分は社会福祉法人が恐らく負担するようないかにしかならないということなんですよ。

ということは、じゃこの国の通達は何だと正直いいたいんですが、まだ多分制度ができ

たばかりなんで、多分今後これは社会福祉法人とあるいは行政当局との多分せめぎ合いになると
思います。これ、ぜひ僕は基本的には生活保護受給者であろうと、第2段階の低所得の収入で
であろうと、希望すれば特別養護老人ホームのほうには入所すべきだと、個室のほうに入所すべ
きだと、その道はきちんとできてないといかんと。

人間ですね、この前統計で死ぬ間際の大体7年から8年間は人間、介護生活になるそうです。
大体平均したら7年から8年、僕たちもそうなんですよ、だから。どの人でも、死ぬ間際の7年
から8年は何らかの形で、介護のそういった生活になるそうです。平均したらですね。だから、
やっぱり福祉というのは金がかかりますけども、この部分については進めていってもらいたいと
思います。

それで、市長ですね、今度実は社会福祉法人がこの部屋代については、居住費については基本
的には恐らく今は当面負担せざるを得んと思います。今度市長ですね、幸い吉野市は民間の分
で募集されますよね。これ、基本的に社会福祉法人からも生活保護受給者等から、この個室型へ
の入所が希望があれば、これだけの方がおられたら、65歳以上の方が49%、50%、半分の人
は65歳以上の方が生活保護受給をされているんだったら、このまま施設入所に恐らくもう直結
していきます。

扶養親族があれば生活保護受給しなくいいわけですから、扶養親族がないから生活保護受給
をされるわけですから、この基本的には恐らく老人ホームなり、特養なりにずっともう施設入所
という形でつながっていくと思うんで、ぜひこの社会福祉法人の募集時に、基本的に市がこうい
う形でこの生活保護受給者については、社会福祉法人のもともとの使命なんで、それが。社会福
祉法人というもともとの使命だから、ぜひこの分についてはユニットを確保するというのも変な
話ですけども、市がこの方については入所を優先させてくれと言った場合は、優先するという条
項を入れないと、これ国の通達はあるけれどもしかもユニット型の補助金はあるけれども、現実
にはどうかといったら、現実には入れないと思うんです。

吉野市の場合は、幸い今度新しい特養が民間でできますので、ぜひその一文は社会福祉法人の
使命として、私当たり前だと思っているんです。だから、ぜひその部分はその一文はぜひ市と
して、その今度公募のときに、その条件を入れるというぐらいのことはできると思うんですが、
それについて市長、考えが。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） その減免規定の実施については、積極的に運営しなさいということは条
件入れられると思いますけども、優先しなさいということはなかなか厳しいんではなかろうかと
思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田議員。

議員（7番 町田 正一君） 本当はこの問題だけでもう1時間くらい市長とやりたかったんですけど、ちょっと時間がないんですね。ただ、制度ができたばかりで恐らく今後、この制度変わります。これ通達は今一遍出されているだけなんで、恐らく後は社会福祉法人としては収入が減るわけなので、恐らくそれはどこから言うてこられても生活保護受給者を優先するなんかいうことは基本的にあり得ないんですよ。現実にはお金が入ってこんわけですからね。

そしたら、自分のところで幾ら社会福祉事業者が崇高な精神を持っておろうと、それは現にお金が入ってくるところのほうが優先されるんです。だから、僕は今のところユニット型については、これは申しわけないけど共済年金とか、厚生年金の多額受給者しか入れん仕組みになっておるじゃないかと。もう、それを国のほうもこうやって通達を出しながら、現実にそれが実現できていないと。非常に憤りを感じておるわけですけども、今後推移は私のほうも見守りたいと思います。

もう1個、3番目に実は質問していますが、昔は、実は私が大学卒業したころは、今はこんな言い方はしませんけど、精神薄弱者福祉更生施設とって、実はもうそこに入れば親御さんがお亡くなりになろうと、一生その施設で面倒を見れた、見るような施設がもうほとんどだったんです。ところが今は、今はもう精神薄弱者という言葉も使いません。だから、精神とか、知的とか、身体とか分けて、それぞれに入所する援護施設、グループホームとかいう名前だったり、援護施設とかいう名前だったりになっているんですが、僕はもう今、実は私の同級生の息子もそういう状況なんで、これは親は面倒を見ますけれども、今は親も非常に高齢化しています。親は面倒見ますけど、子供のためやけんですね。これは、親がもし死んだらこれは兄弟のところとか、親戚のところとかいうたら、とてもじゃないけど面倒見切れません。

僕は、ぜひこの収容型の精神とか、知的とか、身体と分ける必要ないと、とりあえずそういった障害の、3障害のある人はもう一生面倒を見る施設が、社会福祉法人がやろうが、行政がやろうが別に僕は構いませんけども、これは早急に担保しておかないと、申しわけないんですけど正式などのくらい的人数が今おるかも恐らく把握しておりません。恐らく多分数十人単位でもう、もうすぐ親御さんがお亡くなりになるとか、兄弟が面倒を見られておるとか、そういう方の対象になっておる人もおると思いますけども、これについて市長答弁願いたいと思います。

それから、もう一つの質問は実はほかのところから、一応全部説明を聞きましたので、私納得しましたので、2番目の質問は取り下げます。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 議員おっしゃいますように、精神・知的・身体障害者の入所等の援護施設について、壱岐は十分でございません。現在、そういう方の宿泊施設というのが、難しい名前は省略いたします。ひまわりの家、これが定員18名に現在12名、ケアホーム壱岐に10名の定員に5名、宿泊型自立訓練施設天寿庵に定員10名のところ6名ということで、今のところ15名の方が入れる余裕がございます。しかしながら、これは先ほど議員がおっしゃいますように、いろんな制約がございます。

そこで、壱岐に今施設がないといえますのは、療養介護、これは介護とともに常に医療が必要な方、これはなかなか壱岐では難しいんじゃないかと思っております。これが、現在8施設18名、島外にいらっしゃいます。

ところで、先ほど議員御指摘の施設入所支援施設というのがございます。ここに実は32施設60名の方が島外でお暮らしでございます。この施設入所支援につきまして、そういう施設につきましては、議員おっしゃるような壱岐のほうで何とかできないかなと今、考えておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田議員。

議員（7番 町田 正一君） 要するに、施設入所型ですから、私が言っている昔の精神薄弱者の更生施設なんですよね。要するに、そこに入れれば親御さんがお亡くなりになっても、ずっと一生面倒をそこで見ていけると、終身ですね。それが、島外で60名ということは、壱岐に全部が帰ってこられると思いませんけども、つまりその方たちはもうこれ、いうたら悪いですけど一生島外にずっとおられるわけなんで、ぜひこれ行政として、短期型の例えば宿泊型じゃなくて、私が言っているのはもう宿泊型があるのは知っているんですよね。宿泊型じゃなくて、要するに親が死んだ後、じゃあ誰が面倒を見るんだという、親が死んだ後もちゃんと収容して、その人が一生を送っていける施設を、短期入所とか宿泊型じゃなくて、もう一生安心だとその施設に、これ変な言い方ですけどね、そういった施設を、これはもう行政の責任として私はやらないかんと思っております。ぜひ、市長の任期中には多分できると思いますので、ぜひそちらもよろしく願います。終わります。ありがとうございました。

議長（市山 繁君） 以上をもって町田正一議員の一般質問を終わります。

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時50分休憩

午後1時00分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2番、呼子好議員の登壇をお願いいたします。

〔呼子 好議員 一般質問席 登壇〕

議員（2番 呼子 好君） 今日昼からということで、大変皆さん方は眠たいだろうと思っているんですが、関係ない職員の方はどうぞごゆっくり。それでは、今日は私は4点ほど市長、教育長に質問をしたいというふうに思っています。

まず、1点目の離島振興法の関係につきましては、午前中、鵜瀬議員のほうから詳しく、また答弁も詳しくあったようでございますので、簡単に流したいというふうに思っています。この離島振興法の改正につきましては、市長が全国の離島振興協議会の会長として努力され、めでたく10年間延長ということで大変感謝をいたしております。御苦勞に感謝を申し上げたいというふうに思っています。

この離島振興法の改正と私は農業、水産業の振興計画についてということ、題にしておりますが、先ほど市長が言われますように、今回の離島改正法につきましては、市町村の工夫によって、やる気があるところには出すというそういう意向でございますので、先ほど言われますように職員の知恵をかりて、英知を結集してこの事業費は少ないようでございますが、ぜひ、50%の補助のようでございます。どうか、また事業予算につきましても、今から交渉しながら獲得していただきますようお願いをしたいというふうに思っております。

特に今回の離島振興法改正につきましては、産業や観光事業、これに対する手厚い状況が出ておるようでございますので、大いに壱岐は関係ありますので、そういうのを工夫しながらぜひ達成されるようお願いをしたいと思っております。

私は、この中でも活性化交付金のほうは別といたしまして、農業、水産業につきましてはの振興について、若干お願いをしたいというふうに思っています。農水省も来年度予算につきましては、世界的な食料不足あるいは温暖化等によりまして、なかなか受給率が上がらないという中で、大幅な予算計上ができておるようでございますので、それにあやかって、ぜひ壱岐も取り組んでいただきたいというふうに思っています。

その中でも特に新規就農支援事業、昨年からあってありますが、これにつきましても国が1人当たり年間150万円、そして5年間ということでございます。これを単純に1年間割りますと、月に12万円という状況でございますが、なかなか12万円では生活が難しいかなというふうに思っています。できれば、雇用の面等もございまして、壱岐市独自であと3万円くらい上乗せしてもらえば、月に15万円くらいあればどうか軌道に乗るんじゃないかというふうに思っていますので、ぜひ来年度予算に対する計上、あるいは検討をお願いをしたいというふうに思っています。

おります。

今回の、この離島振興法改正につきまして、実は市長のコメントが出ておりました。長崎新聞に出ておりますので、若干披露したいと思っておりますが、離島振興法の延長が決定したことに対して、長崎新聞に離島振興協議会の会長としてコメントをされております。

市長は、法改正というより新法制定を受けとめていると、充実した内容で感謝しているというコメントを出されております。先ほど言いますように、前向きに政府も離島振興法に取り組んでおるようでございますが、何回も言いますがそれを重視しながら、今後の壱岐の事業繁栄に御努力をお願いしたいというふうに思っています。何か、これにつきまして市長のほうで、コメントがありましたらお願いしたいと思います。

議長（市山 繁君） 呼子議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 呼子議員の御質問にお答えいたします。

この離島振興法の改正、延長につきましては、本当に離島住民が心から願っていたものでございまして、御存じのように6月20日に国会通過したわけでございますけれども、今国会でこれが通過するのだろうかという、大変政局が混迷しておりました関係で、なかなか国会上程ができませんでした。そういう大変な心配もございましたけれども、上程されたらもう即日採択というようなことで、衆参両院ともに議員提案でございますから、そういうふうになったのかと思えますけれども、ぎりぎりセーフでこの国会を通過したという状況でございました。それも含めまして、本当に安堵で胸をなでおろしたところでございます。

つきましては、先ほど言われますように、この離島、改正離島振興法をフルに活用すべく壱岐市長として、そして全国離島振興協議会長として邁進してまいりたいと思っておりますのでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） 力強い言葉をありがとうございました。ぜひ御努力をお願いしたいというふうに思っています。

それでは、2点目の件でございます。海岸の高潮対策についてということを出しておりますが、この問題につきましては、特に海岸線に住む住民がいつも不安をしておる問題でございまして、壱岐島内の浦部という地域はかなり多うございまして、私は海拔1メートルあるかないかじゃないかなというふうに思っておりますが、先日の16号台風のときも、私は現場に行きまして、ちょうど10時ごろ満潮時間でございましたが、道路が浸水しておるという状況がございまして、ぜひこれはどうにかせんばいかんなど。

上から雨が降ってないから、割と少なかったようでございますが、大雨のときあるいは高潮のとき一緒に、同時になると、家まで浸水するというそういう状況でございますので、ぜひこれについては市では大変無理だと思っております。国、県の力をかりながら、ぜひ何かの形で対策をお願いしたいなと思っております。特に東北の津波、ああいうところで技術的にはある程度確立されておるといふふうに思っておりますから、ぜひそういうのを参考にしながら、国、県に対する強い要望をお願いしたいといふふうに思っております。市長の見解をお願いしたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） この呼子議員の2番目の質問、海岸の高潮対策についてお答え申し上げます。

この高潮というのは壱岐にはなじみが薄いと思われるかもしれませんが、壱岐では小崎、八幡、勝本がこの高潮の被害を受ける、非常に受けやすい場所でございます。今年も、今度の16号台風の折もちょうど満潮と再接近が重なりました。大変心配をしております、それぞれ土のうなどを積み上げたわけでございますけれども、幸いにして呼子議員がおっしゃるように雨が降らなかったために、潮だけということございまして、その時間も10分程度で護岸を超える時間もその程度ございまして、安心したわけでございますけれども、今は大潮の時期でございまして、本当に心配いたしました。

ニュース等で皆さん御存じのように島原半島、これは床上浸水までしております。そういった中で、この高潮だけを考えますと、例えば護岸を上げるとかそういったことで足りるわけでございますけれども、雨が降った場合、そのことが逆に雨水を流すことを妨げてしまうということございまして、県もこの対策に非常に頭を痛めているということでございます。島原半島などは毎年のようにああいう高潮被害を受けておりますけれども、なかなかその解決策がないということでございます。ひとつ今呼子議員御指摘されますように、県あるいは国等々専門家のお力添えをいただいて、そういった災害の防止に努めてまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） これは災害でございますから、早急に働きかけをお願いしたいといふふうに思っております。

それと、次、3番目に入りたいと思っておりますが、海岸の岸壁に対する階段としておりますが、はしごですね、これの設置をお願いしたいということで、それぞれ小さい漁業部落からは出ております。大きいところは浮棧橋というのがある程度何箇所かできておるようでございますが、特に漁師さんも高齢化になっておりますし、船の乗り降りとか、あるいは干潮時期には大変苦労

されて、自分で木製でつくってやってあるという状況でございますが、簡易なものでいいというふうに思っていますので、ぜひある程度調査されまして、このはしごについて設置方をお願いしたいというふうに思っておりますので、市長の考え方をお願いしたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 干潮時に船の乗り降りが危険であるということで、階段、手すりの設置をとということでございますけれども、既設の岸壁を開削して新たに掘り込み階段を設置することは岸壁の構造上不可能であります。

今議員おっしゃいますように簡易でいいということではございますけれども、安全性等々の関係がございます。それともう一つは、県営漁港を除きまして現在1,000隻ほどの在港隻数がございます。そういった中で、やはり全ての係船場所に、もちろん1隻ずつということは不可能でございますけれども、タラップをつけるということ、それはやはり係留場所を固定するようなことにもなりますし、やはりこれについても非常に厳しいのではなかろうかと思っています。

昔のように、船がひしめいておりますと、1カ所つけて船を伝って、例えばいけるという状況もございますけれども、今そういう状況にございません。やはりこのタラップをつけるということは、相当数のタラップをつけなきゃいかんということになるかと思ひまして、現実的に非常に厳しいのではなかろうかと思っております。

実は、今おっしゃいますように付帯式係船岸を各漁港に設置中でございまして、補助対象事業に該当する漁港につきましては、その潮位に合わせて上下いたしますFRP式の付帯式係船岸を設置をしておるところでございます。県営は県で、漁港が17港ございまして、市が15、県が2ございます漁港は、そのうちの17港のうち10港が補助事業の対象となります。

この補助事業の対象というのは、漁船でありますと50隻以上、係留があるということでございます。今、実施をいたしておりますのが、終わっておりますのが、山崎漁港、筒方漁港、湯本漁港、初山の久保漁港でございまして、現在八幡を計画に上げているところでございます。県の事業につきましては、芦辺漁港、瀬戸も含めたところでございますけれども、県において実施をされておるといふ現状でございます。

そういったことで、一つ一つのタラップについてはなかなか厳しいというお返事をさせていただきたいと思ひます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） 一つ一つは大変無理だというふうに思っていますので、漁協なら漁協に3個なり4個なり、そういうのを設置してもらえばある程度助かるんじゃないかというふ

うに思っておりますが、その点いかがでしょうか。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今おっしゃいますように、漁協とその実態を協議をさせていただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） ありがとうございます。先ほど浮棧橋の関係でございますが、できれば部長の答弁をお願いしたいと思いますが、どのくらい事業費がかかって、どういう規制があるのか、条件をちょっとお願いしたいなというふうに思っています。

議長（市山 繁君） 後藤農林水産部長。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 登壇〕

農林水産部長（後藤 満雄君） 呼子議員さんの御質問にお答えをいたします。

まず事業費というふうなお尋ねでございましたが、設計から実施まで大体メーター当たり100万円ほどかかるというものでございます。

それから、設置に関する条件というお尋ねでございましたが、先ほど市長も申し上げましたように、漁船が島内にそれぞれ21港の港の中におられるわけでございますが、利用漁船、その港を利用する漁船が50隻以上で、なおかつその港に陸揚げをされるのが100トン以上、そういうところがこの付帯式係船岸の設置にかなうところというように県のほうで決められておられます。それに基づきまして、先ほど市長が申し上げました港が、この付帯式係船岸の設置をもし地元が希望されるならば、計画の中に取り入れていかれる港というふうに思っておるところでございます。

以上です。（「補助率は」と呼ぶ者あり）申しわけございません、ちょっと補助率につきましては、国が50だと思っておりますが、県の分の上積みは今記憶にございませんので、後ほど答えさせていただきますでしょうか。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） ありがとうございます。それでは、次、4番目でございます。教育長にお尋ねをしたいというふうに思っておりますが、例の廃校中学校の備品等の処理についてでございます。

廃校になりまして、1年半ほどたつわけでございますが、旧中学校の備品は合併当時は使うものはある程度は新しい中学校なり、小学校に保管とか移管されておられるわけでございますが、使わ

ないもの、こういうのがかなりございまして、今一括して那賀中学校に移管保存されておるといふふうに思っておりますが、その中でも使用できるもの、これもその中に入っておるだろうといふふうに思っておりますが、聞きますと個人的に欲しい備品もあるという方もありますし、特にグランドピアノ、これも保管されておるといふことで、そういう高額なものもまだそのままになっておるといふ状況があるようでございまして、私はこのものについては市民に公募しながらして、そして売却処分したらいいんじゃないかといふふうに思っております。

それと、前の廃校中学校の跡もまだ工作機械とか工作台とか、あるいはエアコンとか、そういうのが残っておるようでございまして、やっぱ早目にそういうのを処分して、売却の検討をしたらどうかといふふうに思っておりますが、教育長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 2番議員の呼子議員の質問にお答えいたします。

6月の議会でも呼子議員のほうから御指摘をいただき、このことについても少しずつ取り組みを進めていたところでございます。御指摘のように旧那賀中学校には廃校となった中学校の資料や物品の多くが集められております。これは、中学校統廃合に伴う廃校学校備品について可能な限り近隣の小中学校へ移管して、有効活用を図ってまいりました。

しかし、最終的に移管されなかった物品については、競売等の方法で一般へ周知し、処分をすることで確認をしてきておりました。廃校後、なお残存した物品はこれまで現在の小中学校における補充用として、そのままそれぞれの廃校校舎に保管をする形とならざるを得ませんでした。

この夏、お知らせをしましたが、7月の26日から8月の10日までの間に壱岐市学校用務給食会の職員の力をかりまして、延べ80人の応援が受けられ、廃校学校の各教室の散在しておりました物品や図書類を整理整頓し、一般への競売へ向けて準備を進めてまいりました。整理した結果、大変見やすくなりましたので、もう一度各小中学校へ最終の物品見学会を8月の23日と24日に行い、要るものがあつたら有効活用してほしいということできり行いましたところ、結構多数の物品の活用も生まれました。

机、椅子あるいは縦型のピアノ等もその中にも入っております。今後、御指摘のような廃校校舎に残っております卓上機械類や、固定されている大型旋盤、そういった機械類とまたスパナや金づち、のみやのこなどの物品あるいは工作台など、価格の設定等を考慮しながら一般競売へ向けて準備をしてまいりたいと考えます。まず、一般競売としてはその地域の方を、その廃校校舎の分については中心にとり行い、その後広く市民に案内をしたいという考えを持っております。このお知らせする時期、競売の時期はそう遠くない時期だと受けとめていただければと思います。

以上でございます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） 近いうちに競売にかけるといってございませうが、私は那賀中学校に今あるやつも全体一緒に競売したらいいんじゃないかと、そして各学校にまた行って競売するとかですね、2日なら2日間かけて午前午後とか、そういう形で競売したほうがいいんじゃないかというふうに思っていますが、要は市民に対する周知徹底をして、ぜひそういう処分をお願いしたいなというふうに思っております。

今日は、かなり時間が短くなりましたが、いい答弁をいただきましたので、これで終わりたいと思っております。ありがとうございました。

〔呼子 好議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって呼子好議員の一般質問を終わります。

.....
議長（市山 繁君） 次に、1番、久保田恒憲議員の登壇をお願いします。

〔久保田恒憲議員 一般質問席 登壇〕

議員（1番 久保田恒憲君） それでは、もう早速一般質問に入りたいと思います。

まず第1点、市民の健康維持に努め、医療費抑制を図るべきと、壱岐市の現状と課題を尋ねるといって、3点、まずその1、国県でも高額レセプト件数の増加によって、医療費の増大が財政を圧迫しているが、壱岐市の高額医療費の現状を尋ねるといって、

2番目、国民健康保険、国保の1人当たり医療費の順位で医療費がかかっているといって、23年度長崎県は後期高齢者が全国で4番目、そのほか6番目と高いんです。じゃあ、高い長崎県内で壱岐はどのような順位といつか、どのくらい他市町に比べてかかっているのかといって、

3番目、このような状況の中で、壱岐市として今後医療費の抑制、そのようなそれに対する取り組みはどのようになされているかといつか、第1点でお尋ねをします。

といつかは、私が市の国保運営協議会委員といつか、こういう国保新聞といつかのが届けられます。これを見ますと、高額レセプト、国全体で2万件突破と、1,000万円以上は961件、23年度国保といつか、これを見ますと全国的に見てレセプトといつかは患者の診療費を医療機関が保険者に請求する医療費の明細書といつかなことなんですけど、1人1年で1億5,000万円を超えとか、1カ月の最高が5,983万円であるとか、約6,000万円ぐらいの医療費がかかっているわけですね。そういうのが増えていると、その増えている理由はいくつかここに書いてあります。手技料増点が影響したのか、もちろん高額な医療費にはちょっと難しい難病の部分が占めているといつかはありますけれど、どちらにしろすごい医療費が出てい

ると。

じゃあ、先ほど言いました県別にどういふようになっていふかというのも出ていふわけです。じゃあ、長崎県は収入はどうかという御存じのようによ県民所得の収入は21年度しかまだ出ていふないようですけど、今度はワーストで御存じのようによ日本で44番とか、47都道府県の中でもワースト5か、7か、10ぐらいいつていふ長崎県の中、じゃあ医療費はどうか、医療費は高いほうからベスト4とか、6番と、ベストじゃないですね、高いほうから4番とか6番か、これで県の財政がよくなるはずがない。じゃあ、その中にある壱岐市はどうか。じゃあ、そういう壱岐市の中のできる取り組みは何なのかということで、1点目に質問させていただいておられます。市長、答弁をお願いします。

議長（市山 繁君） 久保田議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 1番、久保田恒憲議員の御質問にお答えいたします。

市民の健康維持に努め、医療費抑制を図るべき現状と課題を尋ねる。

1項目めに、壱岐市の高額療養費の現状ということでございますけれども、壱岐市の国民健康保険の総医療費は平成23年度におきまして、36億2,255万円でございます。前年度に比べまして748万円、0.21%減少をしております。しかしながら、被保険者数の減少によるものが主因でございまして、1人当たりの医療費は逆に31万6,742円と、前年度に比べまして6,378円、2.1%上昇している状況でございます。

高額レセプトにつきましては、医療の高度化に伴い、全国的に増加の一途をたどっておりまして、全国で1件1,000万円以上の超高額レセプトは、先ほどの議員の数とちょっと違うようでございます。手持ち資料としましては、635件となっております。疾患別に見ますと、心臓、脳、血液の3疾患で55.2%と半数を超えております。本市におきまして、80万円以上のレセプトは415件、そのうち200万円以上のレセプトは44件となっております。中でも、最も高額なレセプトは800万円を超える金額となっているところでございます。

1人当たりの医療費につきましては、平成22年度の国民健康保険で31万364円、県下で13位、ちなみに全国平均は28万1,384円でございます。長崎県の平均は35万285円でございます。後期高齢者におきましては、78万1,591円、県下で17位、21市町のうちの17位となっているところでございます。

医療費抑制の対策ということでございますけれども、やはり1人当たりの医療費、これはやはり重度化をしてから医師にかかるというのが、やはり高額になる原因だと思っております。やはり緊急を要する手術あるいは治療というものは、かなり終末期と初期の医療費というのはかなりかかると聞いておるところでございます。

本市の国民健康保険の医療費につきましては、高齢化の進展によるものももちろんございます。医療の高度化に伴うものもでございます。過去3年間の医療費から計算をいたしますと、約2.8%ずつ伸びると推計をしているところでございます。御存じのように、平成24年度の予算編成におきましては、2億円の一般会計から法定外繰り入れを計上いたしまして、それでも国保税は十数%の値上げをしなければいけないという状況がございました。これらの国民健康保険の財政運営を安定させるためには、やはり議員御指摘の医療費を抑制するというのが課題でございます。

先ほど申し上げますように、やはり重度化を防ぐということは、早期発見、早期治療ということにつながるわけございまして、私はやはり特に特定健診について、皆様方の御理解をいただいて、特定健診の受診率の向上に努めてまいりたいと思っております。23年度の受診率が49.2%でございます。県下3位でございましたけれども、今年度の目標65%達成につきましては、先日9月4日に公民館連絡協議会、漁協、農協、商工会等島内の関係機関にお集まりいただき、特定健診受診率65%達成共同宣言を実施したところでございます。

やはり、健康づくりはまちづくりの一環として市民みずから健康をつくる、健康を守る取り組みができる支援体制や環境づくりを推進いたしまして、乳幼児から高齢者に至るまで、各種健康診査の受診率の向上を図り、疾病の予防、早期治療、生活習慣病等の重症化対策のための保健指導体制の充実に努めまして、市民協働でこの健康づくりを推進して医療費抑制に努めてまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 要するに、現在できることは早期発見とかということで、まずは特定健診の65%達成を目指そうということでもいいですね。その宣言の場所に私もいましたので、一緒にうらふれ体操をしまして、一応こういうふうに国の現状、県の現状、壱岐市の現状を市民の方におわかりいただいて、やはり健診の必要性ということをお伝えたくて、この一般質問をさせていただきます。

それでは、2項目に移ります。小学生スポーツの現状と大会出場補助金制度についてということで、ちっちゃな1番で、小学校における社会体育としてのスポーツクラブチームが競技中心で過熱傾向に、私の目から見るとみえますけど、何か問題はないんでしょうかということが第1点。

第2点目、優秀な成績を収めたチームは大会出場の補助金があります。その補助金制度が、本当にスポーツ愛好の人たち、子供たち含めて知られているのか、どのような形で周知されているのかと、それとこの財政難の時代にその補助金制度は今後やはり子供たちのことを考えて増額の方に進まれるのか、あるいは減額、どちらのほうに進まれるのかということが第2点。

第3点は、体育支援員というものが配置されております。その役割と、その配置されたことに伴う成果、あるいはどのような目的でということ、簡単にわかりやすく説明をしていただきたいと思っております。教育長、お願いします。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 1番議員、久保田恒憲議員にお答えをいたします。

児童数の減少によりまして、小学校単位でのスポーツクラブの組織が大変難しくなっている地域がございます。児童の意思を尊重しながら、クラブに加入することが任意となっておる関係上、近年は他校のクラブチームへ参加している児童もあり、小学校においてもいわゆるクラブチーム化が進んでいると捉えております。この練習の過密について御指摘のとおりですが、少し長くなるかもしれませんが、私のほうとしてはよい点として3点。

1つ、目標を持つこと、目標に向かって努力する、力を合わせることを体感している。2つ、異学年の集団の中に入り、子供同士で育ちあっていくことで、身につける人間力。3つ目は、礼儀正しさ、スポーツマンシップを身につける等、青少年の健全育成に貢献をしていただいていると思っております。

一方、問題点として挙げられることに、5つ私自身が捉えております。

1つ、練習時間の長さ、児童としての成長過程の体力として心配をしております。2つ、心身ともに練習漬けになる傾向があり、土曜日曜も何らかの活動が計画される中で、家族や地域の活動と縁遠くなっている日常生活を心配します。3つ目、小学校段階で一つの種目のみに打ち込み過ぎて、中学校に進学してその種目をしたくないという生徒も幾らか出てきている。4つ目、児童数の減少で、入部する学年を下げざるを得なくなっている。体力の差の見られる中での活動でのけが等の不安。5つ目、島外へのいわゆる遠征時の費用も一部保護者には過重負担になっていないか等、考えております。

長い練習時間と練習漬けによる疲労の蓄積で、翌日の授業に影響が出ているとの声も少しは入っています。ある学校では、1週間のうちの1日を練習休みとする取り組みをされたところもございます。子供たちはその分、その日は図書室から本を1冊以上借りて読むように充てられております。監督コーチと学校側の話し合いでそのような方向を取り決めておられます。練習日に集中して練習して効率を高めようという試みだと思っております。

クラブの指導者の熱心な指導を見ていたら、なかなかそういう相談を持ちかけられないと、保護者や学校側は思っておられるようで、大変課題としては重いようでございます。これは、県下の教育長会や学校教育課長会でも県下全般にわたって、この過熱傾向にあることが課題となっていることもつけ加えておきます。指導者の皆様や関係者の皆様で、子供たちの長い将来を見据え

たスポーツクラブのあり方を協議していただきながら、改善を図っていただけたらと思いますし、市教委としてそのお手伝いができればいつでも相談に乗りたいと思います。

大きい2つ目の大会出場補助金制度の周知方法と補助額についてでございます。

これまでもいろいろなスポーツジュニア関係の団体の中で、社会教育課の職員のほうから口頭での説明をしてきております。過去10年以上にわたってきておりますが、この申請は今まで漏れたことは割とございません。仮に申請が遅くなった場合も受理をいたしましてその分についての支給をしておりますので、今のところ申請漏れのままでその年度を終わるという形はないので、ジュニアスポーツクラブ等島外へお出かけになるクラブの指導者を含め関係者の方々には結構周知が行き届いているものと捉えております。

費用につきましては、現在500万円の予算を組んでおります。平成23年度の実績が521万円とほぼそのことを上回る程度の子供たちの活動実績がありました。この予算額につきましても減額は考えておりません。同じ範囲でまず維持はしていきたいと、こう考えております。

3つ目の、体育支援員が配置されていることについての役目と成果についてでございます。

本年度の8月1日より県の緊急雇用対策事業の一環として、各市町に1名を基準に予算化をされたものでございます。壱岐市においては、市内の1小学校に1名配置をしております。体育支援員の役目は、小学校の体育授業や体育的活動の計画についての支援、用具・場の準備を行い、担任とのチームティーチング体制で体育授業の指導に当たっております。また、児童の体力向上を目指した運動の習慣化を図る取り組みを行う役目も担っております。

期待される成果といたしましては、1つ、充実した体育授業実践の結果として児童の体力が高まること、2つ、運動好きな児童が増え運動をよくする児童としない児童の差を授業中でも解消していくことが図られること、3つ目、目が行き届いた授業展開となり安全面の強化が図られている。現在配置されている学校からは、よりきめ細かな指導ができるようになったとの報告を受けております。

この体育支援員は教員の免許を持ち、加えて体育の免許を持っている者が望ましいということではなっておりまして、壱岐の場合の配置はその両方を兼ね備えた者を現在のところ配置をしております。

残念ながら、24年度の単年度事業でございますので、せっかくの成果が次年度に引き継げるかどうか課題として捉えているところでございます。

以上です。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 現状把握はされてるとは思います。ただ、私がなぜこういう質問

をしているかと言いますと、私が少年スポーツに関わってからもう30年以上なりますからね。その中で、まず私も関わる中で、他人様の子供を預かる以上はやはり自分なりに勉強もしなくちゃいけないということで、いろんな資格を取ったりそういう関係団体に入ったりそういうことを続けてきたわけです。その中で、現在の小学校のクラブチームのあり方っていうものが問題視されてから、壱岐の中でももう10年近くなります、はい。ですから、その現状を教育長が把握されているかどうかということで第1点目のこの質問をしております。

もう本来ならば、その問題点は解決に向けて動き出してはいけない時期なんですよ。私はもうかなり前に社会教育委員っていう立場にありましたときもそういう中でそういう話をしました。小学校の校長先生にも。小学校のスポーツクラブのチームは他でやってる小学生と同じ社会体育としての位置づけなんですよね。ところが、関わっている方が学校の先生であったり、練習場所が学校であったり、学校がやはりそういうことで取り組むことによってその学校中心に結成されているクラブチームがオフィシャル、公式、あたかも公式であるかのようにとられている、そういう現状があるのでそのような問題点も私は訴えてきました。ほとんど前進をしなかったのもう一回今回ここで取上げたわけです。

小学校の生徒が、人数が減ってきたからほかの学校と組む、あるいは低学年化する、それはそれでいいですよ。ただし、言われたように、子供のスポーツを1つの競技スポーツをやり続けるっていうことが子供たちの発育発達の段階で好ましいのかっていうことは、既に好ましくないっていうのは出てきているわけですよ、先ほど言われましたように。体育支援員もそういう形で配置されています。ですから、そのような中の対応の中で、私が今度は2番目に係る大会出場補助金制度の周知方法と今度の補助額っていうことを質問したのは、現実的にどのように周知されてるかという、関係者、今までもらってる団体にだけ周知されているんですよ。わかります。

私が平成17年3月2日に壱岐市ジュニアスポーツ関係団体協議会（仮称）というのに声がかかり、行きました。趣旨は、今まで4町がそれぞれにスポーツ参加補助金を出してたと、それを一つすり合わせしてやりたいということで集まっていたと。そのときは、私が、このときは5団体くらいだったんですよ。それまでは4競技団体が年間300万円、400万円、200万円か何かの補助金を使われてたわけです。

私は、初めて何で呼ばれてたかもわかりませんでした。ただ一応100名以上のその頃生徒を抱える責任者として呼ばれたんだろうと思ったらそういう補助金が既に使われてた。その中で、今まで1万円くらい1人出ていたのが9,000円にしたいと、今後市も行革の一環としてその補助金も削減したいというような話も出ました。私がそこで言ったのは、「削減もいいですけど、今までこういうことを、制度を知らない人たちもいるでしょう」って、私は知らなかったんですから。「じゃあ、知らせてくださいよ」と、「ほかの競技をやっている方もこういう補助金制度

があるんだったらそれを使うかもしれない」と、「もっと多くの人に知らせてくださいよ」というような話をしました。

それと、そのときに、でも、どんどんどんどん協議が増えていっても大変だから、やはり整理することも必要じゃないですか、県体に行くのはその当時の実施要綱では吉崎市で予選をして、優勝、準優勝で出場権を得たところが補助金対象だということだったので、「それでいいんですか」と、「これじゃあひょっとしたら大きくなるかもしれませんから」という提案をしたら、その次にはその枠が広まってました。現在は、吉崎市において予選会を経て出場権を獲得したチームに出すようになってるんです。1位、2位じゃなくて、例えば県のほうが3位、4位までいいですよって言ったら、その4位もいいんですよ、3位もいいんですよ。そうすると、大きな大会を当然目指して燃えますよ。

加えて、私が一番最後に呼ばれたのが20年7月17日です。それまでは17、18、19と呼ばれてました、20です。18年度から仮称じゃなくて吉崎市少年スポーツ関係団体連絡会議という名称になってました。今は24年度ですよ。だから、この間社会教育課に電話して、「最後は20年7月17日になってるけど、その後やった」と、「私呼ばれてないけど」という話をしたら、「いや、これはやってませんでした」と、ということは周知されてないということですよ。今まで知っている人たち、頑張れば県に行けるぞっていうその人たちは当然目指します。しかし、どっかで、学校じゃないところで何かいろんなスポーツやってるかもしれません。その人たちは知らないですよ。

ですから、周知はどのようにしていったるんですかと、やはり制度をつくった以上、公金を使う以上、それは多くの人にまず周知するのが普通じゃないですか。その周知についてもう一回。それと、はい、まず周知に、方法について教育長がどのくらい私の今の意見を聞いて把握されているか、ちょっとその点をお願いします。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 今のお話を聞きながら、私としては市内の各指導者を含めた団体のほうでは結構周知をされているものと受けとめておりました。あるいはその指導者の引継ぎの中でそのような形がなされ、幾らかこの補助金を交付されている団体が広がっているものと受けとめておりました。

例えば、野球ですと12団体、バレーボール12団体、ソフトボール7団体、ソフトテニス13団体、剣道4団体、卓球11団体、サッカー1団体、バスケットボール2団体、そして吹奏楽という文化活動にも1団体、合計今63団体に先ほど申し上げます521万円の補助額を出しておりました。御指摘のことを帰りましてもう一度社会教育課と相談をしながらこれからのいる

いろな会の中で、見やすい、わかりやすいパンフをつくりながらその周知の徹底を図りたいと思います。ありがとうございました。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 今まで私がこういう立場じゃないときにお話をしたことが本当に取り上げられていたんであればよかったわけです。それは、今団体が多いのであって、競技団体が同じ競技団体なんですよ。

それで、私が思うのは、県体とかいうのが、私スポーツ関係はさっき言いましたように詳しいんですよ。その中で、例えば県体っていうのは、本来ですと県体っていうのは一個なんですよ、御存じのように。正式に、例えばあるのは競技として、極端に言えば全日本選手権に通じる大会の県っていうのは1つなんですよ。あるいは予選会はあるかもしれませんが、要するに、私が言いたいのは冠大会がどんどん出てくるんですよ。歴史ある二十何回何とか大会、次は第1回ジュニア県大会、次は言えませんが、企業何とかカップ県大会、どんどん増えてきてるんですよ。ですから、そういう現状は見ないといけないじゃないですか。これは1つの競技団体が以前の16年までの派遣要綱にすると優勝、準優勝、だから、私に言わせれば1競技において年間派遣する大会は2大会に限るとか、そういうふうにしていかないとそれこそ競技団体っていうのは大会を盛り上げたいですからね。極端に言えば門戸を広げるんですよ、参加しやすく。その都度県大会だからって補助金出してたら市の財政もたないですよ。もたないってそんなに何千万もならないけど。

先日質問がありましたね。学校図書費二百何十万、こんなの一競技団体とか複数の競技団体で少し整理すればすぐお金出ますよ。

もう1つ、なぜ私がこれを取り上げたかと言いますと、先日議会報告会の中で消防団の消防団経費、県大会とかそういう県大会費はあると。でも、こういう大会費は少し抑えてでも子供たちのスポーツの補助金のほうに出してもらえないかっていう意見があったんです。ああ、保護者も非常に遠征費に苦労してると、ああなるほど、一般市民の方はやはりそういう認識だなと思ったわけです。それは、もらってる人たちは、言い方悪いけどもらって当然だと思われると思うんです。しかし、先ほど言いましたように周知されてなければ、私みたいに、え、今の間にこんだけの金を使って、もっとその枠を広げようとしてるのかと、それでいいんであれば構いませんけど、もう1つ言わせていただければ、アマチュアスポーツの原則っていうのは身銭を切ることですよ。自分の楽しみのためにやるんですから、大人だろうと子供だろうと。そこに手厚い補助が必要ではないとは言いませんけど、少なくとも公平公正に周知なり補助金の支給なりしていくように持っていくのが教育委員会の立場ではないですか。私の意見が間違っていれば間違ってるで構

いませんけど、その点について教育長、見解をお願いします。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 議員御指摘のように、23年の実績でちょっとお話をさせていただきますと、先ほどの各種団体が出かけております。その中で同一チームで県に出て、多くてもそれは3回に一応とどまっております。よって、議員の1つの提案としての2回という形の中に標準化、平準化していくとすれば、そういったところに落ち着きそうな気もいたしますので、1つの検討課題としてその分をさせていただきたいと思っております。

なお、壱岐市の場合も各種のジュニアの大会等が空いている日を見つけてはつくられて実施され、その上位チームに何とか県大会への出場権を付与しようという、指導者が、あるいは申し合わせ事項等がそこに出てきて、1位、2位にとどまらず、3位ないし4位のチームにもそういう体験を踏ませようという配慮を、私どもは青少年健全育成の中での一つの場として捉えておりましたので、割と重要な形でできておったところでございます。そういった点も含めながら、より多くの子供たちにその体験を積む、またそのためには周知をしっかりとしなければいけないということは深く認識をしたところでございます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 青少年の健全育成、じゃあ学校の関係、先ほど言いました同じ社会体育でありながらこういうところの補助を受けてなかったり、あるいは学校のところでやっている団体以外は青少年の健全育成をしてないんですか。要は、いらんところでやってるんですよ、青少年の健全育成と言いながら。その中で、私が言いたいのが学校の付近で行われるものだけが特別じゃないと、それは私が言うんじゃなくて教育委員会が言うべきでしょうということです。費用もこういうふうに出てますと、でもこれは多くの人に学校じゃない、いろんな社会体育でやっている人に、子供たちにあるんですよということを教育委員会のほうで今まで広く周知していなかった、そこをどういうふうにかえられているかっていうことなんですよ。スポーツが嫌いな子もいますからね。無理して、チームが成立しないからって無理している子がいるかもしれせんよ。勉強のほう得意な子がいるかもしれないじゃないですか。そういうのは、そういう問題点は学校なり教育委員会が把握して何か問題の解消をすべきじゃないかっていうことをお話をしているわけです。でも、この点については結構です。私はスポーツを否定する者ではなくてスポーツを応援する立場でもありますし、ただ、その中で言わなくちゃいけないことはやはり平等性であったり、それからやり過ぎたらけがをしたりとか、そういうことをお伝えしたかったわけです。ですから、ぜひ教育委員会の責任は重いので、社会体育に関してもしっかりとした対応策

をとっていただきたいと思っております。

3番目の体育支援員制度、これは今年の6月22日に長崎県の予算委員会である女性議員が質問してました。以前は体育コーディネーターと言っていたけど今回は体育支援員って名前に変わっているけど、それを活用した長崎市内の小学校の先生から非常に良かったと、本当にいい子ができたから単年度に終わらずぜひ今後ともそういう制度を活用してくれないかっていう意見でした。

教育長、先ほど言われたように、体育の免許を持ってて体育が専門であってというのはちょっと違うと思いますよ。スポーツ基本法にいうそのいろんなスポーツの今流れは、細かいとこまで覚えてませんが、学校で補えないものはそれぞれ地域の専門家を活用して、で小学校時代に培わなくちゃいけない神経系の発達っていうんですけどね、コーディネーショントレーニングとかそういうものを地域の人たち、そういう専門家あるいはそういう人たちを活用して取り組みなさいっていうふうになってると思います。それはどんなスポーツでもそうです。学校の先生、免許を持ってないといけないっちゃうことは、それは学校の正式な授業だったら、授業ちゃうか必要なあれだったらとか、小学校のときに体育を、小学校は本来は体育の専門家がいるっちゃう、必要だっちゃうのが私たちスポーツ関係者の訴えなんですよ。それは小学校の先生はオールマイティーですよ。その中で体育の得意な先生がいらっしゃるでしょうか。すごい得意じゃなくて、多分いらっしゃったとしたら、私はサッカーがすごかったとか野球がすごかったと、そうじゃないんですよ。

ですから、これが単年度であれば次年度、極端に言えば地域にそういう人たちはいないとか、安く、安くってちょっと語弊がありますが、パートでもいいですいろんな形でそういう人たちを有効活用して、要は子供たちの体を動かすことの大切さを植えつけるっちゃうことが第一条件ですから。

先ほどの中でいろんな効果以外、言われましたね、いい所と悪い所、勉強のことも言われましたけど、けさの読売新聞で全国学力テスト、その分析で小学校6年生分析したら少数点とか掛け算とか割り算が苦手だと、国語は書く力が不足していると。5年生までにちゃんとしとかなないといけないことがおそろかになってるよと。これじゃいかんということで今から分析されている対策は練られるんでしょうけど、それも一つ付け加えておきます。それがもしさっき言いました過熱すぎるスポーツクラブがその一要因だとしたらそれこそ問題ですからね。ほかにもあるんですけどね。今回は小学生のスポーツの現状と大会出場補助金制度については終わりますけど、先ほど言いましたように、今減らさない方向ってということなので、多分多くの今までもらわれてる方はほっとされてると思います。

じゃあ3番目、交流人口増加策として観光サポーター制度を提案していました。ここにもう書

いてあります。年度ごとのサポーターで、このちょっと字が間違っています。誘客数の「ゆう」は「遊ぶ」じゃなくて「誘う」でした。申し訳ないです。その実績に対しての評価と対策、過去の経緯に照らし、今後の取り組みはということで、過去にも一般質問でも私は市長にお話をしました。市長は提案って言われたから、私議員になる前にこれ提案して、議員になってからとにかく進めているわけですけど、現状はどうなのかなということです。それをまず現状のこの1、2、3を、ここに書かれているとおりもう簡潔に答えていただいて、ちょっとまたお話を進めさせていただきたいと思います。市長、お願いします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 久保田議員の3番目の御質問、観光サポーター制度についてでございますけれども、1番目の年度ごとのサポーターによる誘客数はということでございます。

この制度を創設いたしました平成21年度以降におきます年度ごとの数を申し上げます。平成21年度、サポーター4人、誘客数94人、平成22年度、サポーター3人、誘客数60人、平成23年度、サポーター2人で誘客数46人、この今申しましたサポーターの数は実際に誘客していただいた方の数でございます。現在登録されているサポーターの数は4人でございます。

正直申し上げます、本制度はなかなか市民の方々に浸透していないのではないかと感じております。この現状を考えまして、実は次の対策を講じてまいりました。

まず、平成22年4月にサポーターとなる登録要件について、より市民の皆様がサポーターとして登録しやすくなるように登録に必要な誘客数を10人から5人に減じております。また、平成23年10月にはサポーター制度の運用を委託しております壱岐体験型観光受入協議会とも連携しながら、市民の方々になるべく負担をかけないための手続のため、手続の簡素化などを行いました。このことによりまして、お客様の宿泊先とのやり取りを同協議会が行うよう制度を改正したところでございます。

また、周知につきましては、平成23年10月に運用の見直しを周知するチラシを新たに作成し、合わせて委託先の受入協議会職員がケーブルテレビの行政情報コーナーへ出演いたしまして制度の周知を行いました。加えて、平成24年3月には市内全世帯回覧により市民皆様への周知に努めてまいりました。

これらの取り組みによりまして、市民の皆様方からの問い合わせも以前と比べますと徐々に増えておるところでございますけれども、制度自体の市民皆様への認知がまだまだ足りないと認識をしております。今後もサポーター制度の運用を委託しております体験型観光受入協議会とさらに連携を図りながら本制度の周知徹底に取り組んでまいります。

先ほど、ケーブルテレビ、いろいろ話をいたしましたけれども、このケーブルテレビの活用に

ついても十分考えていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） あのですね、じゃあ、市の皆さんされている、幹部の皆さんとか、あるいは市の職員、どなたかサポーターになられている方ちょっと手を挙げてもらえます。観光受入協議会に任せてる連携じゃなくて、私前に言いましたよ。市の職員500人いるんだったら、その職員がちょっと子供たちも島外出てるんですから、帰ってくる時誰か友達来んかとかネットワークで誰か呼んで、そりゃあ1人呼んだって500名ですよ。泊まらせて3万使ったら、2万使ったとして計算が難しいから、1,000万ですかね。だから自分達からやらないといけないじゃないですか。私やってますからね。これ、私も100名近く呼んでますよ。ただ登録したのは県民体育大会はその対象にならないんですよ、残念ながら。だから、その40人ぐらいいはもう浮いてますけど。自分のことじゃないですか。結局、ずっと見て補助金もいいんですけど、家の中でも入ってくる給料が減ったら出す支出も減らすでしょう。で、何かアルバイトとかないか、何かないかって稼ぎを考えるじゃないですか。

この質問をしたのは、やはり議会報告会で、ある方が「議員ってのは生産性がないから人間減らしなさい」と言われたんですよ。ああ、そういうふうを考える人もいるなど。でも、市の職員でも公務員ですから儲けることができなくても、我々だって一生懸命いろんなことを提案したり一生懸命やって、市の人たちの売り上げが大きくなって税金が増えるようになれば生産性あるじゃないですか。そういうことでこれを提案してるんですよ。私たちもできるわけです、金もかからん。だから、まず市の幹部の人、例えば企画振興部長はそれが専門だからそれは対象外とか、観光商工課の職員は対象外となってるんですよ。でも、それ以外はみんな取り組んでいいじゃないですか。ですから、ぜひもう一回市長が声をかけられてとにかくやってくれ、多分やられてるんですよ。個人的にやってるんですよ、間違いなく。でも、そしたらせつかくある制度だったらそれに登録して数として残してください。そうしないと、「いや本当俺もやった」と、「俺も呼んだ」と、「何人も呼んだ」とって、形がなければ説得力ないでしょう。ですから、今までは各自努力してたけど、今後はこの観光サポーター制度を職員も最初何人、5人呼んで、なるべく登録するように、5人呼べなくてもいいじゃないですか。1人しか呼べなかった、2人しか呼べなかった、呼ぶことの難しさがわかっただけでもいいじゃないですか。ぜひ、それ市長、声をかけてください。それ声をかけられるか、かけないかだけの返答をお願いします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） おっしゃるように市の職員は登録をしておりません。しかしながら、議

員おっしゃるように、この観光のみならずすべてのことについて市の職員は実際に行動はしているわけです。ただ、こういう制度にはサポーターに手を挙げて名を連ねなさいという御意見でございます。観光サポーターだけではなくていろんな制度がございます、それぞれにやはり得意分野もあるかと思っておりますので、この観光サポーターについて再度IPKというのがございますけれども、こういう御意見があったということでそれにぜひ賛同してもらえないかということとは伝えたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） わかりました。とにかく、じゃあここにいらっしゃる市の幹部の皆さん、ぜひ次回は、3カ月後じゃ厳しいので半年後ぐらいに私がもう一回質問しますから、それまで私と皆さん方と競争しましょう、誘客を、よろしいでしょうか。よろしい。まあ、ぜひそういう気持ちでやっていただきたいんですよ。今できることを一緒にやりましょうということなんですよね。国の指示とか県の指示とかじゃなくて、今自分たちでできることは一生懸命取り組みましょうということをお伝えしてるわけです。そういう面では多分反対はないですよ、はい。じゃあ、次の機会にぜひ誘客人数が増えていることを期待しまして私の一般質問を終わります。

〔久保田恒憲議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって久保田恒憲議員の一般質問を終わります。

.....
議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を14時25分といたします。

午後2時14分休憩

.....
午後2時25分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、先ほどの呼子議員の岸壁の階段についての説明を後藤農林水産部長よりお願いします。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 登壇〕

農林水産部長（後藤 満雄君） 先ほどの呼子議員さんの質問の中で、補助率はどういうような御質問がありましてお答えすることができませぬに申し訳ございませんでした。

今、これまでのものと調査してまいりましたので報告をいたしますが、湯ノ本漁港につきましては国が60で県が9%の69%、それから八幡の柏崎につくっておりますが、これが漁村再生交付金事業でありまして、国が60、県が10の合計70%でございます。それから、山崎が強い水産業づくりでつくっておりますが、これが国が50で県が17.5%の67.5%、それからもう一つ、大久保ができておりますが、これが国が55%、県が11.6%の66.6%でござい

ます。

今後考えられる事業といたしましては、強い水産業づくり交付金というようなもので計画をしていかなければならないというふうに思っておりますので、約70%弱の補助率があるのではなからうかと思っております。

以上でございますが。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 一般質問を続けます。

次に17番、瀬戸口和幸議員の登壇をお願いします。

〔瀬戸口和幸議員 一般質問席 登壇〕

議員（17番 瀬戸口和幸君） 私は2項目について市長に質問をいたします。

まず1番目は野犬の駆除対策について。これにつきましては、最近非常に私の近辺を中心にしましていろいろ聞いてみますと、野犬がすごく徘徊しているということで何らかの対策を講じないと非常に住民も不安に思っておりますので今回質問することにいたしました。ということは、まず状況、最近の状況から触れたいと思います。

今朝も私の店の近くを1頭走りました。昨日の夕方、前のほうも白い犬が走りました。昨日の今朝のはまた別でございました。二、三日前には3頭がグループになりまして、ちょうど私自分のうちの犬をちょっと散歩さしとったら、まあ大丈夫だろうと思って鎖を外しとったら、先の方で騒ぎ出しましたので走って行きましたところ、3頭が群れをなしてうちのに襲いかかろうとしておりました。1頭は、小さいのは逃げました。私が行きましたら真ん中のは逃げました。一番強いボスはうちの犬とちょうど対峙しておりました。私が行った時点でその犬は逃げましたが、うちのが追っかけて行ったもんですから私捕まえるのにちょっと苦労しましたけど、どうにか連れ戻しました。

そういうことで、それから聞くところによりますと、武生水地区ではお年寄りが野犬にかまれたということをお聞きしております。それで、近くの人野犬の被害ということを知って見ましたら、道路でたぬきがやられてるのは見たということです。たぬきはやってもいいんだと思いますが、家で飼っている猫が五、六匹まとめてやられたという状況がありました。今は猫ぐらいでもいいんですが、御存じのとおり次は何を襲ってくるかわからない。一番人畜の被害です。特に、子牛等を襲う可能性がないんだろうかと。それから人に対して、特に子供等、学校帰り等にどうだろうかとということでちょっと憂うわけです。

御存じのとおり、野犬にかまれますと狂犬病というのは御存じかと思いますが、幸いにしてここ50年来日本では国内での発生はないそうでございますが、国外から旅行から帰った人が40年前に発症してということで、狂犬病の恐ろしさについては皆さん御存じかと思いますが、こ

れにやられると100%近くの方は亡くなるということをたします。

このために国としては狂犬病予防のためにやってる、市でもやっておられるようでございますが、その予防の受診率は日本国内では50%らしいんですよね。吉岐の場合はどうかちょっと私は把握しておりませんが、市でも年に1回やっておられるのでどのくらいかは、結構やっておられるんじゃないかと思います。

このために、野犬の捕獲のために調べてみますと、年間460万円ぐらいつぎ込んでおるといことなんです。それで、今は主に箱わなっていうか、これで捕獲が主になってるかと思います。これについても、私も合併以前からずっと野犬が徘徊しとったもんですから町のほうからお借りしてこれと思うところに設置しましたが、残念ながら捕まえることはできませんでした。かかるのは猫ばかりです、はい。

それで、実際460万円つぎ込んでるけど、その実績はどのくらいになってるのかなと、ここ数年、まずお聞きしたいと思います。

それから、捕獲の方法、先ほど申しますように、今、捕獲のために箱わなを主体にやってるんですけど、どうもこれ問題あるんじゃないかと思います。ということは、猫は近づくけど犬はだめというのは、御存じのとおり、犬は嗅覚が発達しておりますし、非常に警戒心が強いということです。

それから、学習効果といいますか、一回失敗すると絶対彼らは二度と近づきませんね。犬同士がけんかして、自分が一回けんかしたこと、で負けた犬は絶対これ近づかない、相手にしない、これも学習効果だと思います。

そういうことからすると、今のやり方では非常に問題があるということから、捕獲の方法を実際この対策として、成果が上がればまた別です。だけど、先ほどから申しますように、最近の徘徊の状況からして、成果が上がってないんじゃないかということで、実際こういうのに鑑みて実績アップのためにどう対策を考えておられるか、併せてこの3つについてとりあえず質問をいたします。お願いします。

議長（市山 繁君） 瀬戸口議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 17番、瀬戸口議員からの野犬駆除対策についての御質問でございますが、お答えをする前に瀬戸口議員にお願いでございます。飼い犬といえども鎖を外さないでいただきたいと。それがやっぱり野犬になる可能性もあるわけでございますから、ぜひこれはお願いしたいと。また、私のように犬嫌い人間は飼い犬でも怖くてたまらんとです。一つよろしくお願ひしたいと思っております。

さて、瀬戸口議員の野犬駆除対策につきましては、野犬の集団化によりまして子供たちが怖が

っている、または鳴き声がうるさい、そのような相談が寄せられた場合に吉岐保健所と連携を取りながら捕獲を行っておるところでございます。

捕獲実績につきましては、22年度において61匹、23年度66匹でございます。456万円の業務委託を行っておるところでございますけれども、委託内容はこの捕獲だけでございまして、市道等で犬、猫の死骸の回収をお願いしております。23年度実績で247匹、引き取り犬・猫の回収、23年度同じ実績でございますけれども79匹、それに加えて不法投棄物の回収作業を行うといった内容で456万円を委託料として払っているところでございます。

先ほど学習効果とおっしゃいましたけれどもそのとおりでございます、野犬は一度捕獲経験ある場合は捕獲器への警戒心が強くなるために近づきもしないという状況でございます。

平成23年2月から睡眠薬を使用した捕獲を計8回実施をいたしました。まず、数日間餌付けを行い、保健所の獣医師監視のもとで餌に適量の睡眠薬を混入し捕獲する方法でございまして、現在まで8匹を捕獲しております。野犬の捕獲につきまして、今後も保健所と連携しながらより有効な対応策を模索してまいります。

また、野犬を増やさない対策といたしましては、やはり飼い犬が野犬化するということもございまして。登録犬の避妊、去勢手術費用の一部助成を行っているところでございますが、平成22年度のこの避妊去勢術の実績は22年度31件、23年度32件でございます。犬の放し飼いや、小さいときにはかわいいからとってもらってきてそのまま捨ててしまう、こういった状況もございまして。市民の御協力をいただきながら、野犬のいない安心して暮らせるまちづくりの実現に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

抜本的な対策、ぜひお聞きしたいものだと思っておるわけでございますけれどもなかなかない、本当に犬は賢い動物でございまして、本当にプラス嗅覚が人間の何千倍かは知りませんが、あるということで、いわゆるもう手に負えないという感じでございます。皆様方の御意見も拝聴いたしたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 瀬戸口議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） 最初市長が触れられました、私が放したというのはちょっと弁解になりますけど、夕方私いつも自宅に何してるんですけど、夕方店まで連れてくるんですよ。ほいで、そのときつなぎっぱなしだからということで距離にして四、五百メートルずっと先に歩かせるんですよ。そのとき私よりも先に行ってるので、行った時点で遭遇したみたいで、そういう状況でございますので、確かに放し飼いにしてはいかんということはわかりましたが、状況だけを承知していただき、以後注意はいたします。

あと、改善策で特にないということで非常に困るんですが、460万円の使い道については野

犬だけじゃなくて猫の何とか、いろいろ入ってるということなんです、けどもうちょっと野犬に対しての恐さがありますのでそれなりの対策を講じてもらいたいということなんです。それで、犬の生態という、何ですかね、その前に、毒を、毒ちゅうか毒餌をまいてやったことがある。これやることについては、非常に確かに範囲を限定しなきゃいかんということを周囲のことはありますので、非常に制約を受けるわけなんです。だから非常に何ですか、これは確かにだけ効果はあるんじゃないかと思います。それなりのおるところに何する。ただ、私何してるのは、こういうのは、犬は射殺することはだめなんですかね。それはあとで触れていただきまして、それなりの猟友会に頼んで、いそうなところ、夕方、朝とか結構出現してるわけですからそれをやってもらえることはできないかということです。

それから、犬の生態、野犬が住み着くところ、よく言われるのは空き家、空き家に住みついておるといことは言われてます。ということは、夜ねぐらとして空き家のところにおるといこととでございます。御存じのとおり、吉岐には空き家が結構できておるわけです。そこらに結構いるということからすれば、地域の住民の皆さんにお願いしとって、どうもあそこらにおるらしいという情報を何して、それなりの要因を何して、そこでねぐらにしてまた子供を生むんでしょう。その子供を捕まえるのが一番手っ取り早いんです、処分の仕方が。前もってそこら付近までやらないと、もう目を開いて歩き回るようになってからじゃ遅い。

私もわなを仕掛けてあつてつかまりませんと言いましたけど、思い出しました。小さい子犬は捕まえたことはあります、はい、子犬は。親になるともう学習効果もありますし、嗅覚も発達していると。子はそれなりのまだ学習効果やってないということからすると、そういうこともあるし、地域住民の皆さんにお願いしてどこらにおりそうだとすることを何して、それなりの、逆に働きかけをやる必要があるんじゃないかと思います。

それから、全体的に駆除の効果としての何ですが、自分がもう犬を飼ったけどいらんばいということで自己理由によって処分するときは、今、保健所に依頼すると2,000円ぐらいとられるそうです、自己理由によって処分するときです。それを、面倒くさいというのもあつて勝手に捨てられる、それが野犬化するわけです。

ということは、以前私のうちにも雌犬がにじり込んできたことがあります。これも捨て犬でした。ということは、私たちが呼びかければ、飼われておった何だから寄ってきたわけです。それはもうきっと捨てられたということからすれば、2,000円取られる何するのはみんなに周知して、全額は市としてやらないでも半分ぐらいは出すからぜひそういうやろうと思つたら、野犬化しないように協力してくれと住民の皆さんに働きかける必要もあるんじゃないかと思います。

それから、家庭の犬、雌に避妊対策、これは市で補助出しとったですかね、はい。それについてもやはりPRして、できるだけ協力してもらおうようにしたらいいんじゃないかと思っております。

す。

それと、また戻りますが、飼い主の意識改革ということです。野犬発生防止のために勝手に捨てないでくださいよと、本当に処分するときにはこういう処置を講じますからということで申し出てくださいということ働きかける、意識の改革をしてもらうということも必要かと思しますので、市長から何かいい案があればということではありましたが、単なるわなで捕まえるだけでなく犬の生態まで何して逆手でいって、それから学習効果何しない小さいうちに処分すると。それから、住民にそれなりの補助金もあるし、避妊もやってくださいよということで働きかけてはどうかということで、締めくくりとして市長の意見をお伺いします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 幾つかの御提案をいただきましてありがとうございます。

まず、犬を撃つということにつきましては、今回イノシシの関係で猟友会長にお聞きをいたしましたところ、水平撃ちというのはもう非常に危険でできないということ、そしてまたライフル、きっと普通の今猟友会で持っていらっしゃる銃ではとても死なんのではなからうかと思えます。ライフルとかそういったものじゃないとできないと思われまます。ですから、射殺ということについては、猟友会長の話を聞いた範囲での答えでございますから、正しい答えではないかもしれませんけれども厳しいということのようでございます。

それから、子供の犬をということでございますけれども、これは猫に鈴をつけに行くねずみと同じようにこの上なく危険な行為になるんじゃないかならうかと思えます。やはり子供を取られる親というのは、私は前牛を飼っておりましたけど、おとなしい牛でさえもうかかってきますもんね。犬がどういう性格かわかりませんが、恐らく先ほど申しますように、嗅覚のすぐれた犬でございますから、人の気配やったら絶対走ってくると思って、これは危険だと私は素人なりに思うわけでございます。

ただ、犬の処分費用、これについては一考の余地があると思っておりますので、担当課に研究させたいと思っております。確かに、処分費用が高いからもうそのまま捨てると、これは感情として非常に理解できますから、飼い犬を捨てる、その処分費用についてのことについては検討させていただきたいと思っております。

また、飼い主の意識改革、これについてもこれはやっぱ啓発をしていかなきゃいかんと思っておりますのでございます。ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 瀬戸口議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） ありがとうございました。確かに子犬を捕まえると危険って確

かにあるかもしれないですけど、一時的に人間が行けば親は逃げるんですよ、大抵、はい。今の野犬の何からすると、3匹、先ほど申しましたよね、3匹親子か何かだと思います。こっち何すると子は残されてますもんね。親だけ先に走ってなんです。そういうのもありますから、ちょっとやってみなきゃわからんですけど、心配する何は、ただ可能じゃないかと。ということは、家庭で飼っておって子犬を捨てようと思って何すれば、親の離れた時期にぱっと取って何するわけです。私も飼っておった何かがあるからそれはやるんですけどね。それだから、野犬だから何とかちゅうのは、それはわかりませんが。危険があればそれは非常に用心しなきゃいかんですけど、可能性としてはこのうちに処分したほうがいいんじゃないかという発想でございますので、よろしく。

次に移りたいと思います。次は地域防災計画のあり方ということで、またあいつ防災計画かという何かと思いますが、非常に最近の動きからして気になったことがあるもんですから触れたいと思います。

この前のJアラートのテストについては今回はうまくいったということで、非常に御苦労さんでございました。何かありましたら有効に働くことを祈っております。

この前、この防災計画に関する事で市の地域防災計画はいつ頃完成するのかということで質問しましたところ、24年度末を目途にしているということでございました。それで、どうも県の防災計画の指針というのは出たんですかね。ちょっと見かけないものですから、大体6月か7月ということだったんだけど出てないんじゃないかと思うんです。それからすると、これを受けて壱岐市の防災計画はしなきゃいかんので、実際壱岐市にもその何が影響してくるんじゃないかと思っておるわけなんですけど、それはともかくとしまして、特に私今回絞って質問したいのは、防災計画の中で原子力編、原子力災害対策についての同時並行的に、県のはできなくても市の防災計画は策定準備をされてると思うんですが、壱岐市の地域防災計画の中で原子力対策というのをどのように進んでいるか、具体化されておるかということで、進捗度をお聞きしたいと思います。

この原子力編については、9月6日に国で防災基本計画が政府もしくは国会の福島事故の検証報告を受けて国の防災計画の見直しがされました。そういうことからして、また県もそれなりを受けて何する、計画を練り直すんじゃないかと思います。だけど、先ほどから申し上げますように、県を待ってやるんじゃなくて壱岐市としての地域防災計画の、特に原子力編についてはどういう程度までいってるのかと、それが1項目めです。

2項目めは、市の防災計画の成分化というか、来年の3月目途ということになるんですが、これと同時に、計画書完成するのはもちろん3月かもしれませんが、特に原子力災害対策については同時並行的に、優先的に原子力災害対処の大綱及び細部の実施、作動、行動計画を策定すべ

きだと私は思っております。計画後成分化を待って実施計画、行動計画をつくるんじゃないで、災害はいつ起こるかかわからないということからしてやらなきゃいかんと思っております。

その理由なんですが、今騒がれております東海、東南海、南海地震の影響は壱岐にはそうないだろうというのが言われております。ここで3つの大きな何は考慮しなくてもいいと思っておりますが、皆さん御存じのとおり、7年前に起こった福岡市西方沖地震、警固断層の影響ですね。このときのマグニチュードが7.0、最大震度6弱、壱岐の場合は震度5強ですかね。5強ですので、今考えておくべきなのは警固断層だろうということが言われております。警固断層の影響は先々起こるとすれば、この警固断層は2つに大きく分かれておるようでございます。北西部と南東部に分かれてるかな、ね。7年前のは海の部分の北西部が動いたということです。次はともこの影響を受けて南東部、陸付近です。福岡の中心部から大宰府に通ずるのじゃないかと言われております。これで起こるとすれば、30年以内に起こる確率は結構高いということです。だけど、先ほどから申し上げますように、起こるとしてもこの前の福岡西方沖地震程度じゃろうということからすれば壱岐は5強でしたから幸いにして大した被害がなかったんですが、ちょっと火事とか何とか起こってありましたけどもあの程度だろうと。

じゃあ津波はどうかということで、津波はこの前海の部分だったんですが、警固断層は津波が起こるのは縦方向にその断層が割れると起こるそうです。それで、この前起こった海部分は横のずれだったということで、幸い津波はなかったと。陸部の何はとも縦断層の恐れがあるということにすれば、だけど陸の部分ですから津波の心配はないだろうということからすると、壱岐市としては、想定を頼るなっていう原則がありますけど、そう大した地震、津波の災害は、程度は軽いんじゃないかと。じゃあ、残るは原子力災害じゃないかということからして、第一に、先ほどから申し上げますように、原子力災害が発生したときはどうするかということで、第一に優先的にその対処を考えておく必要があるんじゃないかということです。

それで、もし原子力災害、災害起こらないことを祈っております。どういう何で起こるか知りません。地震、津波はともかくとして、テロかもしれない、航空事故かもしれない、もしくは機器の故障、オペレーションミスで起こるかもしれない。そういうことが安全協定で県から壱岐市に通報があった場合、じゃあどういう状況なのか、放射能漏れがあるのか、放射能漏れがあるとすればどの程度なのか、壱岐に被害がある、UPZ内の人に避難を呼びかける必要があるのかどうかいって何で情報収集せざるを得ない。もし、そういう放射能拡散の恐れがあるとすれば、避難を指示しなければいかんだろうということです。じゃあ、避難の必要があるとすればUPZ内、30キロ内の人は一時的に、今考えられているのは北のほうに移動すればいいだろうと言われております。

その程度でどうにか終わればいいんですけど、放射能物質の拡散の予測のスピーディーという

ものから予測が壱岐方向はどうも危ないということが出てくれば全島避難的な面まで考えないか
んだらうと。私としてはUPZ内の移動を1次避難、それから全島避難的なのを2次避難という
ことでしておりますが、このための1次避難にしる、先ほどから情報収集にどういう体制を取る
か、1次避難をするならどうしなきゃいかんか、2次避難をするためにはどうせないかんと
いうことはあらかじめやっておかないといつ起こるか分からない何からすると、計画の完成を待って
次にやりますということじゃ間に合わないと思うわけで、原子力対処法を優先的にしておく必
要があるということを提言したいと思います。

それから、これは何の何で、今情報収集から何か起こった場合、避難、1次避難、2次避難、
必要になれば動かなきゃいかんわけですけど、これなりの行動計画、最後の実施計画をつくるた
めには、今の総務課の対処何ではどうもオーバーワークになるような気がするわけです。それか
らしますと、本当にこれに対処しなきゃいかんと思われれば、情報収集の体制から避難までの策
定するために体制づくりを早くやって取りかかるべきだと思います。そのために総務課の人、そ
れから私の案でございますが、消防署の人員等を借り出して、言葉は悪いですけど、数名で早急
に危機管理室を設置してそれぞれの原子力に対する細部の実施行動計画を策定する、いざとい
うときにそぐわないようにすべきだと思います。ということは、福島原発でそれなりの対応をして
なかったばかりに住民はいろんな情報もわからないままで逃げまどったわけです。ほいで後か
ら考えてみると、スピーディーの何とかで自分らは逃げた方向が放射能が一番降ってたと、
50キロに及んで、飯館村は空っぽです。あそこの付近が一番降ったわけです、後から考え
てみると。

そういうこともあり得るということからすれば、壱岐の場合は御存じのとおり海に囲まれてい
ます。逃げるとすればどうすればいいのか、特に2次避難が問題になると思います。1次避難の
要領についてもあらかじめ決めておかなきゃ右往左往せざるを得ないということからして、以上、
大きくは3つあるかと思いますが、防災計画の原子力編の進捗度と、それから地域防災計画の成
分化を待たなくて同時並行的に原子力対策についてを優先的に計画、策定すべきじゃないかと。
これをスムーズに早くやるためには人員を集めて危機管理室、市長の直属でも結構です、つくっ
てやるべきじゃないかと思っておりますので、大きくは3つについて市長の見解をお伺いいたし
ます。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 瀬戸口議員の地域防災計画のあり方ということで御質問でございます。

危機管理、これは私事で申し上げます。行政の最大の責務であると思っておるところで
ございまして、この地域防災計画、これについては本当に市民の安全を守るために綿密な計画を

しなければならぬと考えておるところでございます。

現時点での進捗度ということでございますけれども、地域防災計画につきましては昨年の東日本大震災や福島第一原子力発電所事故によりまして壱岐市地域防災計画を特に震災対策、原子力災害対策について避難場所、避難経路などの見直しが必要であるということを考えておりまして、本年度中に地域防災計画を見直すことといたしております。

特に原子力災害対策につきましては、長崎県において本年6月に長崎県防災会議が開催されまして、長崎県の地域防災計画、原子力災害対策編が策定されております。その計画を受けまして壱岐市地域防災計画、原子力災害対策編を策定するよう県の計画を参考としながら現在準備を進めているところでございます。

ところで、この原子力災害につきましては、11月17日に県の防災訓練が壱岐、佐世保、松浦、平戸同時に行われる予定となっております。これは玄海原子力災害を想定した防災訓練でございます。壱岐市の30キロ圏内1万6,398人の30キロ圏外への避難、それから原島から、原島はもう30キロ圏内に入っておりますから、原島からの海上輸送、原島の住民の方を原島から脱出させるという海上輸送、それからモニタリングの訓練、釣り客の救難輸送、逃げ遅れた釣り客をどうするかといった部分、それから、けが人、病人の大村医療センターへの搬送、こういったものをメインにいたしまして防災訓練が行われる予定となっております。住民の方々の御協力を賜わらなければなりません。その打ち合わせは10月に予定をされておりました、この実際の防災訓練、こういったものを参考にしながら防災計画を立てていきたいと思っております。

さて、先ほど地震と津波につきましては、瀬戸口議員のほうからお話がありましたように、壱岐にとってはもしかすると余り影響ないかもしれませんが、やはりこれについても私は十分に計画を組んでおかないかと思っております。実は今問題になっておりますのが四国沖から九州沖にあります南海トラフ巨大地震、これに関する津波高や想定浸水区域等の公表がなされております。国が8月29日出したところでございまして、長崎県の最大値は震度5強で、起こった場合、長崎県の場合は震度5が一番強いだろうと、津波の高さは4メートル、そして1センチ以上浸水する面積は1,860ヘクタールでございます。県内で最大震度5強が予測されるのは、諫早、雲仙、南島原の3市でございます。震度5弱が長崎、島原、大村、西海の4市、残り壱岐市を含む14市町は最大で震度4とされているところでございます。

津波の高さにつきましては、壱岐市は調査対象外でございます。資料がないわけではございませんけれども調査対象で壱岐に一番近い佐世保市の例を見ますと、佐世保市で3メートル、3メートルが最大であると。津波の到達時間でございまして、最悪のケースで、九州沖で地震が起きた場合ということでございまして、182分でございます。ですから、最短で182分

ですから佐世保から壱岐まで何分かかるかという、そういったことで大方の予想ができるわけでもありませんけれども、最短でも300分近くかかるんじゃないかなという気はいたしているところでもあります。これはまだ私の勘でございまして確実な数字ではございません。今回の南海トラフ巨大地震では壱岐市では大きな被害が想定されておりませんが、やはり地震、津波対策につきましても早く見直しに着手する必要があるという認識のもとに同時進行を進めてまいりたいと思っております。

壱岐市の地域防災計画、原子力災害対策偏の中身といたしましては、県の計画を参考に総則で計画の趣旨、防災関係機関の業務など計画の基本的事項を示し、災害予防対策として原子力災害が発生したときの避難計画や整備しておく対策等を示し、災害応急対策として特定事象が発生した場合の対応などを示し、災害復旧対策として原子力災害の復旧を図るために実施すべき対策など盛り込む予定としておるところでございます。

この議会の中で昨日御説明をしたこともございますけれども、やはり1次避難の北部への避難、そして議員おっしゃいます2次避難としての島外脱出、そういったものも考えまして、昨日もお話いたしましたけれども島外脱出につきましても港が整備されてないわけでもございまして、そういった港の整備についても県に要望していくというふうにいたしておるところでございます。

さて、3点目の危機管理室をつくるべきじゃないかという御意見でございます。この防災対策につきましても、現在総務課を中心に全庁的に職員の配置を行って対策を行っておるところでございます。このたびの台風16号に対しましても100人余りの職員を配置したということは申し上げたところでございます。

そういった中で、危機管理室の設置の必要性というのは十分認識をしておるところでございますけれども、その管理室を、実は二、三年前に本気で考えたときがございました。そのときにやはり指揮命令系統と、その危機管理室長の立場をどうするのか、またそしてそれを常設するのか、常設というのはなかなか厳しいと、今議員おっしゃいますように、組織としての危機管理室というものの、有事の際にはこういう体制を取るんだということであれば今の体制と余り変わらんわけでもございまして、その辺については今のところ研究をさせていただきたいと思っております。

危機管理室の利用性というのは認識をいたしておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 瀬戸口議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） 津波、地震についての何は、特に南海地震を中心にしてそのときの津波の状況、地震の状況を触れられました。

何回も申し上げますように、全然津波、地震に対しての対処を軽視するわけじゃないんですが、

原子力災害の被害に比べれば相対的に低いんじゃないかと私なりに。それに対してまた議論があればまた別ですけど、だけど先ほどから申し上げますようにUPZに入ってる、そのときに避難の何を必要だということからすれば原子力何とかに重点を置くべきだと。それからいつ起こるかわからない、災害は。

先ほどから申し上げますように、原発、原子力の何は、津波に対しての何は一応対処はしているみたいです。けど、大丈夫だろうと。だけど、テロがあるだろうし、航空機が落ちて事故になるだろうし、機器の故障によって放射性物質が何するか、オペレーションミスに何するかもしれないということからすれば、やはりもう具体的な何はやっておかないということなんです。

先ほど、16号に対処の百何名を配置してやられたと。これは台風の動きによって大体何できるんですね。できるっていうのは目に見えてる、相手の行動がわかってる、だけど原子力災害っていうのは、放射物質見えません、臭いもしません、音もしません、形としてあらわれません。ちょっとやっぱり災害としても対処の仕方が全然違うと思うんです。それからすると、1例を挙げます。1次避難、UPZ内で、30キロ圏内で、じゃあ避難するとします。

先ほどUPZに関係するので議員の中で何名関係するわけでしょう。5ないし7名、3分の1は関係します。今執行部の皆さん20名ぐらいおられますけど、このUPZに関係している、総務課長は関係するんじゃないかと思います。堀江部長さんはどうですかね。あると思います。まあ、意識の差とは言いませんけど、それなりの何を、危機感をもってやってほしいということからすれば、一例を挙げます。

総務課長、何か1次避難されるように指示された場合、課長は役目から任務を離れるわけにはいかんでしょう。前もって奥さん、家族の皆さんに、「おい、避難するらしいぞ。どこどこに行け」と、「勝本のほうだ」それだけでいいですか。かざはやに行くとか、勝本中学校、小学校に行くとか、霞翠に行くとか、そこら辺ある程度やっておかないと混乱しますよね。初山は全部かぶります。千何名おります。勝本に行けだっとかざはやに集中したらどうしてもお手あげですね。前もってその行く場所を、もう何かあったときは課長の坪触の人はどこに行きなさい、私の地元、市山議員と同じ若松の人はどこに行きなさい、割り振り何しておかんと、国道何して押しかけたわ、収集はつかないわ、想像してみてください。一応集まるのは集まった、じゃあ集まったけど夜寝るのに毛布もない、あるいは食料はどうするんだ、水はどうするんだ、ある程度やっぱり何しとかないと、役場の職員がその避難所としてのコントロールする人もあらかじめ配置、任務分担しとかないと、そのときになってお前たちあそこ行け何とかで間に合わんと思います。それをやるためには、今の総務課の管理は無理じゃないかということをおっしゃるわけなんです。そのために細部の計画を何するためには、危機管理室を、今市長は管理室長の役目とか何とか言われましたが、これは今実際その計画をつくるために危機管理室をつくって、実際事が起これば災害対策

本部長は市長でしょう。副市長が補佐されて、そういうことになると思います。危機管理室の室長とはそのスタッフでしょう。そうなるんじゃないですか。そのまま存続したとすればですよ、組織事情は。

今市長の何を受けまして管理室を設けなくてもいいじゃないか、総務課だけでは私そういう何までできないと思ったわけですね、早急にするべきだという観点から。それから、いざというときにはあくまでも本部長は市長であって、管理室その他皆さんはスタッフになると思うんです。この点についてちょっとお願いします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今、原子力災害に向けての危機管理室を早急に置くべきだという御意見でございます。

今議員御指摘のように、誰も原子力災害についての知識を持った職員いないわけでございます。したがって、11月17日のその災害を想定した防災訓練、そういったものを積み重ねることによって、それを参考にしたりやはり私は防災計画を樹立してやるべきだと思っております。危機管理室を設けたから災害が未然に防げるということにはならんと私は思っておるわけございまして、実際の避難、例えばこの地区の人はここに行きなさいちゅうても、親戚が違う所にあつたらすぐ行きますよ。そういったことも含めて、私はただ組織として危機管理室を置くということだけにこだわりたくはないと思っております。目的は危機管理室を置くことではなくて、壱岐市民を原子力災害からどうして守るかということでございますから、私は置かないとは申し上げておりません。十分知っておりますけれども、やっておりますけれども防災訓練、あるいは県、あるいは国の指導等々をお受けしてその対策を講じたいと申し上げておるところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 瀬戸口議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） 言葉尻を捉えるようでございますが、専門家はいないということですね。専門家をつくるために危機管理室で専門的にやってもらうという何ですよ。

それから、今の何では11月17日に訓練に参加すれば、それで何でそれを参考にしたいと、何名派遣されるつもりですか。ただ1人、2人じゃ何でしょう。そういうことから、何回も申し上げますように、何かあればどう対処するか、もう言葉は何すりゃあ勉強してそれらを実際細部の計画に反映させる、つくるを何しなきゃいかんわけです。今また親戚がどこだから何とかしちゃってもできないということなんです。そこが結局統制してやらないとやれないわけです。もう収集がつかないわけでしょう。福島何についてもそれがあらかじめやってなかったばかりに混乱したわけです。それから、二、三日前に原子力安全委員会が解散しました。そのときの渡辺

委員長がいみじくも反省として見解として述べたのは、安全委員会という組織は存在したけど、やるべきことをやってなかった、足りなかったと反省事項に挙がってます。

今考える何では、こういうのにあらかじめ対処しておかないと福島に鑑みて、計画がなかったばかりに混乱したということからすれば、やっておくべきだったのが私の何です、はい。11月17日の何を待ってそれを受けて何とかって言いよったらいつの間にか時間経ってしまって、実際起こると、起こってみたらどうしようもなかったという、やるべきじゃないという何が私の心配性の何かもしれませんが、だけどやり損ないましたじゃなくて、渡辺委員長の何を、例を言いましたけど、やるべきことをやってなかったというのが反省だと、それを轍を踏まないためにどうですかという何で私は申し上げております。お願いします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 先ほどの、私が親戚に行くかもしれんというのは取り消させていただきます。

ただ、11月17日の防災訓練は、先ほど申しますように1万6,398人の避難をどうするかといったことも含めて、原島からの脱出をどうするか、病人を運ぶ、実際にどうするかという訓練を壱岐でやるわけですから、壱岐の方々がそのことを意識していただく、そしてまたこの11月17日の防災訓練だけではなくて、これにつきましては市単独でもやっぱりこういう訓練を重ねていかなきゃいけないと思っているところでございまして、いずれにしてもこの防災訓練、これをまずやってみてどういう状況が生まれるのかという想定をやはり経験則で計画も組んでいかなきゃいけないとおもっているところでございます。11月17日までに原子力災害が起これば、それはもうお手上げでございますけど、とにかくいろんなことで経験を積んで、意識を、市民の皆様方に意識を高めていただいて防災につなげていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議員（17番 瀬戸口和幸君） 議長、ちょっと時間追加になりました。最後に一言。

議長（市山 繁君） はい、瀬戸口議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） 今1次避難だけについて触れましたけど、2次避難についても非常に、1次避難以上に労力を要する作業量があると思います、はい。それで次の機会に何しまして、今日時間があれば触れたいと思いましたが次の機会に譲りたいと思います。そういうことでもありますので、早目にそれなりの指揮をして、細部の計画をして住民の安心安全な生活ができる何を市長が責務でございますので宜しくお願いします。

以上、終わります。

〔瀬戸口和幸議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、瀬戸口和幸議員の一般質問を終わります。

議長（市山 繁君） 以上で一般質問を終わります。

これで本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は9月28日木曜日午前10時から開きます。また、明日9月21日は各常任委員会を、9月24日は予算特別委員会を、9月26日は決算特別委員会をそれぞれ開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさんでした。

午後3時20分散会

平成24年 壱岐市議会定例会 9月会議会議録(第5日)

議事日程(第5号)

平成24年9月28日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	13番 鶴瀬 和博
日程第2	議案第69号 壱岐市防災会議条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第70号 壱岐市災害対策本部条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第71号 壱岐市税条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第72号 壱岐市国民宿舎条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第73号 壱岐市火災予防条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第74号 公の施設の指定管理者の指定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第75号 武生水C辺地(変更)、渡良B辺地(変更)、初山B辺地、東可須辺地(変更)、立石辺地(変更)及び石田辺地(変更)に係る総合整備計画の策定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第76号 平成24年度壱岐市一般会計補正予算(第4号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第77号 平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第78号 平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第79号 平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第80号 平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第81号 平成24年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第82号 八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の締結について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	認定第1号 平成23年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	決算特別委員長報告・認定 本会議・認定
日程第17	認定第2号 平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定

日程第18	認定第5号	平成23年度苓崎市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第19	認定第6号	平成23年度苓崎市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第20	認定第7号	平成23年度苓崎市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第21	認定第8号	平成23年度苓崎市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第22	認定第9号	平成23年度苓崎市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第23	認定第10号	平成23年度苓崎市病院事業会計決算認定について	厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第24	認定第11号	平成23年度苓崎市水道事業会計決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第25	陳情第3号	「苓崎市芦辺町瀬戸浦の市道、恵美須～大久保線の幅員拡張工事」に関する陳情	産業建設常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第26	発議第4号	地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について	議員提出 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第27	発議第5号	合併後の新市町への財政支援策の充実強化を求める意見書の提出について	議員提出 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第28	議員派遣の件		原案のとおり 決定

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

出席議員(19名)

1番 久保田恒憲君	2番 呼子 好君
3番 音嶋 正吾君	4番 町田 光浩君
5番 小金丸益明君	6番 深見 義輝君
7番 町田 正一君	8番 今西 菊乃君
9番 市山 和幸君	10番 田原 輝男君
11番 豊坂 敏文君	13番 鷓瀬 和博君
14番 榊原 伸君	15番 久間 進君
16番 大久保洪昭君	17番 瀬戸口和幸君
18番 牧永 護君	19番 中田 恭一君
20番 市山 繁君	

欠席議員（１名）

12番 中村 出征雄君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 榊崎 文雄君 事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	山下 三郎君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	堀江 敬治君
市民部長	川原 裕喜君	保健環境部長	斉藤 和秀君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	後藤 満雄君
教育次長	堤 賢治君	消防本部消防長	小川 聖治君
病院部長	左野 健治君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	西原 辰也君	会計管理者	土谷 勝君

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に御報告をいたします。吉岐日々新聞社ほか1名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

中村出征雄議員から欠席の届けがっております。

ただいまの出席議員は19名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表第5号により本日の会議を開きます。

まず、ここで中原副市長よりゴルフ場の件について発言の申し出がっておりますので、発言を許します。中原副市長。

〔副市長（中原 康壽君） 登壇〕

副市長（中原 康壽君） おはようございます。先般の9月26日の決算特別委員会におきまして、ゴルフ場の拡張用地の用地代につきまして御質問がございまして、明確な答弁になっており

ませんでしたので、本日回答を申し上げたいと思います。

この拡張用地の代金につきましては、総額が6億円で借り入れをしてあります。借り入れは、平成9年11月でございます。逐次10年度から返還になりまして、平成15年9月30日現在で1億7,340万4,000円という代金を平成15年9月30日に旧勝本町ですべて返済済みでございます。そういうことで、壱岐市に引き続いて支払いはないかということでございますが、これは、旧勝本町のときに処理をしてあったということで御理解をいただきたいと思います。

〔副市長（中原 康壽君） 降壇〕

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（市山 繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

9月11日に今期定例会の会議録署名議員として、12番、中村出征雄議員を指名しておりましたが、本日欠席の届け出がっておりますので、13番、鵜瀬和博議員を補充指名いたします。

日程第2．議案第69号～日程第25．陳情第3号

議長（市山 繁君） 次に、日程第2、議案第69号壱岐市防災会議条例の一部改正についてから、日程第25、陳情第3号「壱岐市芦辺町瀬戸浦の市道、恵美須～大久保線の幅員拡張工事」に関する陳情まで、24件を一括議題とします。

本案の審査は各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。今西菊乃総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長（今西 菊乃君） 登壇〕

総務文教常任委員長（今西 菊乃君） 総務文教常任委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案第69号壱岐市防災会議条例の一部改正について、原案可決。

議案第70号壱岐市災害対策本部条例の一部改正について、原案可決。

議案第71号壱岐市税条例の一部改正について、原案可決。

議案第73号壱岐市火災予防条例の一部改正について、原案可決。

議案第74号公の施設の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第75号武生水C辺地（変更）、渡良B辺地（変更）、初山B辺地、東可須辺地（変更）、立石辺地（変更）及び石田辺地（変更）に係る総合整備計画の策定について、原案可決。

認定第8号平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

以上でございます。

議長（市山 繁君） これから、総務文教常任委員長の報告に対し、質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は審査の経過と結果であり、議案内容について、提出者に質疑することができませんので、申し上げておきます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑ありませんので、これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教常任委員長（今西 菊乃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。町田正一厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 登壇〕

厚生常任委員長（町田 正一君） 本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案第77号平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第78号平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

認定第2号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第7号平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第10号平成23年度壱岐市病院事業会計決算認定について、認定。

委員会意見、議案第78号13節委託料の見守り調査訪問については、効果を見て次年度以降も継続・拡大していくよう要望する。

また、認定第10号については、前年度は不認定としておりましたけども、今回は、以下の条件を付して認定としました。

- 1、かたばる病院とのスムーズな統合。
- 2、病院企業団加入に向けてスピード感をもって達成すること。
- 3、その前提となる8条件の内部整備を早急に実施すること。

以上の条件を付して認定することにいたしました。

なお、認定第3号平成23年度壱岐市後期高齢者事業特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第4号平成23年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、さらに慎重な審査を必要とするため、継続審査ということにいたしました。

以上です。

議長（市山 繁君） これから、厚生常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、これで厚生常任委員長の報告を終わります。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。田原輝男産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（田原 輝男君） 登壇〕

産業建設常任委員長（田原 輝男君） それでは、委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、苓岐市議会会議規則第103条の規定により報告をいたします。

議案第72号苓岐市国民宿舍条例の一部改正について、原案可決。

議案第79号平成24年度苓岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第80号平成24年度苓岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第81号平成24年度苓岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第82号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の締結について、原案可決。

認定第5号平成23年度苓岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第6号平成23年度苓岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第9号平成23年度苓岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第11号平成23年度苓岐市水道事業会計決算認定について、認定。

続きまして、本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、苓岐市議会会議規則第138条の規定により報告をいたします。

受理番号、陳情第3号、付託、平成24年9月18日。件名、「苓岐市芦辺町瀬戸浦の市道、恵美須～大久保線の幅員拡張工事」に関する陳情。審査の結果、採択すべきもの。

それでは、委員会の意見といたしまして、本陳情にかかる路線についての必要性は認る。しかし、「一日でも早く実現」という趣旨ではありますが、厳しい財政状況の中、早急な対応と全線の改良は難しいと思われれます。よって、局部改良等も含め、十分な調査・検討をすることで採択すべきものとしたしました。

以上です。

議長（市山 繁君） これから、産業建設常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（田原 輝男君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。久間進予算特別委員長。

〔予算特別委員長（久間 進君） 登壇〕

予算特別委員長（久間 進君） 予算特別委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、吉岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案第76号平成24年度吉岐市一般会計補正予算（第4号）、原案可決。

以上でございます。

議長（市山 繁君） これから予算特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（久間 進君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 次に、決算特別委員長の報告を求めます。音嶋正吾決算特別委員長。

〔決算特別委員長（音嶋 正吾君） 登壇〕

決算特別委員長（音嶋 正吾君） 決算特別委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、吉岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

認定第1号平成23年度吉岐市一般会計歳入歳出決算認定について、認定。

委員会審査意見を申し上げます。

市税及び使用料等の収入未済額が前年度より増加になっている。1年を超えるものもあり、回収整理に万全を期されたい。また、塵芥処理費（古紙類等資源化処理委託料）については、合併前からの経緯も踏まえ今日に至っている。塵芥処理施設も、本年度より新設稼働をしていることから、古紙類等資源化処理委託事業においては再検証を行い委託事業の改善を図られたい。

以上でございます。

議長（市山 繁君） これから決算特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、これで決算特別委員長の報告を終わります。

〔決算特別委員長（音嶋 正吾君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上で各委員会の報告を終わります。

これから、議案第69号吉岐市防災会議条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第69号壱岐市防災会議条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号壱岐市災害対策本部条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第70号壱岐市災害対策本部条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号壱岐市税条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第71号壱岐市税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号壱岐市国民宿舎条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第72号吉野市国民宿舎条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号吉野市火災予防条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第73号吉野市火災予防条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号公の施設の指定管理者の指定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第74号公の施設の指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号武生水C辺地（変更）、渡良B辺地（変更）、初山B辺地、東可須辺地（変更）、立石辺地（変更）及び石田辺地（変更）に係る総合整備計画の策定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第75号武生水C辺地（変更）、渡良B辺地（変更）、初山B辺地、東可須辺地（変更）、立石辺地（変更）及び石田辺地（変更）に係る総合整備計画の策定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第76号平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第77号平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第78号平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第79号平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第80号平成24年度壱岐市下水道事業特

別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号平成24年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第81号平成24年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の締結について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第82号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の締結については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号平成23年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、認定第1号平成23年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、認定第2号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第5号平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、認定第5号平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号平成23年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認

定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、認定第6号平成23年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、認定第7号平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、認定第8号平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号平成23年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、認定第9号平成23年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第10号平成23年度壱岐市病院事業会計決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、認定第10号平成23年度壱岐市病院事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第11号平成23年度壱岐市水道事業会計決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、認定第11号平成23年度壱岐市水道事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、陳情第3号「壱岐市芦辺町瀬戸浦の市道、恵美須～大久保線の幅員拡張工事」に関する陳情について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。本案は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、陳情第3号「吉崎市芦辺町瀬戸浦の市道、恵美須～大久保線の幅員拡張工事」に関する陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第26・発議第4号

議長（市山 繁君） 次に、日程第26、発議第4号地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。8番、今西菊乃議員。

〔提出議員（今西 菊乃君） 登壇〕

議員（8番 今西 菊乃君） 発議第4号、平成24年9月28日、本日の提出でございます。吉崎市議会議長市山繁様。提出者、吉崎市議会議員今西菊乃、賛成者、吉崎市議会議員久間進、中田恭一。

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、吉崎市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）、地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず、地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など、「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は、京都議定書において、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務づけられているが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保するとしている。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に導入される一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成24年度税制改正大綱」において、「平成25年度実施に向けた成案を得るべくさらに検討を進める」とされている。

もとより、地球温暖化防止により確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市

町村が主体的、総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落、低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など、厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安全的な財源が大幅に不足している。よって、下記の事項の実現を強く求めるものである。

記。二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備、保全等を推進する市町村の役割を踏まえ「地球温暖化対策のための税」の一定割合を森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月28日、長崎県壱岐市議会、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国家戦略担当大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣。

以上です。

議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（今西 菊乃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りいたします。本案については、会議規則第37条第2号の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、本案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わり、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第4号地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第27・発議第5号

議長（市山 繁君） 次に、日程第27、発議第5号合併後の新市町への財政支援策の充実強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。8番、今西菊乃議員。

〔提出議員（今西 菊乃君） 登壇〕

議員（8番 今西 菊乃君） 発議第5号、平成24年9月28日。壱岐市議会議長市山繁様。
提出者、壱岐市議会議員今西菊乃、賛成者、壱岐市議会議員鵜瀬和博、小金丸益明。

合併後の新市町への財政支援策の充実強化を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

合併後の新市町への財政支援策の充実強化を求める意見書案、長崎県は、市町村合併に伴い、従来の79市町村が21市町に再編され、その減少率では、73.4%と全国一合併が推進されたところである。合併市町は、普通交付税の合併算定がえにより、何とか安定的な財政運営を維持しているが、普通交付税は合併後10年間の特例期間に続き、5年間の経過措置を経て、段階的に減額されることから、今後大幅な財源不足を生じることが見込まれる。

合併市町においては、合併したことによる新たな住民ニーズの発生や、地理的要因に起因する課題等、特別の経費が生じていることから、今後も安定的な財政運営が継続できるよう、合併算定がえにかわる新たな財政支援措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月28日、長崎県壱岐市議会、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣。

以上です。

議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑ありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（今西 菊乃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りいたします。本案については、会議規則第37条第2号の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、本案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わり、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第5号合併後の新市町への財政支援策の充実強化を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第28．議員派遣の件

議長（市山 繁君） 次に、日程第28、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第159条により、お手元に配付のとおり、関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、議員の派遣については可決されました。

以上で予定された議事は終了いたしました。この際お諮りいたします。9月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理に要するものにつきましては、吉岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定をいたしました。

議長（市山 繁君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

ここで、市長からの挨拶の申し出がっておりますので、発言を許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 御挨拶を申し上げます。9月11日から本日まで18日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして、慎重審議を賜り、さまざまな御意見、御指摘、御助言を賜りまことにありがとうございました。賜りました御意見等につきましては、十分尊重し、市政運営に当たる所存でございます。今後とも、御指導、御協力賜りますようお願い申し上げます。

さて、市民病院の長崎県病院企業団加入の件について、その進捗状況を御報告申し上げます。去る9月24日、吉岐医師会へ市民病院の現状、病院企業団加入の必要性等について、第2回目の説明会を行ったところであります。医師会の先生方からは、さまざまな建設的、そして、活発な御意見等をいただきましたが、結果といたしまして、病院企業団加入について御理解、御了承を賜ることができました。正式な加入協議の会議の前提となる知事及び企業長に対しての要望書提出について、医師会総会において、全会一致の同意をいただいたところであります。既に市議会からは要望書をいただいておりますので、これで吉岐市議会、そして、吉岐医師会の総意のもとに、要望書の提出ができることとなったものであります。病院企業団加入に向けて協議のテー

ブルにつくことができる、まさにスタートラインに立ったものと考えております。壱岐医師会におかれましては、江田会長様を初め、会員先生方の壱岐の医療を守る、市民皆様の健康、そして、生命を守るという、医療に対する崇高な精神によりまして、今回の御決定をいただいたものであります。ここに改めて心から敬意を表しますとともに、深く深く感謝申し上げる次第であります。

近日中に知事及び病院企業長に対しまして、要望書の提出を行ってまいりますが、今後、企業団加入に向け、残された諸課題に対し、全身全霊をかけて果敢に取り組み、必ず実現してまいる決意でございます。議員皆様、市民皆様のさらなる御理解、御協力を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。

日に日に秋も深まってまいります。議員各位、市民の皆様におかれましては、御健勝にて日々過ごされますことを心から祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。大変ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもちまして、平成24年壱岐市議会定例会9月会議を終了いたします。

以上で散会いたします。大変お疲れさんでございました。

午前10時51分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 市山 繁

署名議員 豊坂 敏文

署名議員 中村出征雄

署名議員 鵜瀬 和博

議 員 派 遣 に つ い て

平成24年9月28日

吉岐市議会議長 市山 繁

次のとおり議員を派遣する。

1．議会広報特別委員会行政調査

- (1) 目 的 議会広報に関する調査等
- (2) 派遣場所 佐賀県嬉野市、鹿児島県えびの市
- (3) 期 間 平成24年10月4日～6日
- (4) 派遣議員 町田光浩、久保田恒憲、瀬戸口和幸、榊原 伸、町田正一
呼子 好

2．全国消防操法大会

- (1) 目 的 選手応援
- (2) 派遣場所 東京都江東区有明
- (3) 期 間 平成24年10月6日～8日
- (4) 派遣議員 議長 市山 繁、今西菊乃、久間 進、中田恭一

3．議会運営委員会行政調査

- (1) 目 的 議会基本条例制定後の運用状況等について
- (2) 派遣場所 佐賀県鹿島市、福岡県田川市
- (3) 期 間 平成24年10月17日～19日
- (4) 派遣議員 議長 市山 繁、鶴瀬和博、小金丸益明、田原輝男、
今西菊乃、町田正一、深見義輝

4．産業建設常任委員会行政調査

- (1) 目 的 全国和牛能力共進会出品者応援等
- (2) 派遣場所 佐世保市、福岡市中央区
- (3) 期 間 平成24年10月28日～30日

- (4) 派遣議員 田原輝男、大久保洪昭、牧永 護、瀬戸口和幸、深見義輝、
町田光浩

5 . 厚生常任委員会行政調査

- (1) 目 的 障害者施設等の運営状況について
(2) 派遣場所 佐賀県有田町、福岡市西区
(3) 期 間 平成 2 4 年 1 0 月 2 9 日 ~ 3 1 日
(4) 派遣議員 町田正一、市山和幸、鵜瀬和博、豊坂敏文、音嶋正吾、
久保田恒憲